秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２３年１１月２日

１　条文案等

○　条文素案
○　読替表
○　適性評価調査票（イメージ）

２　論点ペーパー（案）（※は内調内検討中。それ以外はいずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1) 人的管理に関するもの

○　適性評価制度の法制化について*1
○　「適性」という語を用いることについて
○　適性評価の対象外とする者について
○　実施権者について*2
○　国務大臣以外の者が行政機関の長等である場合の当該行政機関の長等の適性評価の実施権者について
○　評価の観点と調査事項の関係について*1
○　調査事項について
○　公私の団体への照会について*1
○　同意の取得について*1
○　結果の通知について*2
○　[redacted]
○　適性評価の実施以外の目的での個人情報の利用・提供の制限について
○　適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について*2
○　適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
○　適性評価と法の下の平等との関係について

(2) 秘密の指定に関するもの

○　指定権の所在及び指定の効果並びに指定の調整について（※）*2

(3) 罰則に関するもの

○　特定取得行為を処罰対象とすることについて
○　共謀、教唆、煽動の処罰規定を設けることについて
○　業務による知得後、当該業務を離れ、又は退職した後に特別秘密の指定があった事項に係る漏えい行為に対する処罰の要否について
○　刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について

＊１　法制局にいったん提出後、内調において技術的・形式的な修正をしたもの。
＊２　法制局にいったん提出後、同局参事官の指摘を受けて修正したもの。

[redacted]

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

11/11/02

[redacted]

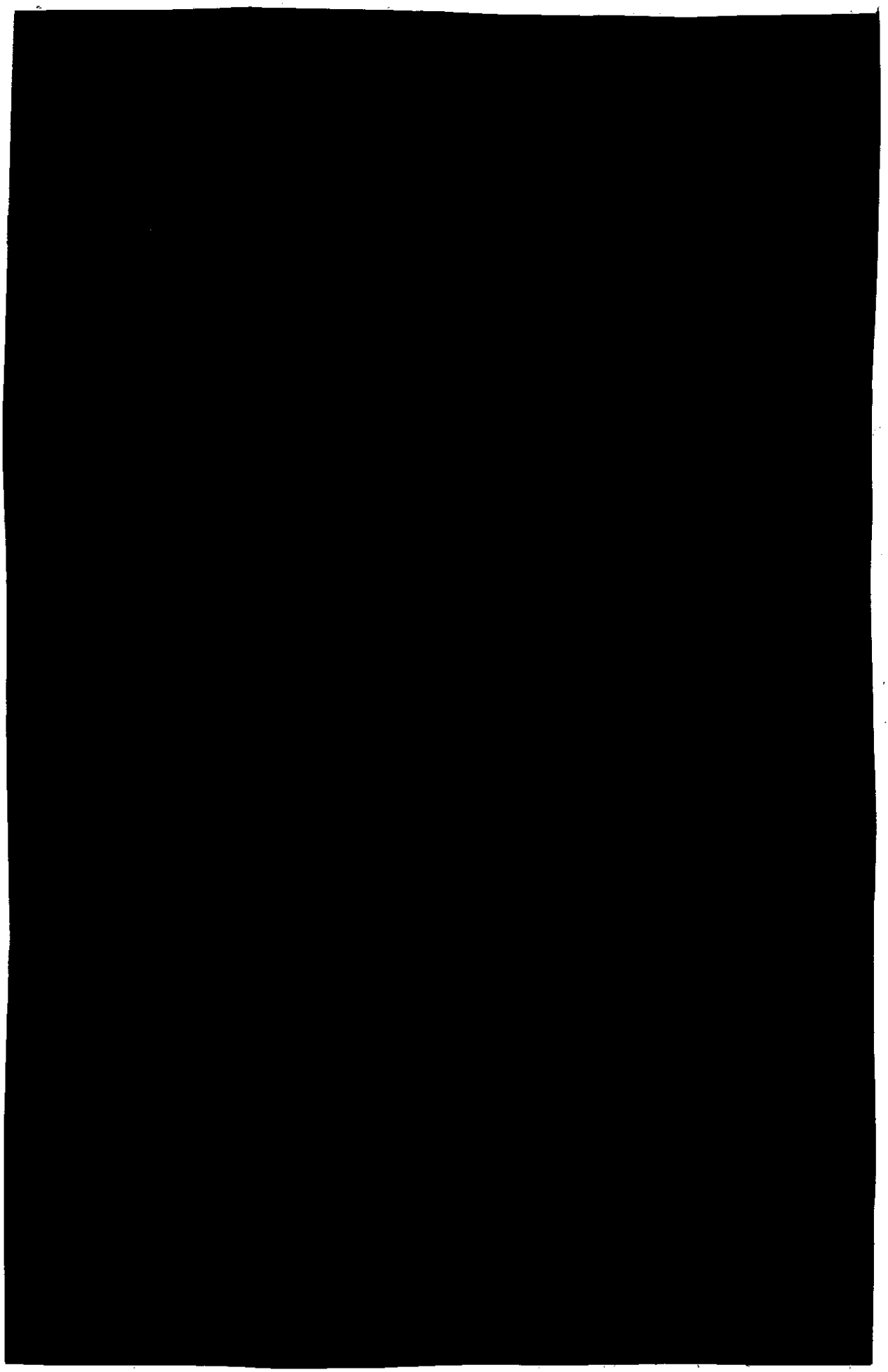

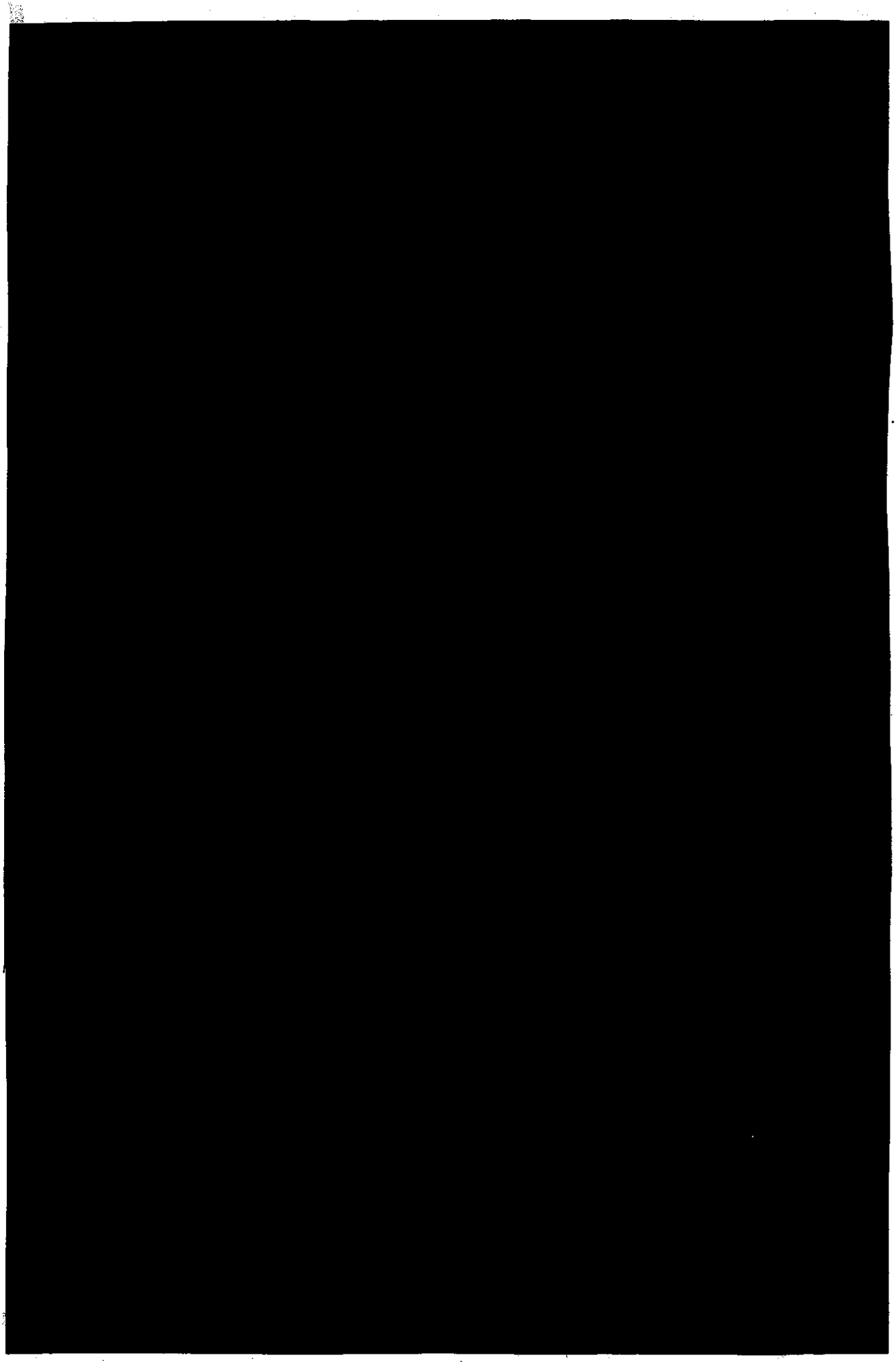

[redacted]

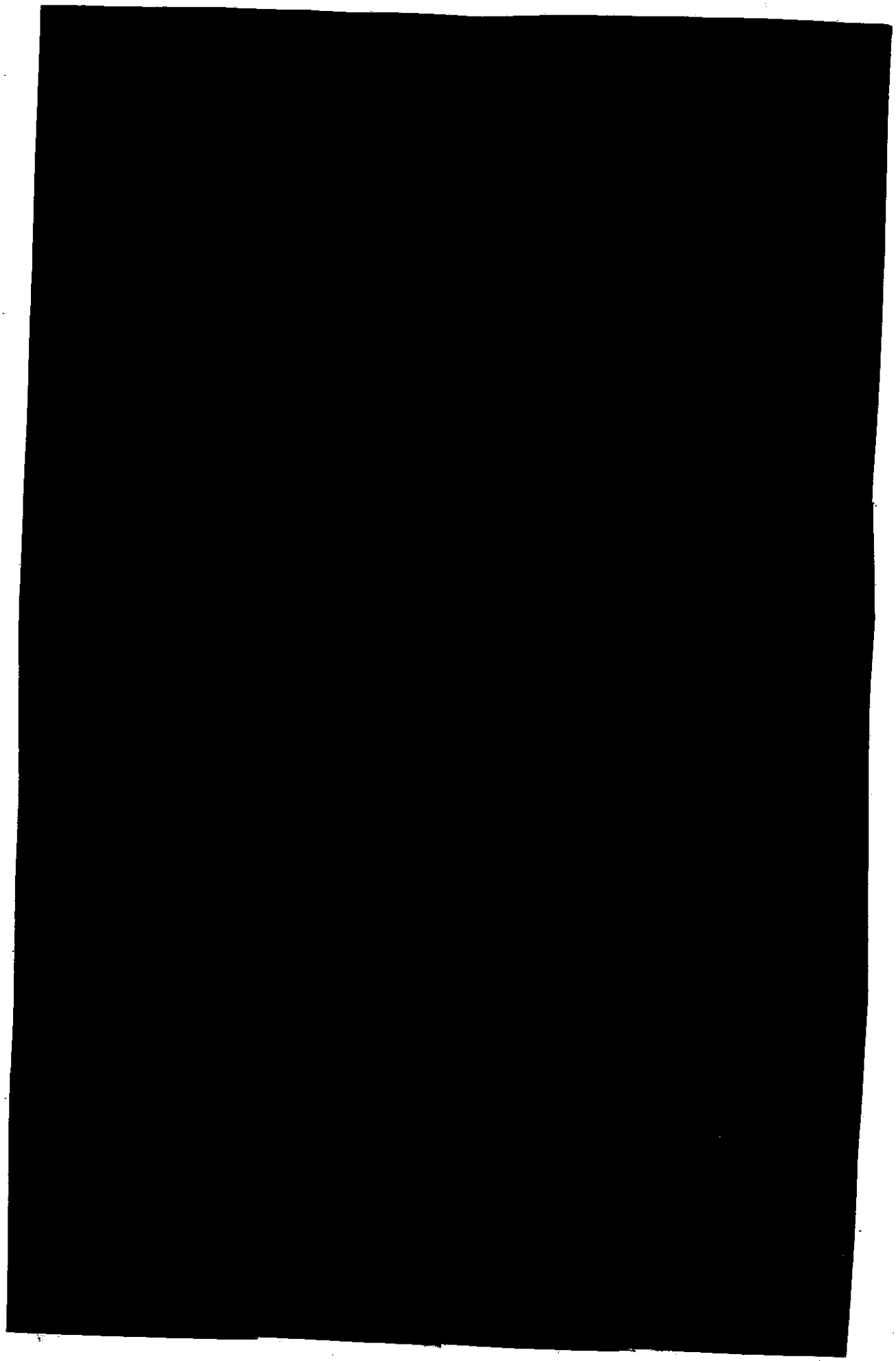

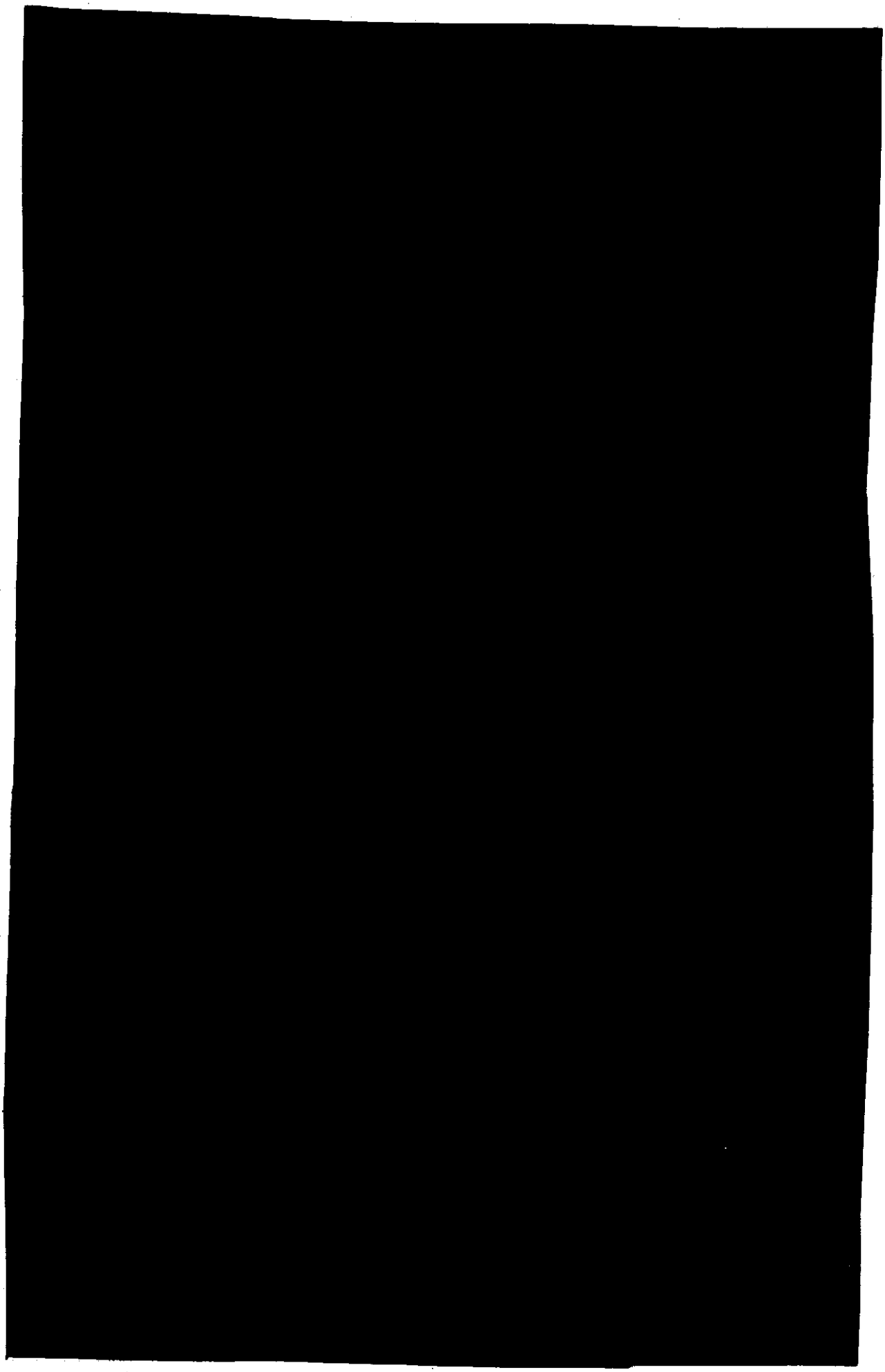

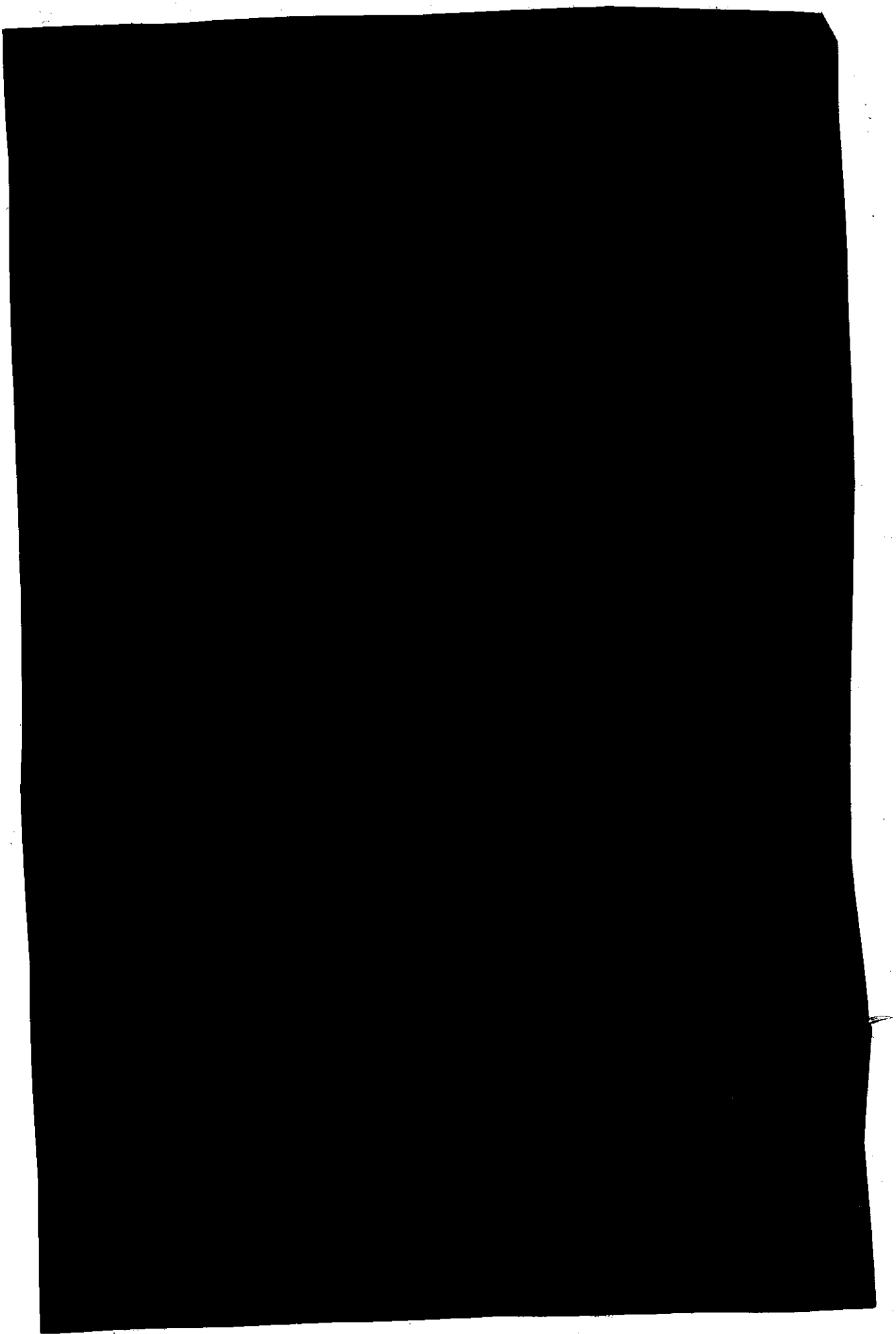

11/11/02

[redacted]

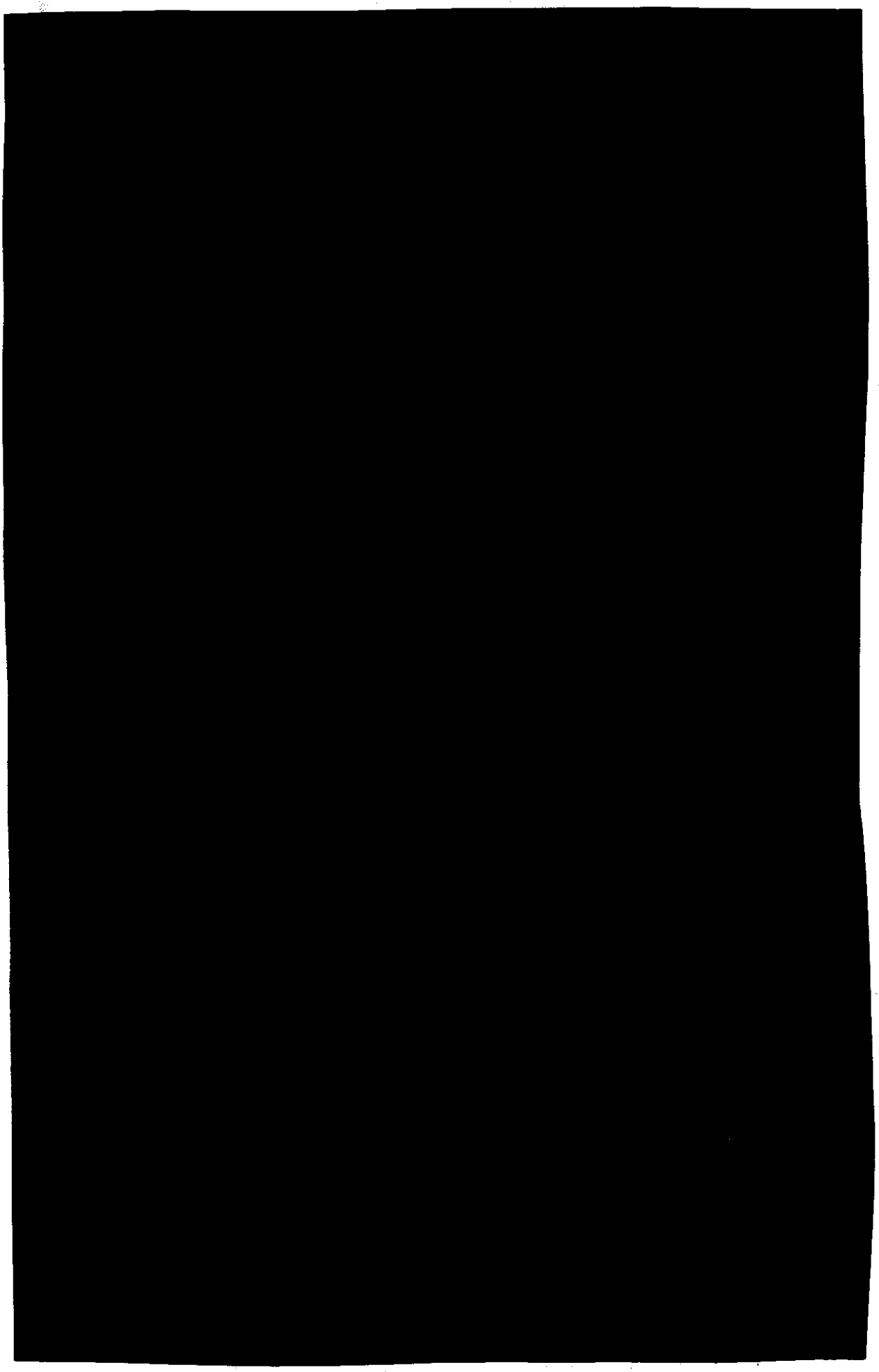

11/11/02

[redacted]

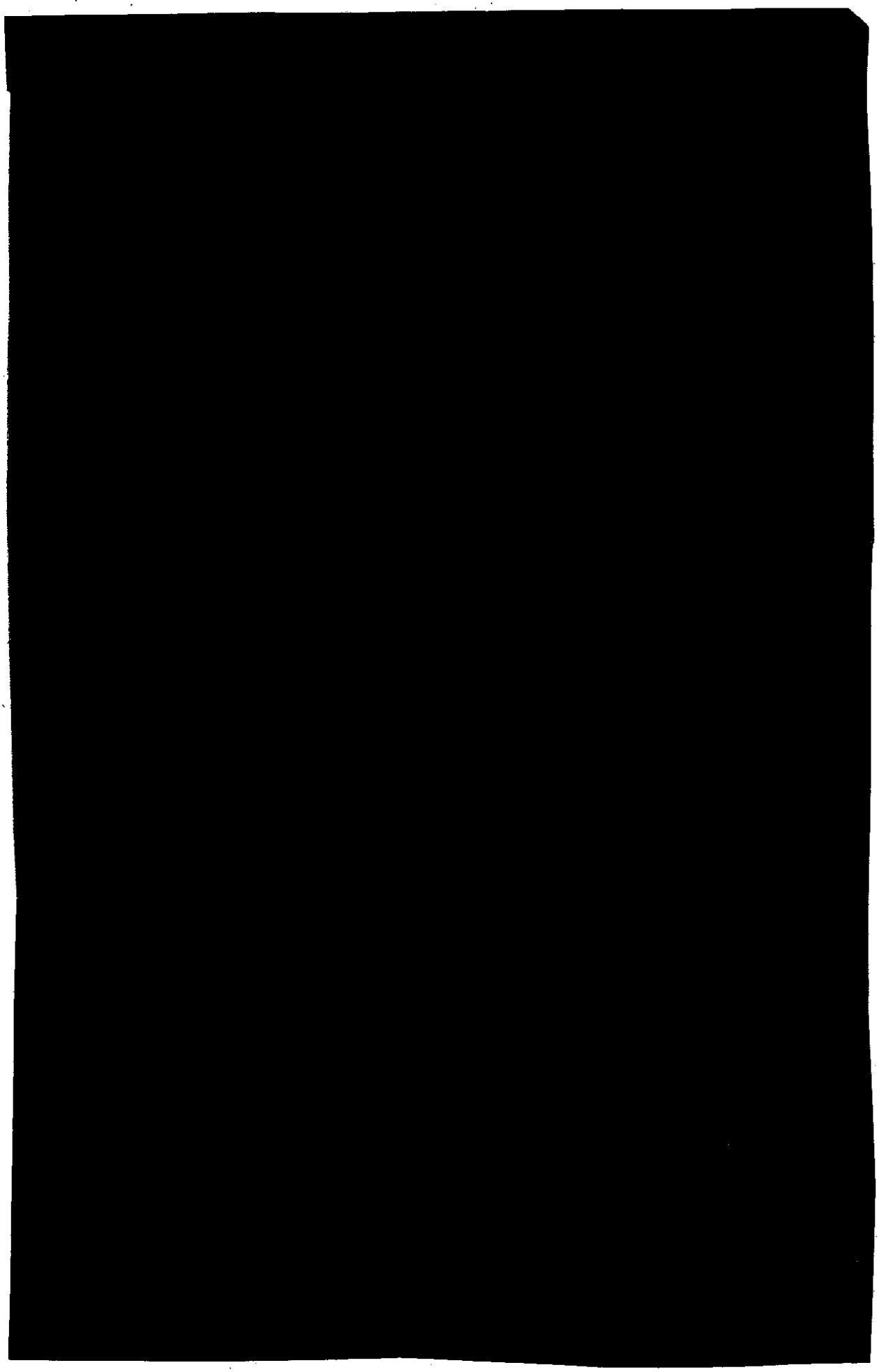

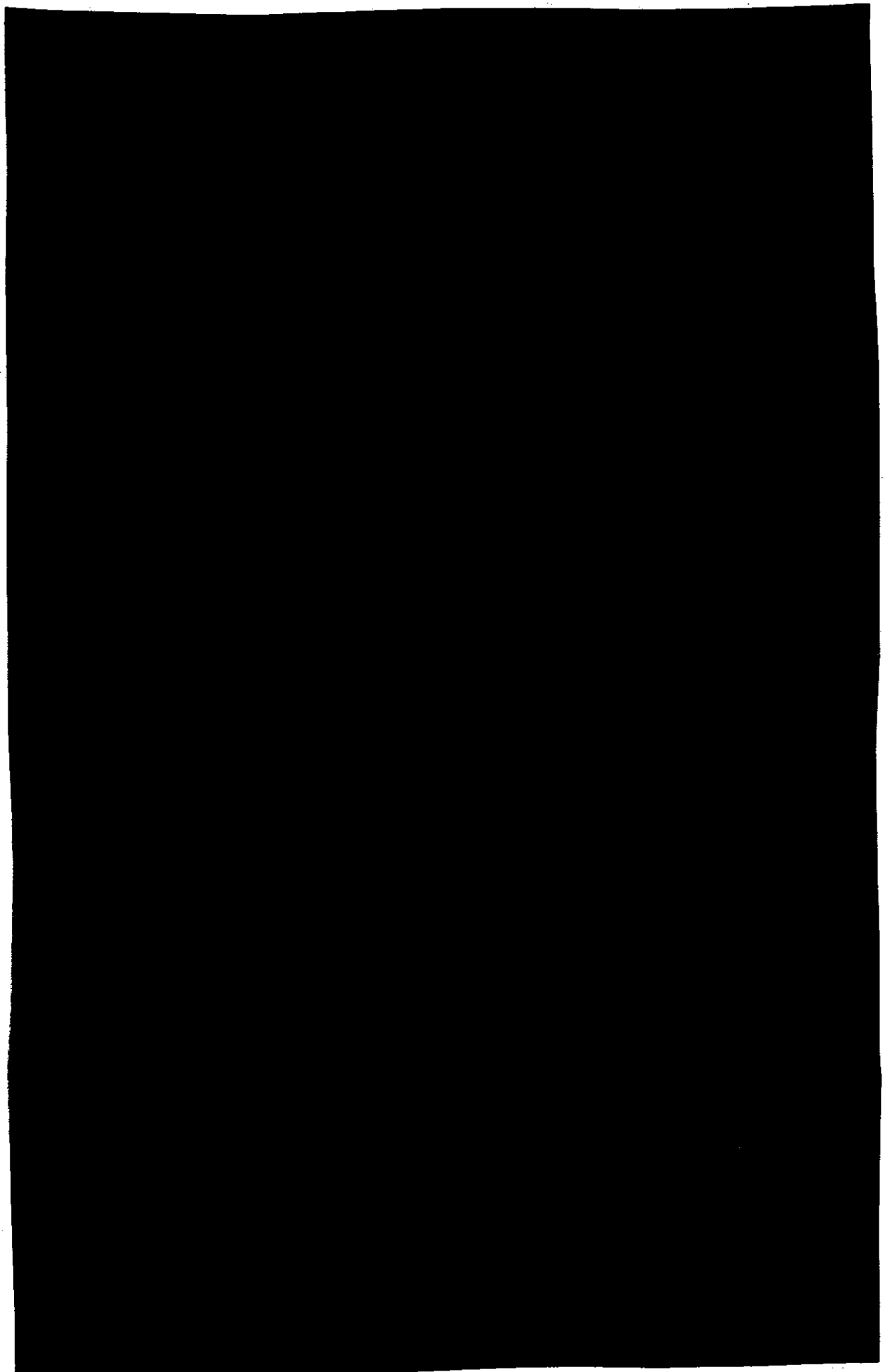

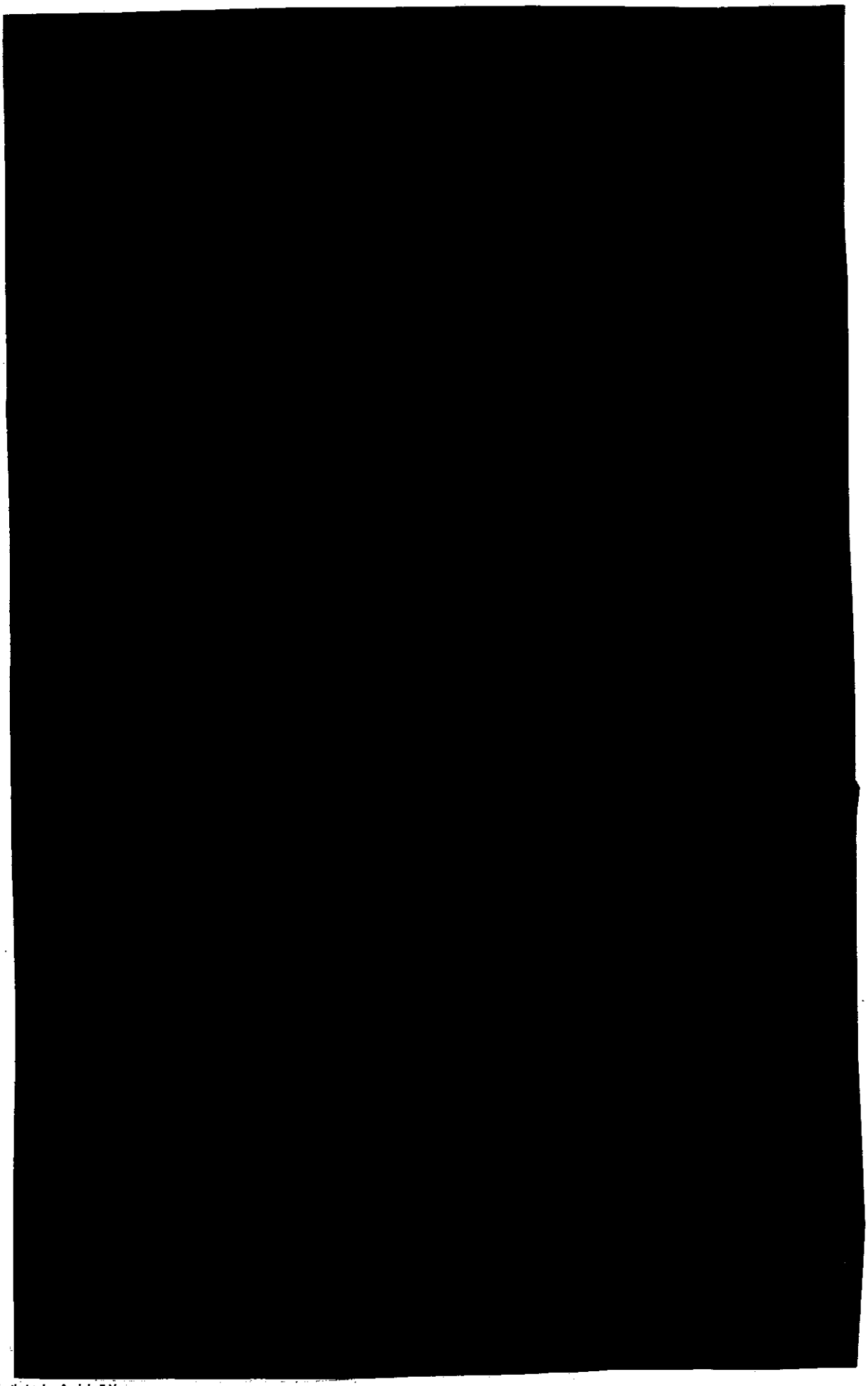

11/11/02

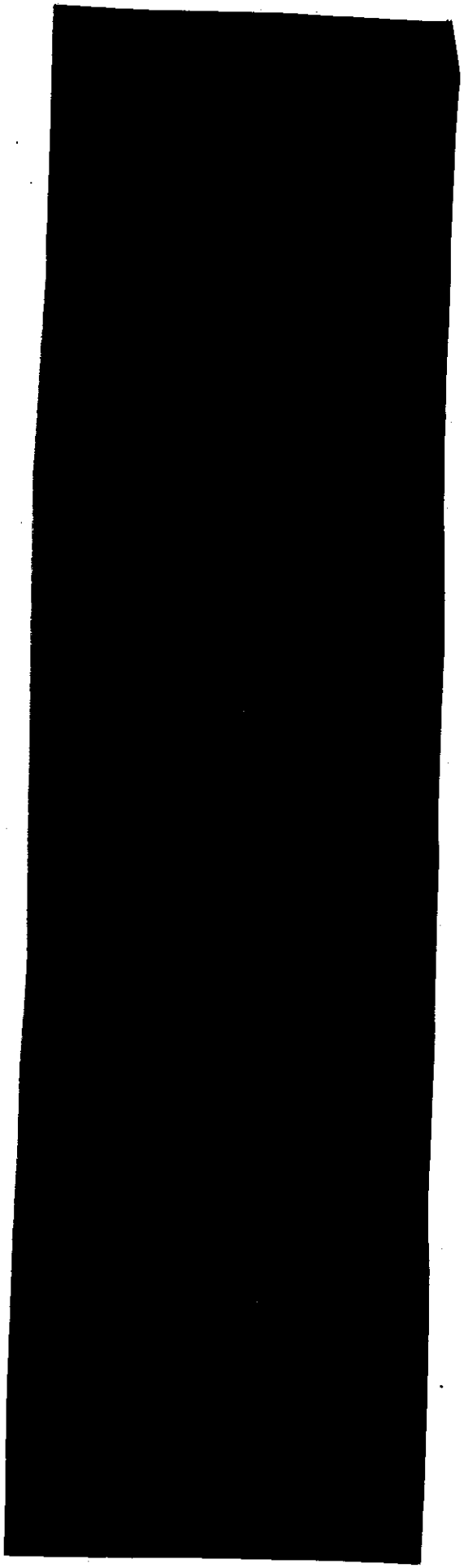

[redacted]適性評価

[redacted]（読替え前）

[redacted]

[redacted]（読替え後）

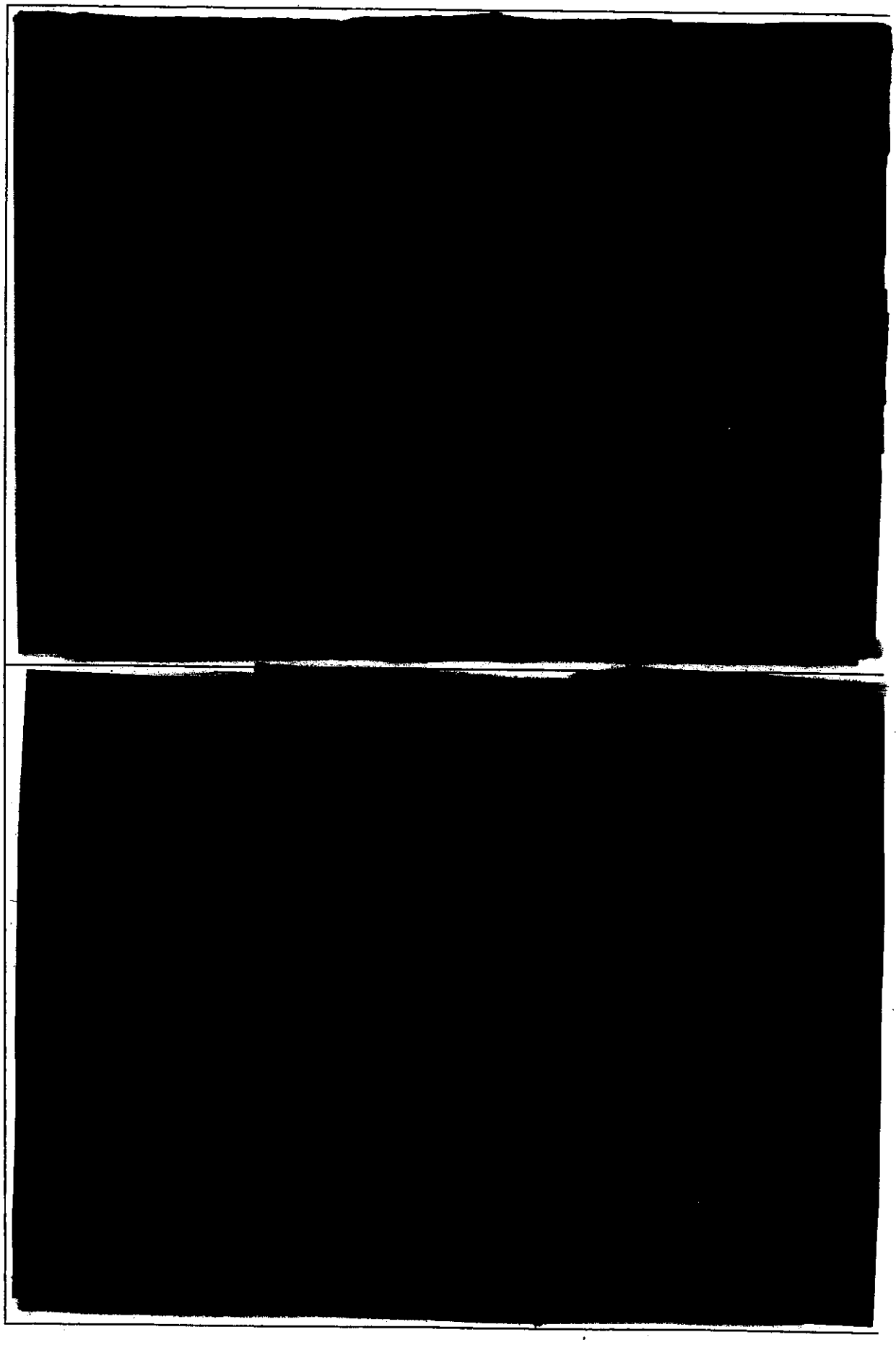

[redacted]適性評価

[redacted]（読替え前）

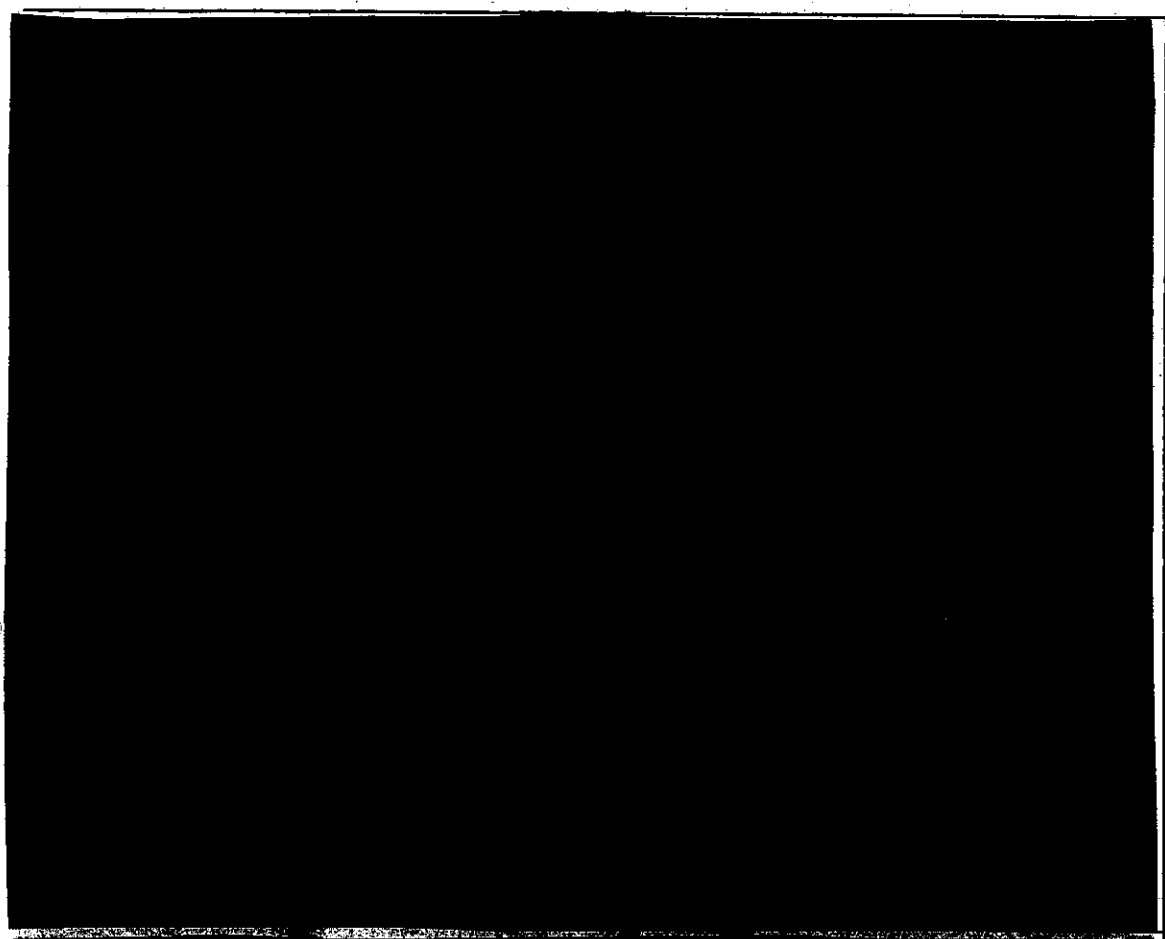

[redacted]（読替え後）

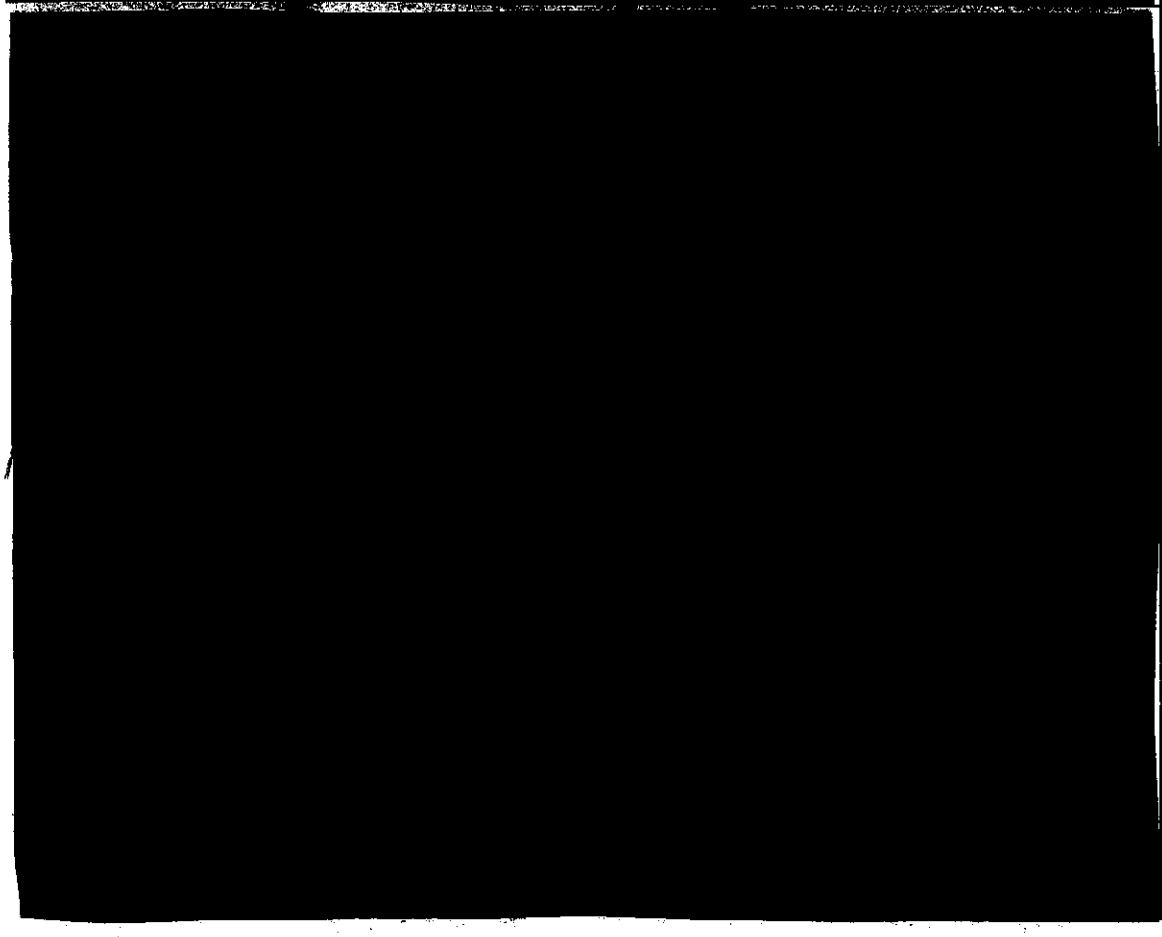

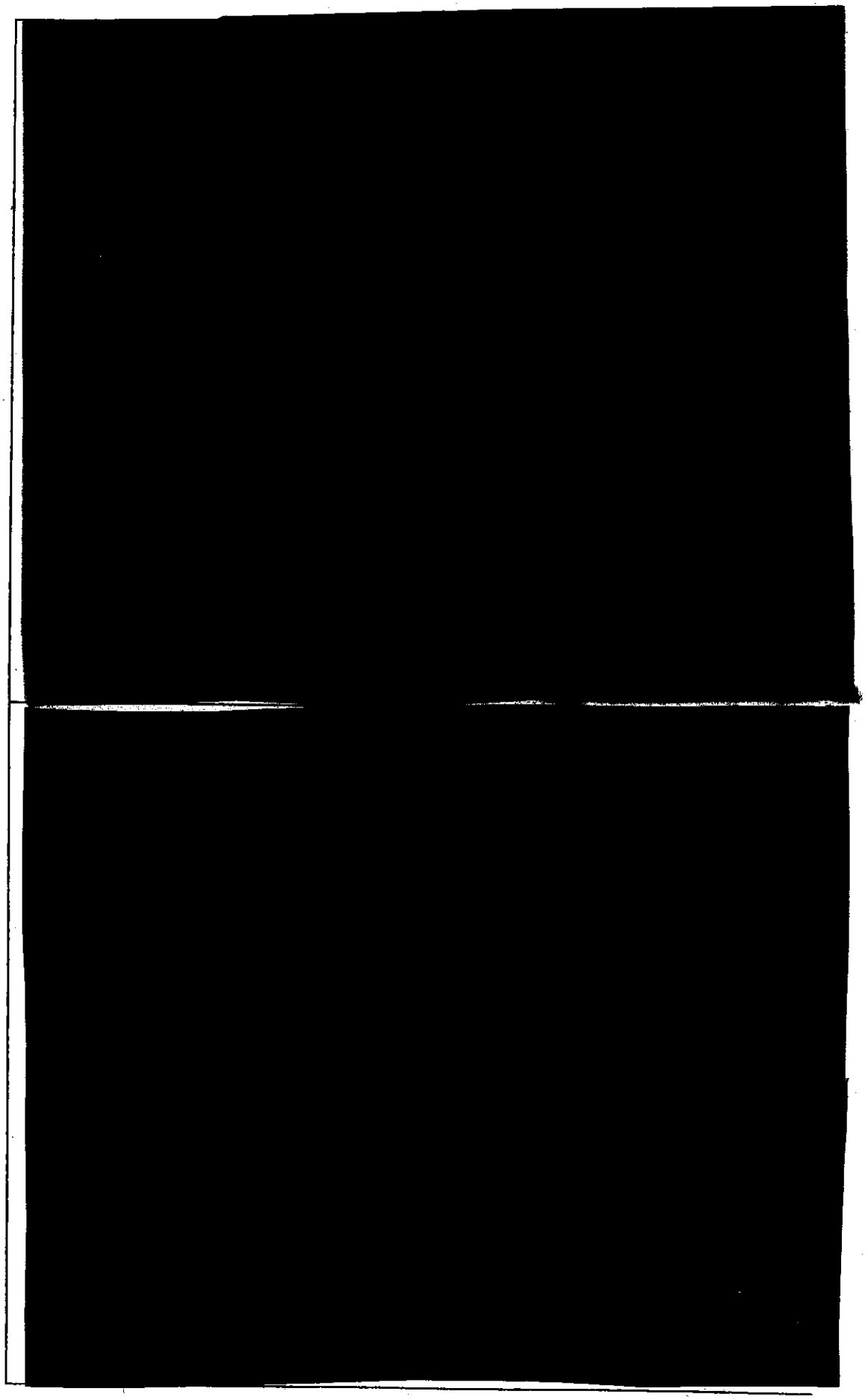

特別秘密の保護に関する法律（仮称）第○条第○項に基づく
適性評価調査票（イメージ）

○　○　省

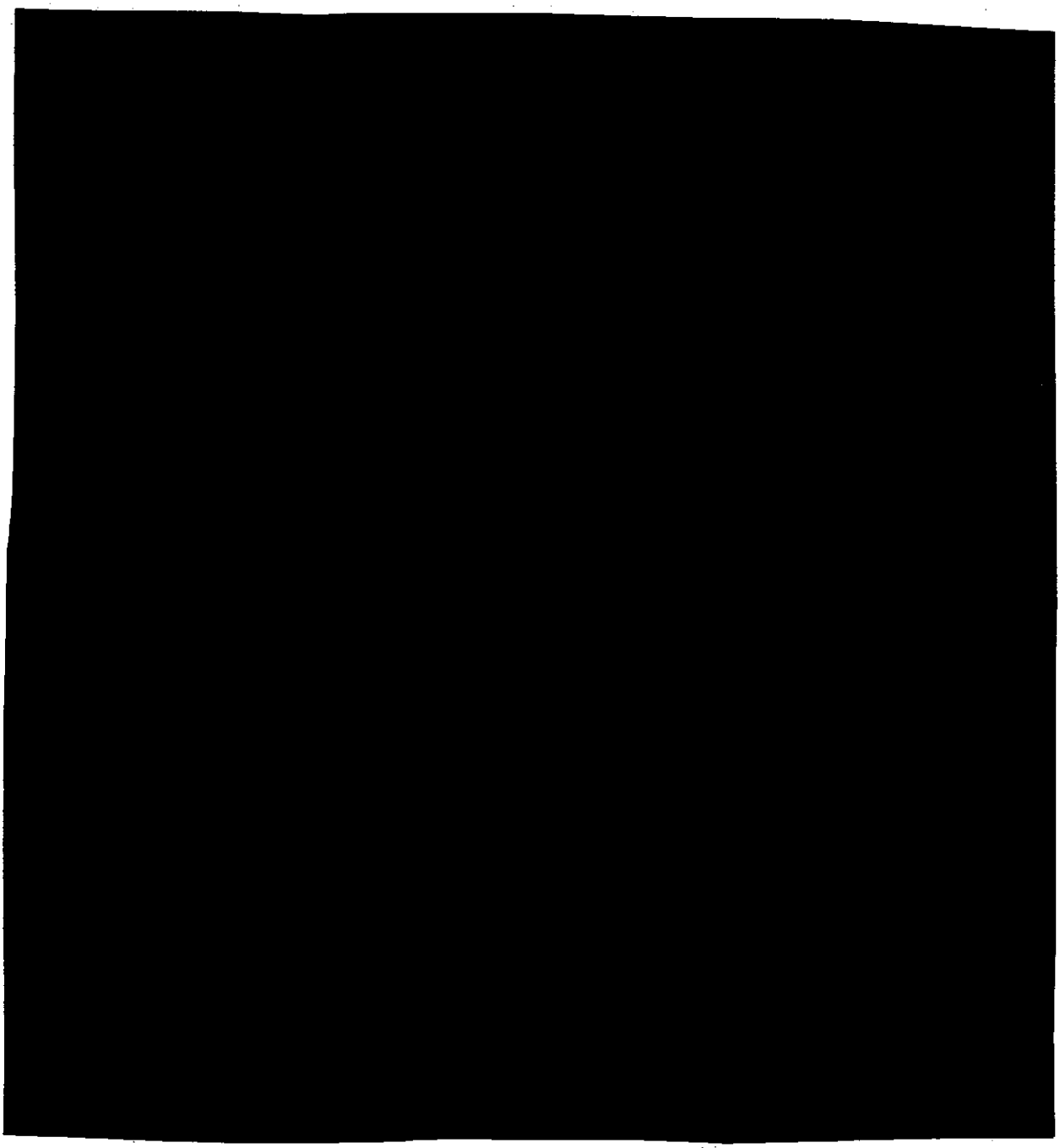

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

調　査　票　（イメージ）

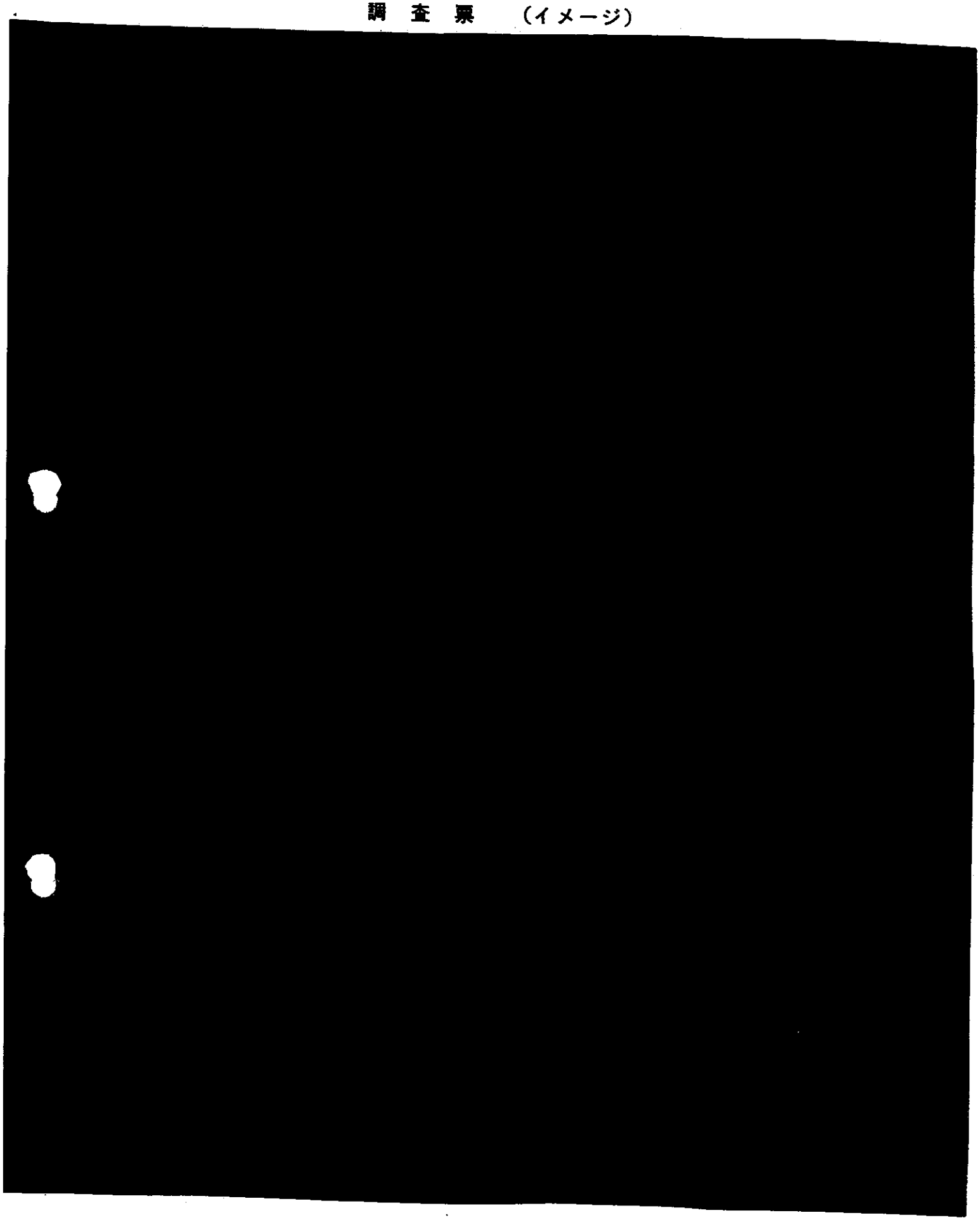

別紙

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価制度の法制化について（案）

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

「連性」という語を用いることについて（案）

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価の対象外とする者について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

実施権者について（案）

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

国務大臣以外の者が行政機関の長等である場合の当該行政機関の長等の適性評価の実施権者について（案）

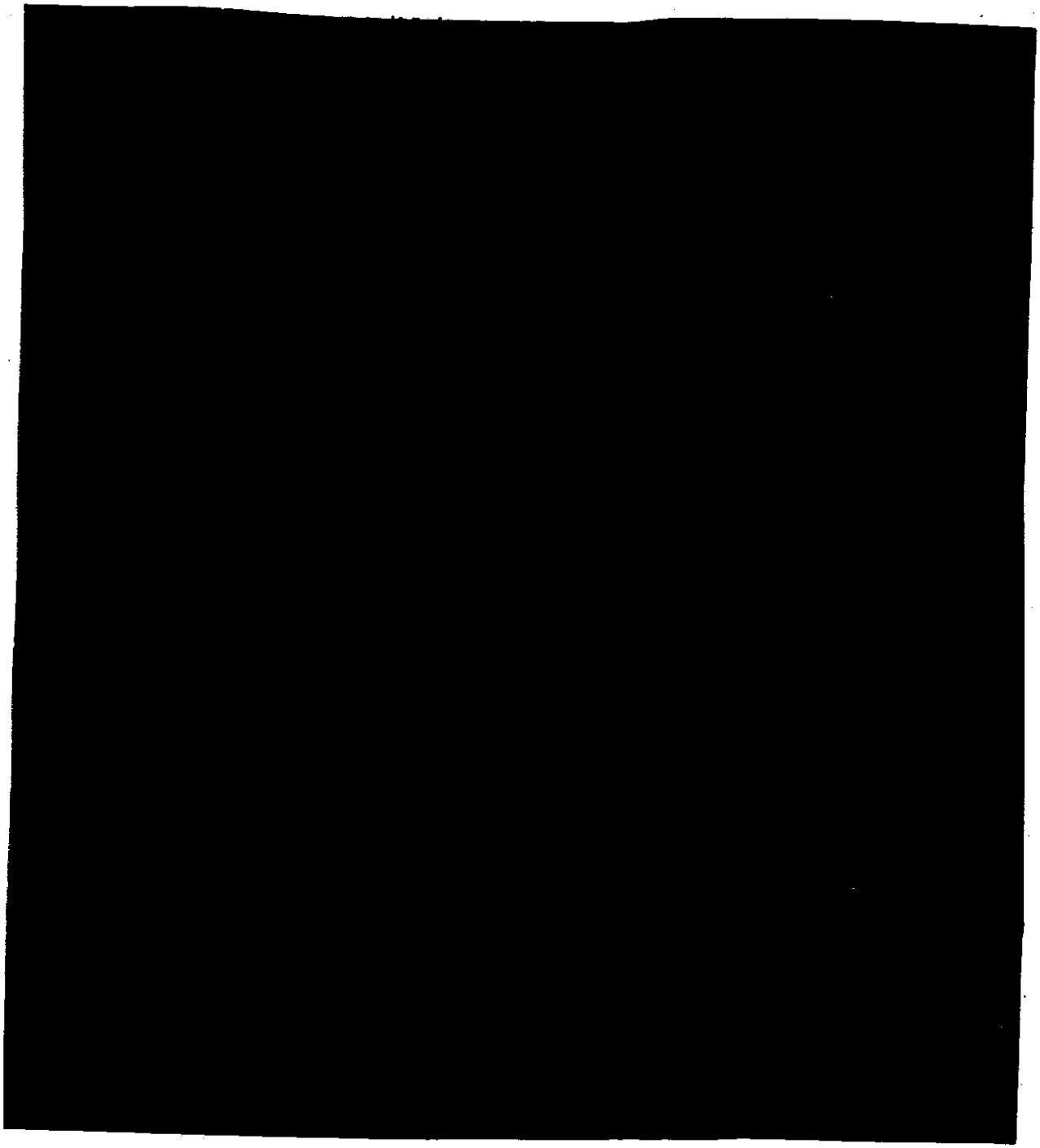

11/11/02内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

評価の観点と調査事項の関係について（案）

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

調査事項について（案）

[redacted]

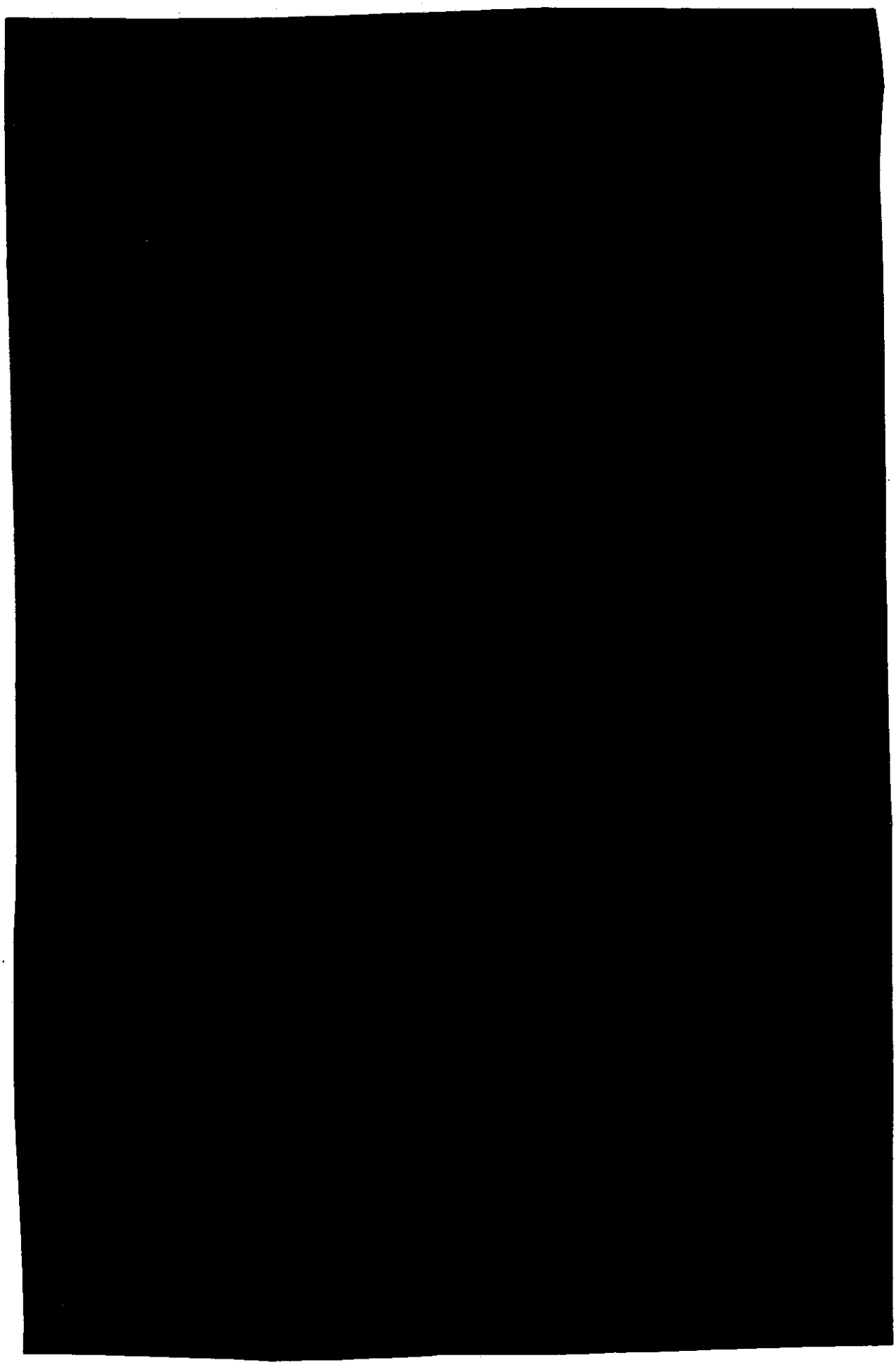

[redacted]

*1 [redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

公私の団体への照会について（案）

[redacted]

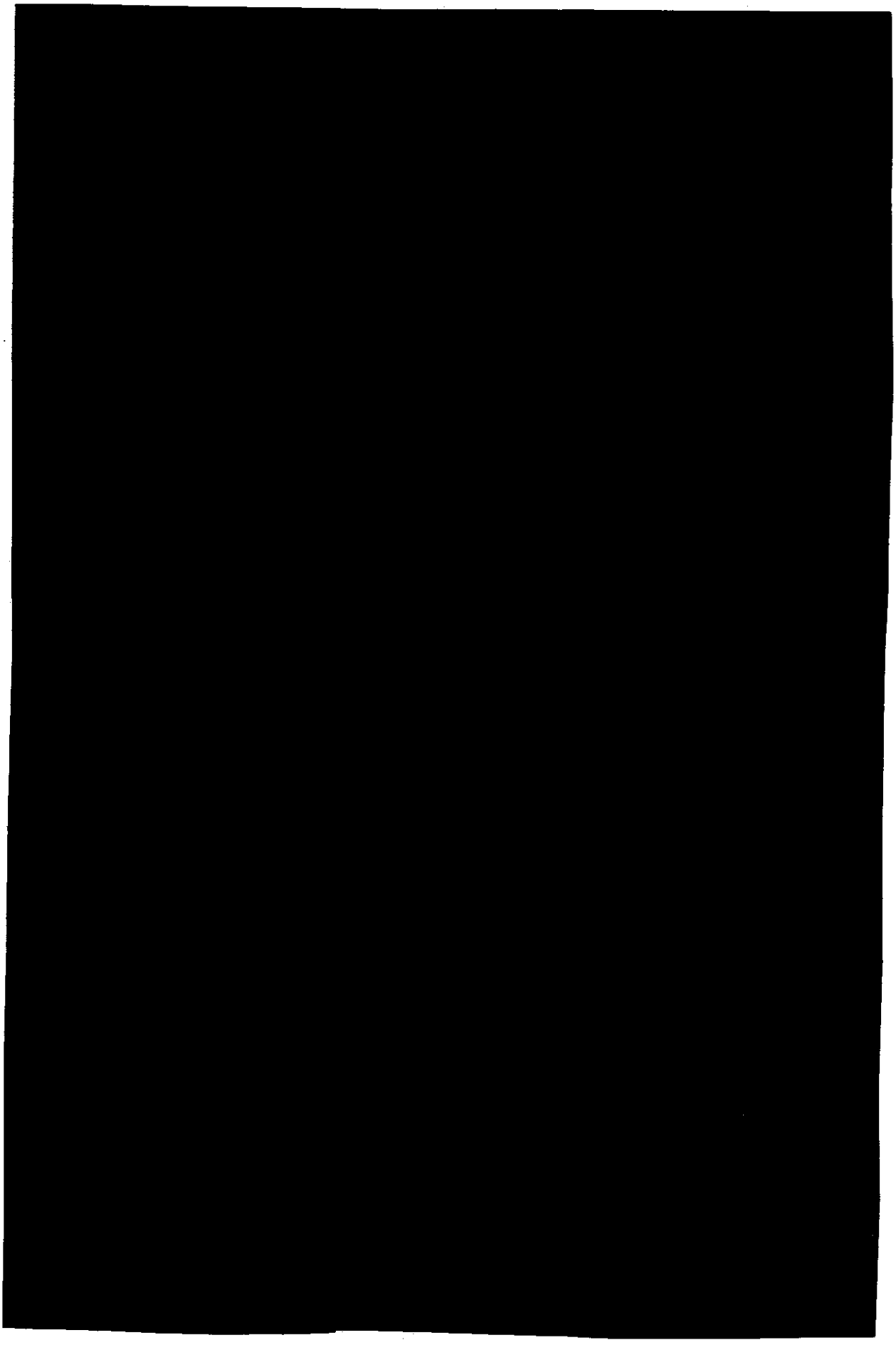

11/11/02内調内検討済み

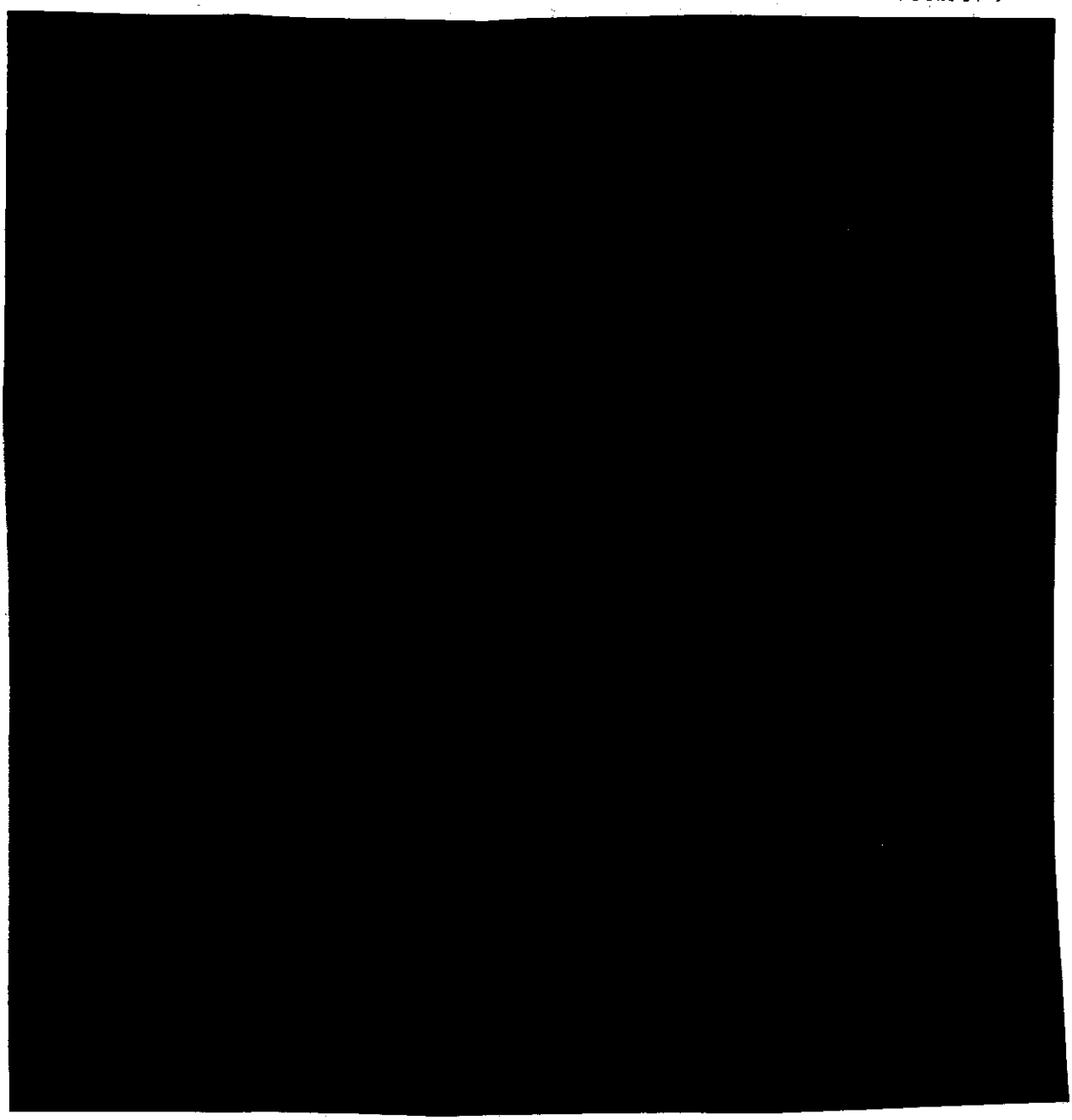

11/11/02内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

同意の取得について（案）

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

結果の通知について（案）

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

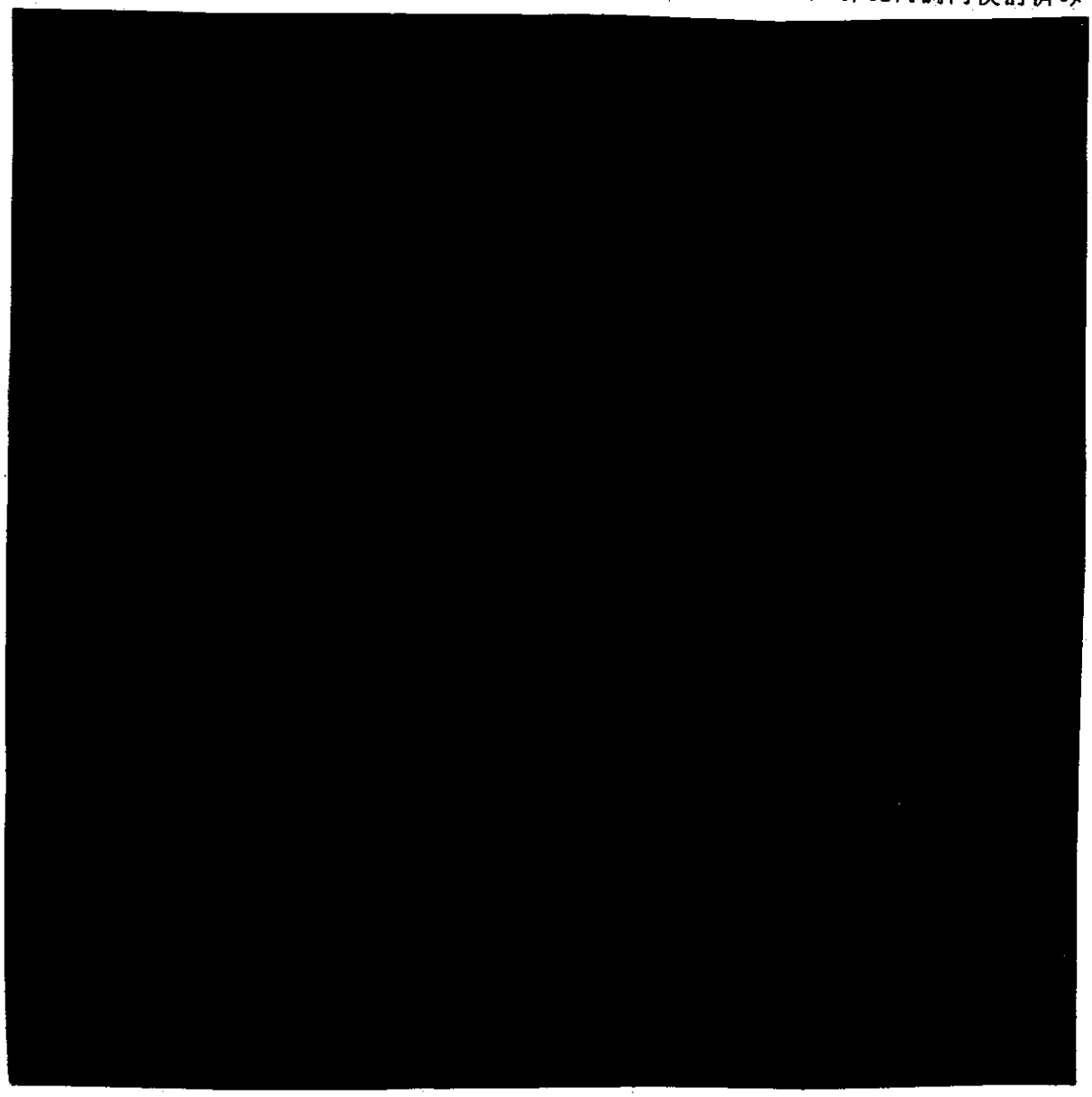

11/11/02内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

[redacted]

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価の実施以外の目的での個人情報の利用・提供の制限について（案）

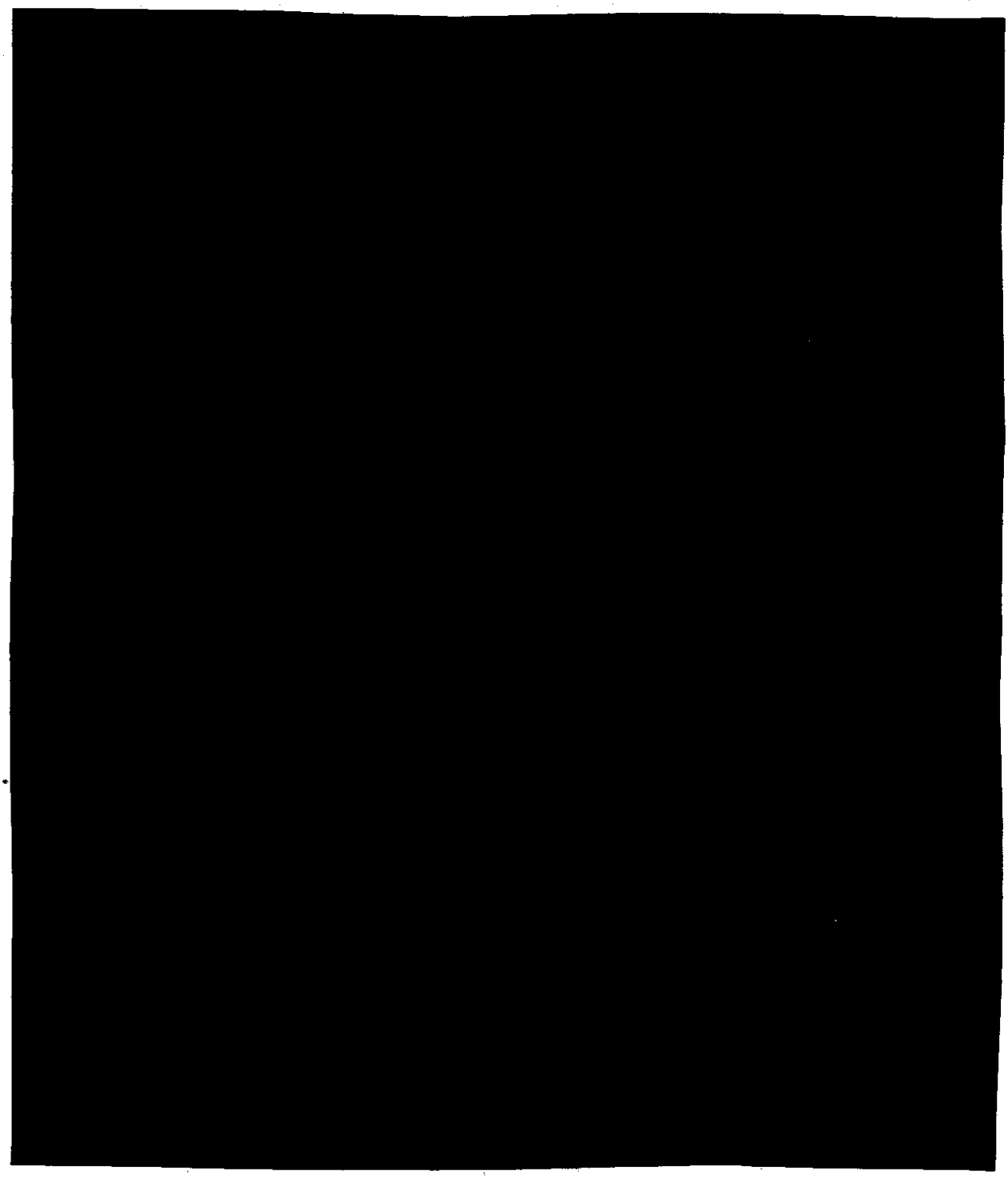

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

11/11/02内調内検討済み

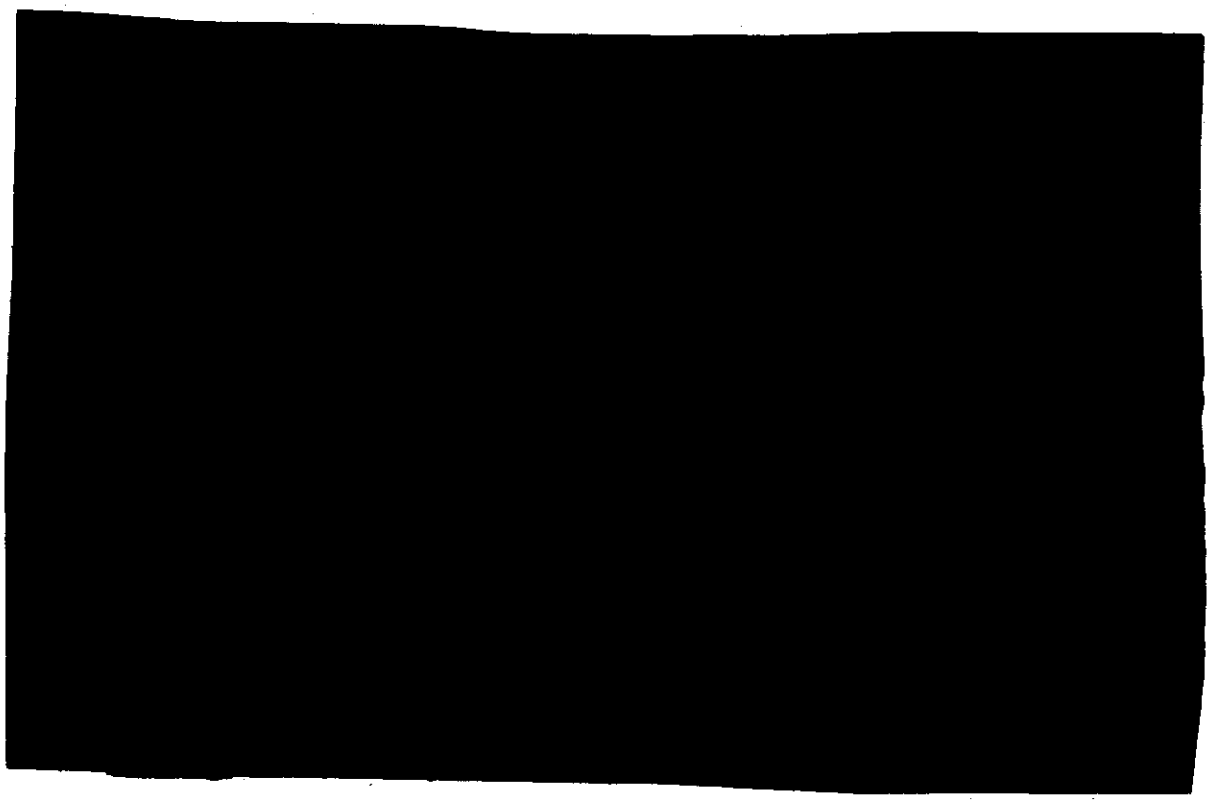

11/11/02内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について（案）

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

*1 [redacted]

*2

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

11/11/02内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

*3 [redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

*3 [redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

*1 [redacted]

11/11/02内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価と法の下の平等との関係について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

11/11/02内調内検討済み

[redacted]

*1 [redacted]
*2 [redacted]
*3 [redacted]
*4 [redacted]

11/11/02内調内検討済み

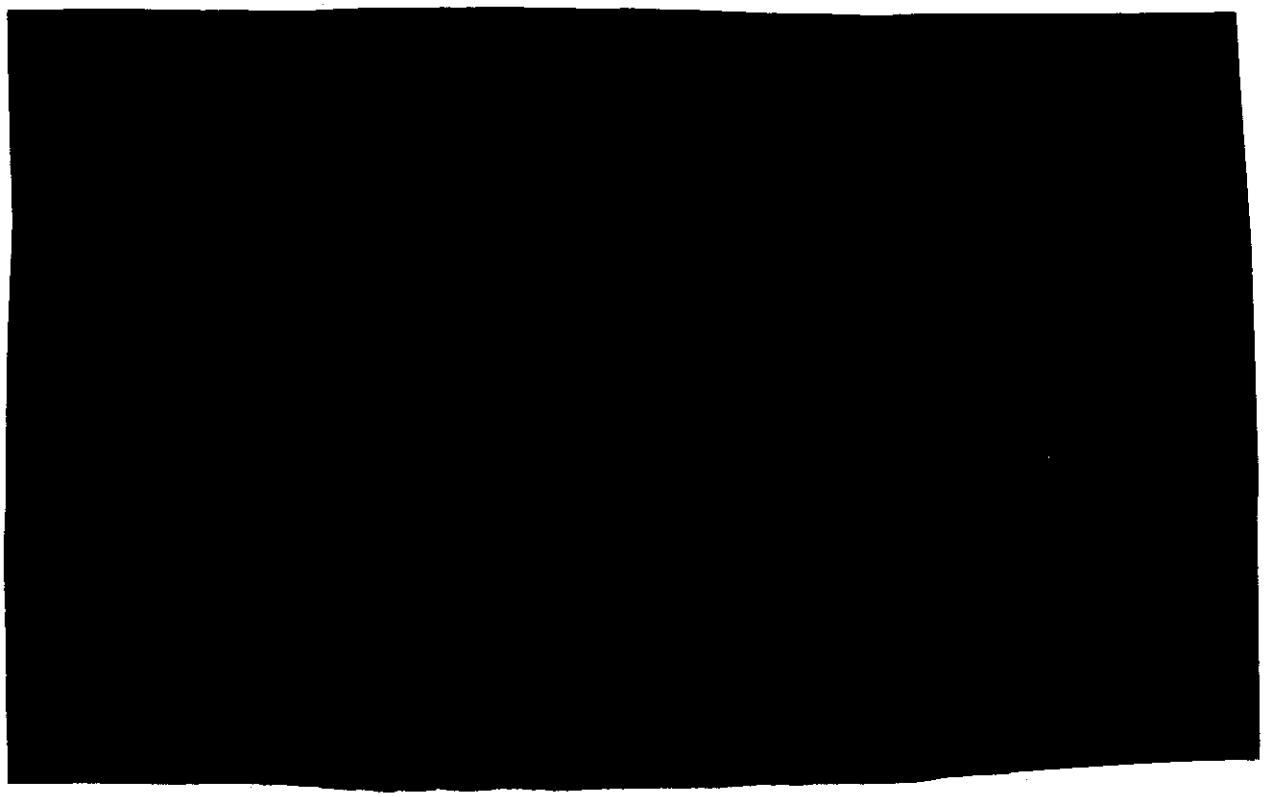

11/11/02 内調内検討中

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

[redacted]

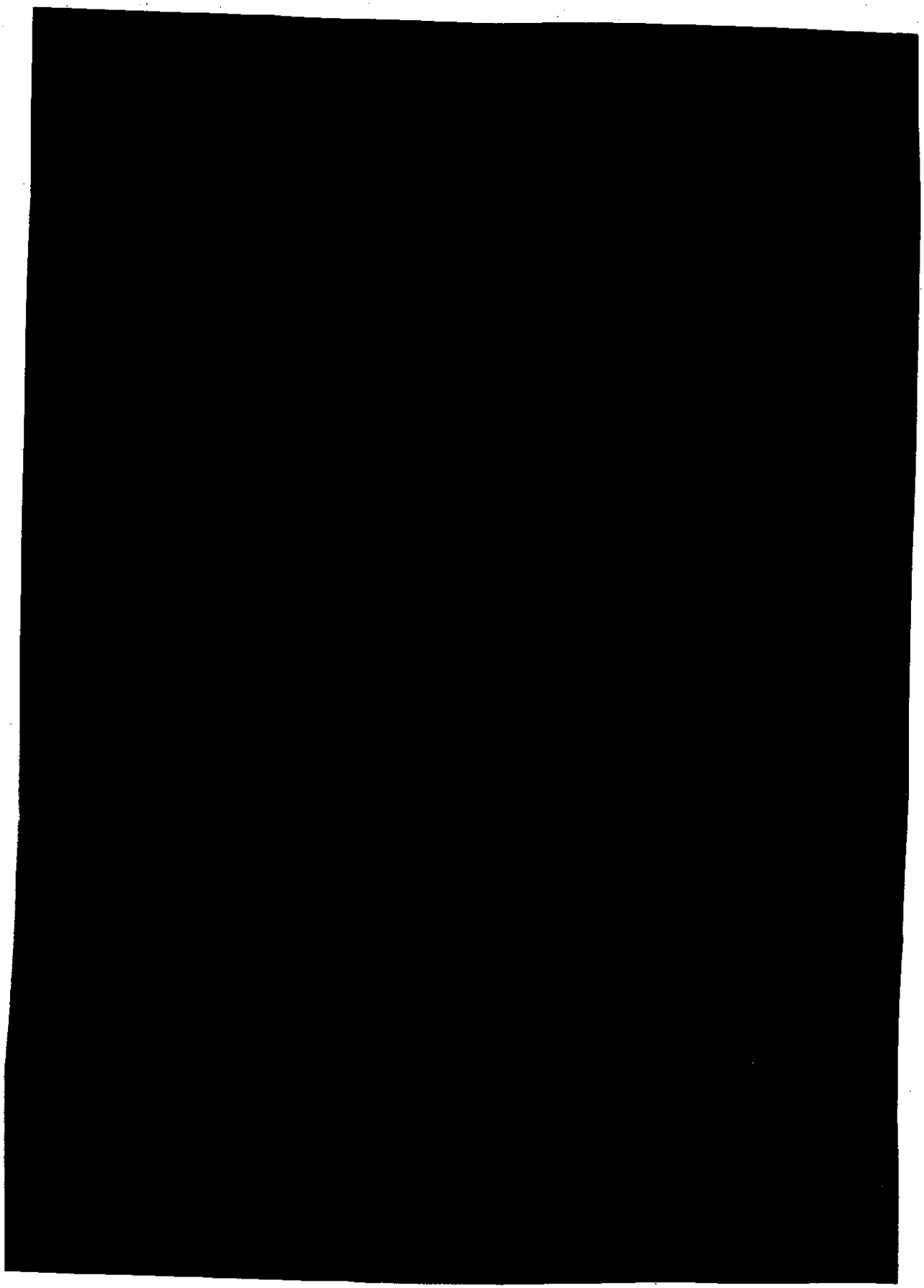

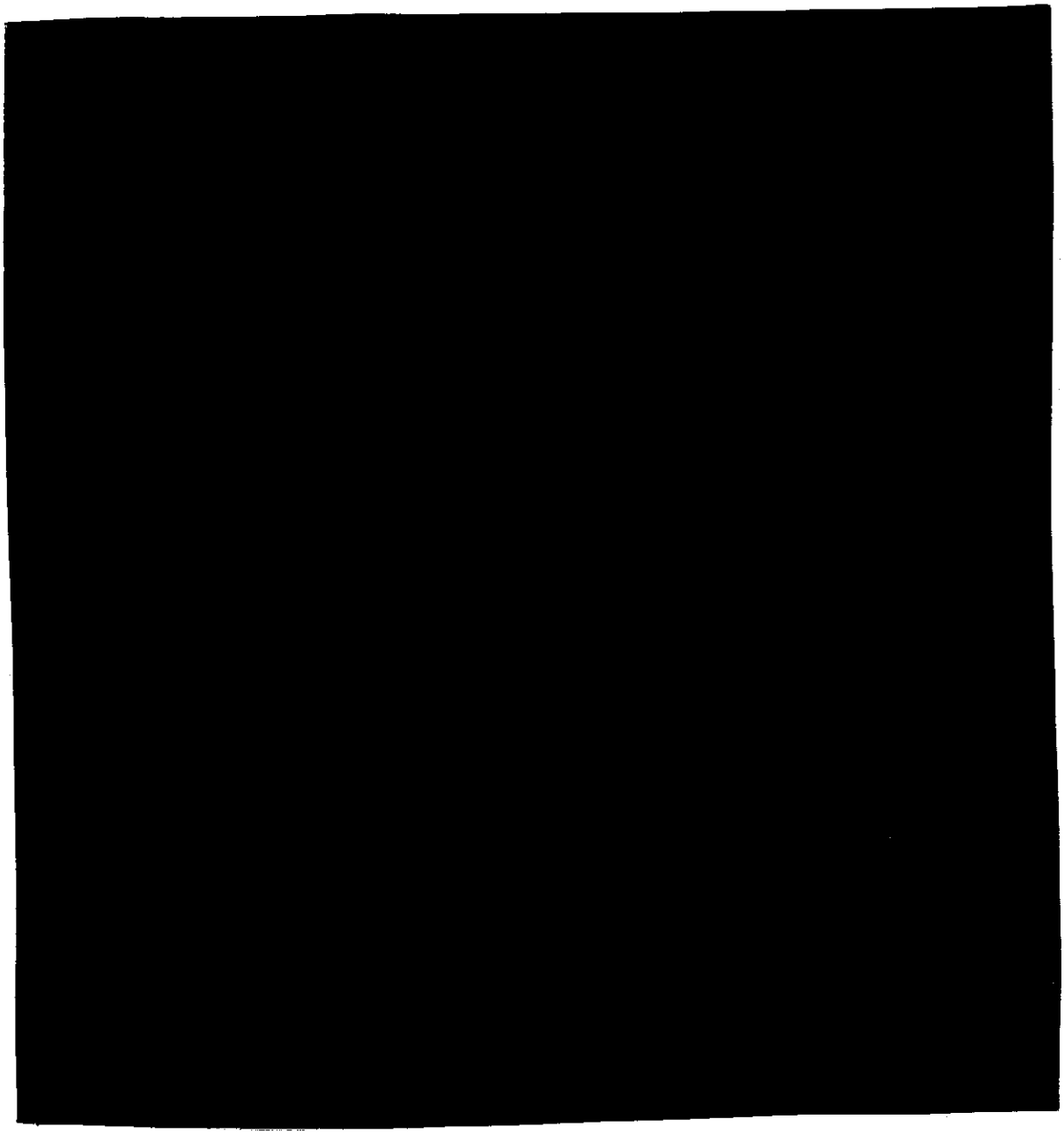

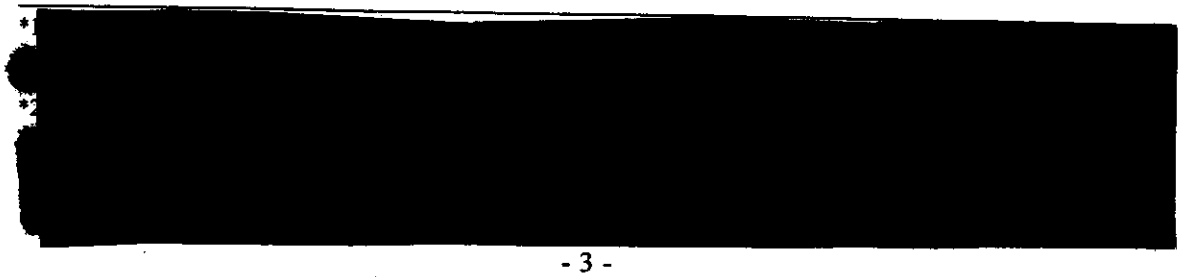

11/11/02 内調内検討済み

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

特定取得行為を処罰対象とすることについて（案）

[redacted]

11/11/02 内調内検討済み

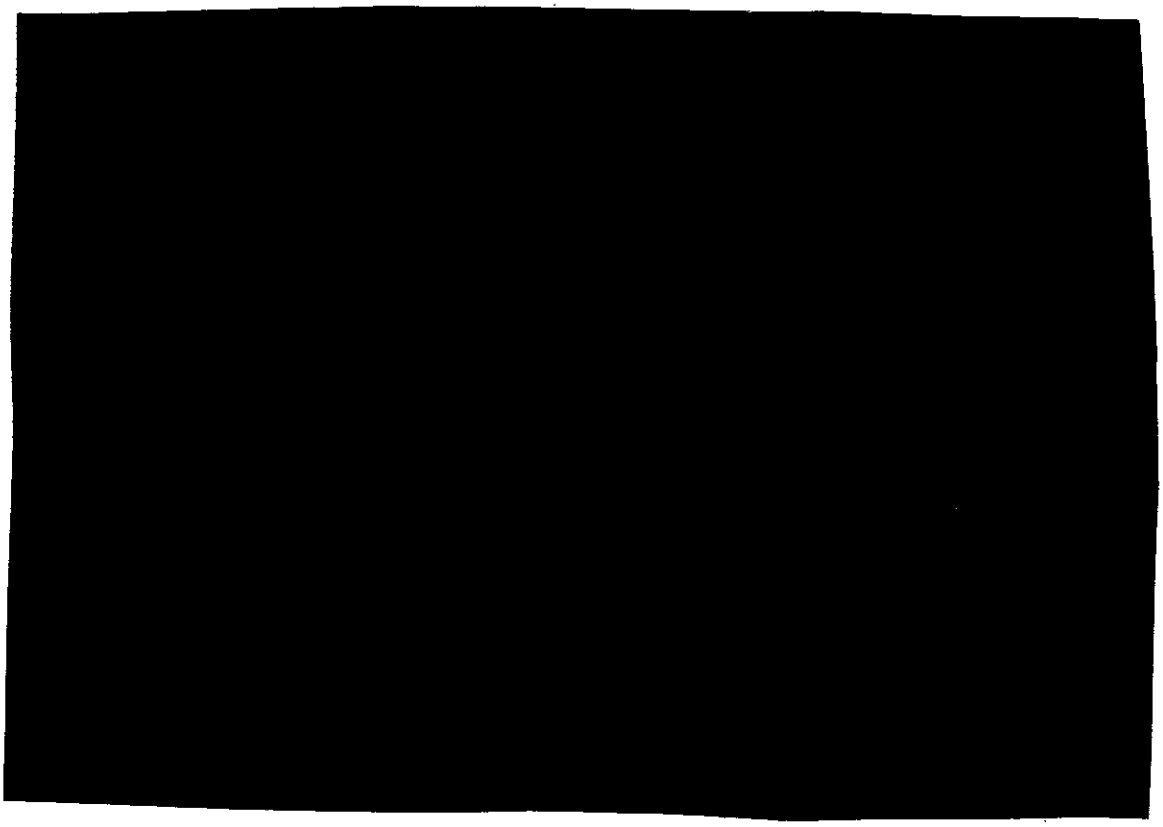

11/11/02 内調内検討済み

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

共謀、教唆、煽動の処罰規定を設けることについて（案）

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

[redacted]

3　参考添付資料

(1) 現行法における共謀罪（陰謀罪）一覧

(2) 現行法における独立教唆罪一覧

(3) 現行法における煽動罪一覧

(4) 現行法における予備罪一覧

現行法における共謀罪（陰謀罪）一覧

番号	法律名	条文	罪名(内容)	法定刑	本犯者の法定刑
1	刑法	78条	内乱陰謀	1年以上10年以下の禁錮	首謀者は死刑
2		88条	① 外患誘致 ② 外患援助 の陰謀	1年以上10年以下の懲役	① 死刑 ② 死刑又は無期若しくは2年以上の懲役
3		93条	私戦陰謀	3月以上5年以下の禁錮	(なし)
4	爆発物取締罰則	4条	治安妨害等の目的での爆発物使用の共謀	3年以上10年以下の懲役又は禁錮	死刑又は無期若しくは7年以上の懲役又は禁錮
5	破壊活動防止法	39条	政治目的のための ① 現住建造物等放火 ② 非現住建造物等放火 ③ 激発物破裂 ④ 汽車・艦船の転覆・破壊 ⑤ 殺人 ⑥ 強盗 の陰謀	5年以下の懲役又は禁こ	① 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ② 2年以上の有期懲役 ③ 放火と同じ ④ 無期又は3年以上の懲役 ⑤ 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ⑥ 5年以上の有期懲役
6		40条	政治目的のための ① 騒乱 ② 住来危険 ③ 警察官等に対する、凶器等を携え、多数共同しての公務執行妨害 の陰謀	3年以下の懲役又は禁こ	① 首謀者は1年以上10年以下の懲役又は禁錮 ② 2年以上の有期懲役 ③ 3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
7	自衛隊法	119条	・ 争議行為 ・ 多数共同しての職務命令への反抗 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮 等の共謀	3年以下の懲役又は禁錮	3年以下の懲役又は禁錮
8		120条	治安出動命令を受けた者による ・ 争議行為 ・ 多数共同しての職務命令への反抗 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮 等の共謀	5年以下の懲役又は禁こ	5年以下の懲役又は禁こ
9		122条	取扱業務者による防衛秘密漏えいの共謀	3年以下の懲役	5年以下の懲役
10		123条	防衛出動命令を受けた者による ・ 争議行為等 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮 等の共謀	7年以下の懲役又は禁こ	7年以下の懲役又は禁こ
11	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法	7条	・ 合衆国軍隊の機密の探知収集 ・ 合衆国軍隊の機密の漏えい の陰謀	5年以下の懲役	10年以下の懲役
12	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法	5条	・ 特別防衛秘密の探知収集 ・ 安全を害する目的で又は取扱業務者による特別防衛秘密の漏えい の陰謀	5年以下の懲役	10年以下の懲役
			上記以外の特別防衛秘密の漏えいの陰謀	3年以下の懲役	5年以下の懲役
	国家公務員法	110条	争議行為等の共謀	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(なし)
14	地方公務員法	61条	争議行為等の共謀	3年以下の懲役又は10万円以下の罰金	(なし)
15	競馬法	32条の6	競馬における、その公正を害すべき方法による競走の共謀	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者:3年以下の懲役又は200万円以下の罰金)
16	自転車競技法	65条	競輪における、その公正を害すべき方法による競走の共謀	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(偽計又は威力を用いて指定試合の公正を害すべき行為をした者:3年以下の懲役又は200万円以下の罰金)
17	小型自動車競走法	70条	小型自動車競走における、その公正を害すべき方法による競走の共謀	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者:3年以下の懲役又は200万円以下の罰金)
18	モーターボート競走法	77条	モーターボート競走における、その公正を害すべき方法による競走の共謀	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者:3年以下の懲役又は200万円以下の罰金)
19	スポーツ振興投票の実施等に関する法律	42条	指定試合においてその公正を害すべき方法による試合の共謀	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(偽計又は威力を用いて指定試合の公正を害すべき行為をした者:3年以下の懲役又は200万円以下の罰金)

現行法における独立教唆罪一覧

番号	法律名	条文	罪名(内容)	法定刑	未遂罪の法定刑
1	爆発物取締罰則	4条	治安妨害等の目的での爆発物使用の教唆	3年以上10年以下の懲役又は禁錮	死刑又は無期若しくは7年以上の懲役又は禁錮
2	破壊活動防止法	38条1項	① 内乱 ② 外患誘致 ③ 外患援助 の教唆	7年以下の懲役又は禁こ	① 最高刑は死刑 ② 死刑 ③ 死刑又は無期若しくは2年以上の懲役
3		38条2項	① 内乱予備 ② 内乱陰謀 ③ 内乱等幇助 ④ 外患誘致予備 ⑤ 外患誘致陰謀 ⑥ 外患援助予備 ⑦ 外患援助陰謀 の教唆	5年以下の懲役又は禁こ	①② 1年以上10年以下の禁錮 ③ 7年以下の禁錮 ④⑤ 1年以上10年以下の懲役 ⑥⑦ 1年以上10年以下の懲役
4		39条	政治目的のための ① 現住建造物等放火 ② 非現住建造物等放火 ③ 激発物破裂 ④ 汽車・艦船の転覆・破壊 ⑤ 殺人 ⑥ 強盗 の教唆	5年以下の懲役又は禁こ	① 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ② 2年以上の有期懲役 ③ 放火と同じ ④ 無期又は3年以上の懲役 ⑤ 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ⑥ 5年以上の有期懲役
5		40条	政治目的のための ① 騒乱 ② 住宅危険 ③ 警察官等に対する、凶器等を携え、多数共同しての公務執行妨害 の教唆	3年以下の懲役又は禁こ	① 首謀者は1年以上10年以下の懲役又は禁錮 ② 2年以上の有期懲役 ③ 3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
6	自衛隊法	118条	秘密漏えいの教唆	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
7		119条	・ 組合等結成 ・ 争議行為 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮 等の教唆	3年以下の懲役又は禁錮	3年以下の懲役又は禁錮
8		120条	治安出動命令を受けた者による ・ 争議行為 ・ 多数共同しての職務命令への反抗 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮 等の教唆	5年以下の懲役又は禁こ	5年以下の懲役又は禁こ
9		122条	取扱業務者による防衛秘密漏えいの教唆	3年以下の懲役	5年以下の懲役
10		123条	防衛出動命令を受けた者による ・ 争議行為等 ・ 職務命令への反抗 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮 等の教唆	7年以下の懲役又は禁こ	7年以下の懲役又は禁こ
11	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法	7条	・ 合衆国軍隊の機密の探知収集 ・ 合衆国軍隊の機密の漏えい の教唆	5年以下の懲役	10年以下の懲役
12	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法	5条	・ 特別防衛秘密の探知収集 ・ 安全を害する目的で又は取扱業務者による特別防衛秘密の漏えい の教唆	5年以下の懲役	10年以下の懲役
			上記以外の特別防衛秘密の漏えいの教唆	3年以下の懲役	5年以下の懲役
13	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	9条	① 薬物犯罪 ② 薬物犯罪収益等隠匿 ③ 薬物犯罪収益等収受 のそそのかし	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	① 最高刑は無期懲役 ② 5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科 ③ 3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
14	独立行政法人通則法	69条	・ 再就職等監視委員会における証言拒否等 ・ 調査における証言拒否、偽証、書類等提出拒否、虚偽書類等提出、検査忌避等 のそそのかし	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
15	国家公務員法	110条	争議行為等のそそのかし	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(なし)
16		111条	・ 職員による人事官の任用維持 ・ 職員による人事官の任命義務違反 ・ 人事官等による兼職 ・ 秘密漏えい のそそのかし	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
			・ 人事院の調査における偽証 ・ 人事院の調査における書類提出拒否等 ・ 人事院の調査における検査忌避等 ・ 職員の任用基準に反する任命 ・ 採用試験等における虚偽行為 ・ 採用試験における受験若しくは任用の阻害等 ・ 勤務条件に関する行政措置の要求の申出の妨害等 のそそのかし	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
17	地方公務員法	61条	争議行為等のそそのかし	3年以下の懲役又は10万円以下の罰金	(なし)
18		62条	秘密漏えいのそそのかし	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
			・ 人事委員会等における証言拒否等 ・ 任用基準に反する任用 ・ 競争試験の受験の阻害等 ・ 勤務条件に関する措置要求の申出の妨害 のそそのかし	3年以下の懲役又は10万円以下の罰金	3年以下の懲役又は10万円以下の罰金
19	外務公務員法	27条	秘密漏えいのそそのかし	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
20	義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法	3条 4条	特定の政党を支持させる等の教育の教唆	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金	(なし)

現行法における煽動罪一覧

資料(3)

番号	法律名	条文	罪名(内容)	法定刑	未遂者の法定刑
1	爆発物取締罰則	4条	治安妨害等の目的での爆発物使用の煽動	3年以上10年以下の懲役又は禁錮	死刑又は無期若しくは7年以上の懲役又は禁錮
2	破壊活動防止法	38条	① 内乱 ② 外患誘致 ③ 外患援助 のせん動	7年以下の懲役又は禁こ	① 最高刑は死刑 ② 死刑 ③ 死刑又は無期若しくは2年以上の懲役
3		39条	政治目的のための ① 現住建造物等放火 ② 非現住建造物等放火 ③ 激発物破裂 ④ 汽車・艦船の転覆・破壊 ⑤ 殺人 ⑥ 強盗 のせん動	5年以下の懲役又は禁こ	① 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ② 2年以上の有期懲役 ③ 放火と同じ ④ 無期又は3年以上の懲役 ⑤ 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ⑥ 5年以上の有期懲役
4		40条	政治目的のための ① 騒乱 ② 住来危険 ③ 警察官等に対する、凶器等を携え、多数共同しての公務執行妨害 のせん動	3年以下の懲役又は禁こ	① 首謀者は1年以上10年以下の懲役又は禁錮 ② 2年以上の有期懲役 ③ 3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
5	自衛隊法	119条	・ 争議行為等 ・ 多数共同しての職務命令への反抗 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮等のせん動	3年以下の懲役又は禁錮	3年以下の懲役又は禁錮
6		120条	治安出動命令を受けた者による ・ 争議行為等 ・ 多数共同しての職務命令への反抗 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮等のせん動	5年以下の懲役又は禁こ	5年以下の懲役又は禁こ
7		122条	防衛秘密漏えいの煽動	3年以下の懲役	5年以下の懲役
8		123条	防衛出動命令を受けた者による ・ 争議行為等 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮 のせん動	7年以下の懲役又は禁こ	7年以下の懲役又は禁こ
9	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法	7条	・ 合衆国軍隊の機密の探知収集 ・ 合衆国軍隊の機密の漏えい のせん動	5年以下の懲役	10年以下の懲役
10	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法	5条	・ 特別防衛秘密の探知収集 ・ 安全を害する目的で又は取扱業務者による特別防衛秘密の漏えい のせん動	5年以下の懲役	10年以下の懲役
			上記以外の特別防衛秘密の漏えいのせん動	3年以下の懲役	5年以下の懲役
11	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	9条	① 薬物犯罪 ② 薬物犯罪収益等隠匿 ③ 薬物犯罪収益等収受 のあおり	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	① 最高刑は無期懲役 ② 5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科 ③ 3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
12	国税犯則取締法	22条	国税の課税標準の不申告・虚偽申告・不徴収・不納付の煽動	3年以下の懲役又は20万円以下の罰金	(なし…ほ脱犯等は個別の税法で規定)
13	地方税法	21条	納税義務者等による、課税標準額の不申告若しくは虚偽申告、税金の不徴収若しくは不納付、又は納入金の不納入のせん動	3年以下の懲役又は20万円以下の罰金	例えば個人の事業税の脱税の場合: 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
14	国家公務員法	110条	争議行為等のあおり	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(なし)
15	地方公務員法	61条	争議行為等のあおり	3年以下の懲役又は10万円以下の罰金	(なし)
16	公職選挙法	234条	選挙犯罪の煽動 ① 買収及び利害誘導罪 ② 多数人買収及び多数人利害誘導罪 ③ 公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪 ④ 選挙の自由妨害罪 ⑤ 投票干渉罪 ⑥ 選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、脅迫罪等 ⑦ 多衆の選挙妨害罪 ⑧ 凶器携帯罪 ⑨ 投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪	1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金	① 最高で4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金 ② 最高で6年以下の懲役又は禁錮 ③ 5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金 ④ 4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金 ⑤ 最高で3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金 ⑥ 4年以下の懲役又は禁錮 ⑦ 首謀者は1年以上7年以下の懲役又は禁錮 ⑧ 2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金 ⑨ 3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金
17	義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法	3条 4条	特定の政党を支持させる等の教育のせん動	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金	(なし)

現行法における予備罪一覧

番号	法律名	条文	罪名(内容)	法定刑	本犯罪の法定刑
1	刑法	78条	内乱予備	1年以上10年以下の禁錮	最高刑は死刑
2		88条	① 外患誘致 ② 外患援助 の予備	1年以上10年以下の懲役	① 死刑 ② 死刑又は無期若しくは2年以上の懲役
3		93条	私戦予備	3月以上5年以下の禁錮	(なし)
4		113条	① 現住建造物等放火 ② 非現住建造物等放火 の予備	2年以下の懲役	① 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ② 2年以上の有期懲役
5		153条	通貨偽造等準備(器械又は原料を準備)	3月以上5年以下の懲役	通貨偽造: 無期又は3年以上の懲役
6		163条の4	支払用カード電磁的記録不正作出準備	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
7		201条	殺人予備	2年以下の懲役	死刑又は無期若しくは5年以上の懲役
8		228条の3	身の代金目的略取・誘拐予備	2年以下の懲役	無期又は3年以上の懲役
9		237条	強盗予備	2年以下の懲役	5年以上の有期懲役
10	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	6条 1項	組織的な殺人の予備	5年以下の懲役	死刑又は無期若しくは6年以上の懲役
11			組織的な営利目的略取・誘拐の予備	2年以下の懲役	1年以上10年以下の懲役
		6条 2項	不正権益目的の殺人の予備	5年以下の懲役	死刑又は無期若しくは6年以上の懲役
			不正権益目的の営利目的略取・誘拐の予備	2年以下の懲役	1年以上10年以下の懲役
12		10条	犯罪収益等隠匿の予備	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金	5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
13	破壊活動防止法	39条	政治目的のための ① 現住建造物等放火 ② 非現住建造物等放火 ③ 激発物破裂 ④ 汽車・艦船の転覆・破壊 ⑤ 殺人 ⑥ 強盗 の予備	5年以下の懲役又は禁こ	① 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ② 2年以上の有期懲役 ③ 放火と同じ ④ 無期又は3年以上の懲役 ⑤ 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ⑥ 5年以上の有期懲役
14		40条	政治目的のための ① 騒乱 ② 往来危険 ③ 警察官等に対する、凶器等を携え、多数共同しての公務執行妨害 の予備	3年以下の懲役又は禁こ	① 首謀者は1年以上10年以下の懲役又は禁錮 ② 2年以上の有期懲役 ③ 3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
15	放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	3条	核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為の予備	5年以下の懲役	無期又は2年以上の懲役
16	サリン等による人身被害の防止に関する法律	5条	サリン等を発散させて公共の危険を生じさせる行為の予備	5年以下の懲役	無期又は2年以上の懲役
		6条	① サリン等の製造・輸入 ② サリン等を発散させて公共の危険を生じさせる行為の用に供する目的でのサリン等の製造・輸入 の予備	3年以下の懲役	① 7年以下の懲役 ② 10年以下の懲役
17	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	67条	一種病原体等をみだりに発散させて公共の危険を生じさせる行為の予備	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金	無期若しくは2年以上の懲役又は1000万円以下の罰金
		68条	① 一種病原体等の輸入 ② 一種病原体等をみだりに発散させて公共の危険を生じさせる行為の用に供する目的での一種病原体等の輸入 の予備	3年以下の懲役又は200万円以下の罰金	① 10年以下の懲役又は500万円以下の罰金 ② 15年以下の懲役又は700万円以下の罰金
18	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律	40条	化学兵器を用いた毒性物質の発散の予備	5年以下の懲役又は200万円以下の罰金	無期若しくは2年以上の懲役又は1000万円以下の罰金
		41条	化学兵器の製造の予備	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	1年以上の有期懲役又は700万円以下の罰金
19	関税法	108条の4 第4項	麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤の輸出の予備	5年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
20		108条の4 第5項	児童ポルノ、特許権等の知的財産権の侵害物品、類似商標や模倣商品等の輸出の予備	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
21		109条 4項	麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤、けん銃、爆発物、火薬類、化学兵器禁止法上の特定物質、一種病原体等、偽造紙幣等の輸入の予備	5年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
22		109条 5項	公安又は風俗を害すべき書籍等、児童ポルノ、特許権等の知的財産権の侵害物品、類似商標や模倣商品等の輸入の予備	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
23		109条の2 第4項	麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤、けん銃、爆発物、火薬類、一種病原体等、偽造紙幣等の保税地域での保管又は保税運送の予備	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科

番号	法律名	条文	罪名(内容)	法定刑	未遂罪の法定刑
24		109条の2第5項	児童ポルノ、特許権等の知的財産権の侵害物品、類似商標や模倣商品等の保税地域での保管又は保税運送の予備	5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	10年以下の懲役若しくは700万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
25		110条	① 偽りその他不正の行為による関税のほ脱・受還付 ② 偽りその他不正の行為による関税を納付しないままの輸入 ③ 通関業者による①② の予備	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
26		111条	① 無許可輸出・輸入 ② 虚偽申告等による輸出・輸入 ③ 通関業者による①② の予備	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
27	銃砲刀剣類所持等取締法	31条の12	けん銃等の輸入の予備	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	けん銃等の輸入：3年以上の有期懲役 営利目的でのけん銃等の輸入：無期若しくは5年以上の懲役又は無期若しくは5年以上の有期懲役及び3000万円以下の罰金
28	覚せい剤取締法	41条の6	① 覚せい剤の輸入・輸出・製造 ② 営利目的での① の予備	5年以下の懲役	① 1年以上の有期懲役 ② 無期若しくは3年以上の懲役、又は無期若しくは3年以上の懲役及び1000万円以下の罰金
29		41条の7	① 覚せい剤原料の、業者以外の者の輸入・輸出、業者による無許可輸入・輸出 ② 覚せい剤原料の製造 ③ 営利目的での①② の予備	5年以下の懲役	①② 10年以下の懲役 ③ 1年以上の有期懲役、又は1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金
30	あへん法	53条	① けしの栽培 ② あへんの採取 ③ あへん又はけしがらの輸入・輸出 ④ 営利目的での①～③ の予備	5年以下の懲役	①～③ 1年以上10年以下の懲役 ④ 1年以上の有期懲役又は1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金
31	麻薬及び向精神薬取締法	67条	① ジアセチルモルヒネ等の輸入・輸出 ② 営利目的での① ③ ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入・輸出・製造、麻薬原料植物の栽培 ④ 営利目的での③ の予備	5年以下の懲役	① 1年以上の有期懲役 ② 無期若しくは3年以上の有期懲役、又は無期若しくは3年以上の有期懲役及び1000万円以下の罰金 ③ 1年以上10年以下の懲役 ④ 1年以上の有期懲役、又は1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金
32		69条の2	① 向精神薬の輸入・輸出・製造・製剤・小分け ② 営利目的での① の予備	2年以下の懲役	① 5年以下の懲役 ② 7年以下の懲役、又は7年以下の懲役及び200万円以下の罰金
33	大麻取締法	24条の4	① 大麻の栽培・輸入・輸出 ② 営利目的での① の予備	3年以下の懲役	① 7年以下の懲役 ② 10年以下の懲役、又は10年以下の懲役及び300万円以下の罰金
34	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	6条	薬物犯罪収益等隠匿の予備	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金	5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
35	航空機の強取等の処罰に関する法律	3条	航行中の航空機の強取・運行支配の予備	3年以下の懲役	無期又は7年以上の懲役
36	出入国管理及び難民認定法	74条の5	① 自己の管理下にある集団密航者を不法に本邦に入国させた者から集団密航者の全部若しくは一部を収受し、又はその収受した外国人を輸送し、蔵匿し、隠避させる行為等 ② 営利目的での① の予備	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	① 5年以下の懲役又は300万円以下の罰金 ② 1年以上10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金
37		74条の3	① 自己の管理下にある集団密航者を不法に本邦に入国させる行為等 ② 営利目的での① を犯す目的で、その用に供する船舶等の準備	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	① 5年以下の懲役又は300万円以下の罰金 ② 1年以上10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金
38	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	27条	一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の予備	2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
39	郵便法	86条	郵便切手等の偽造・変造、偽変造された郵便切手等の行使・行使目的での輸入・交付・受交付の予備	2年以下の懲役又は10万円以下の罰金	10年以下の懲役
40	酒税法	56条	製造免許を受けないで酒類、酒母又はもろみを製造する目的での、原料、機械、器具又は容器の準備	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
41	経犯罪法	1条	他人の身体に対して害を加えることを共謀した場合において、共謀者の誰かによる共謀に係る行為の予備(共謀者は全て処罰対象)	拘留又は科料	15年以下の懲役又は50万円以下の罰金

11/11/02 内調内検討済み

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

業務による知得後、当該業務を離れ、又は退職した後に特別秘密の指定があった事項に係る漏えい行為に対する処罰の要否について（案）

[redacted]

11/11/02 内調内検討済み

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（案）

[redacted]

11/11/02 内調内検討済み

[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第3回）

内調職員107（内閣情報調査室）
送信日時:　2011年11月2日 16:03
宛先:　高岩 直樹（副長官補本室）; 岩浅 太一（副長官補本室）
添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (231 KB)

内閣官房副長官補室（内政）　高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第３回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
（直）[redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月2日 16:04
宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)
添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (231 KB)

内閣官房副長官補室（外政）　八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第３回）を内閣法制局に持ち込みました。
それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第3回）

内調職員107（内閣情報調査室）
送信日時: 2011年11月2日 16:05
宛先: 丸山 洋平（安危本室）
添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (231 KB)

内閣官房副長官補室（安危）　丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第３回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
（直）[redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時:　2011年11月2日 16:05
宛先:
添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (232 KB)

警察庁警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第３回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第3回）

内調職員107（内閣情報調査室）
送信日時:　2011年11月2日 16:06
宛先:　[redacted]
添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (232 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室　[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第３回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
（直）[redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時:　2011年11月2日 16:07
宛先:　[redacted]
添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (232 KB)

法務省　刑事局公安課　角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第３回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直)　[redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月2日 16:07
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (232 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第３回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第3回）

内調職員107（内閣情報調査室）
送信日時:　2011年11月2日 16:08
宛先:
添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (237 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第３回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
(直)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月2日 16:09
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (232 KB)

防衛省　防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第３回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第3回）

内調職員107（内閣情報調査室）
送信日時:　2011年11月2日 16:09
宛先:　[redacted]
添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (232 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第３回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
（直）[redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第3回）

内調職員107（内閣情報調査室）
送信日時:　2011年11月2日 16:10
宛先:　[redacted]
添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (232 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第３回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
（直）[redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月2日 19:27
宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)
添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (249 KB)

内閣官房副長官補室（内政） 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月2日 19:28
宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)
添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (249 KB)

内閣官房副長官補室（外政）　八幡様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月2日 19:28
宛先: 丸山 洋平(安危本室)
添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (249 KB)

内閣官房副長官補室（安危）　丸山様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時:　2011年11月2日 19:29
宛先:　[redacted]
添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (249 KB)

防衛省　防衛政策局調査課　[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時:　2011年11月2日 19:29
宛先:　[redacted]
添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (249 KB)

警察庁警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直)　[redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月2日 19:30
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (249 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月2日 19:30
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (249 KB)

法務省　刑事局公安課　角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月2日 19:30
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (249 KB)

外務省　大臣官房総務課 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月2日 19:31
宛先: [redacted]
添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (254 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月2日 19:31
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (249 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第3回）

内調職員107（内閣情報調査室）
送信日時: 2011年11月2日 19:32
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (249 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　斉藤様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
（直）[redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【至急】 補佐級説明会(11月4日)の開催について

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月2日 17:08
宛先: [redacted]

関係省庁（警察庁・公安調査庁・外務省・海上保安庁・防衛省）担当者殿

いつも大変お世話になっております。

現在、当室において、「特別秘密の保護に関する法律（仮称）」の法案作成作業を進めているところですが、この度、関係省庁の担当者の方々に説明・協議申し上げるべき事項が生じております。

つきましては、誠に勝手ながら、下記のとおり、関係省庁の担当者の方々にお集まりいただく機会を設けたいと存じます。

ご案内から開催までの間がなく、ショートノーティスで大変恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

記

1　日時・場所
　平成２３年１１月４日（金）午後５時１５分から
　内閣府本府６０５号会議室

2　出席対象者
　各省庁の補佐級（代理の出席も可能）

3　説明・協議事項
- 特別秘密の漏えい等事件の刑事手続における留意事項
- 行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線[redacted])
[redacted]　(直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【お知らせ】補佐級説明会の開催(11月4日)について

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月2日 19:46
宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室); 丸山 洋平(安危本室)

内閣官房副長官補室（内政、外政、安危）担当　各位

いつもお世話になっております。

急なご連絡で恐縮ですが、以下の要領で補佐級説明会を実施いたします。

ご出席いただければ幸いです。

・・・

Re:【至急】 補佐級説明会(11月4日)の開催について

[redacted]
送信日時: 2011年11月2日 22:48
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

内調
[redacted] 様

お疲れさまです。
警察庁の[redacted]です。

標記の説明会についてですが、警察庁からは藤原補佐が参加致します。
また、もし複数人の参加が可能であれば、数名加わるかもしれません。

[redacted] 拝

-----作成者: <[redacted]> -----
宛先: <[redacted]>, <[redacted]>,
<[redacted]>, <[redacted]>, <[redacted]>,
<[redacted]>, <[redacted]>
送信者: <[redacted]>
日付: 2011/11/02 05:08PM
件名: 【至急】 補佐級説明会(11月4日)の開催について

関係省庁(警察庁・公安調査庁・外務省・海上保安庁・防衛省)担当者殿

いつも大変お世話になっております。

現在、当室において、「特別秘密の保護に関する法律(仮称)」の法案作成作業を進めているところですが、この度、関係省庁の担当者の方々に説明・協議申し上げるべき事項が生じております。

つきましては、誠に勝手ながら、下記のとおり、関係省庁の担当者の方々にお集まりいただく機会を設けたいと存じます。

ご案内から開催までの間がなく、ショートノーティスで大変恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

記

1 日時・場所
平成23年11月4日(金)午後5時15分から
内閣府本府605号会議室

2 出席対象者
各省庁の補佐級(代理の出席も可能)

3 説明・協議事項
- 特別秘密の漏えい等事件の刑事手続における留意事項
- 行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方

****
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線[redacted])
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307
****

Re:【至急】 補佐級説明会(11月4日)の開催について

[redacted]
送信日時: 2011年11月4日 11:35
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

内調
[redacted] 様

お疲れさまです。
お世話になっております。

標記について警察庁からは以下の3名の参加でお願い致します。

警備企画課 課長補佐 藤原 麻衣子 (ふじわら まいこ)
外事課 課長補佐 秋本 泰志 (あきもと たいし)
刑事企画課 係長 [redacted]

いろいろとお騒がせしてしまい大変申し訳ありませんでした。

[redacted] 拝
-----作成者: [redacted] -----
宛先: [redacted]
送信者: [redacted]
日付: 2011/11/02 05:08PM
件名: 【至急】 補佐級説明会(11月4日)の開催について

関係省庁(警察庁・公安調査庁・外務省・海上保安庁・防衛省)担当者殿

いつも大変お世話になっております。

現在、当室において、「特別秘密の保護に関する法律(仮称)」の法案作成作業を進めているところですが、この度、関係省庁の担当者の方々に説明・協議申し上げるべき事項が生じております。

つきましては、誠に勝手ながら、下記のとおり、関係省庁の担当者の方々にお集まりいただく機会を設けたいと存じます。

ご案内から開催までの間がなく、ショートノーティスで大変恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

記

1 日時・場所
平成23年11月4日(金)午後5時15分から
内閣府本府605号会議室

2 出席対象者
各省庁の補佐級(代理の出席も可能)

3 説明・協議事項
- 特別秘密の漏えい等事件の刑事手続における留意事項
- 行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

RE:【至急】 補佐級説明会(11月4日)の開催について

坂本 伸男 [redacted]
送信日時: 2011年11月2日 22:25
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
CC: 福本 拓也 [redacted]; 山岸 昌生 [redacted]; 松本 一史 [redacted]; 太刀川 征利 [redacted]; 竹内 護治 [redacted]; 坂本 伸男 [redacted]

内閣官房 [redacted] 様

お世話になっております。
海上保安庁政務課の坂本です。

標記につきまして、以下のとおり出席者を登録いたします。

・海上保安庁総務部政務課　課長補佐　福本　拓也
・海上保安庁総務部政務課　企画係員　坂本　伸男

よろしくお願いいたします。

****
海上保安庁 総務部　政務課
企画係　坂　本　伸　男
TEL　(代表)　03-3591-6361(内線：[redacted])
(直通) [redacted]
(FAX) [redacted]
MAIL：[redacted]
****

-----Original Message-----
From: [redacted] [mailto:[redacted]
Sent: Wednesday, November 02, 2011 5:08 PM
To: [redacted]; 坂本 伸男; [redacted]
Subject: 【至急】 補佐級説明会（11月4日）の開催について

関係省庁（警察庁・公安調査庁・外務省・海上保安庁・防衛省）担当者殿

いつも大変お世話になっております。

現在、当室において、「特別秘密の保護に関する法律（仮称）」の法案作成作業を進めているところですが、この度、関係省庁の担当者の方々に説明・協議申し上げるべき事項が生じております。

つきましては、誠に勝手ながら、下記のとおり、関係省庁の担当者の方々にお集まりいただく機会を設けたいと存じます。

ご案内から開催までの間がなく、ショートノーティスで大変恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

記

1　日時・場所
平成２３年１１月４日（金）午後５時１５分から
内閣府本府６０５号会議室

2　出席対象者
各省庁の補佐級（代理の出席も可能）

3　説明・協議事項
○　特別秘密の漏えい等事件の刑事手続における留意事項
○　行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307
****

RE:【お知らせ】 補佐級説明会の開催(11月4日)について
丸山 洋平(安危本室)
送信日時: 2011年11月2日 20:15
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
CC: 佐藤 耕平(安危本室); 佐藤 祐基(安危本室); 今井 克敏(安危本室); 幸松 秀典(安危本室)

[redacted] 様

４日（金）の会議につきましては、安危は欠席でお願いします。

なお、資料については、後日いただき、ご質問等があればご連絡させていただきます。

よろしくお願いします。

また、当方は４日（金）につきましては休暇をいただいておりますので、会議に関するご連絡は佐藤祐基事務官（ＣＣ参照）にもご連絡いただくようお願い申し上げます。

○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
総括班　丸山　洋平

〒１００－００１４
東京都千代田区永田町２－４－１２（内閣府別館）
ＴＥＬ：０３－５２５３－２１１１（内線[redacted]）
ＦＡＸ：０３－３５９３－２５１６
メール：[redacted]

○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

-----Original Message-----
From: 内調職員107（内閣情報調査室）
Sent: Wednesday, November 02, 2011 7:46 PM
To: 八幡 浩紀（官邸・副長官補室）; 高岩 直樹（副長官補本室）; 岩浅 太一（副長官補本室）; 丸山 洋平（安危本室）
Subject: 【お知らせ】 補佐級説明会の開催（１１月４日）について

内閣官房副長官補室（内政、外政、安危）担当　各位

いつもお世話になっております。

急なご連絡で恐縮ですが、以下の要領で補佐級説明会を実施いたします。

ご出席いただければ幸いです。

. . . . . .

関係省庁（内政・外政・安危・警察庁・公安調査庁・外務省・海上保安庁・防衛省）担当者殿

いつも大変お世話になっております。

現在、当室において、「特別秘密の保護に関する法律（仮称）」の法案作成作業を進めているところですが、この度、関係省庁の担当者の方々に説明・協議申し上げるべき事項が生じております。

つきましては、誠に勝手ながら、下記のとおり、関係省庁の担当者の方々にお集まりいただく機会を設けたいと存じます。
ご案内から開催までの間がなく、ショートノーティスで大変恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

記

１　日時・場所
　平成２３年１１月４日（金）午後５時１５分から
　内閣府本府６０５号会議室

２　出席対象者
　各省庁の補佐級（代理の出席も可能）

３　説明・協議事項
　o　特別秘密の漏えい等事件の刑事手続における留意事項
　o　行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方

. . . . . .

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線[redacted])
[redacted]　(直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

補佐級説明会(外務省出席)

[redacted]

送信日時: 2011年11月4日 15:52
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
CC: [redacted]; MANABE TAKASHI [redacted]

内閣情報調査室 [redacted]様

お世話になっております。
先ほど電話にて申し上げた件につき、外務省からの出席者を以下の通り登録します。

情報防護対策室課長補佐 [redacted]

よろしくお願いします。

[redacted]
外務省大臣官房総務課
tel：03-5501-8000(内線[redacted])
fax：[redacted]
E-mai：[redacted]

機密性２

刑事手続上の特別秘密の取扱いに関する法務省意見について

平成２３年１１月４日
内閣情報調査室

[redacted]

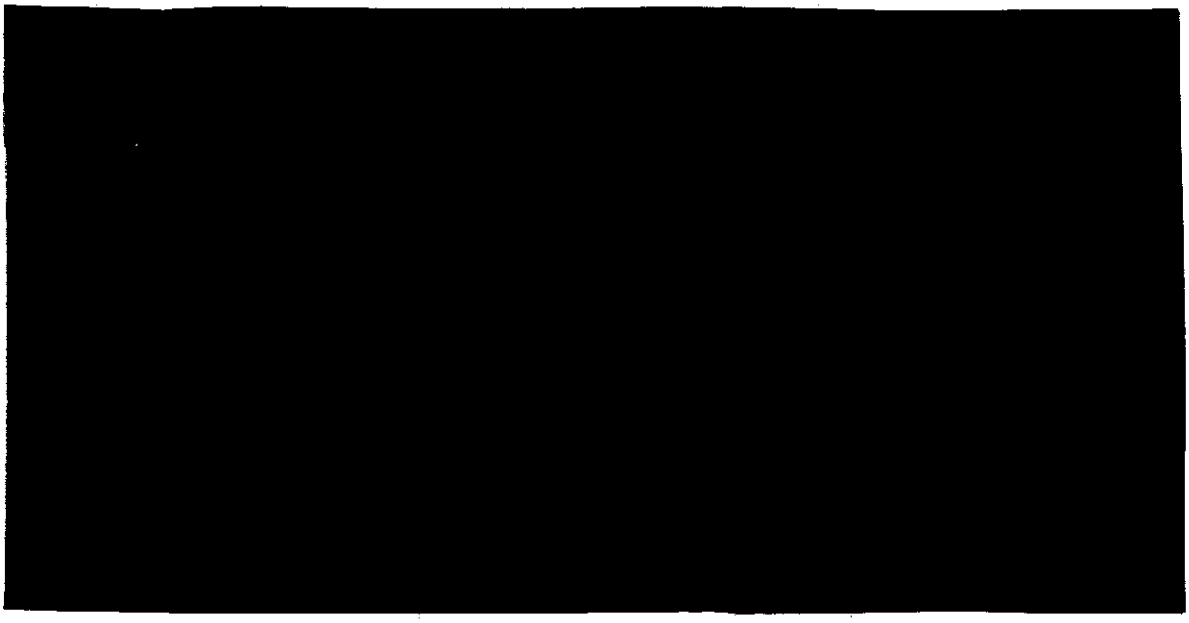

３　添付資料

（1）法務省刑事局作成「刑事手続上の特別秘密の取扱いについて」

（2）内閣情報調査室作成「刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（案）」

（3）参照条文

機密性２

資料(1)

刑事手続上の特別秘密の取扱いについて

H23.10.18　法務省刑事局

[redacted]

機密性２

資料(1)

[redacted]

機密性２

11/11/04 内調内検討済み　資料(2)

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（案）

[redacted]

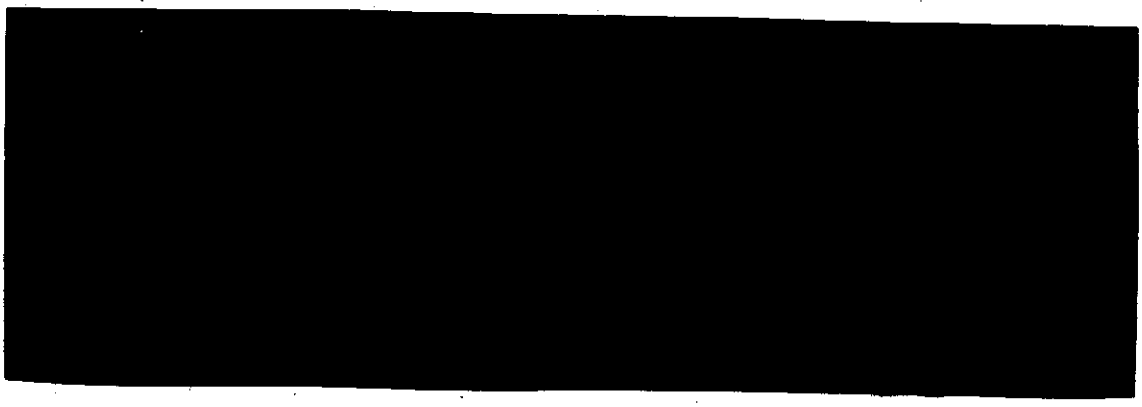

資料(3)

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

第三百十六条の十五　検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一　証拠物

二　第三百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面

三　第三百二十一条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面

四　第三百二十一条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面

五　次に掲げる者の供述録取書等

イ　検察官が証人として尋問を請求した者

ロ　検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第三百二十六条の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの

六　前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの

七　被告人の供述録取書等

八　取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。）

２　被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　前項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二　事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、

当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることその他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

第三百十六条の二十　検察官は、第三百十六条の十四及び第三百十六条の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六条の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百十六条の十四第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

２　被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二　第三百十六条の十七第一項の主張と開示の請求に係る証拠との関連性その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

第三百十六条の二十六　裁判所は、検察官が第三百十六条の十四若しくは第三百十六条の十五第一項（第三百十六条の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六条の二十第一項（第三百十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六条の十八（第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

２　裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。

３　第一項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

○日本国憲法

第八十二条　裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

２　裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞が

あると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となってゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

機密性２

11/11/04 内調内検討中

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

[redacted]

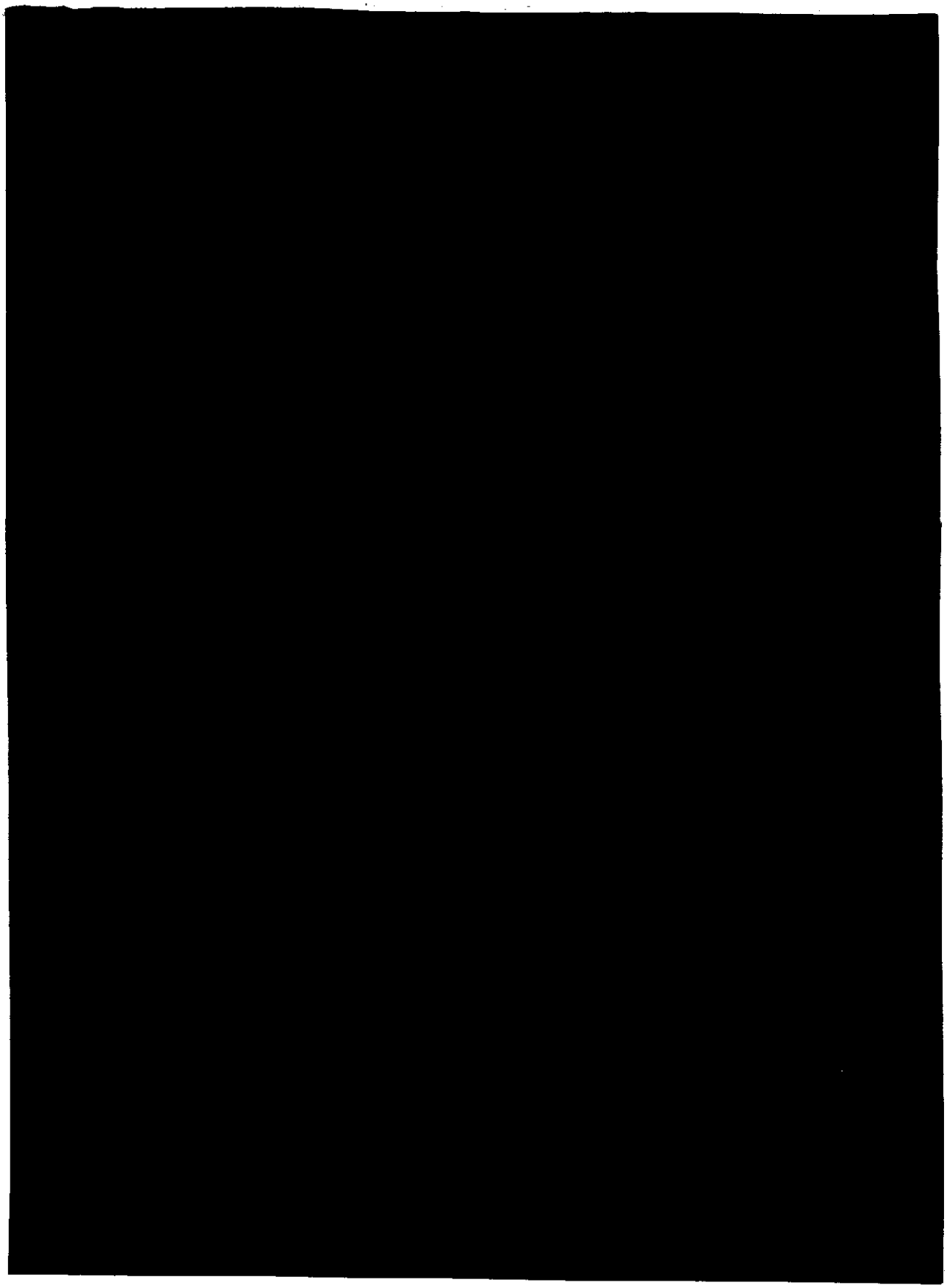

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

【資料送付】補佐級説明会(11月4日)の配布資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月4日 19:43
宛先: 岩浅 太一(副長官補本室); 高岩 直樹(副長官補本室)
添付ファイル: 20111104 補佐級説明会の資料.ZIP (36 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

本日開催されました秘密保全法制に関する補佐級説明会の配布資料を送付いたします。
ご質問等ございましたら、当方までご連絡を頂戴できればと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

****
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307
****

【資料送付】補佐級説明会（11月4日）の配布資料の送付について

内調職員107（内閣情報調査室）
送信日時: 2011年11月4日 19:38
宛先: 丸山 洋平（安危本室）
CC: 佐藤 耕平（安危本室）; 佐藤 祐基（安危本室）; 今井 克敏（安危本室）; 幸松 秀典（安危本室）
添付ファイル: 20111104 補佐級説明会の資料.ZIP (36 KB)

内閣官房副長官補室（安危） 丸山様

いつも大変お世話になっております。

本日開催されました補佐級説明会の資料を送付させていただきます。
ご質問等ございましたら、当方までご連絡を頂戴できればと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 （内線 [redacted]）
[redacted] （直通）
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

差出人：丸山 洋平（安危本室）
送信日時：2011年11月2日 20:15
宛先：内調職員107（内閣情報調査室）
CC：佐藤 耕平（安危本室）；佐藤 祐基（安危本室）；今井 克敏（安危本室）；幸松 秀典（安危本室）
件名：RE：【お知らせ】 補佐級説明会の開催（１１月４日）について

[redacted] 様

４日（金）の会議につきましては、安危は欠席でお願いします。

なお、資料については、後日いただき、ご質問等があればご連絡させていただきます。

よろしくお願いします。

また、当方は４日（金）につきましては休暇をいただいておりますので、会議に関するご連絡は佐藤祐基事務官（ＣＣ参照）にもご連絡いただくようお願い申し上げます。

○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
総括班 丸山 洋平

〒１００－００１４
東京都千代田区永田町２－４－１２（内閣府別館）
ＴＥＬ：０３－５２５３－２１１１（内線[redacted]）
ＦＡＸ：０３－３５９３－２５１６
メール：[redacted]

○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○

111001 当面の協議事項一覧（罰則を中心に）

[redacted]

[redacted]

◎5年以下の懲役刑の一覧

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
1	刑法（明治40年4月24日法律第45号）	96条の5　他	加重封印等破棄等、加重逃走、被拘禁者奪取、逃走援助目的での暴行等、あへん煙吸食器具輸入等、通貨偽造等準備、公正証書原本不実記載等、私文書偽造等、電磁的記録不正作出及び供用、不正電磁的記録カード所持、公印偽造及び不正使用等、賭博場開帳等図利、墳墓発掘死体損壊等、事前収賄、第三者供賄、事後収賄、あっせん収賄、業務上過失致死傷、同意堕胎致死傷、業務上堕胎、保護責任者遺棄等、人身買受け、被略取者引渡し等、電子計算機損壊等業務妨害、背任、単純横領、私用文書等毀棄、建造物等損壊、境界損壊	3月
2	破壊活動防止法（昭和27年7月21日法律第240号）	38条2項 39条	内乱予備等の教唆等、政治目的のための放火の予備等行為	×
3	電波法（昭和25年5月2日法律第131号）	107条　他	無線設備又は電線路に10キロヘルツの高周波電流が通じ、総務大臣の許可を得た通信設備において、日本政府を暴力で破壊することを主張する通信を発する行為　等	×
4	国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（平成16年6月18日法律第115号）	4条1項　他	捕虜の送還に関する権限を有する者が、捕虜の抑留の原因となった武力紛争が終了した場合において、正当な理由がないのに、武力紛争の相手国への捕虜の送還を遅らせる行為　等	×
5	武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成19年4月27日法律第32号）	7条2項 9条1項	武力紛争事態において、正当な理由もなく、国内文化財等を損壊する罪	×
6	文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）	193条 195条 196条	重要文化財の無許可輸出、重要文化財の損壊等、史跡名勝天然記念物の滅失等	×
7	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年5月7日法律第138号）	5条 7条	合衆国軍隊に属し、且つ、その軍用に供する兵器等の損壊等、合衆国軍隊の機密の探知収集・漏えいの陰謀・教唆・せん動	×
8	自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）	120条 121条 122条	治安出動命令違反行為、自衛隊の防衛供用物件の損壊等、取扱業務者が防衛秘密を漏らす行為	×
9	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年6月9日法律第166号）	3条2項	わが国の安全を害する目的が無い者、特別防衛秘密を取り扱うことを業務としない者等が特別防衛秘密を漏らす行為	×
10	昭和十九年法律第四号（経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律）（昭和19年2月10日法律第4号）	5条	公務員等が図利目的で経済統制に関する行政庁等の重要な秘密を漏えいする行為	×
11	出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）	74条　他	自己の支配又は管理の下にある集団密航者を本邦に入らせ、又は入国させる行為　等	×
12	日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年5月18日法律第51号）	115条1項2号 他	多衆の国民投票妨害行為において他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者　等	6月
13	公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）	222条　他	多数人買収等、公職の候補者等に対する買収等、新聞紙等の不法利用、おとり行為、多衆の選挙妨害、政見放送等の不法利用、投票偽造等	6月 1年
14	大正四年法律第十八号（法人ノ役員処罰ニ関スル法律）（大正4年6月21日法律第18号）		法人の業務執行社員等が刑事訴追を免れるために法人を消滅させる行為	×
15	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年7月31日法律第101号）	8条	職員が、契約の締結に関し、その職務に反して不正な方法により入札等の公正を害すべき行為を行う罪	×
16	政党助成法（平成6年2月4日法律第5号）	43条	政党が偽りその他不正な行為により政党交付金の交付を受けた場合における当該政党の役職員等	×

◎5年以下の懲役刑の一覧

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
17	航空機工業振興法（昭和33年5月10日法律第150号）	29条	偽りその他不正の手段により交付金等の交付を受ける行為	×
18	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）	29条	偽りその他不正の手段により補助金等の交付等を受ける行為	×
19	旅券法（昭和26年11月28日法律第267号）	23条1項	不正行為により旅券等の交付を受ける行為　等	×
20	法人特別税法（平成4年3月31日法律第15号）	19条1項	不正行為により法人特別税を免れる行為	×
21	地価税法（平成3年5月2日法律第69号）	39条3項	無申告により地価税を免れる行為	×
22	消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）	64条4項	無申告により消費税を免れる行為	×
23	たばこ税法（昭和59年8月10日法律第72号）	28条3項	無申告によりたばこ税を免れる行為	×
24	石油石炭税法（昭和53年4月18日法律第25号）	24条3項	無申告により石油石炭税を免れる行為	×
25	電源開発促進税法（昭和49年6月6日法律第79号）	13条3項	無申告により電源開発促進税を免れる行為	×
26	航空機燃料税法（昭和47年3月31日法律第7号）	20条1項	不正行為により航空機燃料税を免れる行為	×
27	石油ガス税法（昭和40年12月29日法律第156号）	28条3項	無申告により石油ガス税を免れる行為	×
28	法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）	159条3項	無申告により法人税を免れる行為	×
29	所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）	238条3項	無申告により所得税を免れる行為	×
30	揮発油税法（昭和32年4月6日法律第55号）	27条3項	無申告により揮発油税を免れる行為	×
31	地方揮発油税法（昭和30年7月30日法律第104号）	15条3項	無申告により地方揮発油税を免れる行為	×
32	酒税法（昭和28年2月28日法律第6号）	55条3項	無申告により酒税を免れる行為	×
33	地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）	62条3項　他	無申告により法人の道府県民税等を免れる行為	×
34	相続税法（昭和25年3月31日法律第73号）	68条3項	無申告により相続税を免れる行為	×
35	株式会社企業再生支援機構法（平成21年6月26日法律第63号）	68条	機構の取締役、会計参与、査役又は職員が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
36	株式会社日本政策投資銀行法（平成19年6月13日法律第85号）	30条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
37	株式会社商工組合中央金庫法（平成19年6月1日法律第74号）	67条1項	商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×

◎5年以下の懲役刑の一覧

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
38	国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年5月11日法律第37号）	58条　他	国際刑事裁判所職員が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をする行為　等	×
39	信託法（平成18年12月15日法律第108号）	267条1項	受益証券発行限定責任信託の受益者等が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
40	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）	337条1項	法人の理事等が、その職務に関して、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をする罪	×
41	郵便局株式会社法（平成17年10月21日法律第100号）	16条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
42	郵便事業株式会社法（平成17年10月21日法律第98号）	15条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
43	日本郵政株式会社法（平成17年10月21日法律第98号）	18条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
44	日本アルコール産業株式会社法（平成17年4月20日法律第32合）	13条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
45	高速道路株式会社法（平成16年6月9日法律第99号）	18条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
46	仲裁法（平成15年8月1日法律第138号）	50条　他	仲裁人が、その職務に関して、、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をする行為　等	×
47	成田国際空港株式会社法（平成15年7月18日法律第124号）	18条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
48	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年6月18日法律第92号）	33条1項	指定会社の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
49	日本環境安全株式会社法（平成15年5月16日法律第44号）	16条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
50	株式会社産業再生機構法（平成15年4月9日法律第27号）	61条1項	機構の取締役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
51	東京地下鉄株式会社法（平成14年12月18日法律第188号）	12条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
52	独立行政法人国際観光振興機構法（平成14年12月18日法律第181号）	14条1項	機構の役員又は職員が、その職務に関して、、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
53	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年6月27日法律第75号）	288条	加入者集会における発言若しくは議決権の行使に関し不正の請託を受けて財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をする行為　等	×
54	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年11月29日法律第129号）	67条 68条	承認管財人等が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪　等	×

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
55	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年8月13日法律第131号）	78条1項	機構の取締役、会計参与、査役又は職員が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
56	中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成10年3月31日法律第36号）	24条1項	指定会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
57	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年12月4日法律第88号）	16条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
58	日本たばこ産業株式会社法（昭和59年8月10日法律第69号）	14条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
59	関西国際空港株式会社法（昭和59年6月30日法律第53号）	25条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
60	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年5月31日法律第54号）	22条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
61	労働安全衛生法（昭和47年6月8日法理等第57号）	115条の2　他	製造時等検査、性能検査、個別検定又は形式検定の業務に従事する登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録形式検定機関の役員又は職員がその職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をする行為　等	×
62	金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年6月1日法律第86号）	72条 73条	設立委員が、その職務に関して、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をする罪　等	×
63	中小企業投資育成株式会社法（昭和38年6月10日法律第101号）	13条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
64	薬事法（昭和35年6月10日法律第145号）	83条の6第1項他	基準適合性認証の業務に従事する登録認証機関の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束する行為　等	×
65	日本中央競馬会法（昭和29年7月1日法律第205号）	37条	競馬会の経営委員会の委員又は役員若しくは職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
66	輸出入取引法（昭和27年8月5日法律第299号）	41条の2	経済産業省令に係る事務を処理する輸出組合の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
67	小型自動車競争法（昭和25年5月27日法律第208号）	65条　他	小型自動車競走の選手が、その競争に関して賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪　等	×
68	商品先物取引法（昭和25年8月5日法律第239号）	359条1項　他	商品取引所又は協会の役員又は職員がその職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をする行為　等	×
69	自転車競技法（昭和23年8月1日法律第209号）	60条　他	競輪の選手が、その競争に関して賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
70	競馬法（昭和23年7月13日法律第158号）	32条の2第1項他	調教師、騎手又は競走馬の飼養若しくは調教を補助する者が、その競争に関してわいろを収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪　等	×
71	破産法（平成16年6月2日法律第75号）	266条 273条 274条	特定の債権者に対する担保の供与等の罪、収賄罪、贈賄罪	×
72	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）	267条 272条 273条	特定の債権者に対する担保の供与等の罪、収賄罪、贈賄罪	×

◎5年以下の懲役刑の一覧

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
73	民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）	256条 261条 262条	特定の債権者に対する担保の供与等の罪、収賄罪、贈賄罪	×
74	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年6月21日法律第95号）	550条 556条 557条	特定の債権者等に対する担保の供与等の罪、収賄罪、贈賄罪	×
75	会社法（平成17年7月26日法律第86号）	961条　他	代表社債権者等の特別背任罪、会社財産を危うくする罪、虚偽文書行使等の罪、預合いの罪、株式の超過発行の罪、取締役等の贈収賄罪、株主等の権利の行使に関する贈収賄罪、株主の権利行使に関する利益供与の罪	×
76	資産の流動化に関する法律（平成10年6月15日法律第105号）	303条　他	代表特定社債権者等の特別背任罪、特定目的会社財産等を危うくする罪、虚偽文書行使等の罪、預合いの罪、超過発行等の罪、取締役等の贈収賄罪、社員等の権利の行使に関する贈収賄罪、社員等の権利等の行使に関する利益供与の罪	×
77	保険業法（平成7年6月7日法律第105号）	323条　他	代表社債権者等の特別背任罪、会社財産を危うくする罪、虚偽文書行使等の罪、預合いの罪、株式の超過発行の罪、取締役等の贈収賄罪、社員等の権利の行使に関する贈収賄罪、社員等の権利の行使に関する利益供与の罪	×
78	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年6月4日法律第198号）	228条の2　他	代表投資法人債権者等の特別背任罪、虚偽文書行使等の罪、預合いの罪、投資口の超過発行の罪、投資法人の役員等の贈収賄罪、投資主等の権利の行使に関する贈収賄罪、投資主等の権利の行使に関する利益供与の罪	×
79	医療法（昭和23年7月30日法律第205号）	71条の8　他	代表社会医療法人債権者等の特別背任罪、虚偽文書行使等の罪、社会医療法人の役員等の贈収賄罪、社会医療法人の債権者の権利の行使に関する贈収賄罪	×
80	明治十七年太政官布告第三十二号（爆発物取締罰則）（明治17年12月27日太政官布告第32号）	6条 8条	治安妨害等目的を反証できない場合の爆発物製造等、犯罪告知義務違反	6月
81	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）	67条3項 70条	一種病原体等をみだりに発散させる目的での予備行為、無許可二種病原体等輸入罪	×
82	サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年4月21日法律第78号）	5条3項	サリン等を発散させて公共の危険を生じさせる目的での予備行為	×
83	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年4月5日法律第65号）	40条	化学兵器を使用して毒性物質を発散させる目的での予備行為	×
84	外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）	69条の7	国際的な平和及び安全の維持を妨げる特定の種類の貨物やその設計等に係る技術の無許可輸出　等	×
85	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）	39条　他	火災報知機、消火栓又は消防の用に供する貯水施設を損壊し、又は撤去する行為　等	×
86	森林法（昭和26年6月26日法律第249号）	198条　他	保安林の区域内における森林窃盗行為　等	×
87	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年3月10日法律第6号）	31条の11　他	違法に猟銃の所持、けん銃部品の輸入及び猟銃所持の許可を受ける行為　等	1年
88	武器等製造法（昭和28年8月1日法律第145号）	31条の3	都道府県知事の許可無く、猟銃の製造を行う行為	×
89	道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）	115条 117条 117条の2	信号機等の損壊等、事故後不救護、酒酔い運転等	×

◎5年以下の懲役刑の一覧

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
90	高速自動車国道法（昭和32年4月25日法律第79号）	26条1項	高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又は高速自動車国道における交通に危険を生じさせる行為	×
91	道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）	100条	自動車若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往来の危険を生じさせる行為	×
92	新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和39年6月22日法律第111号）	2条1項	新幹線鉄道の用に供する列車の運行の安全を確保するための設備を損壊等する行為	×
93	航空法（昭和27年7月15日法律第231号）	152条	機長が旅客の救助又は人若しくは物件に対する危難の防止に必要な手段を尽くさない行為	×
94	船員法（昭和22年9月1日法律第法律第100号）	123条	船長が人命の救助並びに船舶及び積荷の救助に必要な手段を尽くさない行為	×
95	関税法（昭和29年4月2日法律第61号）	108条の4　他	輸出入してはならない貨物の輸出入目的での予備行為、関税ほ脱目的での予備行為、無許可等輸出入行為、輸出入してはならない貨物等の運搬等	×
96	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年10月5日法律第94号）	6条	薬物犯罪収益等隠匿	×
97	あへん法（昭和29年4月22日法律第71号）	53条　他	けしの栽培、あへんの採取若しくはあへん等の輸出入又はこれらを営利目的で実施する際の予備行為　等	×
98	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年3月17日法律第14号）	66条の3　他	向精神薬を輸出入し、製造し、製剤し、又は小分けする行為　等	×
99	覚せい剤取締法（昭和26年6月30日法律第252号）	41条の6　他	覚せい剤の輸出入若しくは製造又はこれらを営利目的で実施する際の予備行為　等	×
100	大麻取締法（昭和23年7月10日法律第124号）	24条の2　1項他	大麻の所持、譲渡　等	×
101	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年12月13日法律第153号）	61条	都道府県知事に対し、その認証業務に関して虚偽の申請をして不実の電子証明書を発行させる行為	×
102	金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）	197条の2	届出が受理されていないのに有価証券の募集、売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘、若しくは特定投資家等取得有価証券一般勧誘又はこれらの取扱をする行為　等	×
103	印紙犯罪処罰法（明治42年4月28日法律第39号）	1条 2条	帝国政府の発行する印紙等の偽造等	×
104	明治三十八年法律第六十六号（外国ニ於テ流通スル通貨紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律）（明治38年3月20日法律第66号）	1条2項 3条	金銀貨以外の硬貨偽造等、偽変造貨幣等行使等目的授受	2年
105	売春防止法（昭和31年5月24日法律第118号）	8条1項 13条1項	売春の対象の収受等、売春業に要する資金等の提供行為	×
106	スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年5月20日法律第63号）	32条　他	スポーツ振興投票を除き、不特定又は多数の者に財産上の利益を提供させ、指定試合の結果を予想させ、当該予想と当該指定試合の結果との合致に応じて財産上の利益を提供することを約して利益を図る行為　等	×
107	モーターボート競争法（昭和26年6月18日法律第242号）	65条	施行者以外の者が舟券を発売して競争を行う行為又は競争に関して、勝舟投票類似の行為をさせて財産上の利益を図る行為	×

◎5年以下の懲役刑の一覧

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
108	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年5月16日法律第52号）	4条 他	児童買春 等	×
109	熱供給事業法（昭和47年6月22日法律第88号）	34条1項	熱供給施設を損壊し、その他熱供給施設の機能に障害を与えて熱供給を妨害する行為	×
110	公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律（昭和43年6月19日法律第102号）	1条 2条	海底電線を損壊して電気通信を妨害する行為 等	×
111	電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）	115条1項	電気事業の用に供する電気工作物を破壊等する行為	×
112	下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）	45条1項	公共下水道等の施設を損壊等して下水の排除を妨害する行為	×
113	水道法（昭和32年6月15日法律第177号）	51条1項	水道施設を破壊等して水の供給を妨害する行為	×
114	ガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）	53条1項	ガス工作物を破壊等してガスの供給を妨害する行為	×
115	有線電気通信法（昭和28年7月31日法律第96号）	13条	有線電気通信設備を損壊等して有線電気通信を妨害する行為	×
116	海底電信線保護万国連合条約罰則（大正5年3月7日法律第20号）	1条	海底電信線を損壊して通信を障害する行為	×
117	臓器の移植に関する法律（平成9年7月16日法律第104号）	20条1項	臓器売買 等	×
118	貸金業法（昭和58年5月13日法律第32号）	47条の2 他	業務の停止の命令に違反して業務を営む行為 等	×
119	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）	25条	無許可での一般廃棄物等の収集等を業として行う行為 等	×
120	技術研究組合法（昭和36年5月6日法律第81号）	185条 186条	虚偽文書行使等の罪、預合いの罪	×
121	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年6月23日法律第195号）	5条 他	法定超過利息契約 等	×
122	鉱業法（昭和25年12月20日法律第289号）	191条 191条の2	無権限での鉱物採掘等	×
123	昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（昭和22年4月14日法律第54号）	89条1項 他	私的独占若しくは不当な取引制限をした行為又は一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為 等	×
124	郵便法（昭和22年12月12日法律第165号）	78条	郵便専用の物件又は現に郵便の用に供する物件に対し損傷その他郵便の障害となるべき行為	×

◎5年以下の懲役刑の一覧

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
125	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年8月18日法律第136号）	3条 6条 9条 10条	組織的な強制執行妨害等・業務妨害等・殺人予備、不法収益等による法人等の事業支配、犯罪収益等隠匿	×
126	放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成19年5月11日法律第38号）	6条　他	放射性物質又は原子核分裂等装置を用いて人の生命、身体又は財産に害を与えることを告知して、脅迫する行為　等	×
127	人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年12月25日法律第142号）	3条2項	業務上過失有害物質排出致死傷	×
128	大正十五年法律第六十号（暴力行為等処罰二関スル法律）（大正15年4月10日法律第60号）	1条の3	銃刀使用傷害、常習暴行・脅迫・器物損壊	3月 1年
129	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年6月24日法律第55号）	3条3項	海賊行為をする目的で航行中の他の船舶に侵入し、又はこれを損壊する行為等	×
130	協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月20日法律第44号）	56条　他	不正な優先出資　等	×
131	種苗法（平成10年5月29日法律第83号）	70条	秘密保持命令に違反する行為	×
132	不正競争防止法（平成5年5月19日法律第47号）	21条2項	不正競争行為　等	×
133	著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）	119条2項 122条の2	著作者人格権等の侵害、秘密保持命令違反　等	×
134	商標法（昭和34年4月13日法律第127号）	78条の2　他	商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為の実施等	×
135	意匠法（昭和34年4月13日法律第125号）	69条の2　他	意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為の実施等	×
136	実用新案法（昭和34年4月13日法律第123号）	56条　他	実用新案権又は専用実施権の侵害　等	×
137	特許法（昭和34年4月13日法律第121号）	196条の2　他	特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為の実施等	×

◎10年以下の懲役刑の一覧

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
1	刑法（明治40年4月24日法律第45号）	78条　他	内乱予備・陰謀、外患誘致等予備・陰謀、看守者等逃走援助、騒乱の首謀者、建造物等以外放火、延焼、消火妨害、被現住建造物等浸害、水防妨害、税関職員によるあへん煙輸入等、水道損壊等、公文書偽造等、公電磁的記録不正作出等、有価証券偽造等、支払用カード電磁的記録不正作出等、偽証、虚偽告訴等、強制わいせつ、特別公務員職権濫用、営利目的等略取等、営利目的人身買受、人身売渡、窃盗、不動産侵奪、詐欺、電子計算機使用詐欺、準詐欺、恐喝、業務上横領、盗品等運搬等	3月 6月 1年
2	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年6月9日法律第166号）	3条1項	特別防衛秘密の探知収集行為、わが国の安全を害する目的での漏えい、取扱業務者による漏えい	×
3	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年5月7日法律第138号）	4条1項	合衆国軍事裁判所の手続に従って宣誓した証人が虚偽の陳述をする行為 合衆国軍隊の機密の探知収集行為、漏えい	3月
4	出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日制令第319号）	74条2項　他	営利目的で、自己の支配又は管理にある集団密航者を本邦に入らせ、又は上陸させる行為　等	1年
5	国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年5月11日法律第37号）	57条1項	公判で証言する前に宣誓した証人が虚偽の陳述をする行為	3月
6	武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成16年6月18日法律第116号）	73条1項	外国軍用品裁判所の審判で、宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定を行う行為	3月
7	実用新案法（昭和34年4月13日法律第123号）	59条1項	この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し、虚偽の陳述、鑑定又は通訳をする行為	3月
8	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年12月20日法律第292号）	61条	宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をした行為	3月
9	中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）	116条1項	公正取引委員会の審判において、宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をする行為	3月
10	労働組合法（昭和24年6月1日法律第174号）	28条の2	労働委員会の証人陳述の際に、宣誓した証人が虚偽の陳述をする行為	3月
11	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）	132条1項	宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をする行為	3月
12	公認会計士法（昭和23年7月6日法律第103号）	52条の3第1項	公認会計士が会社等の財務書類を証明する際に、故意に虚偽の証明をした場合又は監査法人の違法行為があった場合において、内閣総理大臣の命による審判があり、宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をする行為	3月
13	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年12月23日法律第225号）	6条1項	宣誓した証人が虚偽の陳述をする行為	3月
14	裁判官弾劾法（昭和22年11月20日法律第137号）	43条1項	裁判官に弾劾による罷免の裁判を受けさせる目的で、虚偽の申告をする行為	3月

◎10年以下の懲役刑の一覧

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
15	昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（昭和22年4月14日法律第54号）	92条の2第1項	宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をする行為	3月
16	地価税法（平成3年5月2日法律第69号）	39条	不正行為により地価税を免れる行為	×
17	消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）	64条1項	不正行為により、消費税を免れ、又は保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れようとする行為	×
18	たばこ税法（飽和59年8月10日法律第72号）	28条1項	不正行為によりたばこ税を免れ、又は免れようとする行為　等	×
19	石油石炭税法（昭和53年4月18日法律第25号）	24条1項	不正行為により石油石炭税を免れ、又は免れようとする行為	×
20	所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）	238条1項 239条1項 240条1項	不正行為により、所得税を免れ、又は還付金を受ける行為等	×
21	石油ガス税法（昭和40年12月29日法律第156号）	28条1項	不正行為により、石油ガス税を免れ、又は免れようとする行為等	×
22	法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）	159条	不正行為により、法人税を免れ、又は法人税の還付を受ける行為等	×
23	揮発油税法（昭和32年4月6日法律第55号）	27条1項	不正行為により、揮発油税を免れ、又は免れようとする行為等	×
24	租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）	89条25項 90条の7第1項	不正行為により、地方揮発油税還付金等の還付を受け、又は受けようとする行為	×
25	地方揮発油税法（昭和30年7月30日法律第104号）	15条1項	不正行為により、地方揮発油税を免れ、又は免れようとする行為等	×
26	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年6月30日法律第37号）	23条1項	不正行為により、災害等で輸入品等が滅失した場合等の内国消費税額に相当する金額の還付を受ける行為等	×
27	酒税法（昭和28年2月28日法律第6号）	54条 55条1項	無許可での酒類等製造 不正行為により、酒税を免れ、又は免れようとする行為等	×
28	地方税法 （昭和25年7月31日法律第226号）	62条　他	偽りその他不正の行為によって法人の道府県民税等を免れた行為　等	×
29	相続税法（昭和25年3月31日法律第73号）	68条1項	不正行為により、相続税又は贈与税を免れた行為	×
30	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年4月14日法律第31号）	55条1項	選球協会の役員又は職員が、船舶保安規程に関する審査等において、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	1年
31	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号）	54条の2第1項	日本の船級協会の役員又は職員が、船舶の窒素酸化物の放出量の確認、原動機取扱手引書の証人若しくは書面の交付等において、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	1年
32	船舶安全法（昭和8年3月15日法律第11号）	25条の71	日本の船級協会の役員又は職員が、船舶の要施設事項又は満載喫水線に関する検査で、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をする場合で、これによって不正な行為をし、又は相当の行為をしない場合	1年

◎10年以下の懲役刑の一覧

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
33	明治十七年太政官布告第三十二号（爆発物取締罰則）（明治17年12月27日太政官布告第32号）	3条　他	治安を妨げ、又は人の身体財産を害する目的で爆発物若しくはその使用に供する器具を製造、輸入若しくは所持し、又は注文する行為　等	3年
34	放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成19年5月11日法律第38号）	5条1項	放射性物質の取扱い、原子核分裂等装置の操作等の方法で、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、ヒトの生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為の用に供する目的で原子核分裂等装置を所持する行為	×
35	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）	68条1項 69条2項	一般病原体等を輸入等する行為	×
36	サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年4月21日法律第78号）	6条2項	サリン等を発散させて公共の危険を生じさせる行為の用に供する目的で、サリン等の製造、輸入、所持、譲渡を行う行為　等	×
37	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年4月5日法律第65号）	38条2項 39条2項	毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を発散させ、人の生命、身体及び財産に危険を生じさせる行為、化学兵器を所持、譲り渡し、譲り受ける行為	×
38	流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年9月26日法律第103号）	9条1項	流通食品に毒物を混入し、添加し、若しくは塗布する行為又は毒物が混入され、添加され、若しくは塗布された飲食物を流通食品と混在させる行為	×
39	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年6月8日法律第61号）	9条2項 10条2項	生物剤又は毒素を発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為、生物兵器又は毒素兵器を製造する行為	×
40	外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）	69条の6第2項	核兵器等の設計、製造若しくは使用に係る技術又は核兵器等の開発、製造、使用等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造等に係る技術として政令で定める技術について、経済産業大臣の許可を受けずに、当該許可を受けた場合の手続で取引をする行為	×
41	森林法（昭和26年6月26日法律第249号）	202条3項	自己の森林に放火する行為により、他人の森林に延焼させた場合	6月
42	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年3月10日法律第6号）	31条の3　他	けん銃所持・譲渡・譲受け、営利目的実包輸入　等	1年
43	武器等製造法（昭和28年8月1日法律第145号）	31条の2第2項	営利目的で銃砲弾を製造する行為	×
44	高速自動車国道法（昭和32年4月25日法律第79号）	27条1項	高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又は高速自動車国道における交通に危険を生じさせ、その結果、他の自動車を転覆させ、又は損壊する行為	×
45	道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）	101条1項	人の現在する一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車（路線バス等）を転覆させ、又は破壊する行為	×
46	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年6月19日法律第87号）	3条1項	業務中の航空機の航行の機能を失わせ、又は業務中の航空機を破壊する行為	1年
47	航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年5月18日法律第68号）	4条	偽計又は威力を用いて、航行中の航空機の進路を変更させ、その他正常な運航を阻害する行為	1年

◎10年以下の懲役刑の一覧

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
48	電波法（昭和25年5月2日法律第131号）	106条2項	船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって遭難通信を発する行為	3月
49	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成14年6月12日法律第67号）	2条 3条	情を知って、公衆等脅迫目的の犯罪行為の事項を容易にする目的で、資金を提供する行為　等	×
50	関税法（昭和29年4月2日法律第61号）	108条の4　他	輸出入してはならない貨物（麻薬、知的財産権侵害物品等）の輸出入、関税ほ脱	×
51	あへん法（昭和29年4月22日法律第71号）	51条1項	あへん等の栽培・採取・輸出入、あへん等の営利目的譲渡・譲受け・所持	1年
52	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年3月17日法律第14号）	64条の2　他	ジアセチルモルヒネ等の製剤・小分け・譲渡・譲受け・交付・所持・施用等 ジアセチルモルヒネ以外の麻薬の輸出入・製造・栽培、営利目的製剤・小分け・譲渡・譲受け・所持	1年
53	覚せい剤取締法（昭和26年6月30日法律第252号）	41条の2　他	覚せい剤の所持・譲渡・譲受け・使用等	×
54	大麻取締法（昭和23年7月10日法律第124号）	24条2項	営利目的で、大麻をみだりに栽培し、又は輸出入する行為	×
55	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年12月6日法律第146号）	16条	人クローン胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚又はヒト性集合胚をヒト又は動物の胎内に移植する行為	×
56	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年7月5日法律第88号）	58条1項	公衆衛生上又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣を行う行為	1年
57	船員職業安定法（昭和23年7月10日法律第130号）	111条	①暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、船員職業紹介、船員の募集、船員労務提供若しくは船員派遣を行う、又は従事する行為 ②公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、船員職業紹介、船員の募集、船員労務提供若しくは船員派遣を行う、又は従事する行為	1年
58	職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）	63条	①暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給又はこれらに従事する行為 ②公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給又はこれらに従事する行為	1年
59	労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）	117条	使用者が、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働させる行為	1年
60	売春防止法（昭和31年5月24日法律第118号）	12条	他人を、自ら管理する場所等に居住させ、売春させることを業とする行為	×
61	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律（平成11年5月26日法律第52号）	8条	児童を児童買春における性交等の相手方とさせる、児童ポルノを製造目的で児童を売買する行為	1年
62	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）	60条1項	児童に淫行させる行為	×
63	貸金業法（昭和58年5月13日法律第32号）	47条	不正行為により貸金業者の登録をする行為　等	×

◎10年以下の懲役刑の一覧

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
64	出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年6月23日法律第195号）	5条3項 8条2項	金銭の貸し付けを行う者が業として金銭の貸し付けを行う場合に、年109．5%を越える割合による利息の契約をする行為　等	×
65	金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）	197条1項、2項 200条の3第1項	有価証券届出書の提出等において、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出する行為　等	3月
66	郵便法（和22年12月12日法律第165号）	85条1項	郵便に関する料金を表す印影を偽造し、若しくは変造し、又はその使用の跡を除去する行為	×
67	物価統制令（昭和21年3月3日勅令第118号）	34条　他	不当に高価な取引又は暴利行為	×
68	道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）	117条2項	車両等の運転手が、自らの当該車両等による交通で人の死傷があった場合に、負傷者救護、危険防止措置及び警察への通報を怠る行為	×
69	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年8月18日法律第136号）	3条	組織的逮捕監禁	3月
70	人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年5月16日法律第48号）	1条1項	人を逮捕し、又は監禁し、これを人質にして、第三者に対し義務のないことをすること又は権利を行わないことを要求する行為　等	6月
71	会社法（平成17年7月26日法律第86号）	960条	発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、支配人、検査役等が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、株式会社に財産上の損害を加える行為	×
72	破産法（平成16年6月2日法律第75号）	265条 267条	詐欺破産罪（破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の財産を隠匿等する行為） 特別背任罪（破産管財人等が、債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加える行為　）	×
73	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）	266条 268条	詐欺更生罪（債権者、担保権者又は株主を害する目的で、株式会社の財産を隠匿等する行為） 特別背任罪（管財人、保全管理人等が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、株主等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、株主等に財産上の損害を加える行為）	×
74	民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）	255条 257条	詐欺再生罪（再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の財産を隠匿等する行為） 特別背任罪（監督委員、調査委員、管財人、保全管理人等が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加える行為）	×
75	資産の流動化に関する法律（平成10年6月15日法律第105号）	302条	特定目的会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、支配人、検査役等が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、株式会社に財産上の損害を加える行為	×
76	金融機関等の更正手続の特例等に関する法律（平成8年6月21日法律第95号）	549条 551条	詐欺更生罪（債権者、担保権者又は組合員等を害する目的で、協同組織金融機関の財産を隠匿等する行為） 特別背任罪（管財人、保全管理人等が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、組合員等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、組合員等に財産上の損害を加える行為）	×

◎10年以下の懲役刑の一覧

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
77	保険業法（平成7年6月7日法律第105号）	322条	保険会社等の保険管理人、保険計理人、相互会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、支配人、検査役等が自己若しくは第三者の利益を図り、又は保険会社等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、保険会社等に財産上の損害を加える行為	×
78	金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年6月1日法律第86号）	71条1項	新設合併設立協同組織金融機関の設立委員は、新設合併により銀行を設立する場合において、自己若しくは第三者の利益を図り、又は新設合併せつりつに損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、組合員等に財産上の損害を加える行為	×
79	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年6月4日法律第198号）	228条1項	投資法人の設立企画人等が自己若しくは第三者の利益を図り又は投資法人に損害を与える目的で、その任務に背く行為をし、当該投資法人に財産上の損害を加える行為	×
80	当せん金付証票法（昭和23年7月12日法律第144号）	18条1項	当せん金付証票を転売する、違法に当せん金品を支払い、交付し、受領する等の行為	×
81	種苗法（平成10年5月29日法律第83号）	67条	育成者権又は専用利用権を侵害する行為	×
82	不正競争防止法（平成5年5月19日法律第47号）	21条1項	不正の利益を得る目的又は保有者に損害を与える目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を取得する行為等	×
83	著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）	119条1項	著作権、出版権及び著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為等	×
84	商標法（昭和34年4月13日法律第127号）	78条 81条	商標権又は専用実施権を侵害する行為 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し、虚偽の陳述、鑑定又は通訳をする行為	3月
85	意匠法（昭和34年4月13日法律第125号）	69条 72条	意匠権又は専用実施権を侵害する行為 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し、虚偽の陳述、鑑定又は通訳をする行為	3月
86	特許法（昭和34年4月13日法律第121号）	196条 199条	特許権又は専用実施権を侵害する行為 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し、虚偽の陳述、鑑定又は通訳をする行為	3月

◎特別背任罪

番号	法律名	罪名	行為主体	被害者	法定刑
1	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）	特別背任罪（334条）	設立時社員、設立者、設立時理事、理事、監事、評議員、検査役等	一般社団法人又は一般財団法人	7年以下の懲役又は500万円以下の罰金
2	会社法（平成17年7月26日法律第86号）	特別背任罪（960条　他）	発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、、監査役、執行役、支配人、検査役等	株式会社	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
3	破産法（平成16年6月2日法律第75号）	特別背任罪（267条）	破産管財人、保全管理人等	債権者	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
4	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）	特別背任罪（268条）	管財人、保全管理人等	債権者、担保権者及び株主	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
5	民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）	特別背任罪（257条）	監督委員、調査委員、管財人、保全管理人等	債権者	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
6	資産の流動化に関する法律（平成10年6月15日法律第105号）	特別背任罪（302条　他）	特定目的会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、、監査役、執行役、支配人、検査役等	特定目的会社	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
7	金融機関等の更生手続きの特例等に関する法律（平成8年6月21日法律第95号）	特別背任罪（551条）	管財人、保全管理人、監督委員、調査委員等	協同組織金融機関に係る担保権者、組合員等	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
8	保険業法（平成7年6月7日法律第105号）	特別背任罪（322条　他）	保険会社等の保険管理人、保険計理人、相互会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、、監査役、執行役、支配人、検査役等	保険会社等	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
9	金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年6月1日法律第86号）	特別背任罪（71条）	新設合併消滅金融機関において選任した設立委員	新設合併設立銀行	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金

◎背任罪

番号	法律名	罪名	行為主体	被害者	法定刑
1	刑法（明治40年4月24日法律第45号）	背任罪（第247条）	他人のためにその事務を処理する者	人	5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

◎職権濫用罪

番号	法律名	罪名	行為主体	行為の概要	法定刑
1	刑法（明治40年4月24日法律第45号）	公務員職権乱用罪（第193条）	公務員	職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害する行為	2年以下の懲役又は禁固
2	刑法（明治40年4月24日法律第45号）	特別公務員職権乱用罪（第194条）	裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者	職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁する行為	6月以上10年以下の懲役又は禁固
3	刑法（明治40年4月24日法律第45号）	特別公務員暴行陵虐罪（第195条）	裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者	被告人、被疑者その他の者に暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をすること	7年以下の懲役又は禁固
4	破壊活動防止法（昭和27年7月21日法律第240号）	職権乱用罪（第45条）	公安調査官	職権を濫用し、人をして義務のないことを行わせ、又は行うべき行為を妨害する行為	3年以下の懲役又は禁固
5	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年12月7日法律第147号）	職権乱用罪（第42条、第43条）	公安調査官、警察職員	職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害する行為	3年以下の懲役又は禁固
6	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年8月18日法律第137号）	第30条	捜査又は調査の権限を有する公務員	人の通信の秘密を侵害する行為	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金

自衛隊法改正における「正当な理由なく」規定に関する経緯

1　原案　→規定なし

○第百二十二条第一項
　業務により知得し、又は領有した自衛隊の重要な秘密（自衛隊についての別表第四に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になっていないものをいう。）を他人に漏らした者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

↓
？
↓

2　H12.12.21案　→規定あり

○第百二十二条第一項
　自衛隊の秘密を知り得る業務に従事する者で、その業務により知得し、又は領有した特別秘密（自衛隊についての別表第四に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になっていないものをいう。）を正当な理由なく他人に漏らしたものは、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

↓
？
↓

3　H12.12.27案　→規定あり

○第九十七条第一項
　自衛隊の特別秘密（自衛隊についての別表第四に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、我が国の防衛上秘匿することを必要とし、かつ、公になっていないものをいう。）を法令又は自衛隊の提供により、業務上知得し、又は領有した者は、当該特別秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
○第百二十二条第一項
　第九十七条第一項の規定に違反して自衛隊の特別秘密を漏らした者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

↓
？
↓

4　H13.1.16案　→規定あり

○第九十七条第一項
　自衛隊の特別秘密（自衛隊についての別表第四に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、我が国の防衛上秘匿することを必要とし、かつ、公になっていないものをいう。）を法令又は自衛隊の提供により、業務上知得し、又は領有した者は、当該特別秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
○第百二十二条第一項
　第九十七条第一項の規定に違反して自衛隊の特別秘密を漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

↓
？
↓

5　H13.2.19案　→規定あり

○第百二十二条第一項
　自衛隊の特別秘密を業務上知得し、又は領有した者が、正当な理由なくその特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。

↓

☆ H13.2.19 付け「罰則強化に係る想定」中「問２６　『正当な理由』の意義」において、「第１２２条第１項に『正当な理由なく』とあるのは、『正当な理由』がある場合には、違法性が阻却され、犯罪が成立しないことを明示したものである。」旨の記載あり。

↓

6　H13.2.21案　→規定あり

○第百二十二条第一項
　特別秘密を業務により知得し、又は領有した者が、正当な理由なくその特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。

↓

☆ H13.2.23 法制局審査において、防衛庁担当者が「刑法第１３４条をモデルに考えている。」旨説明したところ、竹内参事官から「書いても書かなくても結果的には同じであり、書く必要はないのではないか。」「刑法第１３４条の『正当な理由』は正当業務行為より広いのではないか。ちなみに、刑法の大コンメンタールには刑法第１３４条の『正当な理由』として法律と第三者利益などが書いてあった。」「反社会的・破廉恥な行為だ（→だから義務規定を置かずに直罰規定とした）というならば『正当な理由』で不可罰にするのはおかしいのではないか。」旨の指摘あり。

↓

☆ H13.2.18 付け「罰則強化に係る想定」中

○「問１０　ＭＤＡ秘密保護法の特別防衛秘密が国政調査権の行使により開示された場合、刑法第３５条の正当業務行為として漏えいとされないのであれば、今回の改正自衛隊法第１２２条第１項にあえて『正当な理由なく』と書く必要はないのではないか。」において、「特別防衛秘密に比して、自衛隊法の防衛秘密が、例えば総理官邸への報告、内閣情報調査室や外務省との情報交換等により開示等される頻度が高いと見込まれることから、『正当な理由なく』という要件を明示し、かかる行為については、違法性阻却事由の問題として判断するのではなく、構成要件該当性の判断の問題として判断すべきものであるとの考え方によるものである。」旨の記載あり。

○「問１１　刑法第１３４条に規定する『正当な理由』と同法第３５条の正当業務行為との関係いかん。」において、「両者がいずれも違法性阻却事由であることは同じであると解されるが、刑法第１３４条に規定する『正当な理由』とは、法令行為等、第三者の利益を保護するための場合、承諾がある場合のほか、緊急避難の場合も含まれるとされ、刑法第３５条の正当業務行為よりも広い概念と整理されるのが通常である。」旨の記載あり。

↓

☆ H13.3.19 付け想定中「問５(1)　『正当な理由なく』の意義如何。」において、「第１２２条第１項に『正当な理由なく』という言葉を記述した所以は、ＭＤＡ秘密保護法に規定する特別防衛秘密に比して、改正自衛隊法に規定する防衛秘密が、例えば総理官邸への報告、内閣情報調査室や外務省との情報交換等により開示等される頻度が高いと見込まれることから、『正当な理由なく』という要件を明示し、かかる行為については、違法性阻却事由の問題として判断するのではなく、構成要件該当性の問題として判断すべきものであるとの考え方によるものである。」旨の記載あり。

↓

☆ H13.6.8 法制局審査において、竹内参事官から「『漏ら』すとは関係者同士は入らないのではないか。例えば、上司への報告は『漏ら』したことにはならないだろう。」「『正当な理由』があればそもそも『漏ら』したことにはならないだろう。刑法第３５条に該当するから不可罰か、そもそも『漏ら』したことにならないから不可罰か。『正当な理由』とあえて書くと、『漏ら』すこと自体は許されるとも受け取れる。そうだとすると『防衛秘密』の重要性は薄められてしまう。こうした事項は書いたからといって分かりやすくなるのではない。刑法第１３４条はプライバシーのような話であろう。」旨の指摘あり。

↓

7　H13.6.14案　→規定なし

○第百二十二条第一項

特別秘密を取り扱うことを業務の全部又は一部とする者がその業務により知得し、又は領有した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。

↓
？
↓

８　H13.6.19案　→規定なし

○第百二十二条第一項
　第九十六条の二第一項の規定により指定された防衛秘密（以下、この項において同じ。）を取り扱うことをその業務の全部又は一部とする者がその業務により知得し、又は領有した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。

↓
？
↓

９　H13.7.3案　→規定なし

○第百二十二条第一項
　第九十六条の二第一項の規定により指定された防衛秘密（以下、この項において同じ。）を取り扱うことをその業務の全部又は一部とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。

↓
？
↓

１０　H13.8.20案（現行法）　→規定なし

○第百二十二条第一項
　防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。

自衛隊法改正における国外犯処罰規定に関する経緯

1　原案　→規定なし

↓

☆ H12.12.13 の法務省刑事局コメントとして、「国外犯処罰の規定を置くことも検討した方がよいのではないか。外務公務員法に国外犯処罰の規定があるので、参考にされることをお勧めする。」との指摘あり

↓

2　H12.12.22案　→初出（保護主義）

> ○第百二十二条第六項
> 本条の規定は、国外において第一項から第三項に掲げるいずれかの罪を犯した者にも適用する。

↓

？

↓

3　H12.12.？案　→刑法２条（保護主義）

> ○第百二十二条第七項
> 第一項から第四項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

↓

☆ H13.1.26 石破副長官への説明資料中、「刑法の属地主義の原則を踏まえ、国外犯についても不処罰とならないよう、これを処罰する規定を設けることを考えているところである。この場合、自衛隊法の他の罰則については、国外犯規定がなく、整合性について整理する必要がある。なお、外務公務員法には国外犯規定があるが、国家公務員法及び地方公務員法には、国外犯規定は置かれていない。」との記載あり。

↓

☆ H13.2.19 の想定問答資料中、「問４３　国外犯を処罰する趣旨」として「（防衛秘密は）その要件として秘密保護の必要性と非公知性を明示しているが、非公知性の要件たる『公になっていないもの』は、公になった瞬間に要件を欠くこととなる。そして、公になったことに関しては、その場所を問わないから、例えば、それがアメリカ合衆国において公にされた事項であろうと、ロシア連邦や中華人民共和国においてこれを暴露したものであろうと、その限りにおいては「公になっているもの」となるのである。かかる非公知性の要件にかんがみれば、特別秘密の漏えいについては、我が国の領域に止まらず、領域外においてもこれを防止しなければ、秘密保護の本旨を全うできないというべきである。そこで、今回の法改正においては、改正自衛隊法第１２２条第７項において、国外犯を処罰する規定を置くこととしたものである。なお、特別秘密を業務上知得し、又は領有した者は、観念上必ずしも

日本国公務員又は日本国民に限られないことから、刑法第２条の例によることとしている。」との記載あり。

↓

☆ H13.2.23 の法制局審査において、「国外犯規定を設ける理由は何か。ＭＤＡ秘密保護法では対象となっていないが整合性如何。（外務公務員法も国外犯規定がある。）それは大使館で勤務するからではないのか。ＭＤＡ秘密保護法制定時より国外犯のおそれが増していると整理するのか。一歩間違えればスパイ防止法を制定しろということになる。」との指摘あり。

↓

☆ H13.3.16 の想定問答資料中、「問４(4)　ＭＤＡ法に国外犯規定がないこととの整合性如何」として「ＭＤＡ秘密保護法第１条第３項に規定する防衛秘密は、我が国の秘密ではあるが、元来アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての秘密であるという特殊性を有している。そして、我が国外の防衛秘密に相当する秘密の漏えいに関しては、アメリカ合衆国の法律又はアメリカ合衆国からの防衛秘密に相当する秘密の供与を受けた諸外国の法律の規定によって処罰されることとなり、敢えてＭＤＡ秘密保護法において国外犯処罰規定を設けなくても、各国の処罰規定による抑止効果が期待でき、また、各国の法令によって処罰されることとなるところである。しかしながら、改正自衛隊法によって保護しようとしている秘密については、こうした諸外国における処罰規定が存在せず、我が国の法律をもって国外犯規定を設けなかった場合、国外における秘密保護が全くなされないこととなってしまう。特に、ＭＤＡ秘密保護法及び自衛隊法の立法当時に比べて、自衛隊員が国外において活動を行う機会は、比較にならないほどに激増しており、国外における秘密保護の要請は極めて高いものと考えている。」との記載あり。

↓

☆ H13.3.12 の防衛庁内部検討に関する資料中、「国外犯を刑法第２条の国外犯としているが、例えば一国の防衛機関や外交機関等が他国の軍事機密を探知することは、少なくとも伝統的な国際法の考え方によれば当該他国の国内法によって処罰されるべき犯罪とはされ得ないのではないか。その点に関する国際法理論との整合性をどう考えているのか。」との記載あり。

↓

☆ H13.6.8 の法制局審査において、「そもそも国外犯は現実的にあり得るのか。あまりあり得ない規定は意味がない。（委託業者が海外で漏らすようなことを想定している。）突飛な例しか想定できないようであれば全体の構造が modest なのだから、目くじらをたてすぎなのではないか。以前、質問した国際法の関係はどうなのか。質問の趣旨は、その国にとっては業務性があって秘密を探知する。しかも自国内で防衛駐在官等からそうした秘密を仕入れたとする。そうすると教唆か煽動か共謀に該当しよう。『何人も』国外犯になるのだから該当すると考えられるが、それは処罰範囲を拡大しすぎではないか。法改正の趣旨からは最もあり得べき事態を想定しているはず。したがって、身分犯であり探知収集罪は規定していない。可能性が非常に低いものも含めては世界主義になってしまう。」

↓

4　H13.6.14案　→刑法２条（保護主義）＋３条（属人主義）

○第百二十二条第七項
　第一項から第三項（※故意による漏えい、未遂、過失による漏えい）までの罪は、刑法第二条の例に従う。
○第百二十二条第八項
　第四項の罪（※漏えいの共謀・教唆・せん動）は、刑法第三条の例に従う。

↓

☆ H13.7.25 付け論点ペーパー「自衛隊法の一部を改正する法律（仮称）案における国外犯規定の修正について」中、刑法３条の例に従うこととする旨の記載あり。

↓

5　H13.8.20案（現行法）　→刑法３条（属人主義）

○第百二十二条第六項
　第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

現行法における独立教唆罪一覧

番号	法律名	条文	罪名(内容)	法定刑	本犯者の法定刑
1	爆発物取締罰【明治17年】	4条	治安妨害等の目的での爆発物使用の教唆	3年以上10年以下の懲役又は禁錮	死刑又は無期若しくは7年以上の懲役又は禁錮
2	破壊活動防止法【昭和27年】	38条1項	① 内乱 ② 外患誘致 ③ 外患援助 の教唆	7年以下の懲役又は禁こ	① 最高刑は死刑 ② 死刑 ③ 死刑又は無期若しくは2年以上の懲役
3		38条2項	① 内乱予備 ② 内乱陰謀 ③ 内乱等幇助 ④ 外患誘致予備 ⑤ 外患誘致陰謀 ⑥ 外患援助予備 ⑦ 外患援助陰謀 の教唆	5年以下の懲役又は禁こ	①② 1年以上10年以下の禁錮 ③ 7年以下の禁錮 ④⑤ 1年以上10年以下の懲役 ⑥⑦ 1年以上10年以下の懲役
4		39条	政治目的のための ① 現住建造物等放火 ② 非現住建造物等放火 ③ 激発物破裂 ④ 汽車・艦船の転覆・破壊 ⑤ 殺人 ⑥ 強盗 の教唆	5年以下の懲役又は禁こ	① 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ② 2年以上の有期懲役 ③ 放火と同じ ④ 無期又は3年以上の懲役 ⑤ 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ⑥ 5年以上の有期懲役
5		40条	政治目的のための ① 騒乱 ② 往来危険 ③ 警察官等に対する、凶器等を携え、多数共同しての公務執行妨害 の教唆	3年以下の懲役又は禁こ	① 首謀者は1年以上10年以下の懲役又は禁錮 ② 2年以上の有期懲役 ③ 3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
6	自衛隊法【昭和29年】	118条	秘密漏えいの教唆	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
7		119条	・ 組合等結成 ・ 争議行為 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮 等の教唆	3年以下の懲役又は禁錮	3年以下の懲役又は禁錮
8		120条	治安出動命令を受けた者による ・ 争議行為 ・ 多数共同しての職務命令への反抗 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮 等の教唆	5年以下の懲役又は禁こ	5年以下の懲役又は禁こ
9		122条	取扱業務者による防衛秘密漏えいの教唆	3年以下の懲役	5年以下の懲役
10		123条	防衛出動命令を受けた者による ・ 争議行為等 ・ 職務命令への反抗 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮 等の教唆	7年以下の懲役又は禁こ	7年以下の懲役又は禁こ
11	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法【昭和27年】	7条	・ 合衆国軍隊の機密の探知収集 ・ 合衆国軍隊の機密の漏えい の教唆	5年以下の懲役	10年以下の懲役
12	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法【昭和29年】	5条	・ 特別防衛秘密の探知収集 ・ 安全を害する目的で又は取扱業務者による特別防衛秘密の漏えい	5年以下の懲役	10年以下の懲役
			上記以外の特別防衛秘密の漏えいの教唆	3年以下の懲役	5年以下の懲役
13	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律【平成3年】	9条	① 薬物犯罪 ② 薬物犯罪収益等隠匿 ③ 薬物犯罪収益等収受 のそそのかし	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	① 最高刑は無期懲役 ② 5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科 ③ 3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
14	独立行政法人通則法【平成11年】	69条	・ 再就職等監視委員会における証言拒否等 ・ 調査における証言拒否、偽証、書類等提出拒否、虚偽書類等提出、検査忌避等 のそそのかし	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
15	国家公務員法【昭和22年】	110条	争議行為等のそそのかし	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(なし)
16		111条	・ 職員による人事官の任用能持 ・ 職員による人事官の任命義務違反 ・ 人事官等による兼職 ・ 秘密漏えい のそそのかし	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
			・ 人事院の調査における偽証 ・ 人事院の調査における書類提出拒否等 ・ 人事院の調査における検査忌避等 ・ 職員の任用基準に反する任命 ・ 採用試験等における虚偽行為 ・ 採用試験における受験若しくは任用の阻害等 ・ 勤務条件に関する行政措置の要求の申出の妨害等 のそそのかし	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
17	地方公務員法【昭和25年】	61条	争議行為等のそそのかし	3年以下の懲役又は10万円以下の罰金	(なし)
18		62条	秘密漏えいのそそのかし	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
			・ 人事委員会等における証言拒否等 ・ 任用基準に反する任用 ・ 競争試験の受験の阻害等 ・ 勤務条件に関する措置要求の申出の妨害 のそそのかし	3年以下の懲役又は10万円以下の罰金	3年以下の懲役又は10万円以下の罰金
19	外務公務員法【昭和27年】	27条	秘密漏えいのそそのかし	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
20	義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法【昭和29年】	3条 4条	特定の政党を支持させる等の教育の教唆	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金	(なし)

自衛隊法改正における「刑法総則の適用を排除しない」規定に関する経緯

1　原案　→規定なし

↓

？

↓

2　H12.12.21案　→初出

○第百二十二条第四項

　前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

↓

？

↓

3　H12.12.27案　→規定有り

○第百二十二条第四項

　前項の規定は、教唆された者が教唆に係る罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

↓

？

↓

4　H13.8.20案　→規定なし

↓

？

↓

5　H13.8.21案　→規定有り（復活）

○第百二十二条第四項

　前項の規定は、教唆された者が教唆に係る罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

↓

？

↓

6　H13.8.28案（現行法）　→規定なし

法務省との協議結果メモ

1　日時・場所

平成２３年１１月４日午後８時から午後９時３０分頃まで

法務省刑事局公安課

2　出席者

（法務）千葉局付、大塚局付、日比局付、白鳥局付

（内調）[redacted]

[redacted]

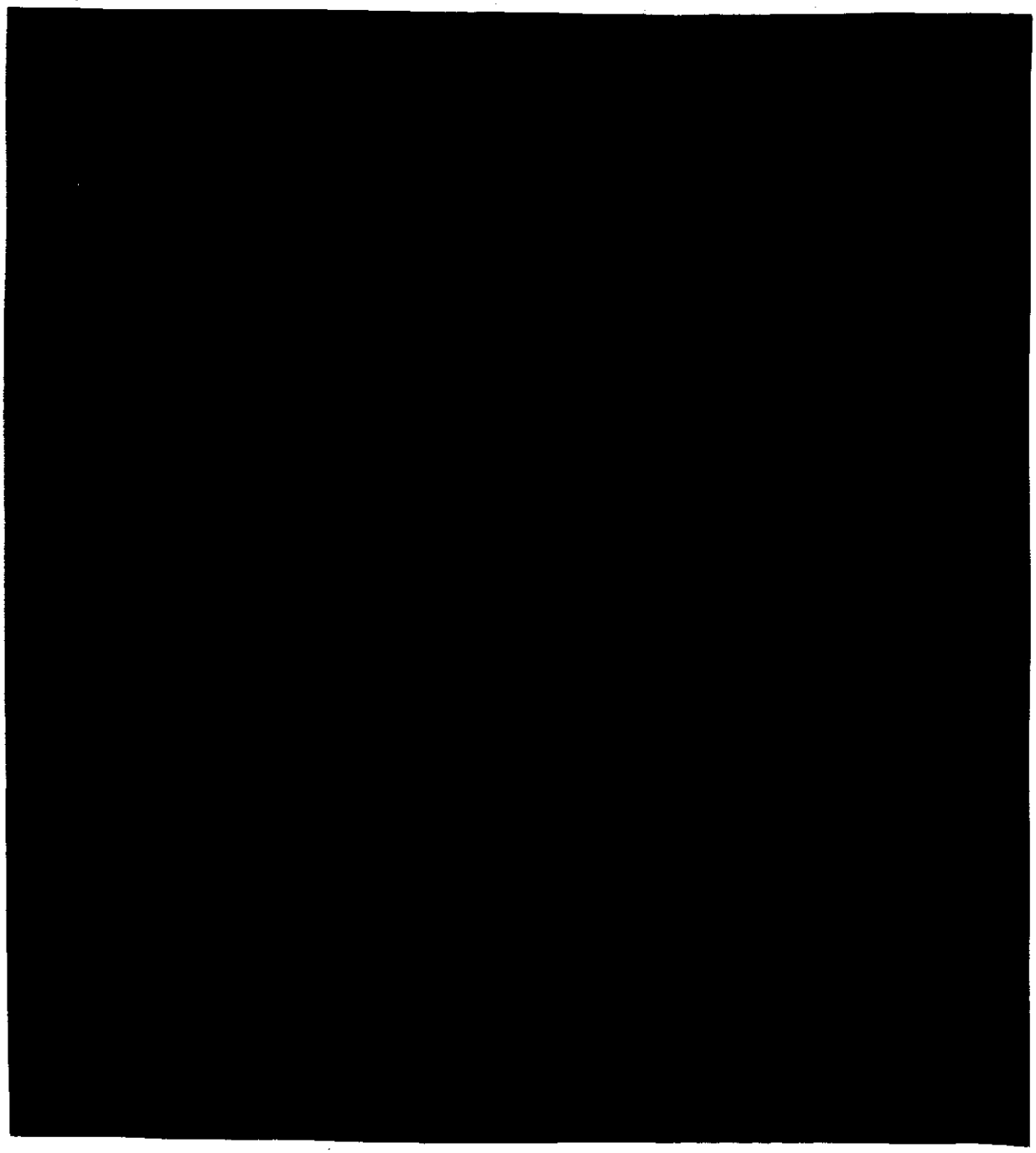

平成23年11月７日

補佐級説明会　議事要旨（未定稿）

１　日時

平成23年11月４日(金)　午後５時15分頃から午後６時30分頃まで

２　場所

内閣官房内閣情報調査室605会議室

３　出席者

内閣官房副長官補室（外政）　八幡主査

警察庁　警備局警備企画課・藤原補佐、外事課・秋本補佐、刑事企画課・[redacted]係長

公安調査庁　総務部総務課審理室　[redacted]上席

外務省　情報防護対策室　[redacted]補佐

海上保安庁　総務部政務課　福本補佐、坂本係員

防衛省　防衛政策局調査課　[redacted]部員

内閣情報調査室　[redacted]補佐、[redacted]補佐、[redacted]、[redacted]

４　配布資料（別紙参照）

○　刑事手続上の特別秘密の取扱いに関する法務省意見について

（別添１）刑事手続上の特別秘密の取扱いについて

（別添２）刑事手続における特別秘密の立証方法について（案）

（別添３）参照条文

○　指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

５　議事要旨

(1) 特別秘密の漏えい等事件の刑事手続における留意事項について

[redacted]

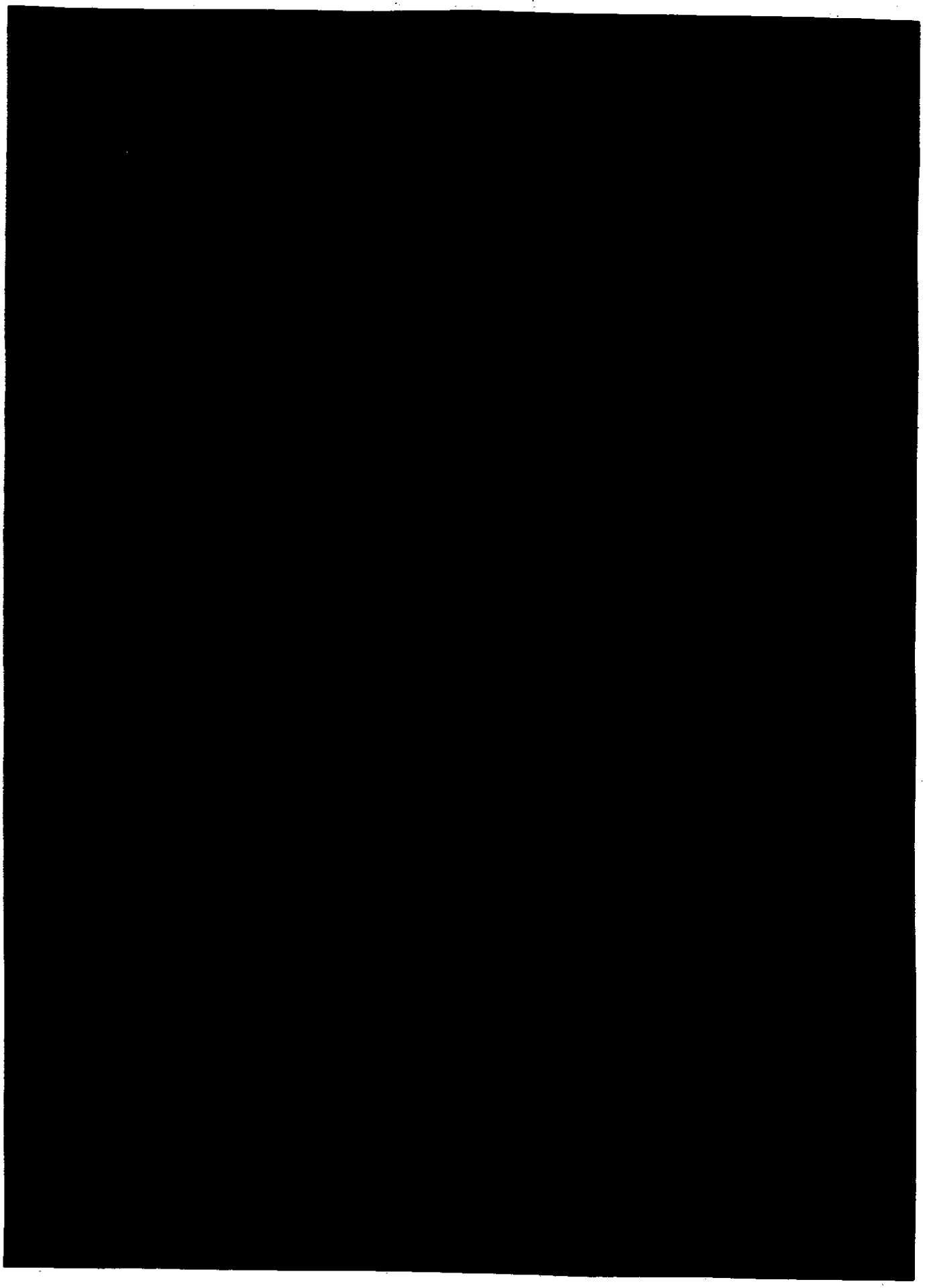

[redacted]

(2) 行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方について

[redacted]

[redacted]

(3) 今後の進め方について

[redacted]

以 上

秘密保全法制の素案についてのご諮問について

丸山 洋平(安危本室)
送信日時: 2011年11月7日 16:09
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
CC: 佐藤 耕平(安危本室)
添付ファイル: 安危意見(法律素案に関して).jtd (28 KB)

[redacted] 様

お世話になっております。

標記につきまして、安危より添付資料のとおり2点ご質問させていただきます。

よろしくお願いします。

○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
総括班　丸山　洋平

〒１００－００１４
東京都千代田区永田町２－４－１２（内閣府別館）
ＴＥＬ：０３－５２５３－２１１１（内線[redacted]）
ＦＡＸ：０３－３５９３－２５１６
メール：[redacted]

○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

-----Original Message-----
From: 内調職員107（内閣情報調査室）
Sent: Friday, November 04, 2011 7:39 PM
To: 丸山 洋平（安危本室）
Cc: 佐藤 耕平（安危本室）；佐藤 祐基（安危本室）；今井 克敏（安危本室）；幸松 秀典（安危本室）
Subject: 【資料送付】　補佐級説明会（１１月４日）の配布資料の送付について

内閣官房副長官補室（安危）　丸山様

いつも大変お世話になっております。

本日開催されました補佐級説明会の資料を送付させていただきます。
ご質問等ございましたら、当方までご連絡を頂戴できればと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111（内線[redacted]）
[redacted]（直通）
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

差出人：丸山 洋平（安危本室）
送信日時：2011年11月2日 20:15
宛先：内調職員107（内閣情報調査室）

CC: 佐藤 耕平（安危本室）; 佐藤 祐基（安危本室）; 今井 克敏（安危本室）; 幸松 秀典（安危本室）
件名: RE: 【お知らせ】 補佐級説明会の開催（１１月４日）について

[redacted] 様

４日（金）の会議につきましては、安危は欠席でお願いします。

なお、資料については、後日いただき、ご質問等があればご連絡させていただきます。

よろしくお願いします。

また、当方は４日（金）につきましては休暇をいただいておりますので、会議に関するご連絡は佐藤祐基事務官（ＣＣ参照）にもご連絡いただくようお願い申し上げます。

○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
総括班　丸山　洋平

〒１００－００１４
東京都千代田区永田町２－４－１２（内閣府別館）
ＴＥＬ：０３－５２５３－２１１１（内線[redacted]）
ＦＡＸ：０３－３５９３－２５１６
メール：[redacted]

○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○

安危からの質問（第2回照会）

以下の内容について、安危から質問させていただきます。

[redacted]

外務省意見　RE:【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第2回)

[redacted]

送信日時:　2011年11月7日 20:13
宛先:　内調職員107(内閣情報調査室)
CC:　MURAKAMI MANABU [redacted]; TAGUCHI KAZUHO [redacted];
MANABE TAKASHI [redacted]; ADACHI HIDEAKI [redacted]; [redacted]
添付ファイル: 外務省コメント(SC).docx (18 KB)

内調 [redacted]様

お世話になっています。

大変遅くなり恐縮ですが，第二回資料に関する外務省意見を別添にて送ります。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
外務省　大臣官房総務課
課長補佐 [redacted]
TEL　03-5501-8000　(内線[redacted])
直通 [redacted]
FAX [redacted]
E-mail: [redacted]
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

-----Original Message-----
From: [redacted] [mailto:[redacted]
Sent: Thursday, October 13, 2011 7:43 PM
To: [redacted]; [redacted]
Subject: 【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第２回）

外務省　大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料を、本日、内閣法制局に資料を持ち込みました。
（前回は、９月１５日に法制局に持ち込み、９月２０日に法制局との協議を実施いたしました。）

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。
（なお、添付資料の「持込資料リスト」に記載の『１　参考資料』については、参考扱いですので、添付しておりません。また、一つの文書ファイルの中に、別シートの形で貼り付けてある資料もありますのでご注意ください）

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料については、前回同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成23年11月7日・外務省

別紙

秘密保全法制に関するコメント

[redacted]

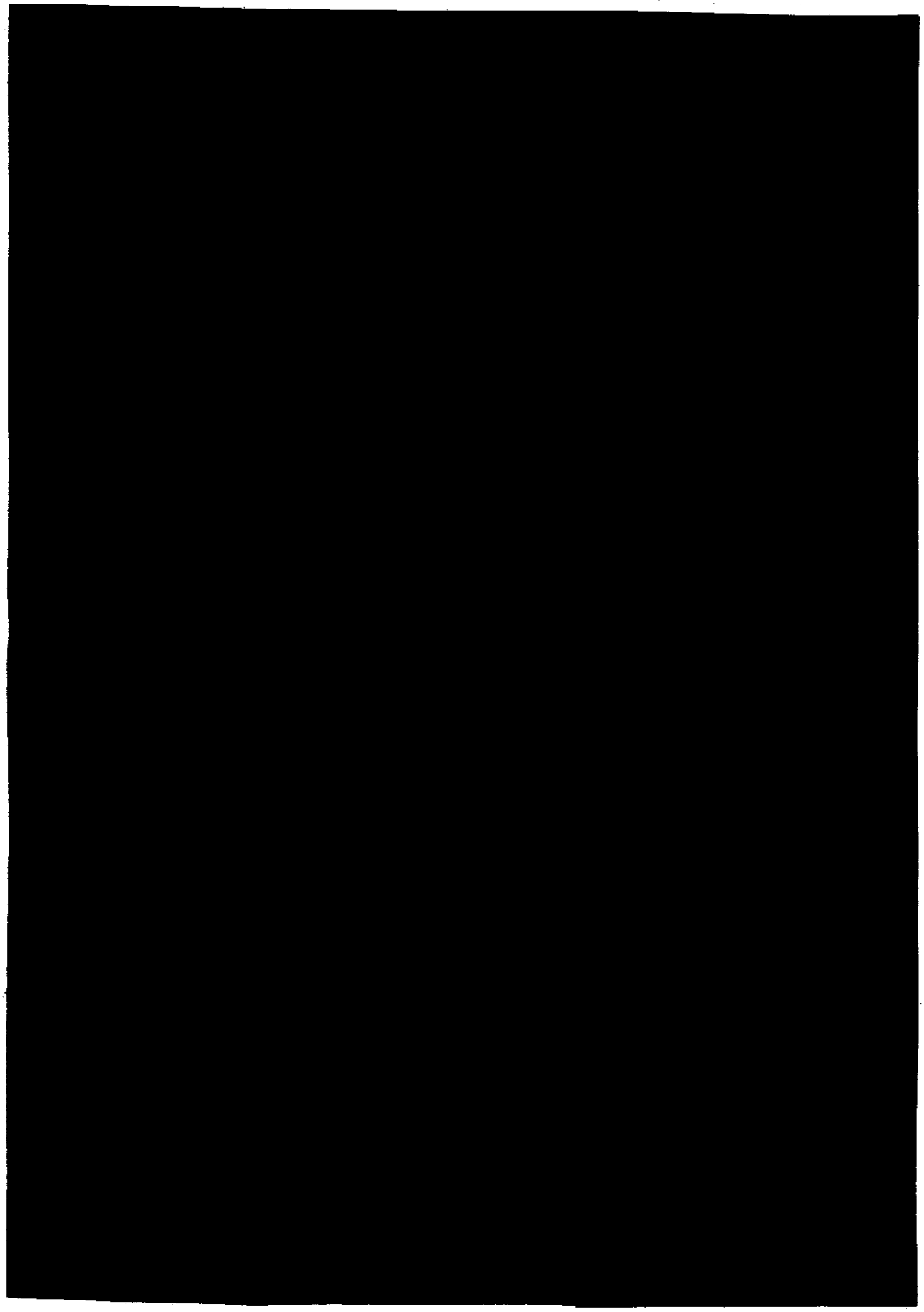

[redacted]

（了

）

【防衛】新法第6条第5項の[redacted]について(回答)

[redacted]
送信日時: 2011年11月9日 20:06
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 【防衛回答】新法第6条第5項の[redacted]について.doc (30 KB)

内調[redacted]様
([redacted]様、恐縮ですが、お願いいたします。)
お世話になります。
さて、大変遅くなりましたが、今朝の御照会の件、添付のとおり、回答させていただきます。
[redacted]
お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。
[redacted]拝

◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆
防衛省 防衛政策局 調査課 情報保全企画室
[redacted] ([redacted])
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
TEL 03-3268-3111 (内線 [redacted]
E-mail [redacted]
◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

平成２３年１１月１０日
防衛省調査課情報保全企画室

内調[redacted] 御中

昨日お問い合わせがございました新法案第６条第５項における[redacted]につきまして、以下のとおり、回答します。

[redacted]

RE:【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

[redacted]
送信日時: 2011年11月10日 18:53
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 内調回答1109①.docx (17 KB)

内調 [redacted]様

お世話になっています。

外務省コメントを別添にて送ります。

****
外務省 大臣官房総務課
課長補佐 [redacted]
TEL 03-5501-8000 (内線[redacted])
直通 [redacted]
FAX [redacted]
E-mail: [redacted]
****

-----Original Message-----
From: [redacted] [mailto:[redacted]
Sent: Wednesday, November 02, 2011 7:31 PM
To: [redacted]
Subject: 【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

外務省 大臣官房総務課 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

****
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax 03-3592-2307
****

外務省コメント（11月2日，法制局提出資料分）

平成23年11月9日

[redacted]

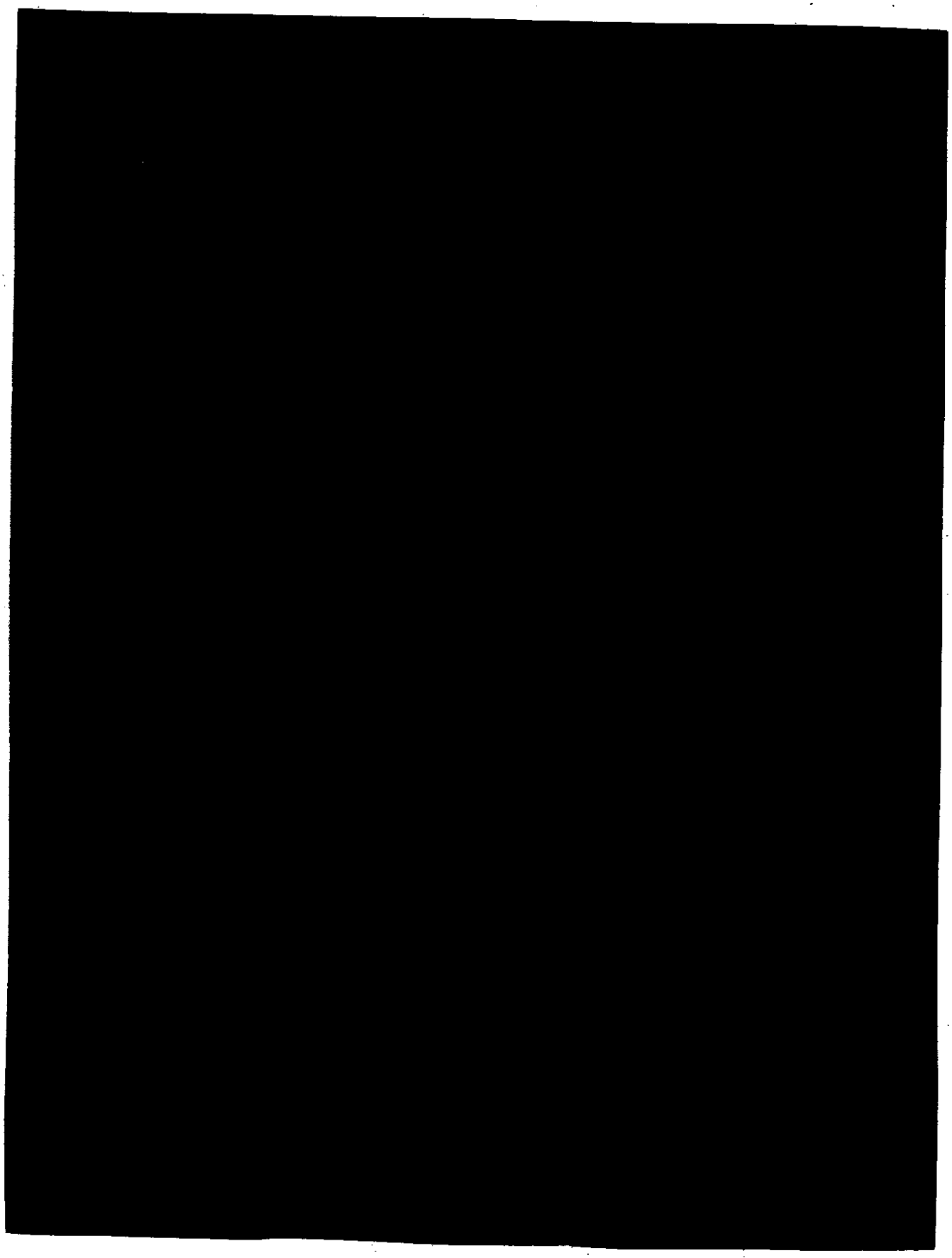

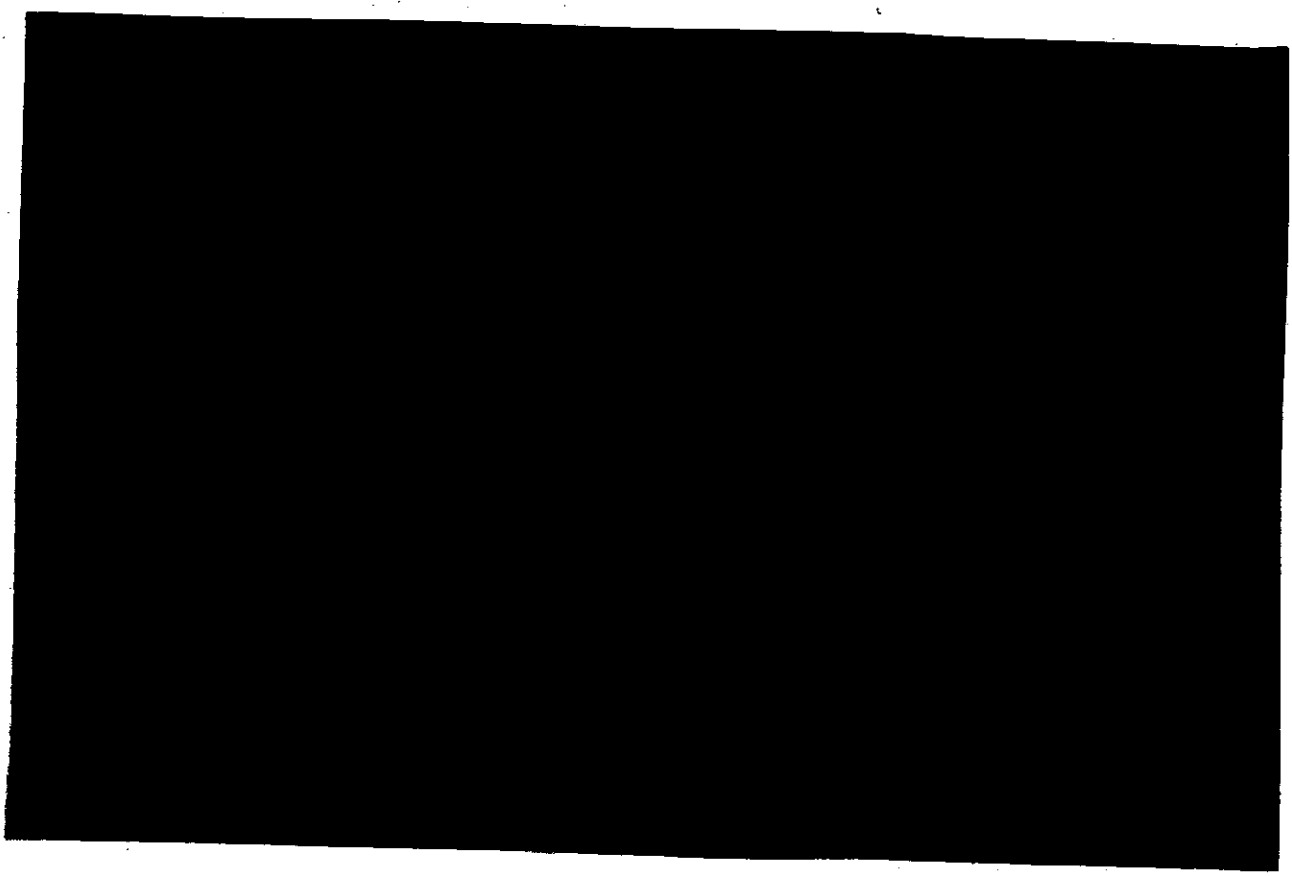

（了）

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２３年１１月１１日

１　条文案

○　素案

２　論点ペーパー（案）（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1) 立法事実に関するもの

○　特に秘匿を要する情報のインターネット上への漏えいの防止について

○　特に秘匿を要する情報に対する標的型サイバー攻撃の防止について

(2) 秘密の指定に関するもの

○　指定の有効期間について

○　他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について

[redacted]

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

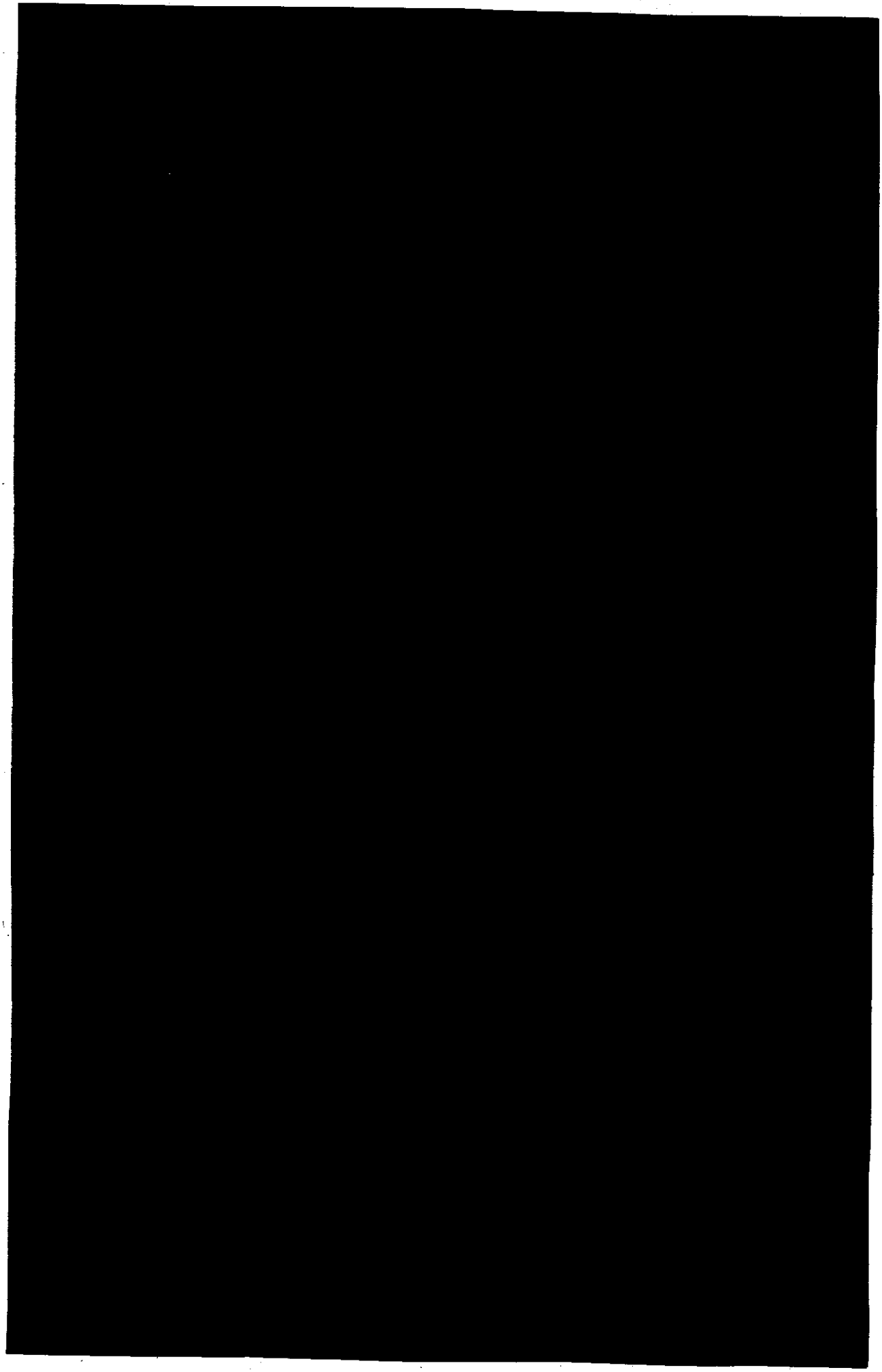

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

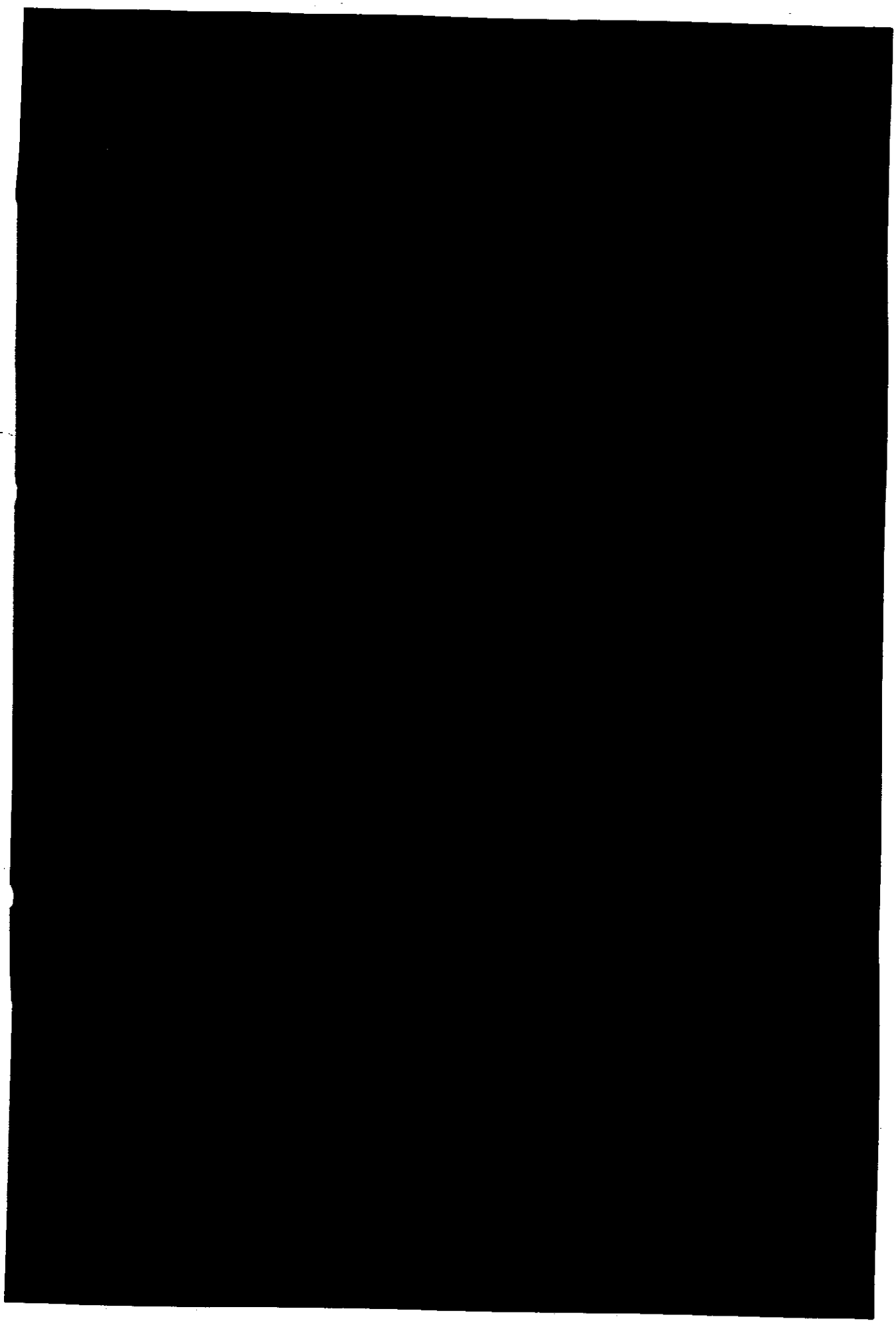

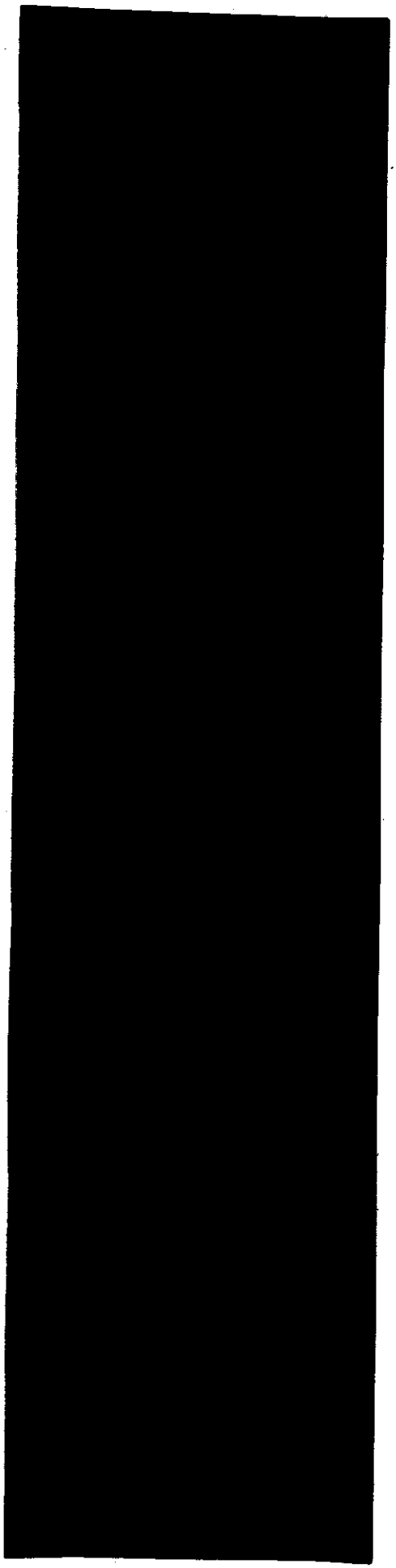

11/11/11 内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

特に秘匿を要する情報のインターネット上への漏えいの防止について（案）

[redacted]

11/11/11 内調内検討済み

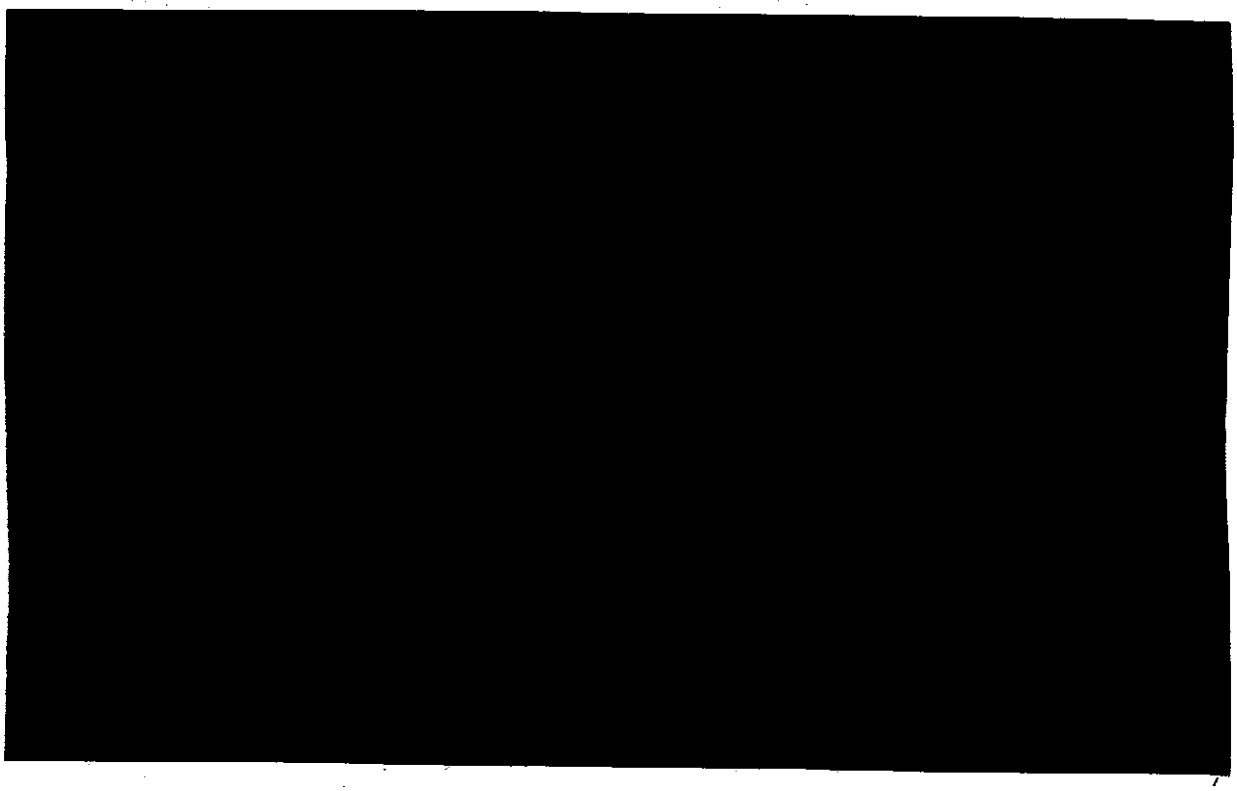

（参考）内部情報公開サイトの概要

1　ウィキリークスの例

重要なニュースの提供を目的とする非営利メディア組織を自称するウィキリークスは、２００６年に活動を開始したと言われているが、その存在は２００７年１月の報道により初めて明らかになった。

ウィキリークスは、情報の公開により組織の透明性が向上し、透明性の向上がより良い社会の構築に資する、また、詳細な調査により組織の腐敗は減少し、民主主義は強化されるとの考え方の下、自らを含む報道機関がこれらの目標を実現する上で果たすべき役割は大きいと主張している。

また、ウィキリークスは、情報提供者が匿名でリークを行うことができるよう、最先端の暗号技術を活用した情報システムを整備するとともに、情報提供者のアクセス記録を保存しないこととしている。

2　ウィキリークスによる内部情報の公開例

ア　イラク駐留米軍による民間人誤射に関する映像

２０１０年４月、イラク駐留米軍のヘリコプターが銃撃によりイラクの住民等を殺傷する映像を公開した。

イ　アフガニスタン紛争関連資料

２０１０年７月、アフガニスタン紛争に関する米軍等の秘密情報約７万件以上を公開した。公開された資料には、米軍に協力する現地の情報提供者の実名、未公表の民間人死傷事件の情報、パキスタン情報機関によるアフガニスタン武装勢力への支援等に関する情報が含まれていた。

ウ　イラク戦争関連資料

２０１０年１０月、イラク戦争に関する米軍の秘密文書約３９万件を公開した。公開された資料には、イラク治安当局による捕虜虐待や米軍によるイラク住民の殺害に関する情報が含まれていた。

エ　米国外交公電

２０１０年１１月、１９６６年から２０１０年２月までに米国務省と在外公館の間で交わされた外交公電約２５万件を公開した。これらには、約１万６千件の「極秘」公電や約１０万件の「秘」公電が含まれていた。

3　ウィキリークス以外の内部情報公開サイトの例

ア　Al Jazeera Transparency Unit：中東の衛星テレビ局が開設した内部情報公開サイト。本年１月、イスラエル政府とパレスチナ自治政府の和平交渉等に関する情報約１，６００件以上を「パレスチナ・ペーパーズ」と題して公開。公開された文書には、パレスチナ側がイスラエルとの和平交渉で提示した譲歩案などが含まれていた。

イ　BalkanLeaks：バルカン半島に関する内部情報公開サイト。パリ在住のブルガリア人が、バルカン諸国における透明性を向上し、組織犯罪と政治腐敗を撲滅

するため、政治、経済等に関する秘密文書を公開。

ウ　BrusselsLeaks：ジャーナリスト等が開設したＥＵに関する内部情報公開サイト。ＥＵでの意思決定に関する内部情報を入手し、公開することによって、ＥＵにおける意思決定の透明化を図ることを目的としている。

エ　FrenchLeaks：フランスに関する内部情報公開サイト。ウィキリークスの考え方に共鳴するメディアが、提供された秘密情報の信憑性を確認した後に公開している。

オ　IndoLeaks：インドネシアに関する内部情報公開サイト。かつてのスハルト政権における情報を公開。

カ　OpenLeaks：ウィキリークスを脱退した者が開設したサイト。提供された情報を自ら公開せず、情報提供者が指定する報道機関に提供するのが特徴。

キ　RuLeaks：ロシアに関する内部情報公開サイト。ウィキリークスに公開されている情報に加えて、プーチン首相の豪邸の写真等提供された情報を公開。

（インターネット上の情報から作成）

11/11/11 内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

特に秘匿を要する情報に対する標的型サイバー攻撃の防止について（案）

[redacted]

[redacted]

（参考１）三菱重工業に対するサイバー攻撃の概要

１．三菱重工業の事案の経緯

８月中旬　三菱重工業において、複数のコンピューターがウィルスに感染している可能性が判明し、調査及びウィルス駆除を実施。

８月下旬　感染の状況等について専門業者による調査を開始。爾後、警察当局に状況を報告。

９月 19 日　本件に関する新聞報道（読売朝刊）、防衛省に状況を報告。

９月 30 日　警視庁に被害届を提出。

２．三菱重工業による調査状況

○　複数の事業所のコンピューター 83 台においてウィルス感染が判明。

○　専門業者に調査を依頼したところ、

①　企業の情報を盗み出すことを狙ったウィルスである可能性が高いこと

②　一部のコンピューターのシステム情報が流出した可能性があること

③　一部のコンピューターに外部から侵入された痕跡があること

が分かったため、警察当局に状況を報告。

○　事実関係の調査が続いているが、現在のところ、製品や技術に関する情報のデータ流出は確認されていない。

３　防衛省の調達における秘密の保全

省秘、防衛秘密及び特別防衛秘密を取り扱う情報システムについては、秘密保全対策ガイドラインにおいて、秘密保全施設外への接続を禁止している。

（参考２）政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成23年７月	・　国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのＩＤ及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報が流出したおそれがある。 ・　衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 ・　防衛大臣（当時）を含む参議院議員７人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 ・　総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成23年８月	・　三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 ・　防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成23年９月	・　ＩＨＩ、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 ・　９月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター１台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成23年10月	・　複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 ・　国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、ＩＤとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

11/11/11 内調内検討済み

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

指定の有効期間について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

[redacted]

*2 [redacted]

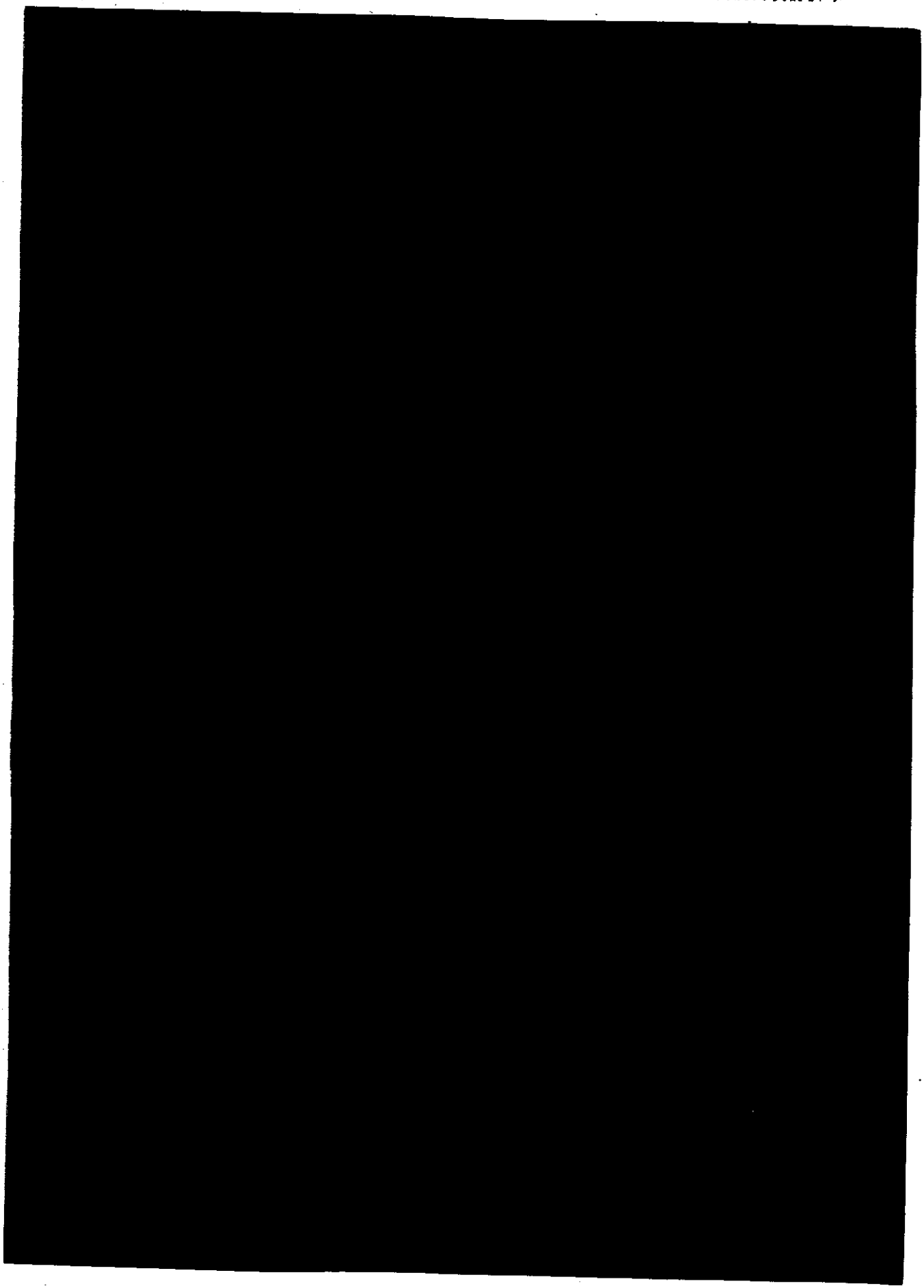

11/11/11 内調内検討済み

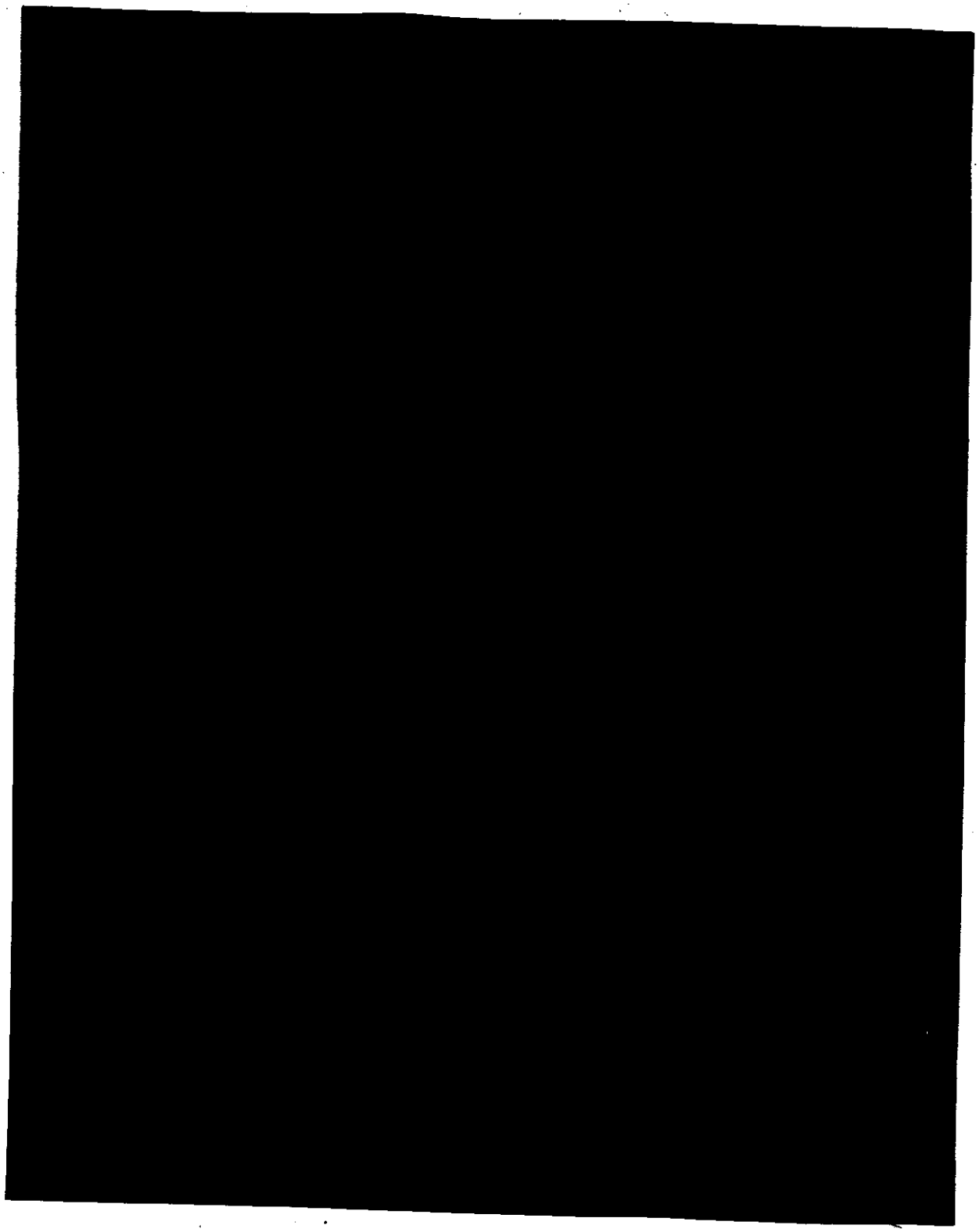

11/11/11 内調内検討済み

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

11/11/11 内調内検討済み

[redacted]

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時:　2011年11月11日 16:26
宛先:　高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)
添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (57 KB)

内閣官房副長官補室（内政）　高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第４回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

****
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax　03-3592-2307
****

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月11日 16:27
宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)
添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (57 KB)

内閣官房副長官補室（外政） 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第４回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回： ９月１５日に法制局に資料持込み、 ９月２０日に法制局との協議
第２回： １０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回： １１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月11日 16:27
宛先: 丸山 洋平(安危本室)
添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (57 KB)

内閣官房副長官補室（安危） 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第４回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回： ９月１５日に法制局に資料持込み、 ９月２０日に法制局との協議
第２回： １０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回： １１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月11日 16:28
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (57 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第４回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回： ９月１５日に法制局に資料持込み、 ９月２０日に法制局との協議
第２回： １０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回： １１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月11日 16:29
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (57 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第４回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回： ９月１５日に法制局に資料持込み、 ９月２０日に法制局との協議
第２回： １０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回： １１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月11日 16:29
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (57 KB)

法務省　刑事局公安課　角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第４回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月11日 16:30
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (57 KB)

外務省　大臣官房総務課 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第４回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月11日 16:30
宛先: [redacted]
添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (55 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第４回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
（直）[redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時:　2011年11月11日 16:31
宛先:
添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (57 KB)

防衛省　防衛政策局調査課　様、　様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第４回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
(直)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月11日 16:31
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (57 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第４回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月11日 16:32
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (57 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第４回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【回答】 特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月14日 10:48
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁に対する回答(20111114).jtd (42 KB)

警察庁警備局警備企画課 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

10月28日付けで貴庁から頂戴しておりました質問について、添付のとおり回答いたしますので、
よろしくお願い申し上げます。

なお、同日付けの御意見につきましては、御意見のとおり条文素案を修文しておりますので、先週11日に送付いたしました法制局持込み資料(第4回)の「条文素案」をご確認いただければと存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

****
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307
****

事　務　連　絡
平成23年11月14日

警察庁　担当官　殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの10月28日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

[redacted]

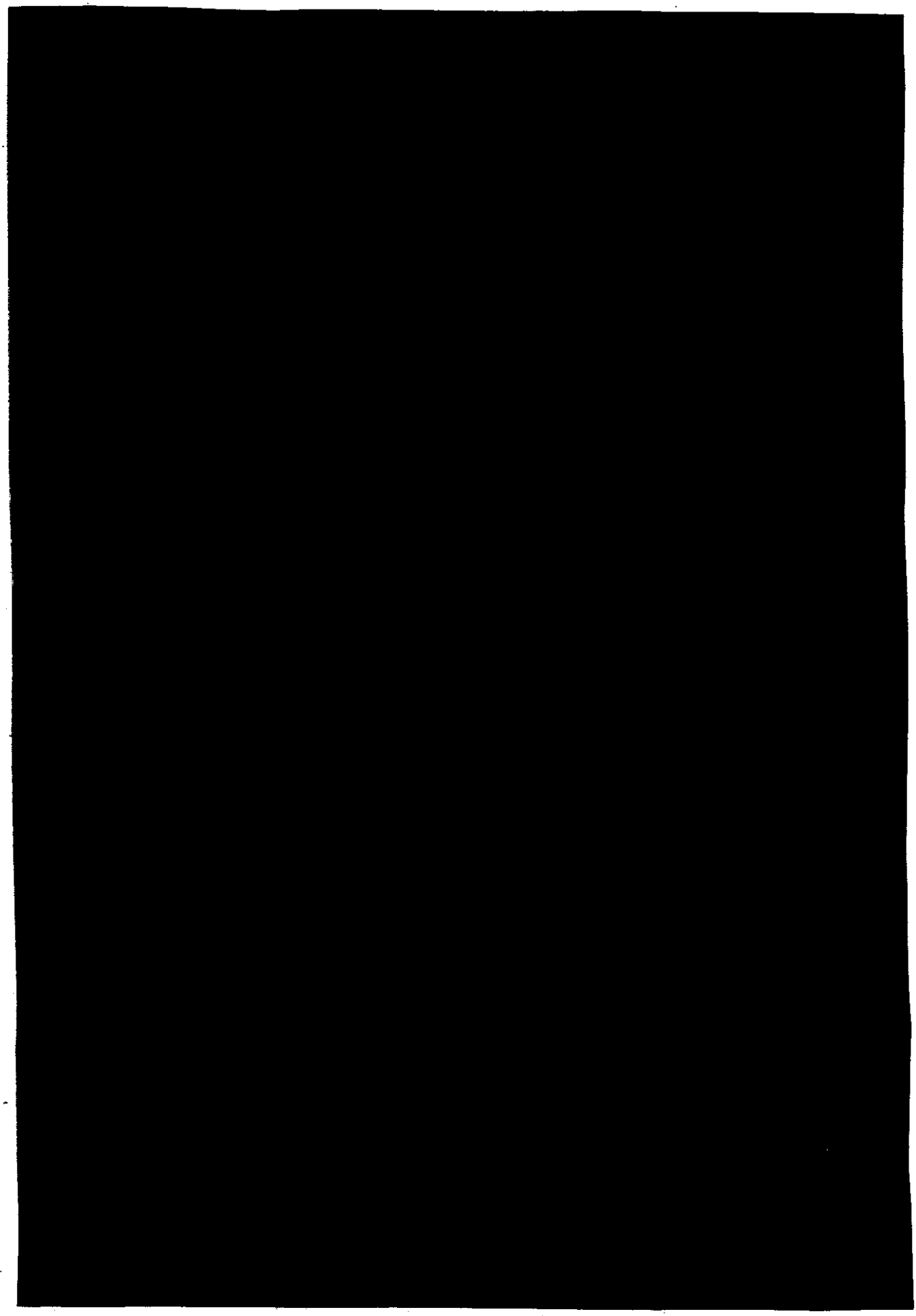

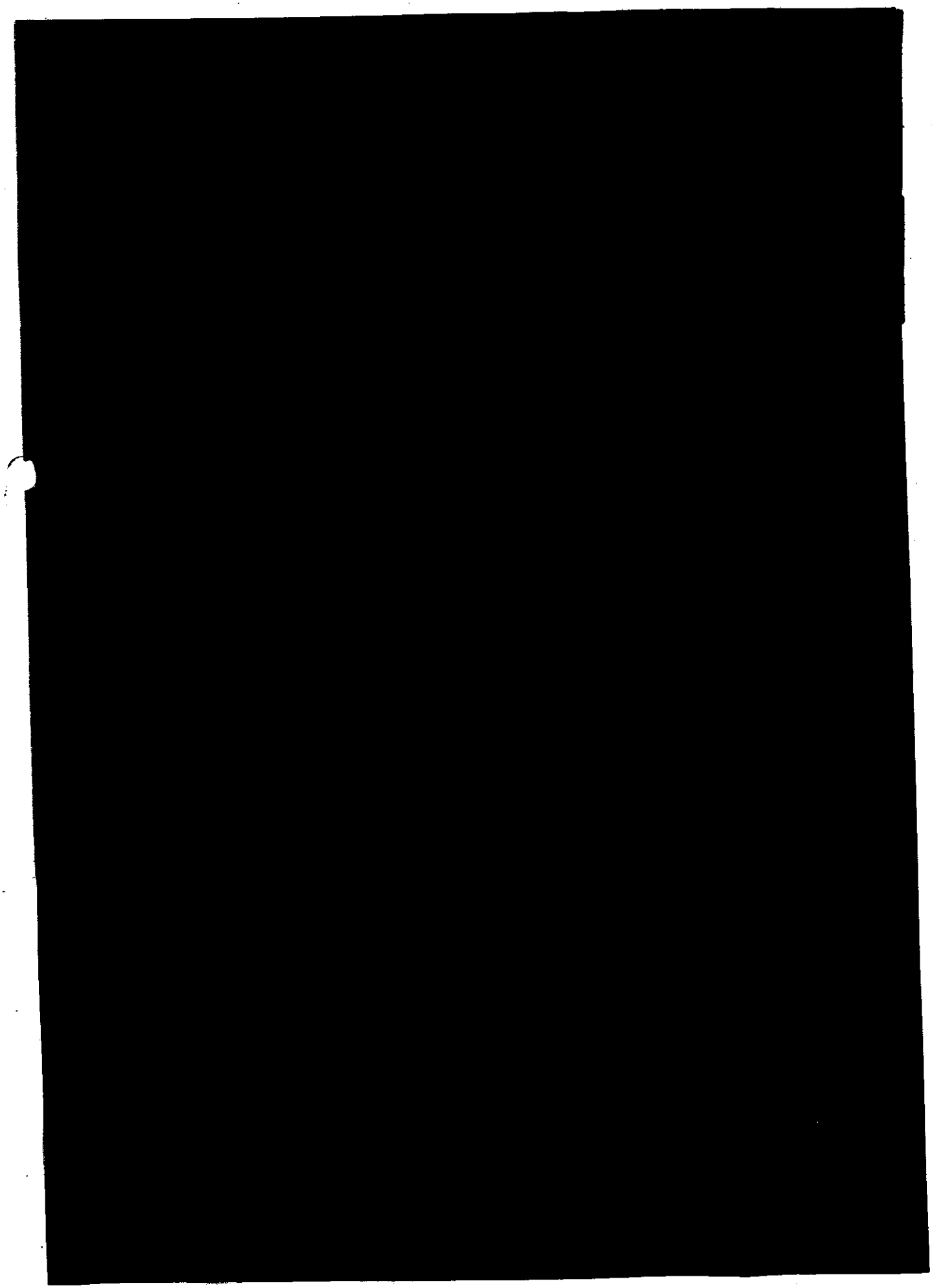

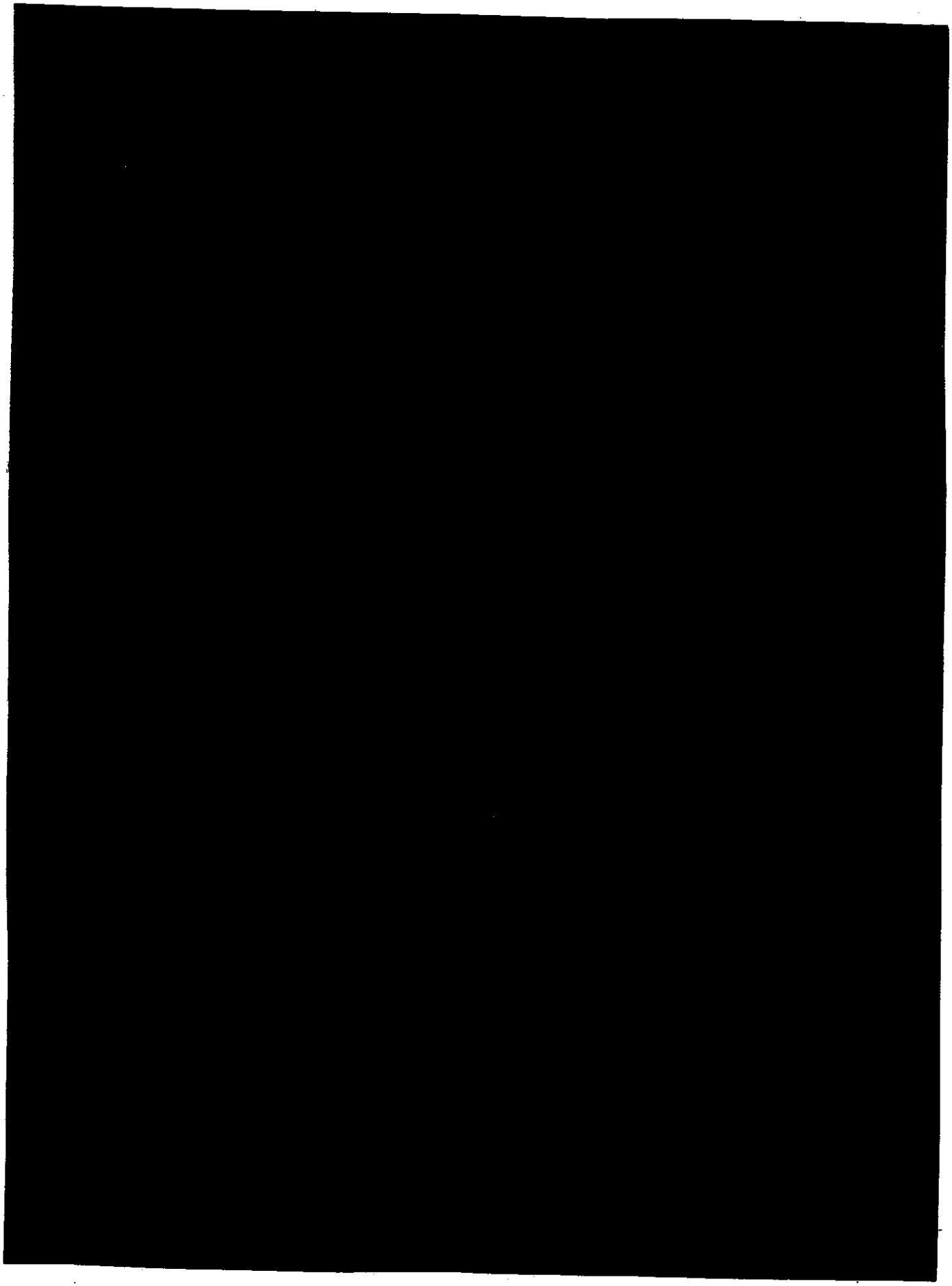

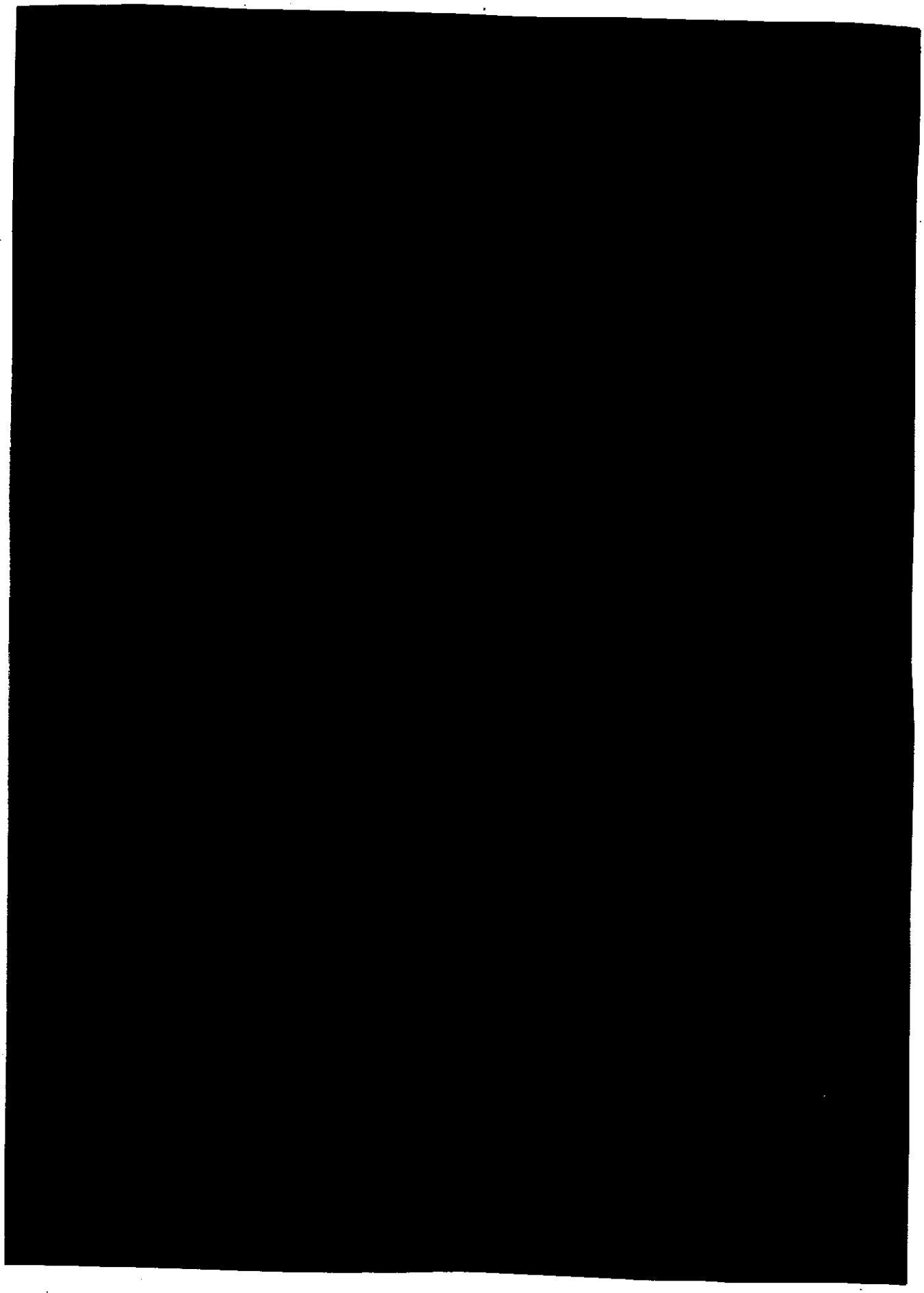

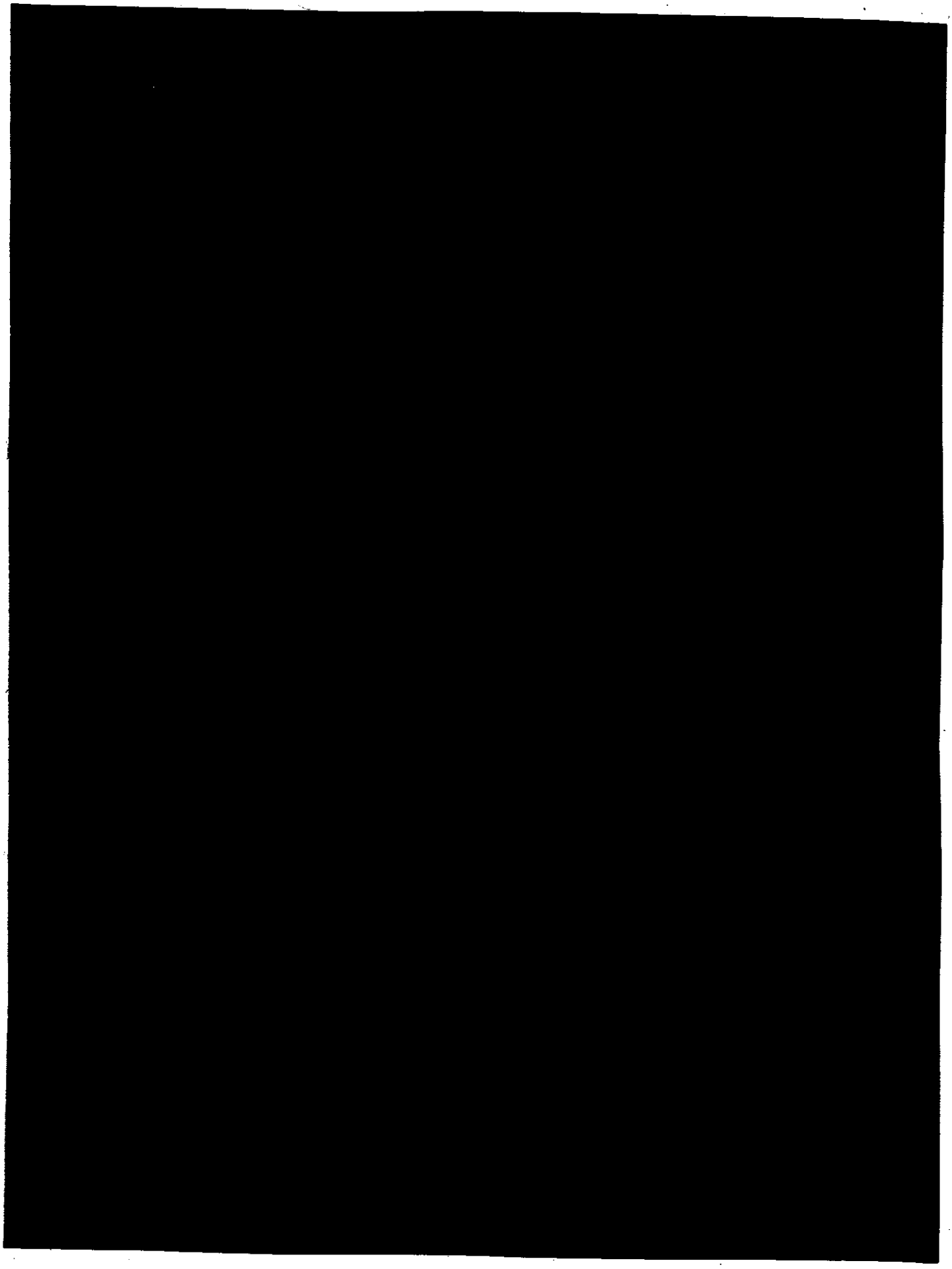

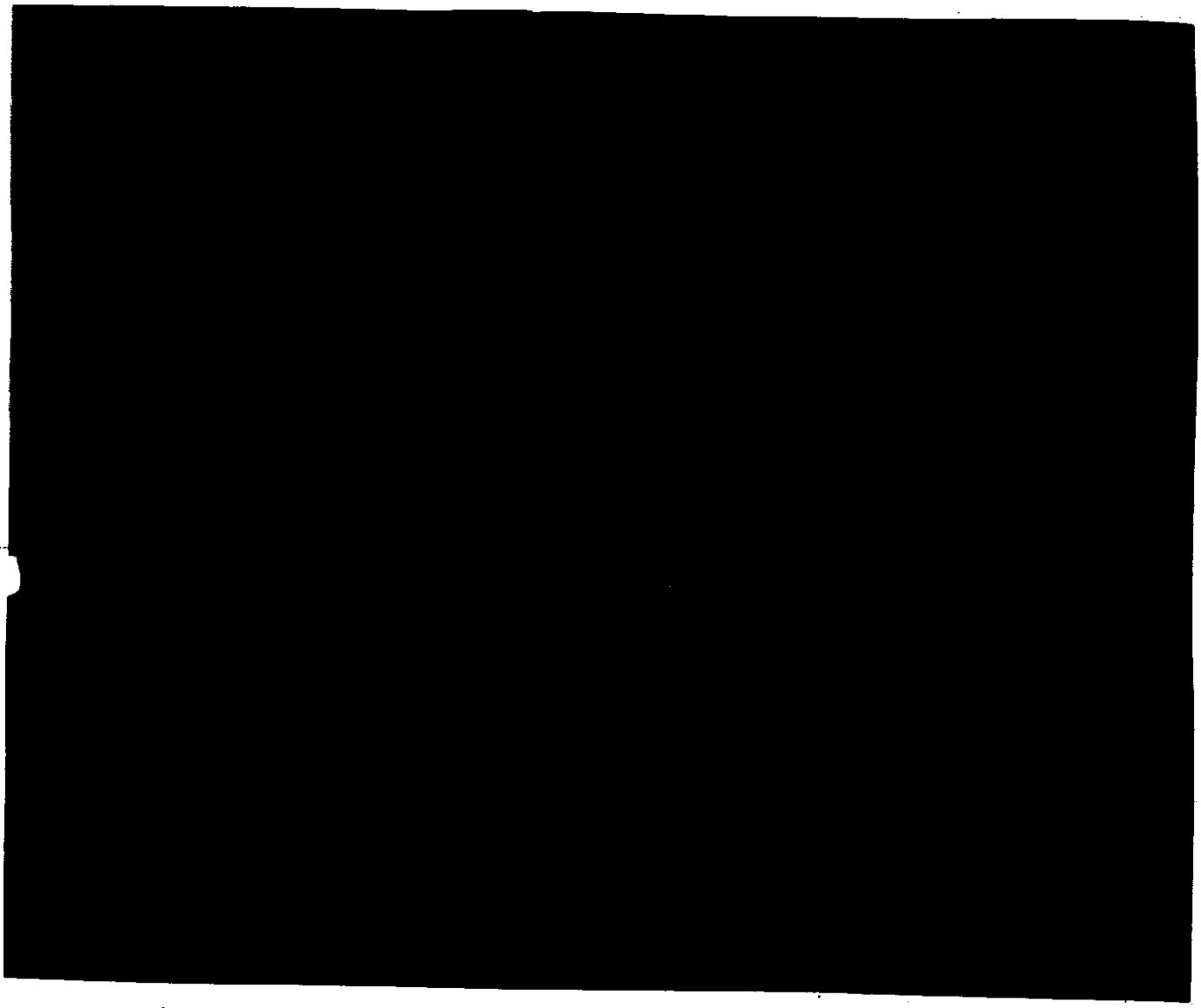

【質問及び意見】第三回法制局持ち込み資料及び11月4日補佐級説明会について

[redacted]
送信日時: 2011年11月14日 18:55
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル:【第三回】持ち込み資料について.jtd (25 KB) ; 補佐級説明会について.jtd (23 KB)

内調
[redacted] 様

お世話になっております。
警察庁の[redacted]です。

標記に関して、添付のとおり質問等を提出させて頂きます。
お忙しいところ、恐縮ですが、ご確認下さい。

何かご不明な点がございましたら、ご連絡頂ければと思います。
よろしくお願い致します。

警察庁警備局警備企画課
[redacted]
03−3581−0141 ([redacted])

-----作成者: <[redacted]> -----
宛先: <[redacted]>
送信者: <[redacted]>
日付: 2011/11/04 08:06PM
件名: 【資料送付】 補佐級説明会（１１月４日）の配布資料の送付について

警察庁 警備局警備企画課 [redacted]様

本日は、出席登録の件で大変お手数をおかけし、申し訳ございませんでした。

電話にてご依頼がありました、補佐級説明会の配布資料を送付させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 （内線[redacted]）
[redacted] （直通）
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

差出人: [redacted]
送信日時: 2011年11月4日 11:35
宛先: 内調職員107（内閣情報調査室）
件名: Re: 【至急】 補佐級説明会（１１月４日）の開催について

内調
[redacted] 様

お疲れさまです。
お世話になっております。

標記について警察庁からは以下の３名の参加でお願い致します。

警備企画課 課長補佐 藤原 麻衣子（ふじわら まいこ）
外事課 課長補佐 秋本 泰志（あきもと たいし）

刑事企画課　係長 [redacted]

いろいろとお騒がせしてしまい大変申し訳ありませんでした。

[redacted] 拝

[添付ファイル "20111104　補佐級説明会の資料.ZIP"は [redacted]_P1100000TJ/警察庁 によって削除されました]

内閣情報調査室担当官　殿

平成23年11月14日
警　　察　　庁

第３回法制局持ち込み資料について

みだしの件について、下記のとおり質問及び意見を提出致しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

[redacted]

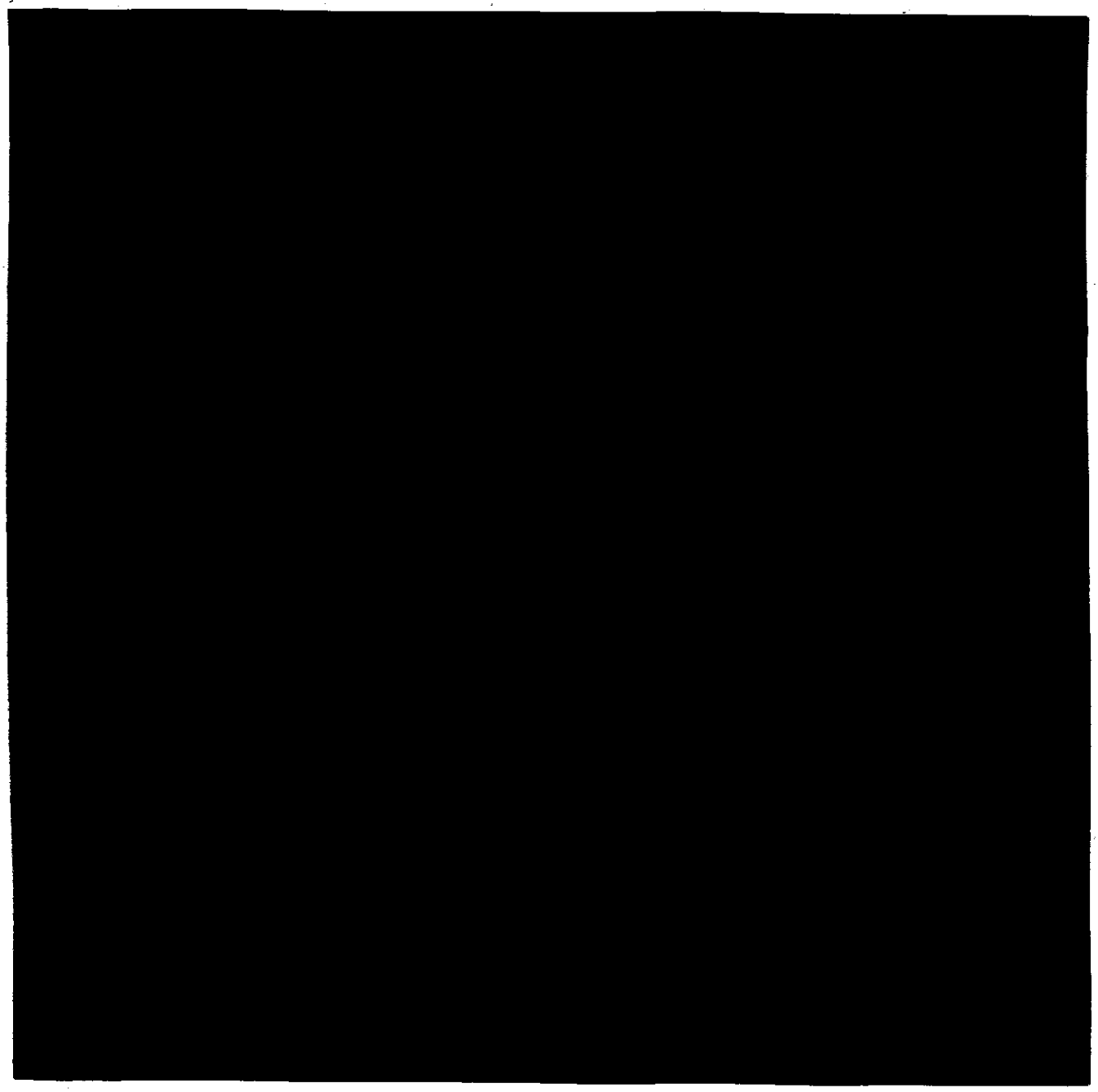

内閣情報調査室担当官殿

平成23年11月14日
警　　察　　庁

補佐級説明会（11月４日）における内閣情報調査室からの説明について

みだしの件について、下記のとおり質問等を提出致しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

[redacted]

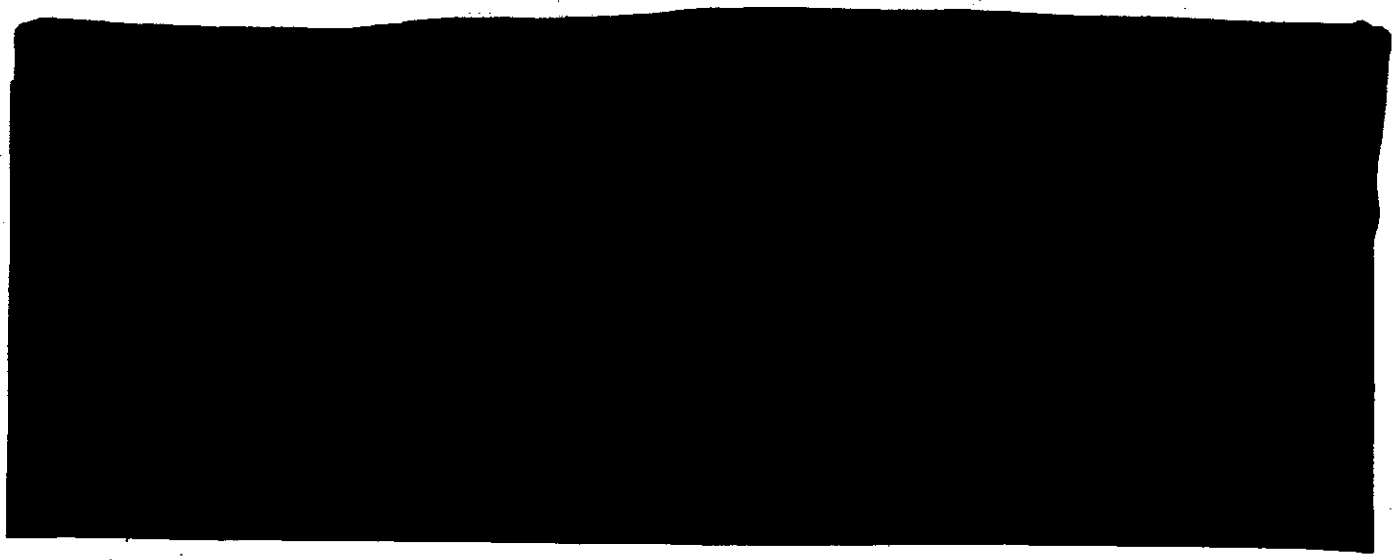

秘密保全法制に関する意見照会への回答について

坂本 伸男 [redacted]
送信日時: 2011年11月15日 19:08
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
CC: 坂本 伸男 [redacted]

内閣情報調査室 [redacted]様

お世話になっております。
海上保安庁政務課の坂本です。

先日の補佐級打ち合わせの際に照会のあった内容につきまして、
以下のとおり回答いたします。

お手数をおかけいたしますが、[redacted]様及び[redacted]様へ転送いただきますようお願いいたします。

[redacted]

****
海上保安庁 総務部 政務課
企画係 坂 本 伸 男
TEL (代表) 03-3591-6361(内線:[redacted])
(直通) [redacted]
(FAX) [redacted]
MAIL:[redacted]
****

11/4「補佐級説明会」において配付資料に対する意見について

[redacted] [redacted]
送信日時: 2011年11月15日 17:39
宛先: 内調職員061(内閣情報調査室)
CC: [redacted] [redacted]
添付ファイル: 【防衛回答】11月4日補佐級説明会資料について.doc (23 KB)

[redacted] 様

お疲れさまです。
標記について、添付のとおり送付しますのでよろしくお願いいたします。

調査課保全室 [redacted]

平成２３年１１月１０日
防衛省調査課情報保全企画室

内調[redacted]御中

平成２３年１１月４日に開催されました「補佐級説明会」で配布されました資料につきまして、以下のとおり、意見等を提出させていただきます。

[redacted]

平成２３年１１月１５日

補佐級説明会に対する関係省庁の回答状況

○ 内閣官房副長官補室（内政）
意見なし（電話回答）

○ 内閣官房副長官補室（外政）
意見なし（電話回答）

○ 内閣官房副長官補室（安危）
意見なし（電話回答）

○ 警察庁
意見あり（別添１参照）

○ 公安調査庁
意見なし（電話回答）

○ 外務省
意見あり（別添２参照）

○ 海上保安庁
意見あり（別添３参照）

○ 防衛省
意見あり（別添４参照）

（別添１）

内閣情報調査室担当官殿

平成23年11月14日
警　　察　　庁

補佐級説明会（11月４日）における内閣情報調査室からの説明について

みだしの件について、下記のとおり質問等を提出致しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

[redacted]

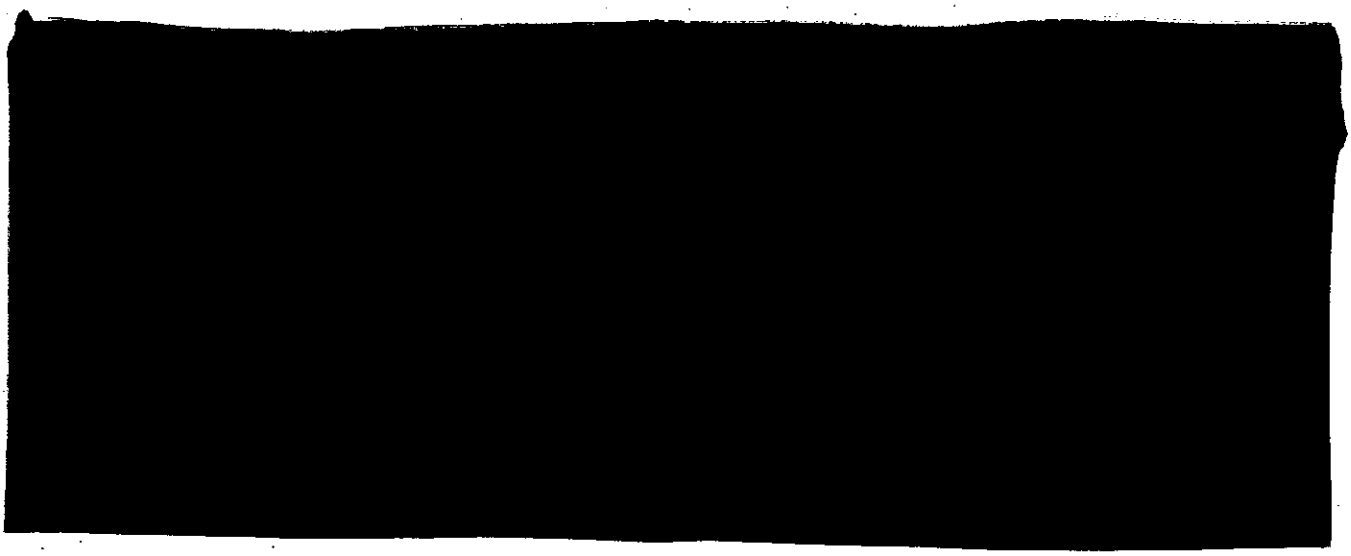

(別添2)

外務省コメント（11月2日，法制局提出資料分）

平成23年11月9日

[redacted]

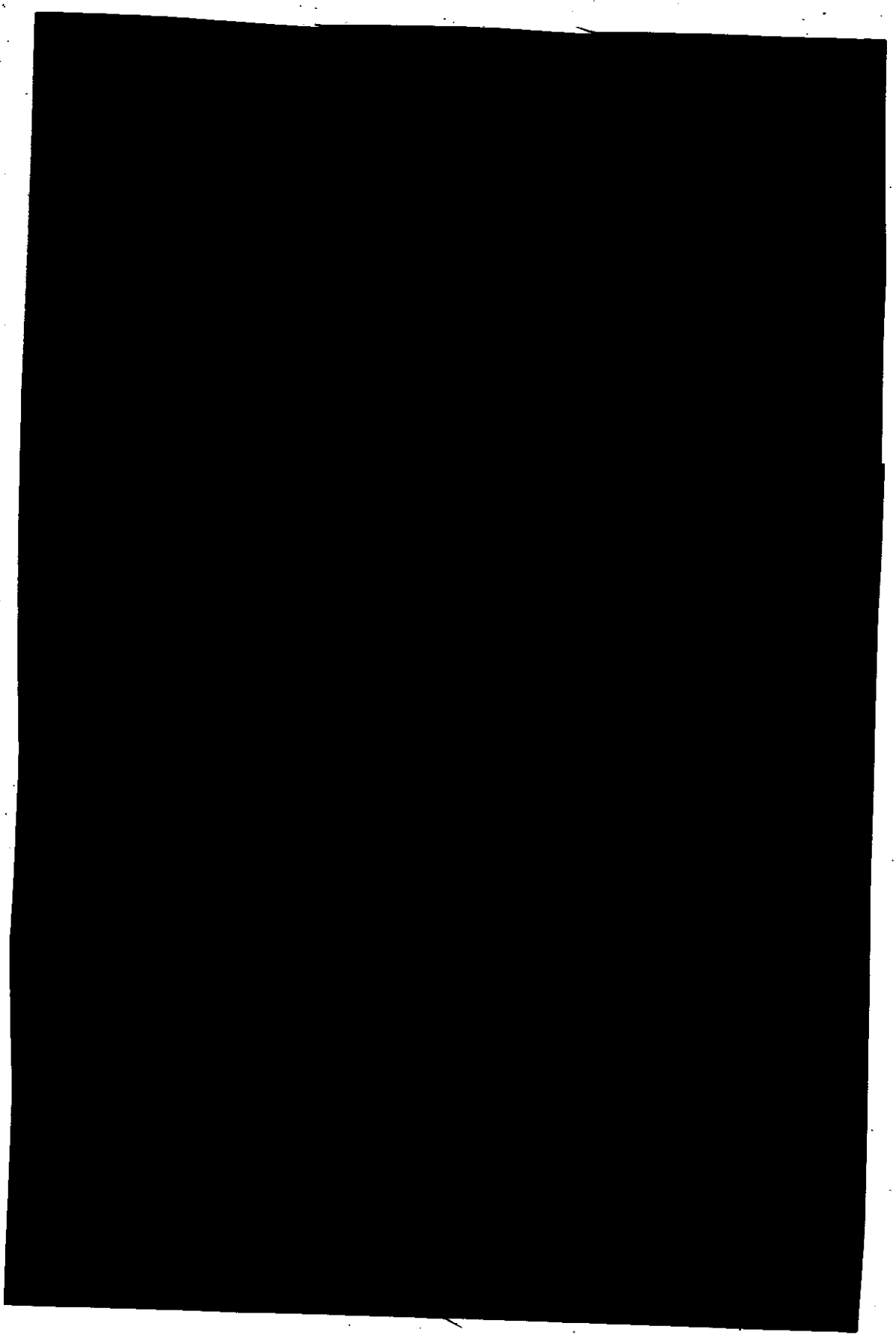

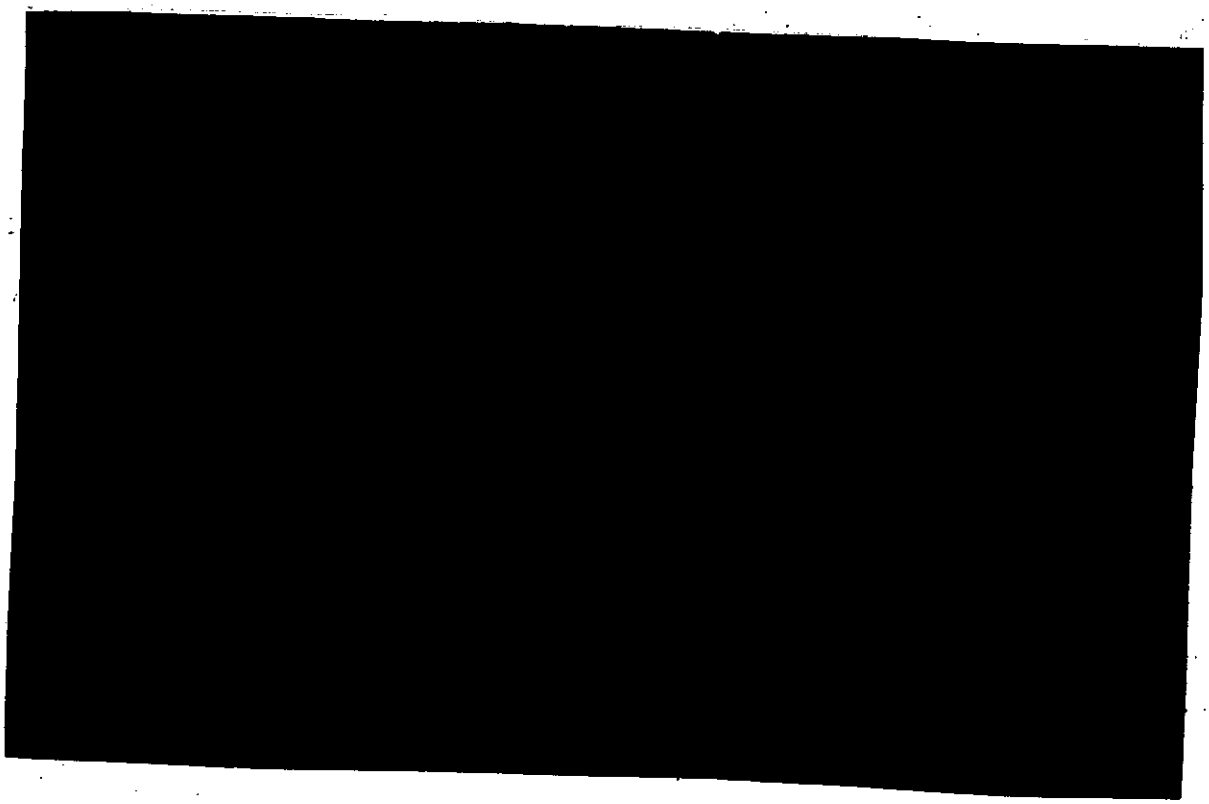

(了)

(別添3)

秘密保全法制に関する意見照会への回答について

坂本 伸男 [redacted]
送信日時: 2011年11月15日 19:08
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
CC: 坂本 伸男 [redacted]

内閣情報調査室 [redacted]様

お世話になっております。
海上保安庁政務課の坂本です。

先日の補佐級打ち合わせの際に照会のあった内容につきまして、
以下のとおり回答いたします。

お手数をおかけいたしますが、[redacted]様及び[redacted]様へ転送いただきますようお願いいたします。

[redacted]

[redacted]

****
海上保安庁 総務部 政務課
企画係 坂 本 伸 男
TEL (代表) 03-3591-6361(内線:[redacted])
(直通) [redacted]
(FAX) [redacted]
MAIL:[redacted]
****

[redacted]

(別添4)

平成２３年１１月１０日
防衛省調査課情報保全企画室

内調[redacted]御中

平成２３年１１月４日に開催されました「補佐級説明会」で配布されました資料につきまして、以下のとおり、意見等を提出させていただきます。

[redacted]

RE:【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

[redacted]
送信日時: 2011年11月16日 18:11
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 内調回答第四回.docx (15 KB) ; 記事別添.tif (245 KB)

内調[redacted]様

お世話になっています。

本件に関する当省コメントを送ります。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
外務省　大臣官房総務課
課長補佐 [redacted]
TEL 03-5501-8000 (内線[redacted])
直通 [redacted]
FAX [redacted]
E-mail: [redacted]
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

-----Original Message-----
From: [redacted] [mailto:[redacted]]
Sent: Friday, November 11, 2011 4:30 PM
To: [redacted]
Subject: 【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第４回）

外務省　大臣官房総務課 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第４回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回： ９月１５日に法制局に資料持込み、 ９月２０日に法制局との協議
第２回： １０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回： １１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
[redacted]
(直) [redacted]
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

外務省コメント（11月16日，法制局第四回提出資料分）

平成23年11月16日

[redacted]

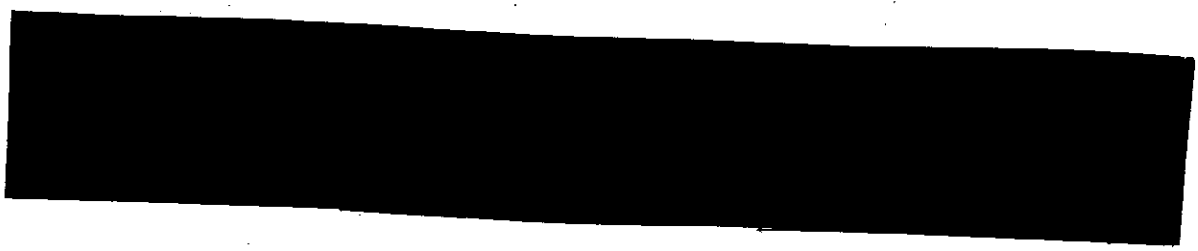

サイバー攻撃20省庁へ

「なりすましメール」急増

国会や政府へのサイバー攻撃が相次いでいる。朝日新聞が確認したところ、衆院のほか、少なくとも20省庁が攻撃を受けていた。サーバーや職員のパソコンがウイルス感染した例もあるが、いずれも「情報流出は確認されていない」という。

最近で目立つ手口は、関係者を装った「なりすましメール」。受け取った側が添付ファイルを開くとウイルス感染する仕組みだ。

外務省では今年6月以降、複数の在外公館に関係者を装ったメールが届き、数十台以上のパソコンがウイルス感染した。発信者は不明のまま。外務省担当者は「機密情報は外部から遮断されたサーバーに保管され、外部に漏れることはなかった」と説明する。

防衛省では2006年に防衛庁長官（当時）を装ったメールが不特定多数のパソコンに送信されて以来、ウイルスメールが度々届いているという。

外務・防衛以外も攻撃対象になっている。国土交通省四国地方整備局では7月、50代の男性職員が添付ファイルを開いたためサーバーがウイルス感染。職員約3千人のIDとパスワードが流出した恐れもあることから、パスワード変更などの対応をとった。金融庁、公正取引委員会、経済産業省、内閣官房などでも職員のパソコンのウイルス感染などが起きている。

職員が添付ファイルを開いたことが発端になった例が多く、各省庁は「不審メールを開かない」などの注意喚起を繰り返している。

ほかに総務、法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、環境の各省と内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、警察庁、消費者庁も何らかの攻撃を受けていた。

巧妙化 警察の監視網に限界

政府の防衛策には課題も多い。国としての最初の備えは、01年に警察庁が設けた技術者部隊「サイバーフォース」。複数の省庁のホームページが改ざんされた問題を機に、24時間態勢で監視を始めた。04年からは電力や交通などを中心に約1千の民間会社や施設への攻撃監視を続けている。

ただ、攻撃の方法は年々巧妙化している。当初は大量のデータを何度も送信したり、ウイルスつきメールを手当たり次第に送ったりする単純な手口が多かったが、06年ごろからは、情報を盗み取る目的で特定の相手を狙い撃ちする「標的型メール攻撃」が見られるようになった。

今回明らかになった衆院や外務省への攻撃もこの手口だが、大量にメールをばらまくわけではないため、警察庁のシステムでは検知できず、対策ソフトの開発も遅れるという。

防衛省はサイバー攻撃に対処するため、08年に「自衛隊指揮通信システム隊」を新設。不正侵入などがないかを見張っている。新種のウイルスでも、データの持ち出しなどの異常行動があれば監視網に引っかかるという。省内ネットワークを横断的に監視する「サイバー空間防衛隊」（仮称）をつくる準備も本格化させる方針だ。

サイバー空間を「陸海空、宇宙空間に並ぶ第5の戦場」と位置づけ、昨年には専門部隊「サイバーコマンド」を設けた米国防総省との連携もポイントだ。

もっとも、サイバー攻撃が武力攻撃にあたるかどうかなど、国際法上の位置づけは確立されておらず、国際社会の合意もない。外国によるサイバー攻撃と断定されても「日本では警察が犯罪として捜査する。防衛省が出来ることは少ない」（防衛省幹部）という。

捜査も容易ではない。攻撃の痕跡をたどっても、多くの攻撃者は他人のパソコンを乗っ取ったり、海外のサーバーを利用したりして身元を隠していることが多い。昨年9月に警察庁などが受けた攻撃で、攻撃元サーバーが中国にあることを突き止め、国際刑事警察機構（ICPO）を通じ中国側に利用履歴などの情報提供を呼びかけたが、「記録が残っていない」という回答しか得られず、それ以上は捜査が進まなかったという。

秘密保全法制法令協議 H23.11

防衛関連企業に続いて外務省や在外公館にも情報の窃取を目的とした「標的型メール」が送り付けられていたことが判明した。衆院議員の公務用パソコンや衆院のサーバーでもウイルス感染が確認されている。相次いで発覚する国の中枢を狙ったサイバー攻撃。この国の情報セキュリティーはどうなっているのか。その現状を追った。

見えぬ敵 対応遅れ

衆院、在外公館へサイバー攻撃続発

各機関、企業連携不足

サイバー攻撃は、①一般のパソコンへの偽メールなどで政府や企業の実務に関わる被害者の外交・防衛などの機密への接触――の3段階に分けられ、今回の在外公館などへの攻撃は二つ目の「真ん中」だ。攻撃対象職員等は28日の会見で、重大な被害につながっていないとの認識を強調。昨年9月に首相官邸でもホームページなどにアクセスしにくくなるサイバー攻撃があったことも明らかにした。

政府のサイバー攻撃対策は、00年に中央省庁のホームページが改ざんされ、対策推進室が設置されたのが始まりだ。現在は、官邸・内閣府・警察庁など各府省庁が担当。縦割り行政の弊害もあって政府内の連携は十分ではない。6月ごろから相次いだ在外公館などへの攻撃について、情報共有や連携を進める。

ただ、NISCは開いた国際でも「三種分立」が縦割りの壁になった。NISCは参与閣僚や最高裁に「重要な情報は共有していくことを確認した」などがウイルス感染した

18省庁でサイバー攻撃

大半に標的型メール

防衛産業や衆院などがサイバー攻撃を受けている問題で、大半の中央省庁が共同通信の取材に「何らかの攻撃を受けたことがある」と二十六日までに回答した。深刻な被害は確認されていないが、情報の盗み出しを狙った標的型メールによる攻撃が広がっている実態が浮かび上がった。

関連⑥㉛面

取材に応じた十九省庁のうち十八が攻撃を受けたことがあり、十六省庁が標的型メールを送信されていた。

国土交通省四国地方整備局では今年七月、標的型メールを職員が開き、ウイルス感染。IDやパスワード二千件が流出したが、すぐに変更措置を取り実害は回避できたという。

また経済産業省でも昨年十一月、職員二十人がメールを開封してしまったがウイルス感染はなかった。国交省ではメールを開いた後に気付き、LANケーブルを抜いて拡散を防止した例もあったという。

開封されやすいよう、他省庁の職員になりすました標的型メールも多い。海上保安庁には外務省職員と称した、外務省には防衛省職員になりすましたメールが送信されていた。また、外務省には報道機関の記者や出入り業者、情報セキュリティーを担当する政府関連機関と称するものもあったという。

攻撃を受け始めた時期について、防衛省は「一九九〇年代からある」というが、農林水産省は昨秋、外務省は今年六月ごろに標的型メールが急増した。以前は複数の職員宛てに送信されるものが多かったが、最近は発覚を遅らせるためか、一人ずつ個別に送られることが増えたという。

警察庁は昨年一年間に七十五通の標的型メールが送信されたと確認。一方、「感染していないので何通かは把握していない」（厚生労働省）、「侵入検知システムがはじき返しているのでカウントできない」（文部科学省）、「担当部局が細分化しており、すべて把握できない」（内閣官房）などという省庁が大半で、攻撃の全容は分かっていない。

各省庁の主なサイバー攻撃対策

- 外務省：公電などの機密情報は外部と遮断された「クローズ型」のパソコンで扱う
- 警察庁：機密情報はクローズ型で管理。大量データを送る攻撃を受けても負荷がかからないようシステムを再構築
- 防衛省：常設の統合部隊「自衛隊指揮通信システム隊」が24時間体制で監視。陸海空ごとに異なる指揮システムは各部隊が管理。防衛秘密や部隊命令などはクローズ型で扱う
- 国交省：全職員を対象にパスワード管理の自己点検を毎年実施
- 内閣府：標的型メールなどを開封した場合、ネットワークから切り離し、パソコンを交換
- 宮内庁：不審なアドレスからのメールは職員に届かないようサーバー段階で排除
- 総務省：全職員のパソコンに毎日ウイルスチェックできるプログラムを導入
- 文科省：対策ソフトを導入。年1回の研修などで職員に注意喚起
- 農水省：掲示板などで職員に注意喚起

2011/10/27(木)
東京朝刊 1面

差出人：[redacted]
送信日時：2011年11月17日 21:18
宛先：内調職員253（内閣情報調査室）
CC：[redacted] MANABE TAKASHI; ADACHI HIDEAKI
件名：別表説明

[redacted]様

外務省セット版を送ります。遅くなり大変失礼いたしました。

****
外務省　大臣官房総務課
課長補佐 [redacted]
TEL　03-5501-8000　(内線[redacted])
直通 [redacted]
FAX [redacted]
E-mail: [redacted]
****

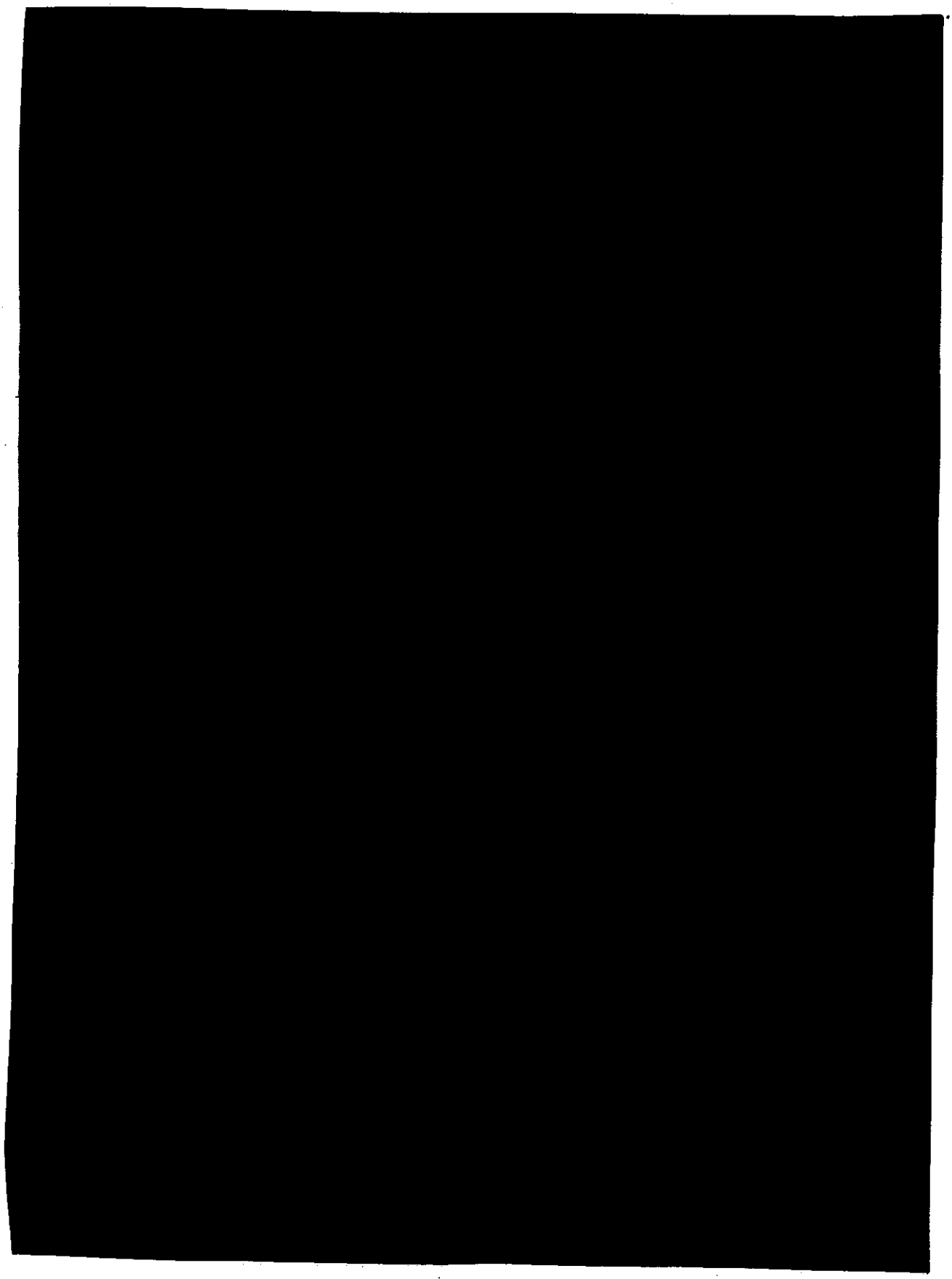

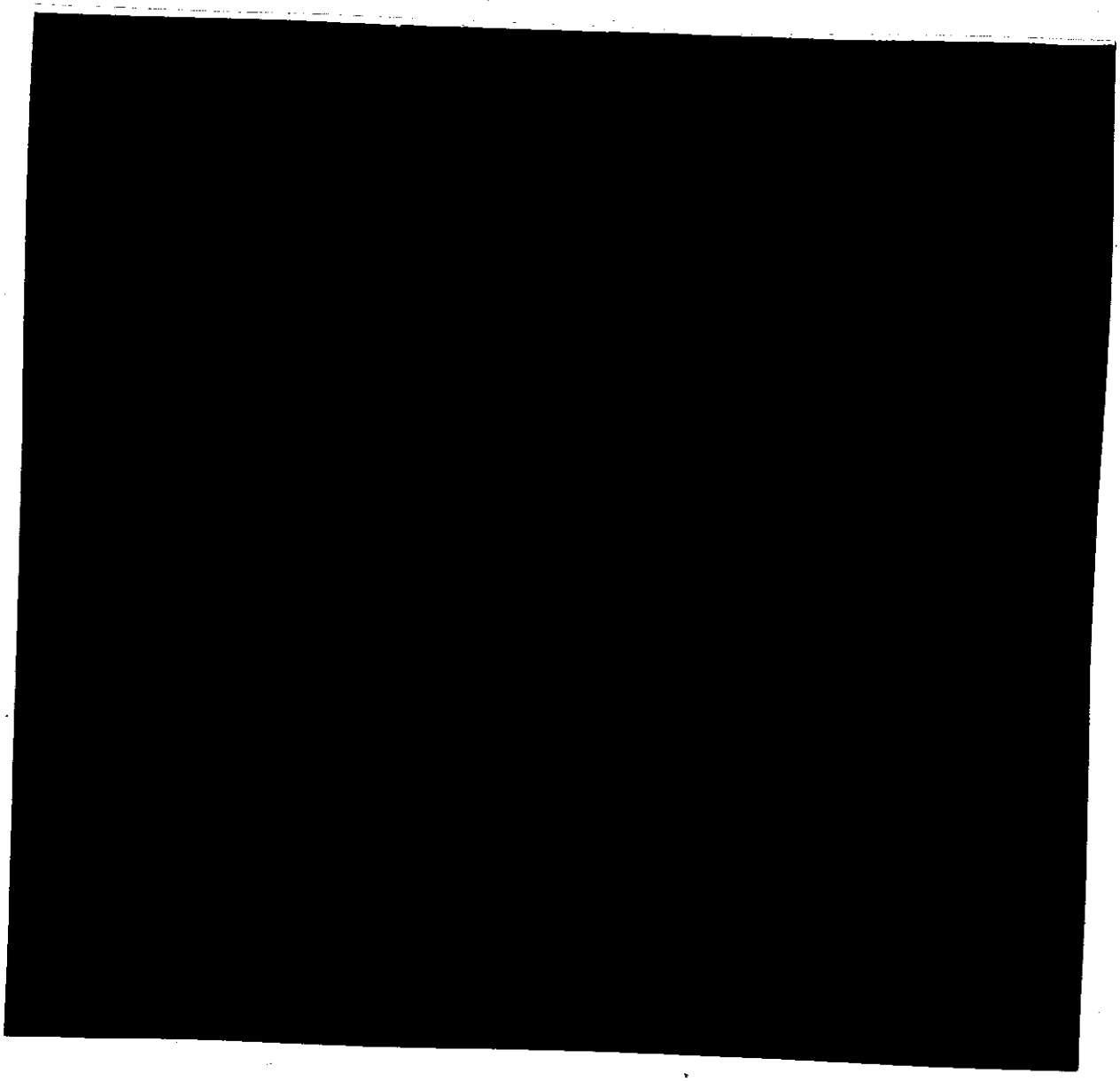

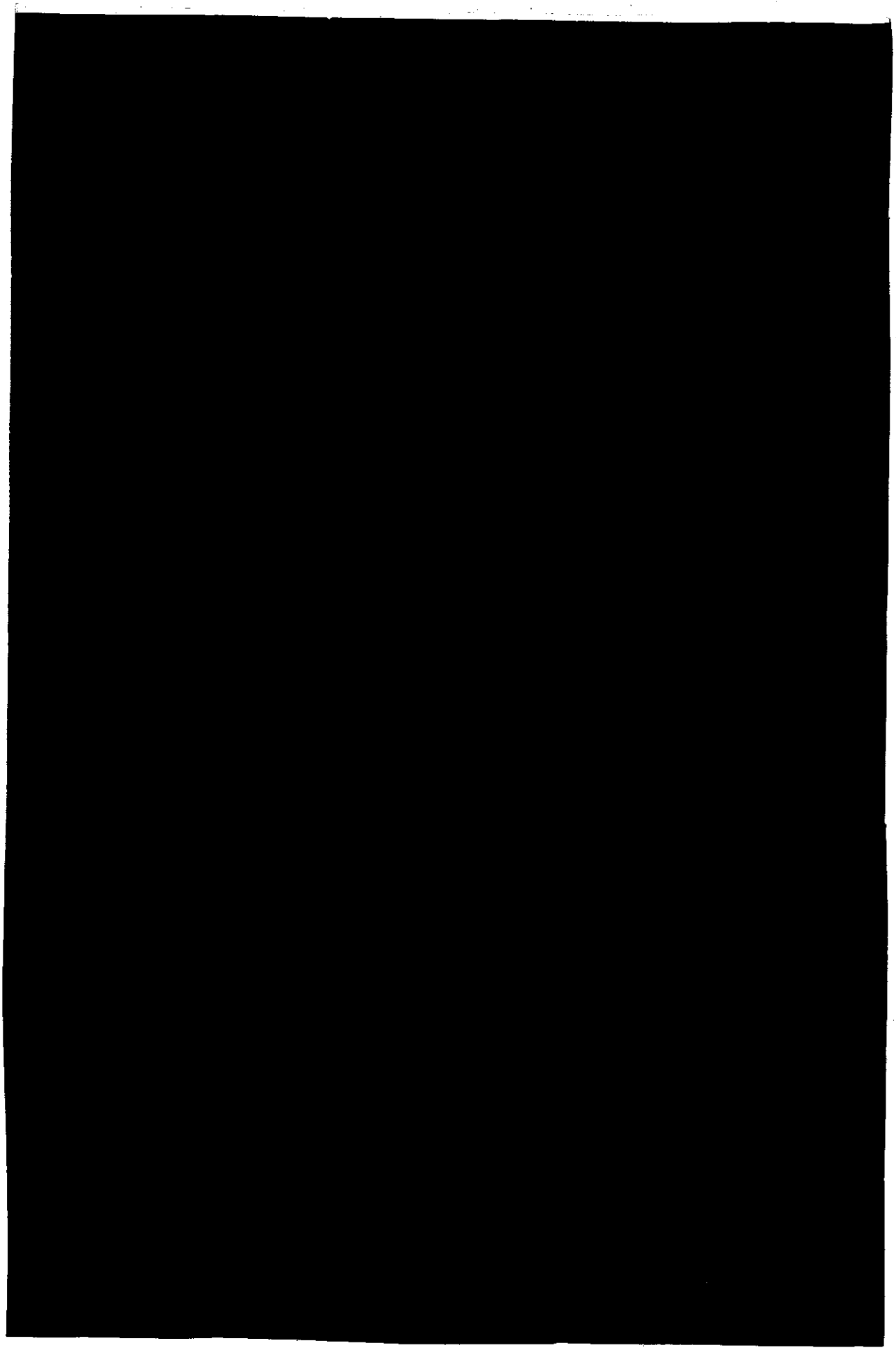

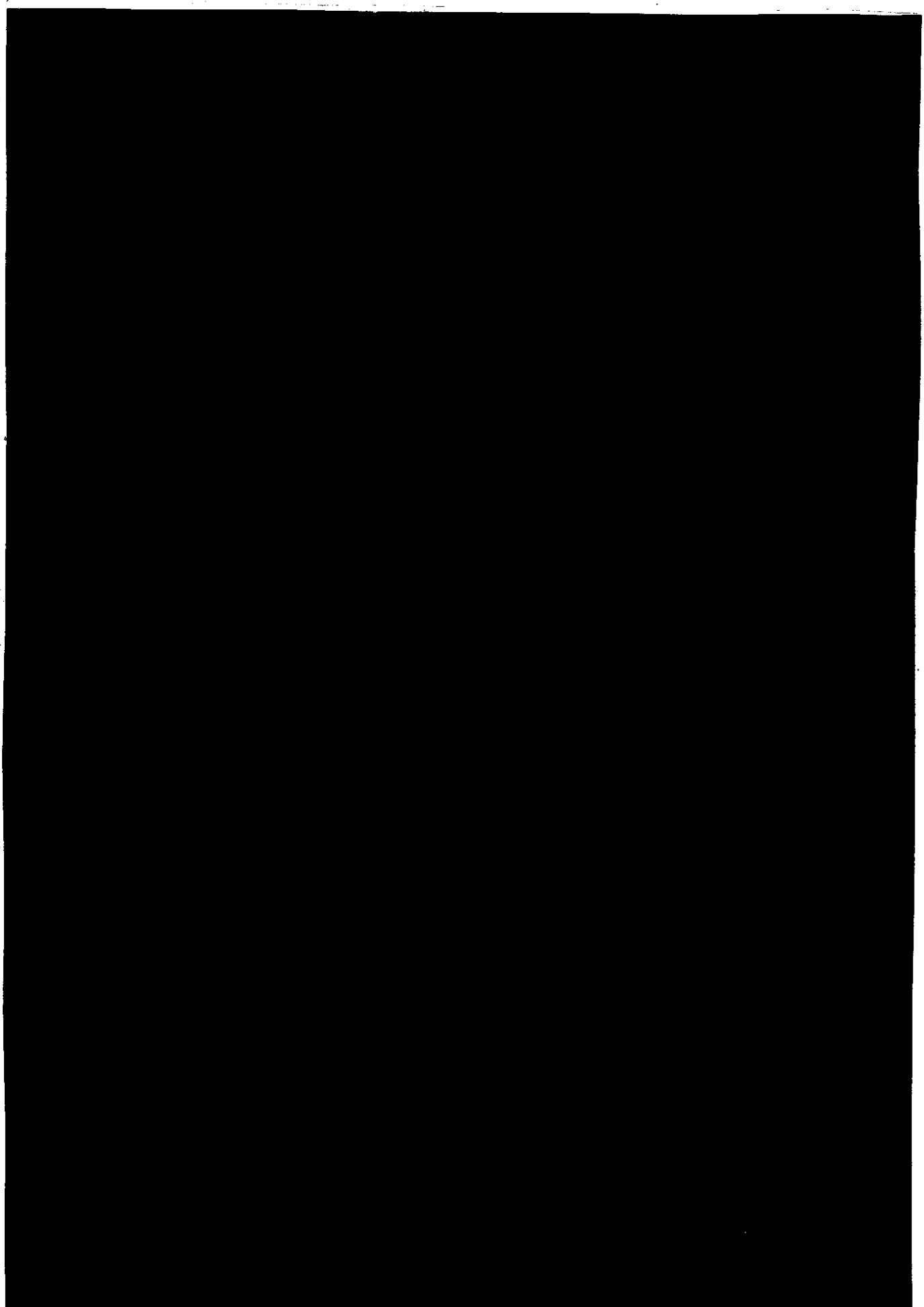

[redacted]

（了）

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２３年１１月１８日

１　条文案等
- ○　条文素案
- ○　読替表
- ○　適性評価調査票（イメージ）

２　論点ペーパー（案）（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1) 人的管理に関するもの
- ○　適性評価制度の法制化について*2
- ○　「適性」という語を用いることについて*2
- ○　適性評価の対象外とする者について*2
- ○　実施権者について*2
- ○　行政機関の長等が自らの適性を評価する制度設計の合理性について*2
- ○　特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について*2
- ○　調査事項について*2
- ○　公私の団体への照会について*2
- ○　同意の取得について*1
- ○　結果の通知について*2
- ○ [redacted]
- ○　適性評価の見直し時期について
- ○　適性評価の実施以外の目的での個人情報の利用・提供の制限について*2
- ○　適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について*2
- ○　適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について*2
- ○　適性評価と法の下の平等との関係について*2

(2) 秘密の指定に関するもの
- ○　指定権の所在及び指定の効果並びに指定の調整について*2

＊１　法制局にいったん提出後、内調において技術的・形式的な修正をしたもの。
＊２　法制局にいったん提出後、同局参事官の指摘を受けて修正したもの。

３　外務省において検討中の別表事項案に係る同省作成ペーパー
- ○　「[redacted]」について
- ○　「[redacted]」について

[redacted]

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

[redacted]

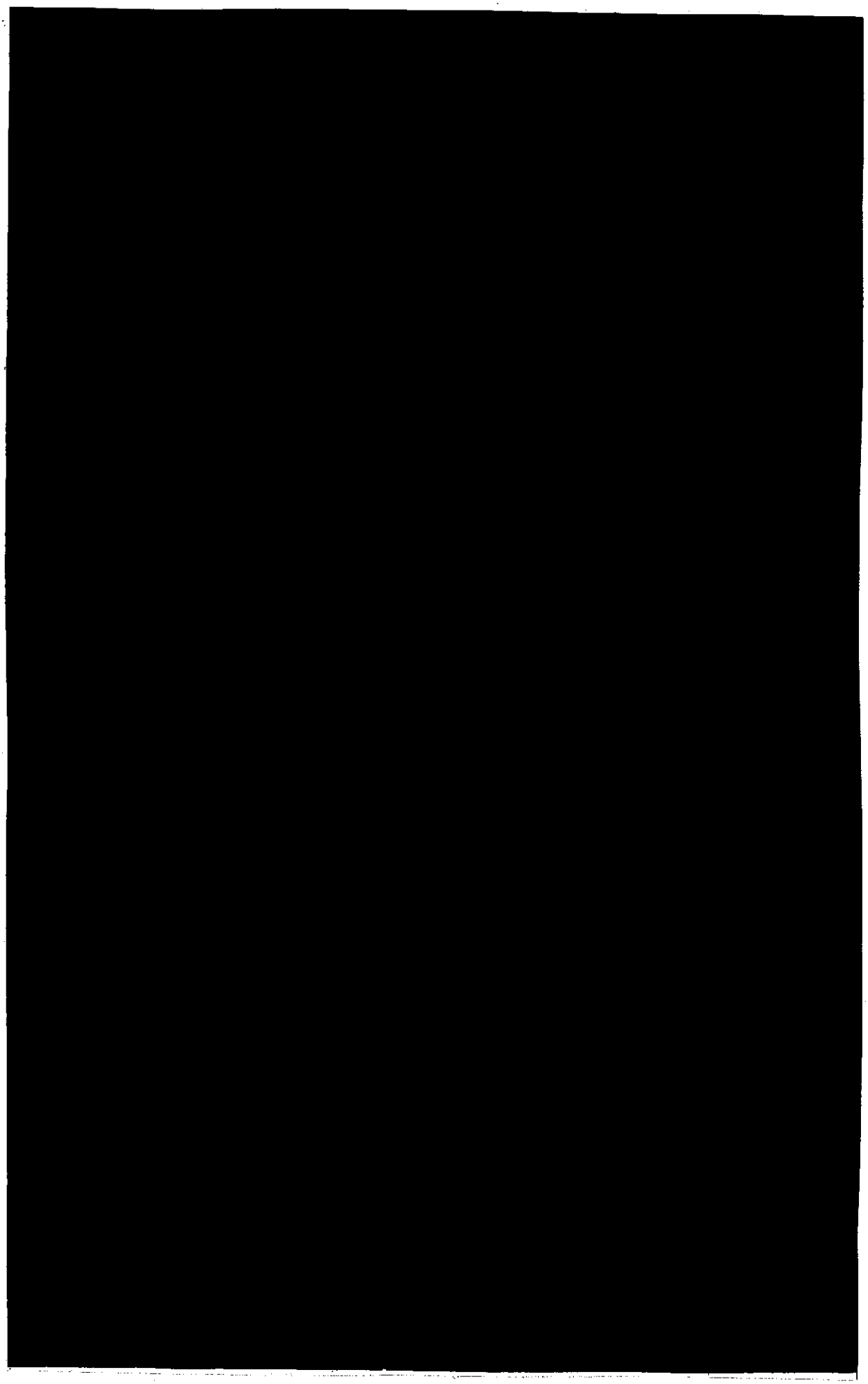

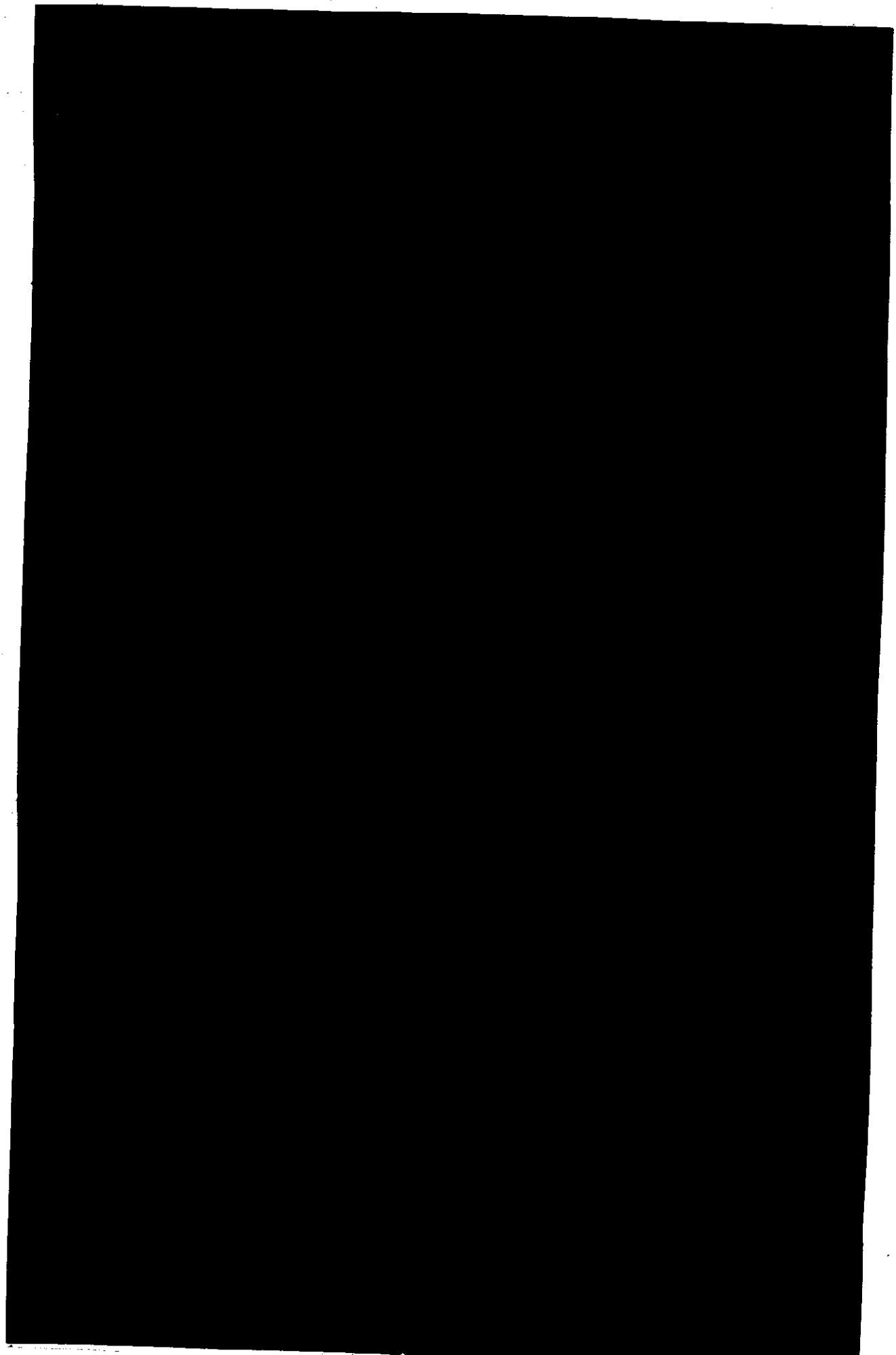

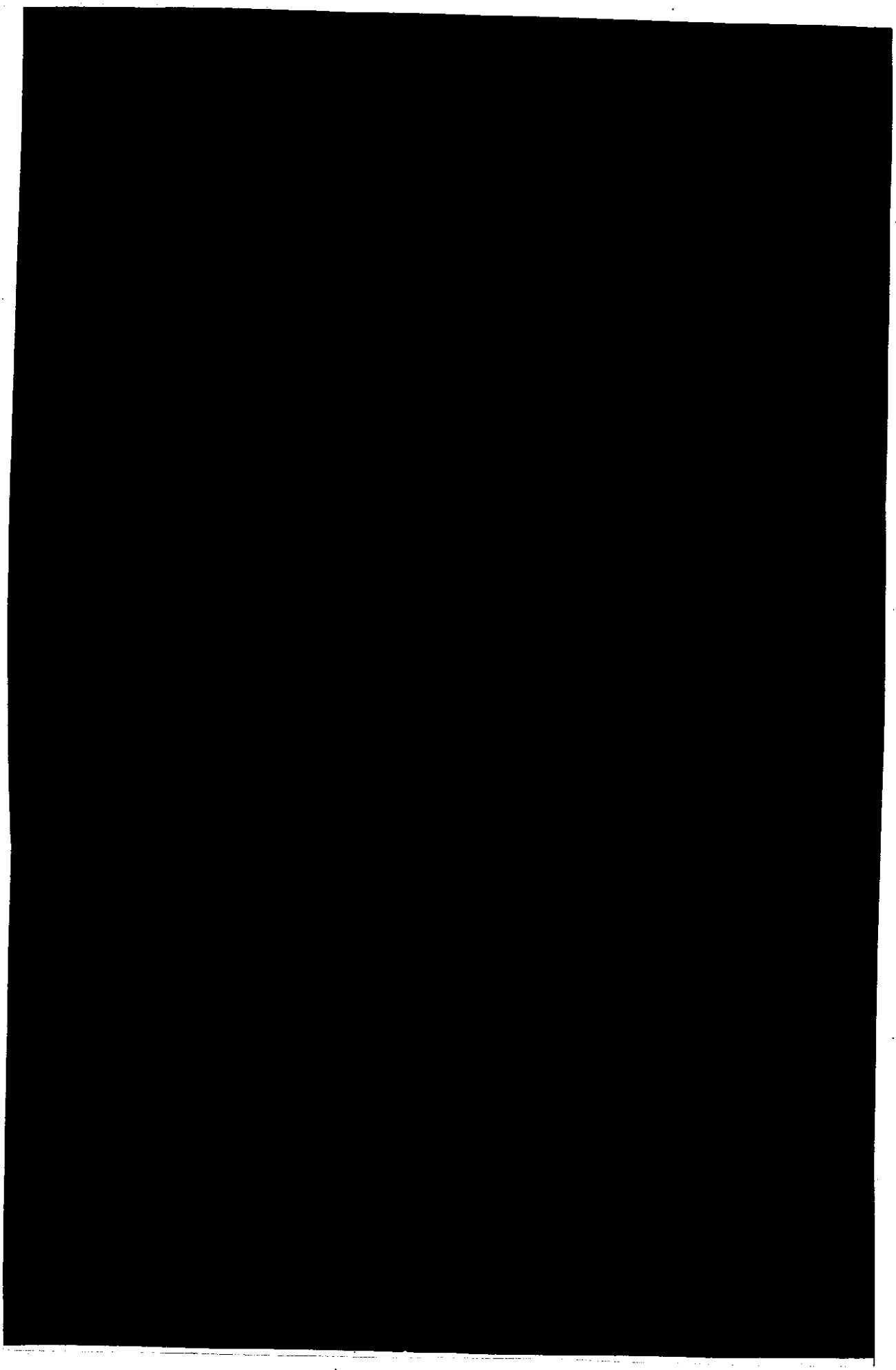

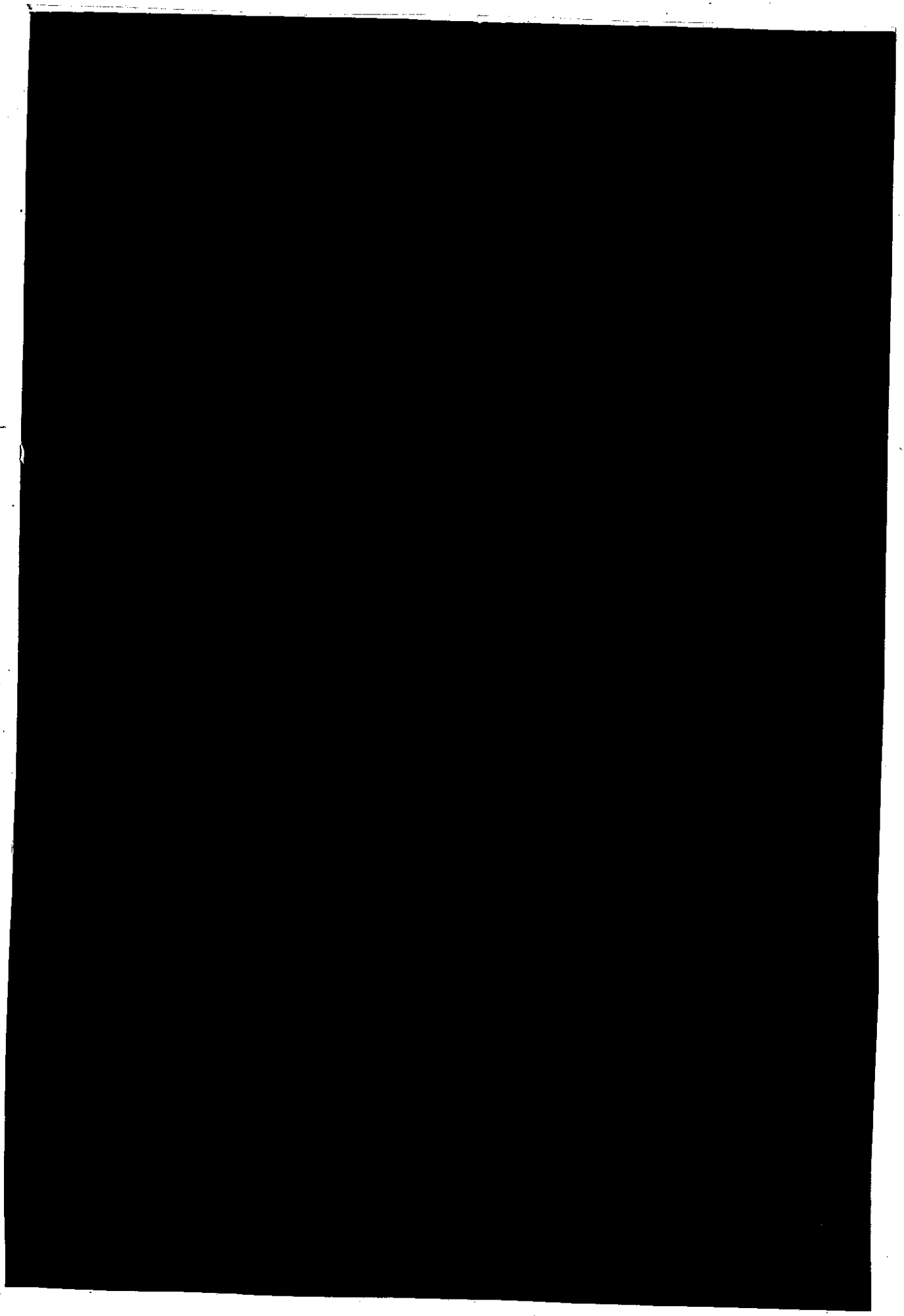

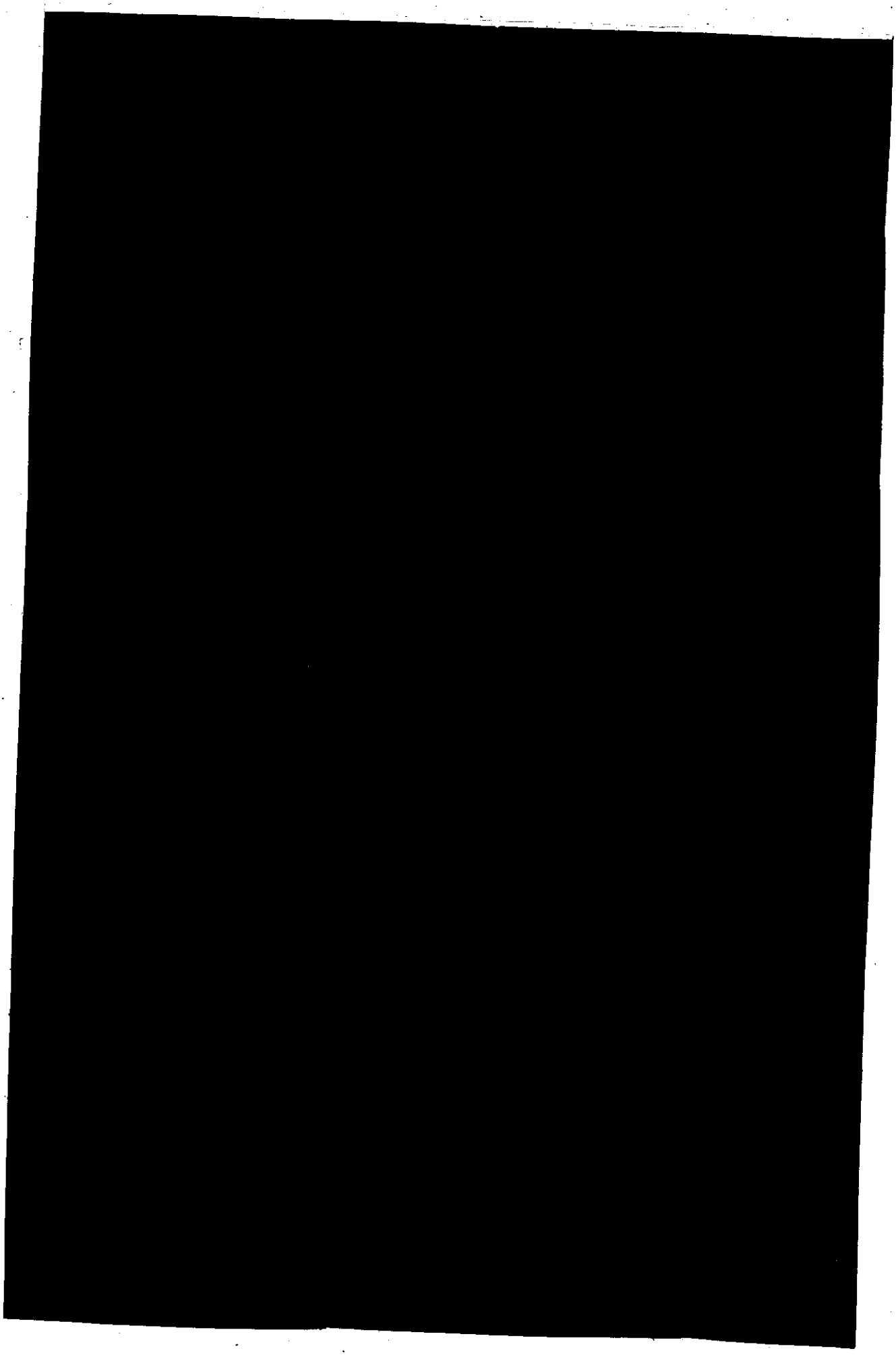

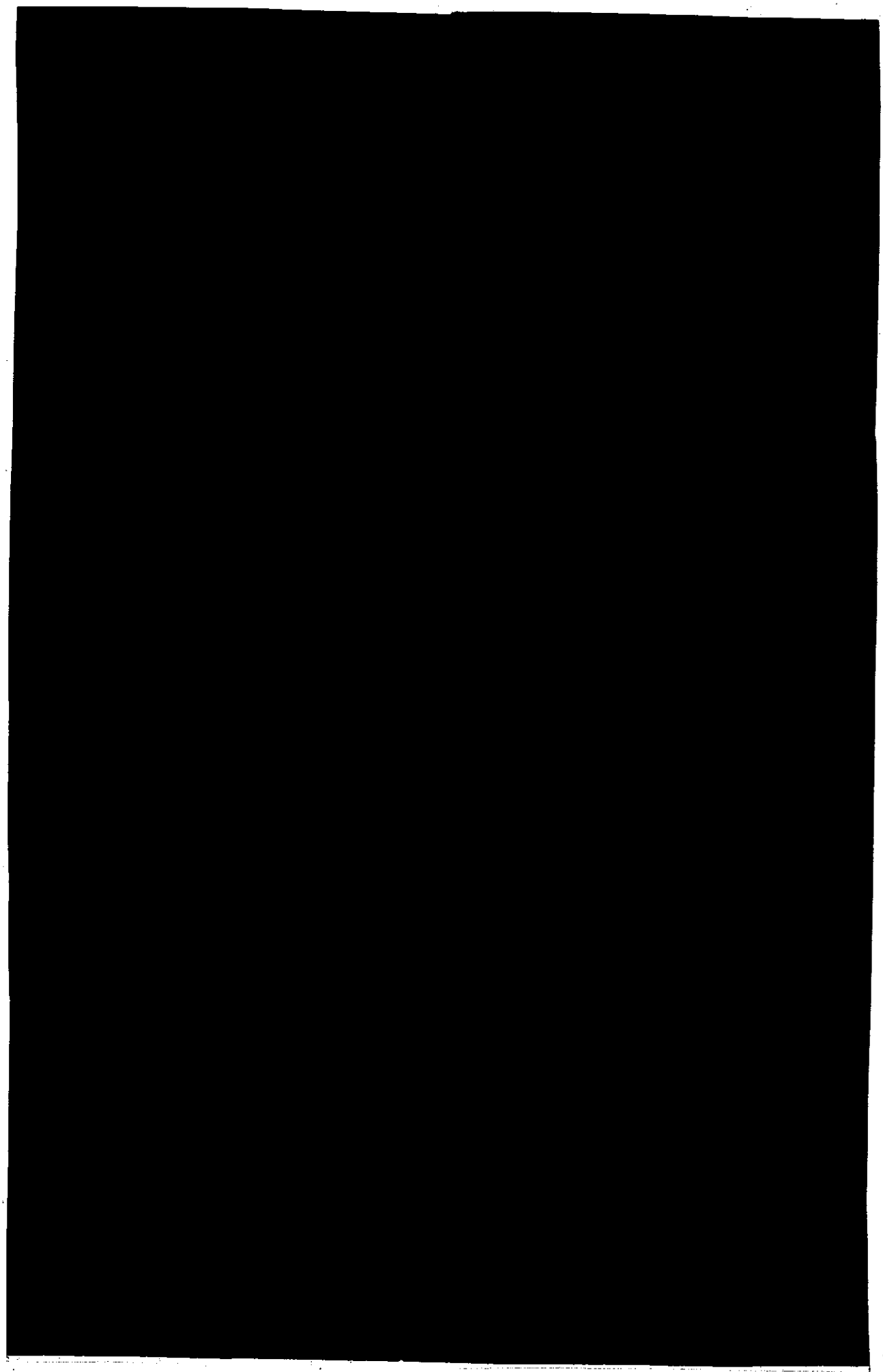

11/11/18

[redacted]

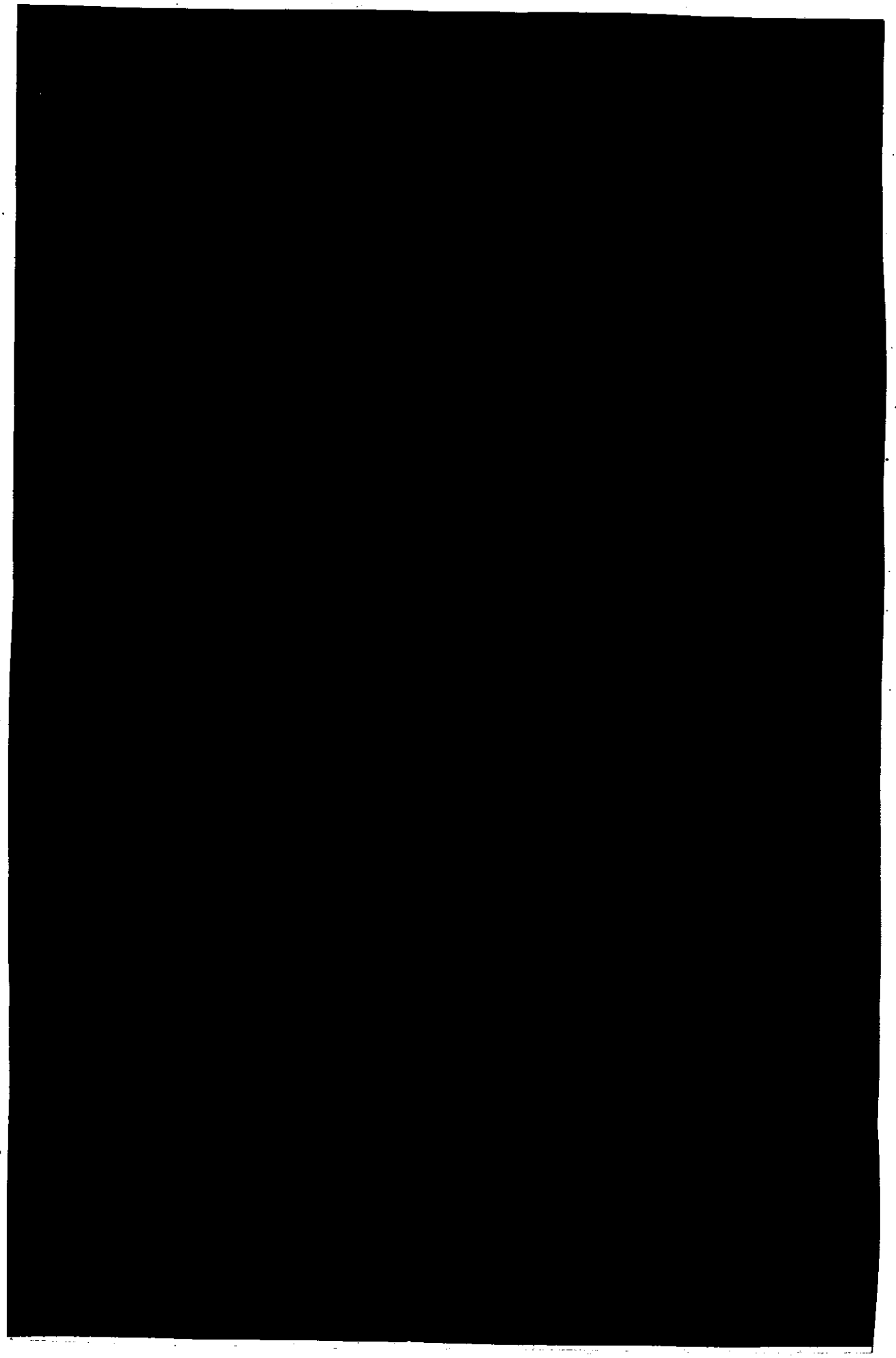

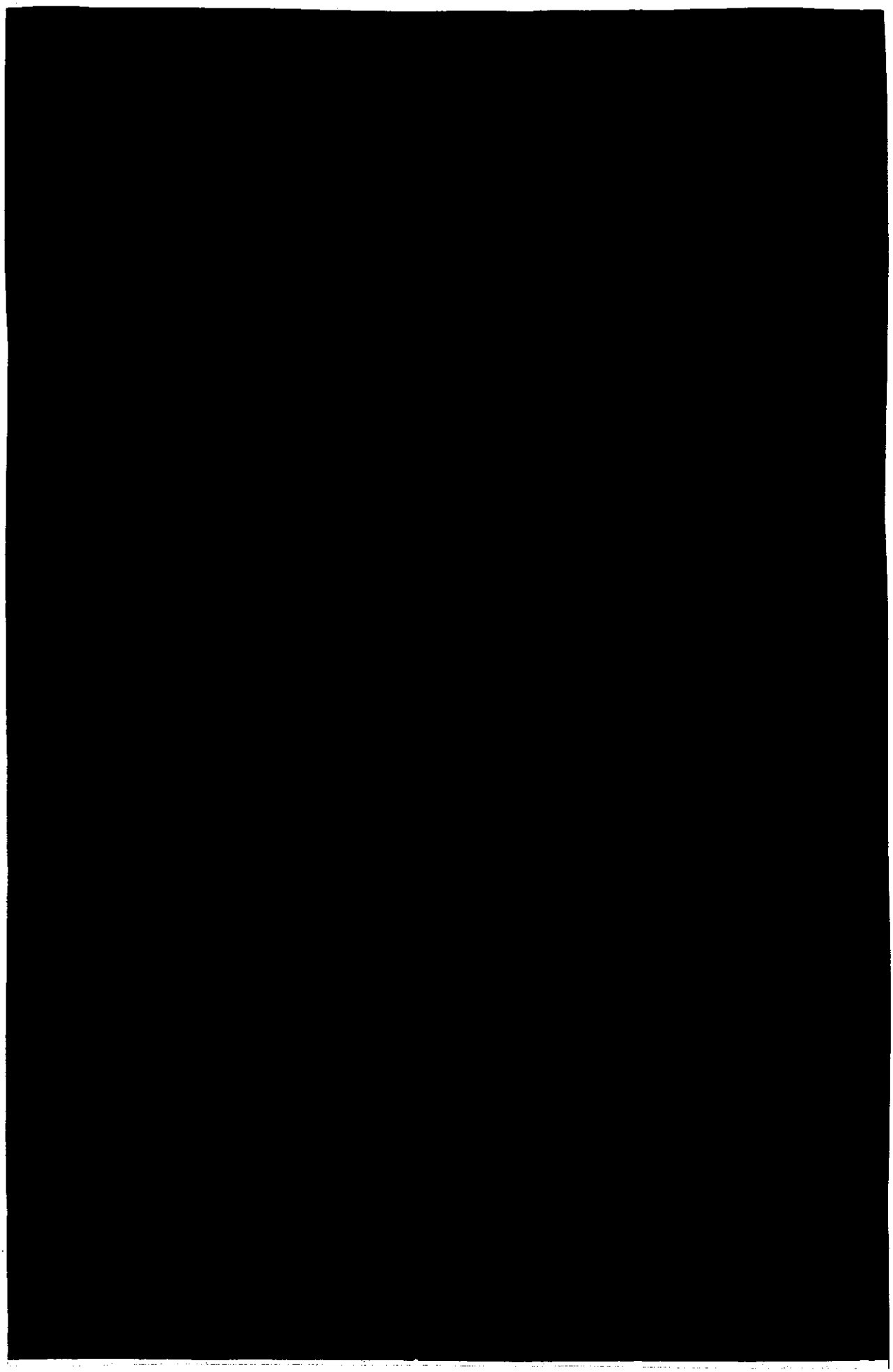

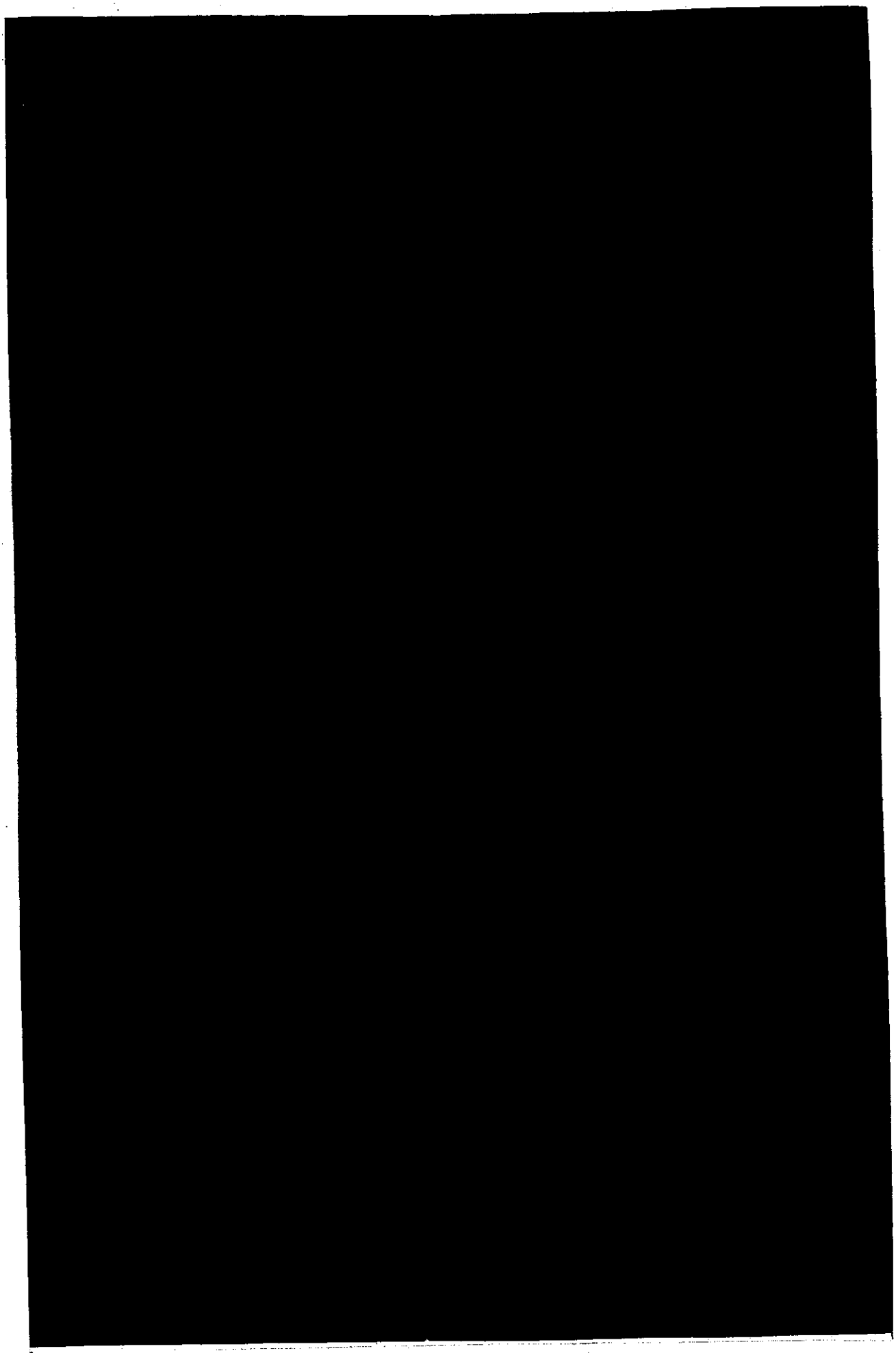

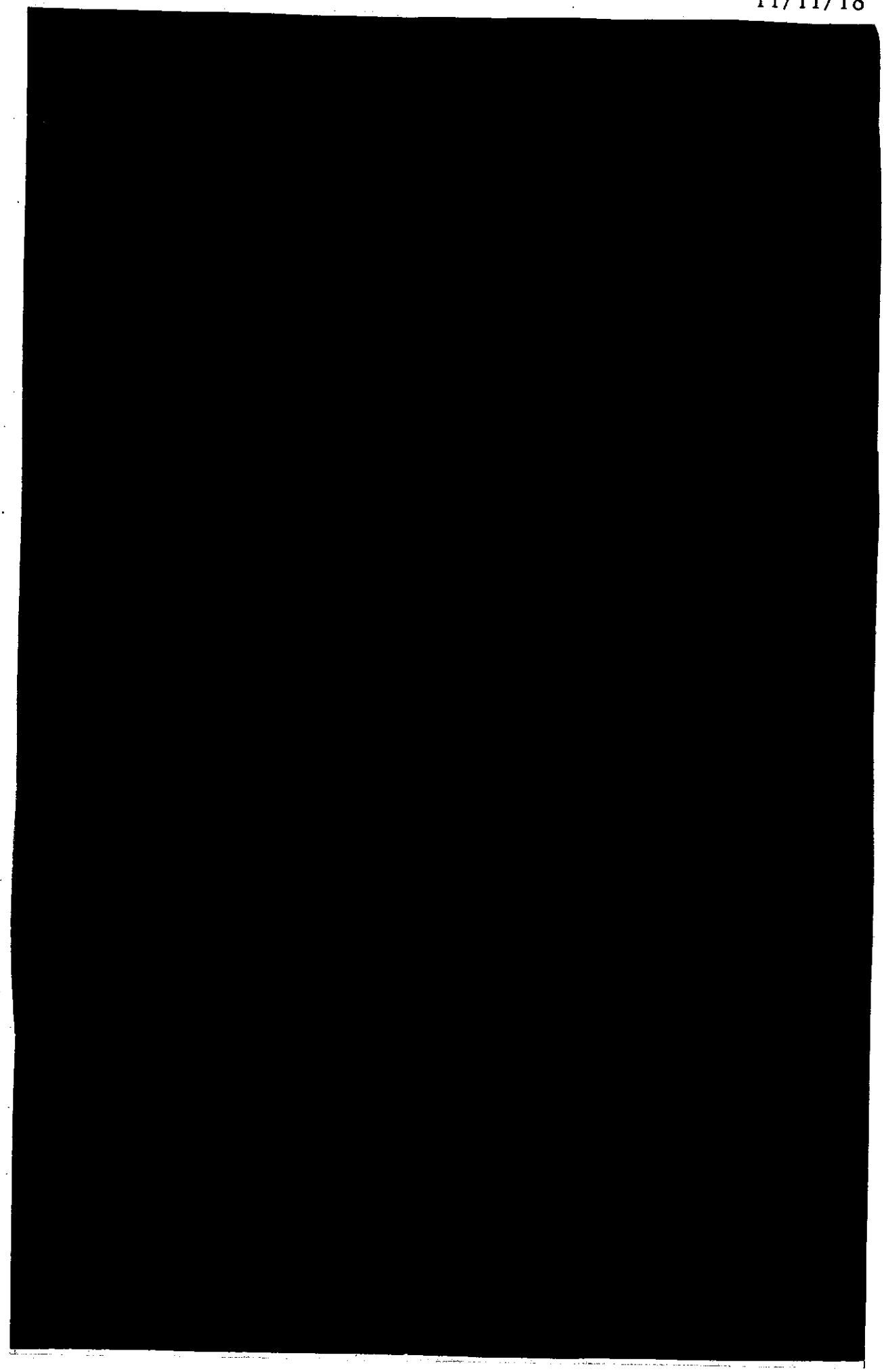

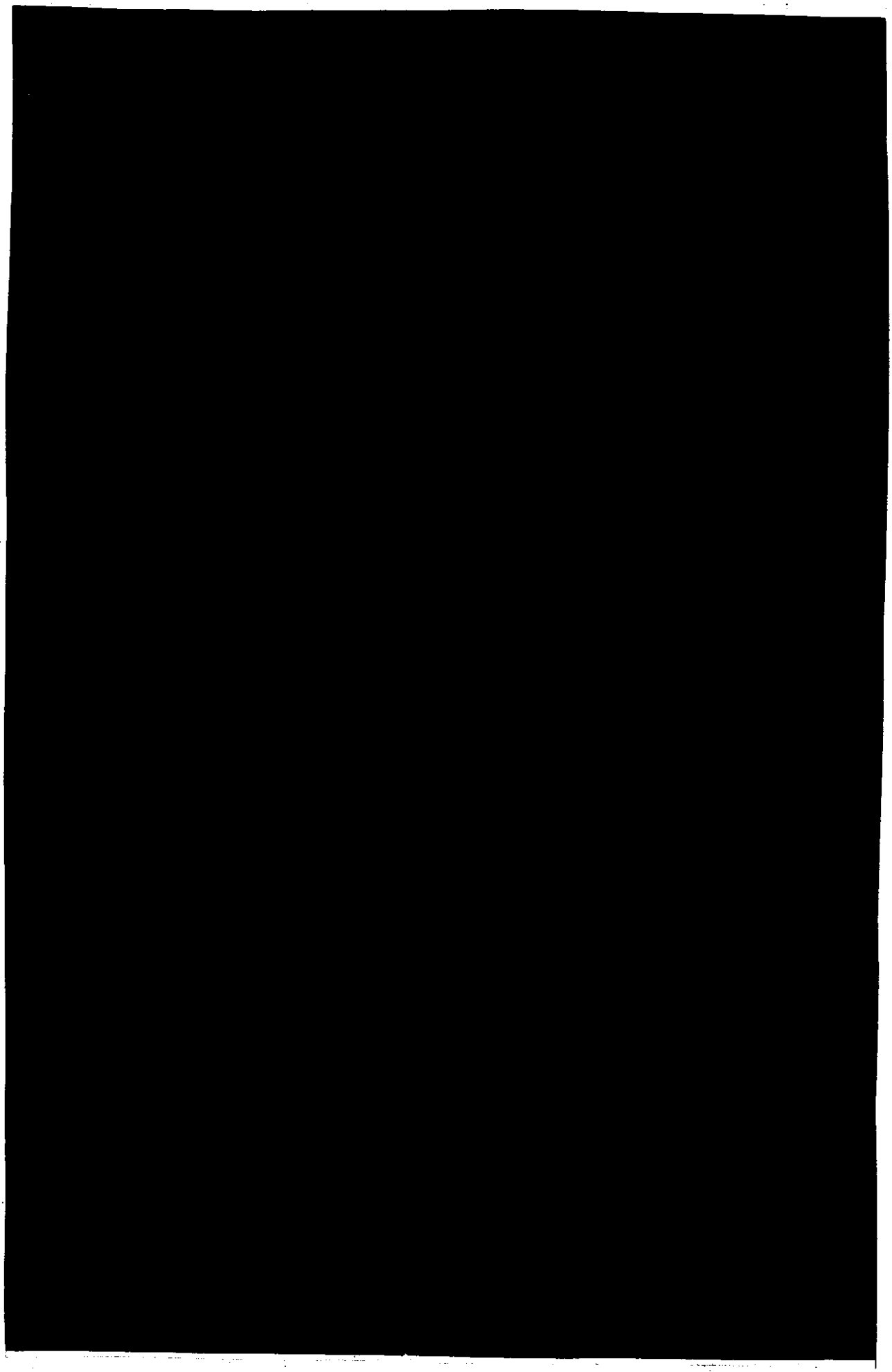

11/11/18

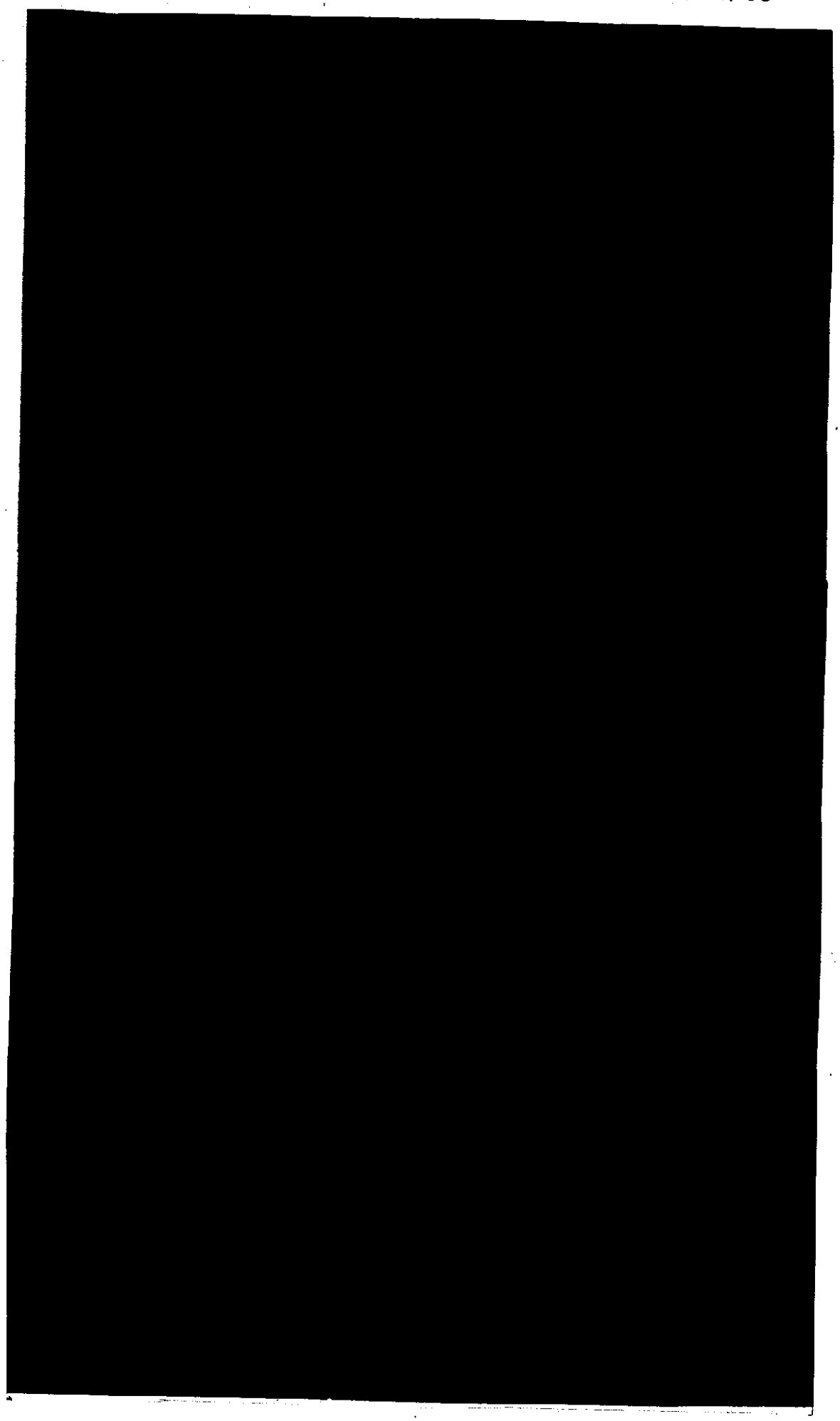

[redacted]

適性評価

[redacted]（読替え前）

[redacted]

[redacted]（読替え後）

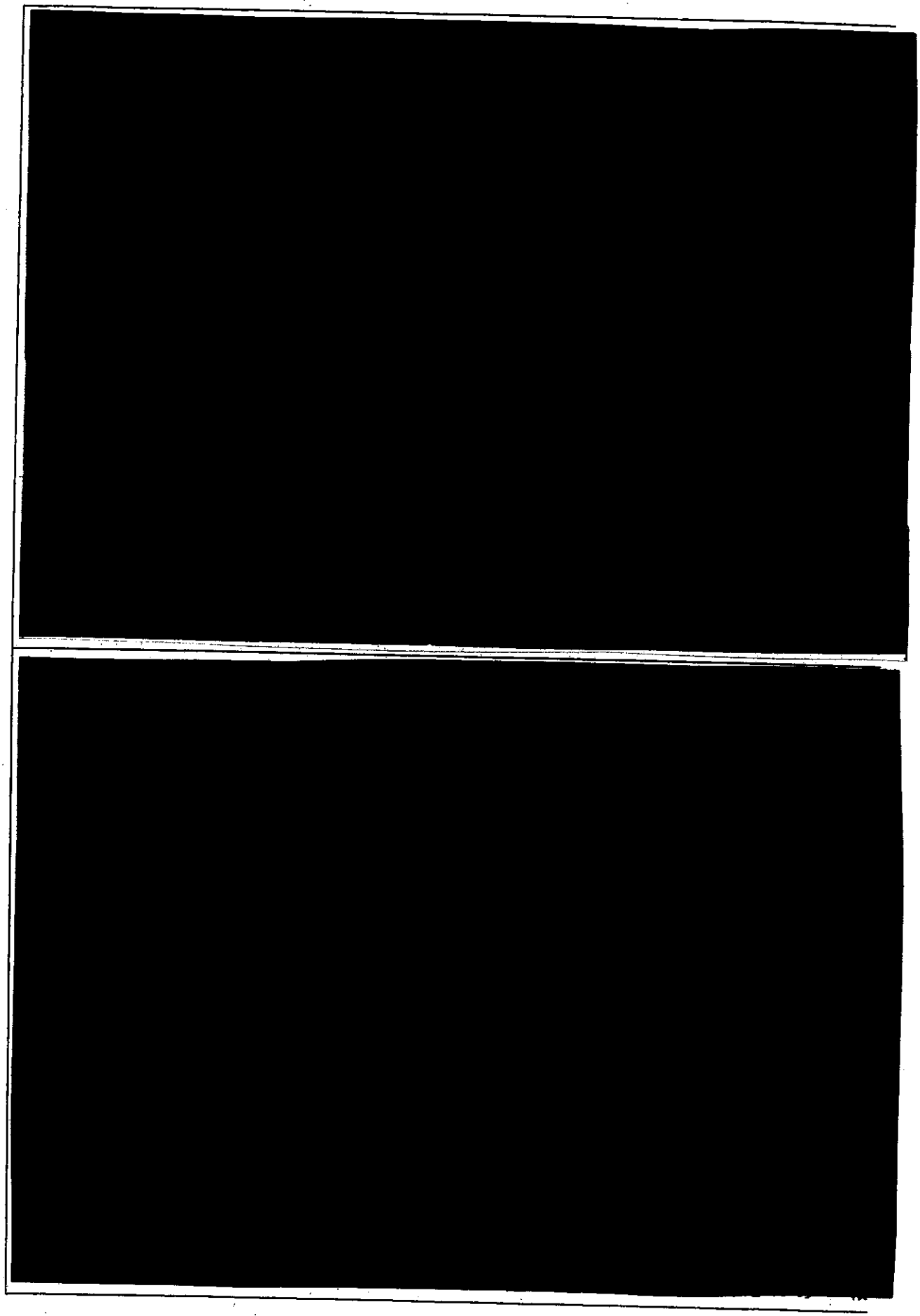

[redacted]適性評価

[redacted]（読替え前）

[redacted]

[redacted]（読替え後）

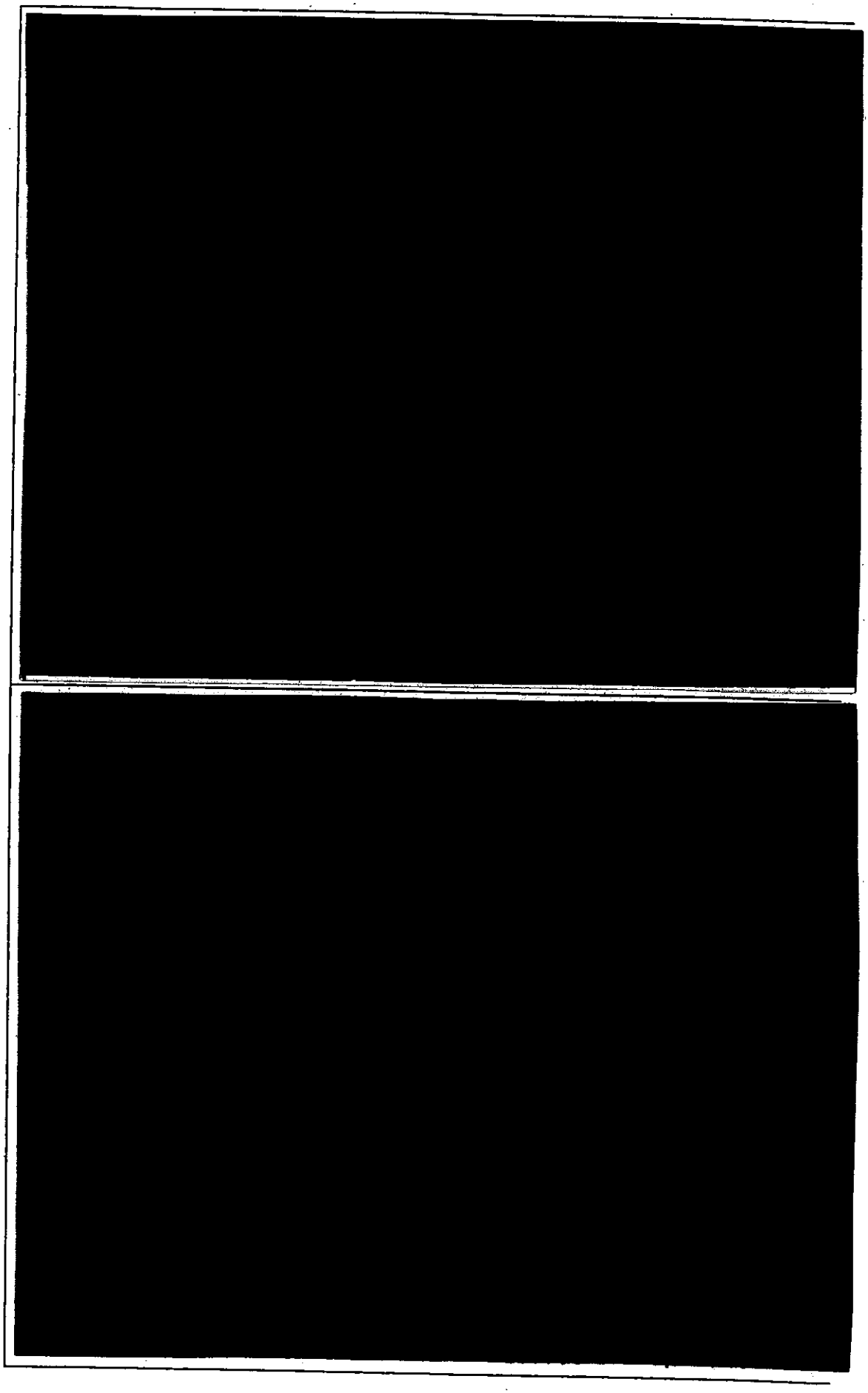

特別秘密の保護に関する法律（仮称）第○条第○項に基づく
適性評価調査票（イメージ）

○　○　省

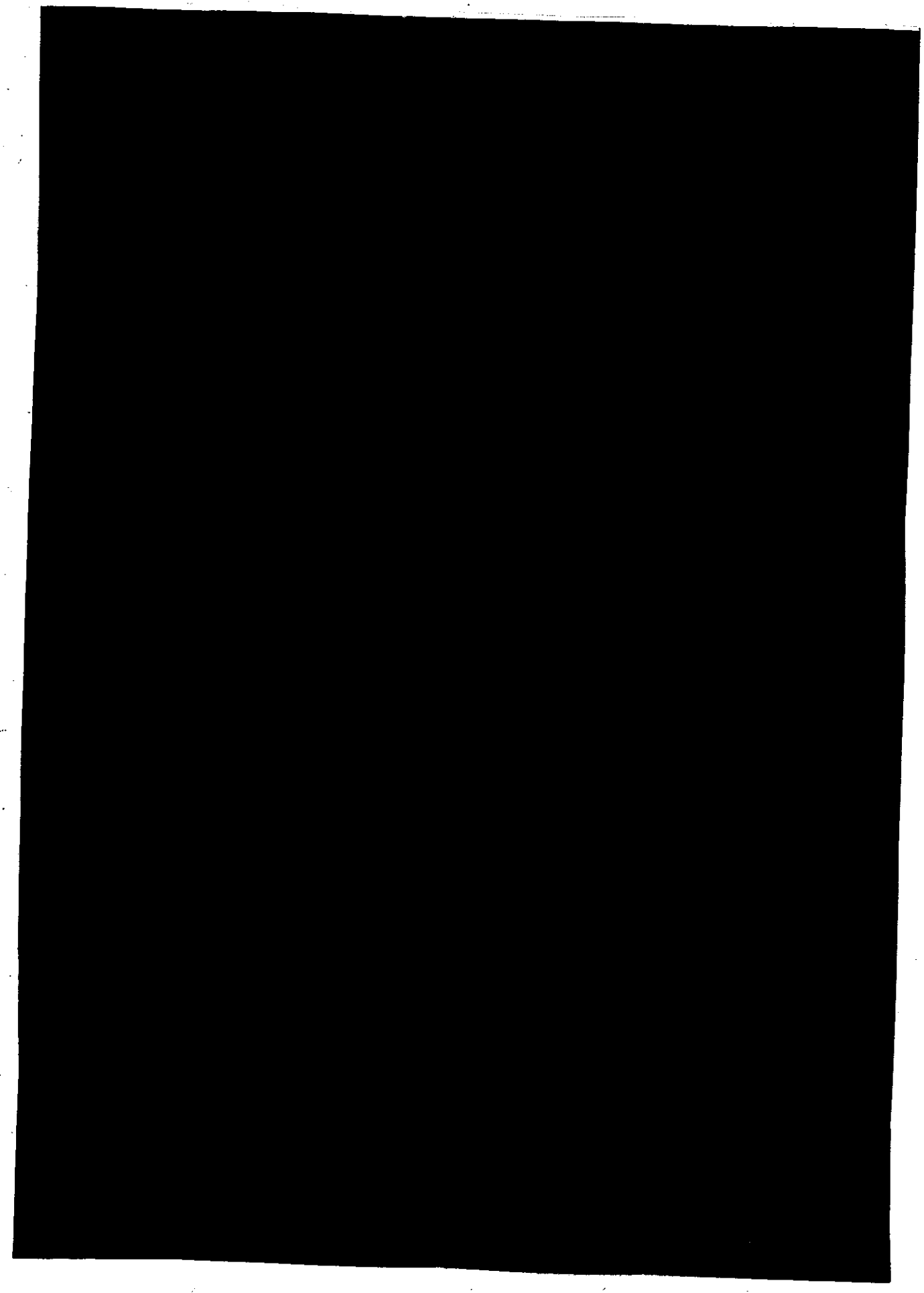

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

別紙

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価制度の法制化について（案）

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

「適性」という語を用いることについて（案）

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価の対象外とする者について（案）

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

実施権者について（案）

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

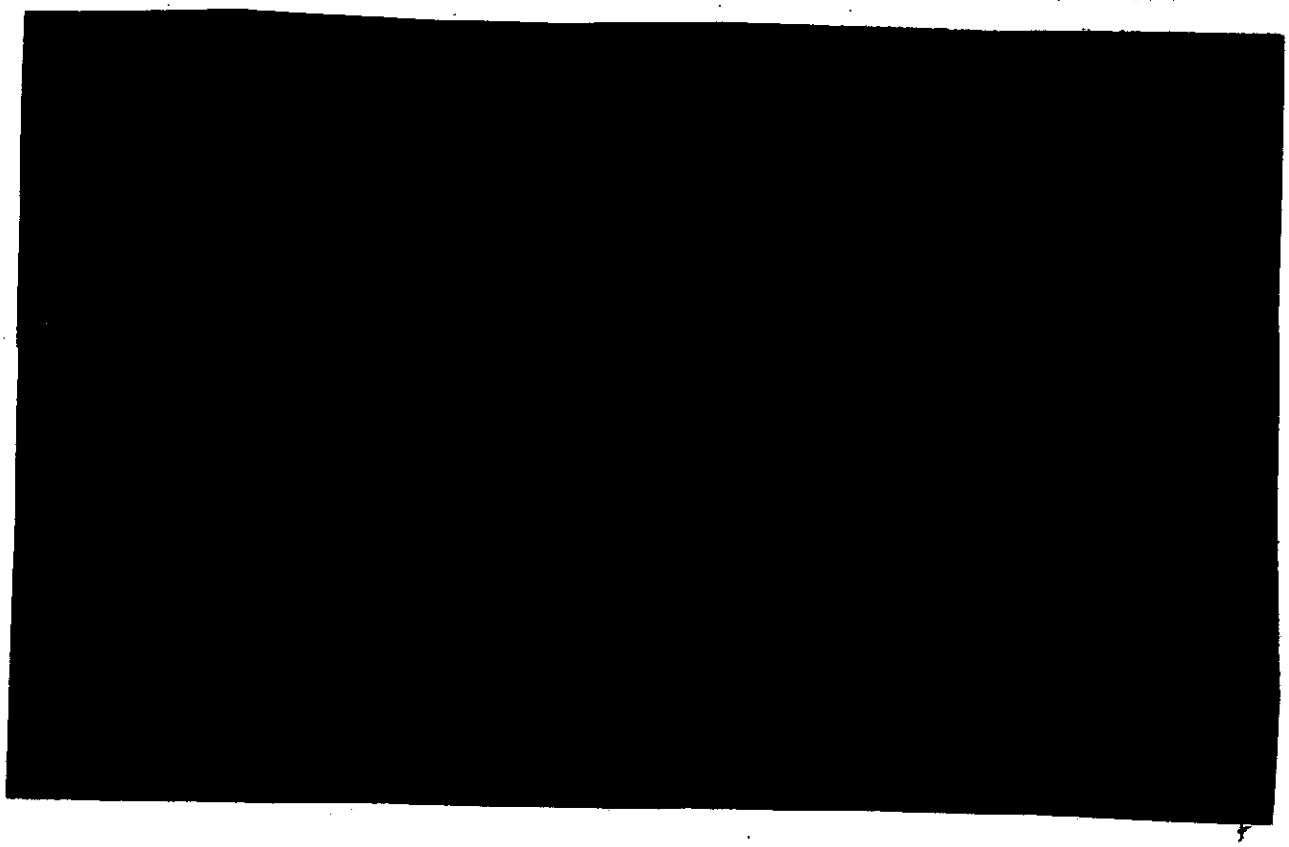

11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

行政機関の長等が自らの適性を評価する制度設計の合理性について（案）

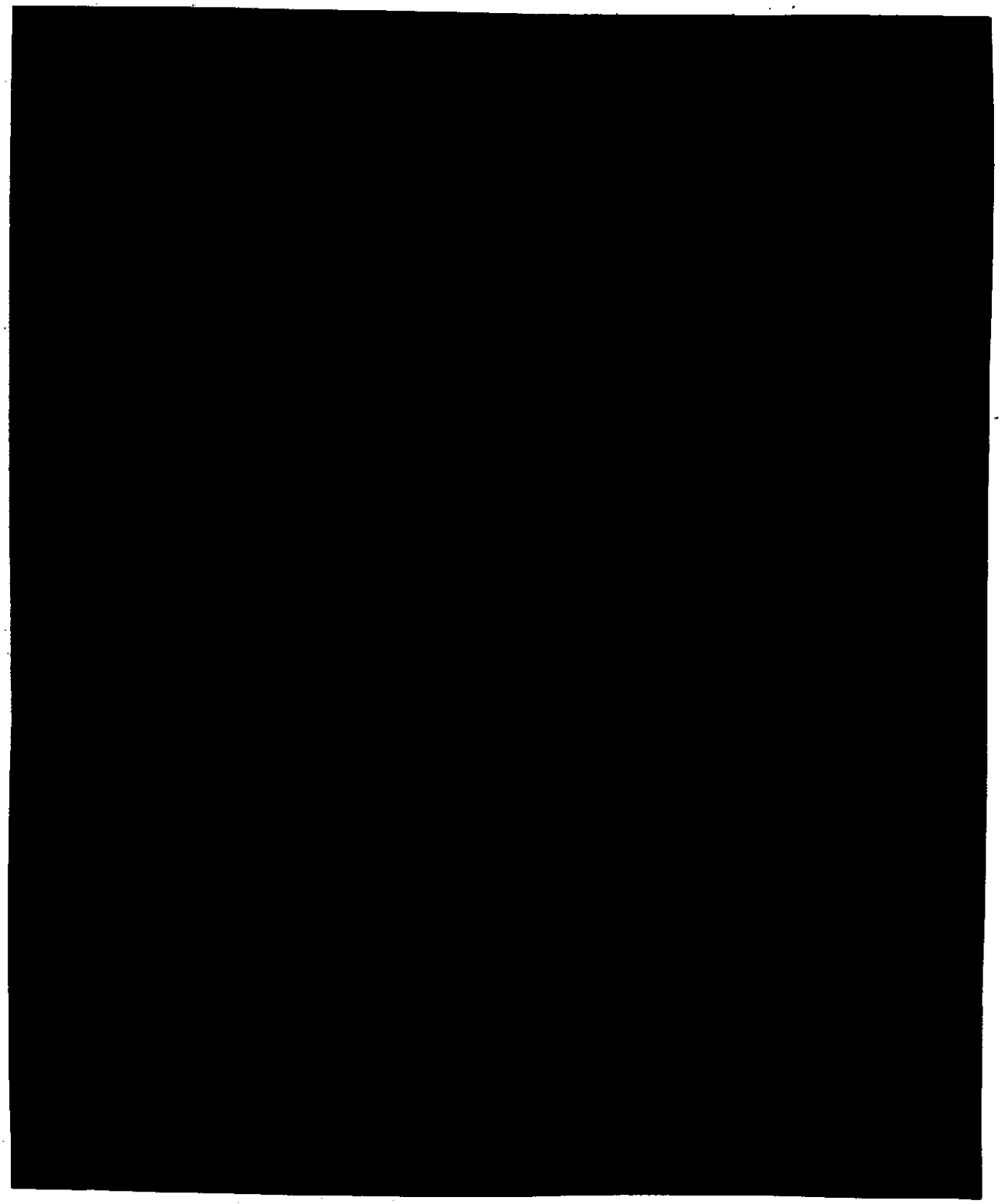

11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について(案)

[redacted]

11/11/18内調内検討済み



11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

調査事項について（案）

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

公私の団体への照会について（案）

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

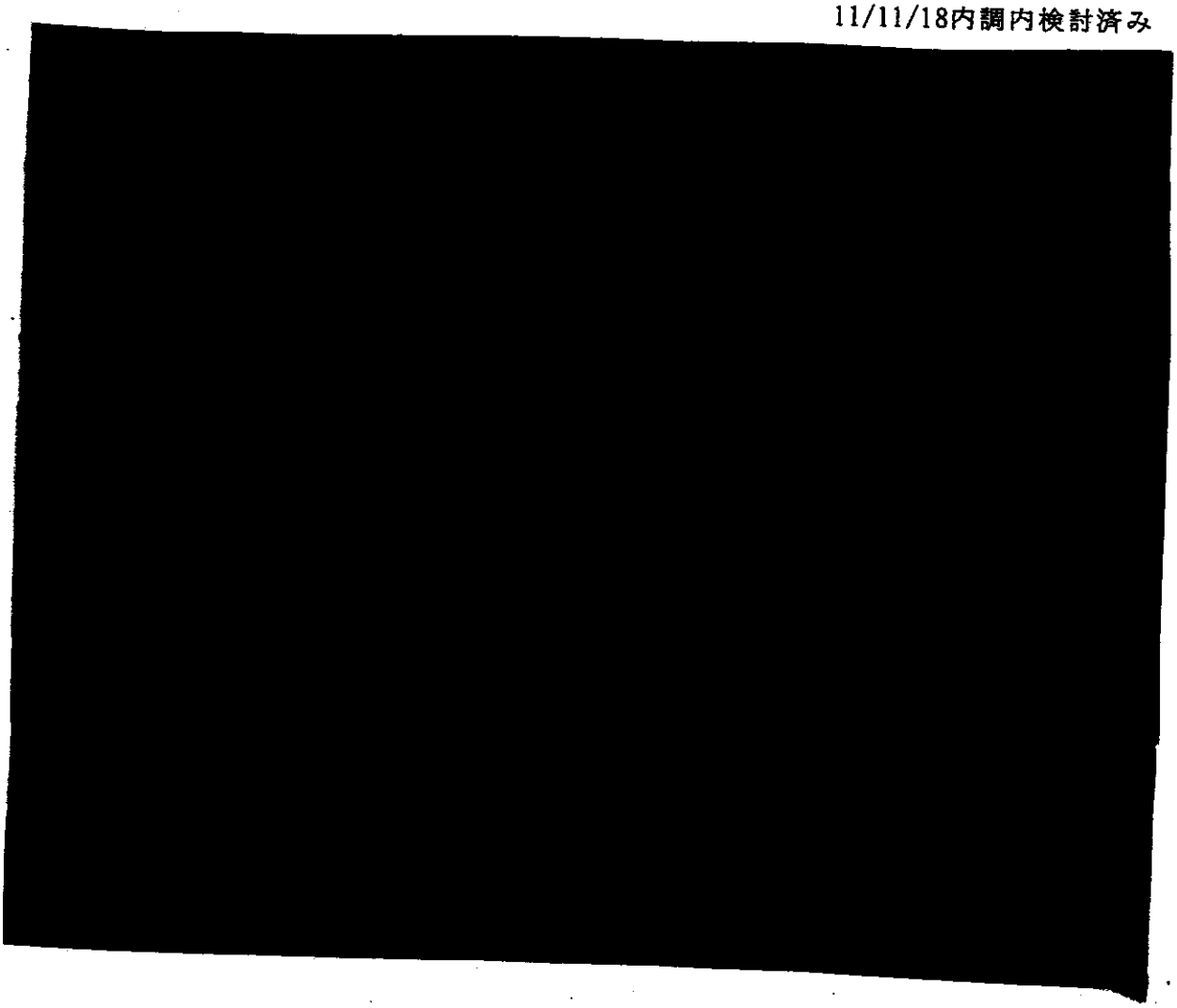

11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

同意の取得について（案）

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

結果の通知について（案）

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価の見直し時期について（案）

[redacted]

（参考）諸外国における適性評価の見直し時期

国	最も機密性の高い秘密情報を取り扱わせる者の適性評価に係る見直し時期	備考
アメリカ	５年	
イギリス	７年（初回５年）	一部の民間事業者は３～５年
ドイツ	10年	５年ごとに調査票を提出
フランス	５年	

11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価の実施以外の目的での個人情報の利用・提供の制限について（案）

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

*1 [redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について（案）

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

*3 [redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

*1 [redacted]

[redacted]

*1 [redacted]

11/11/18内調内検討済み

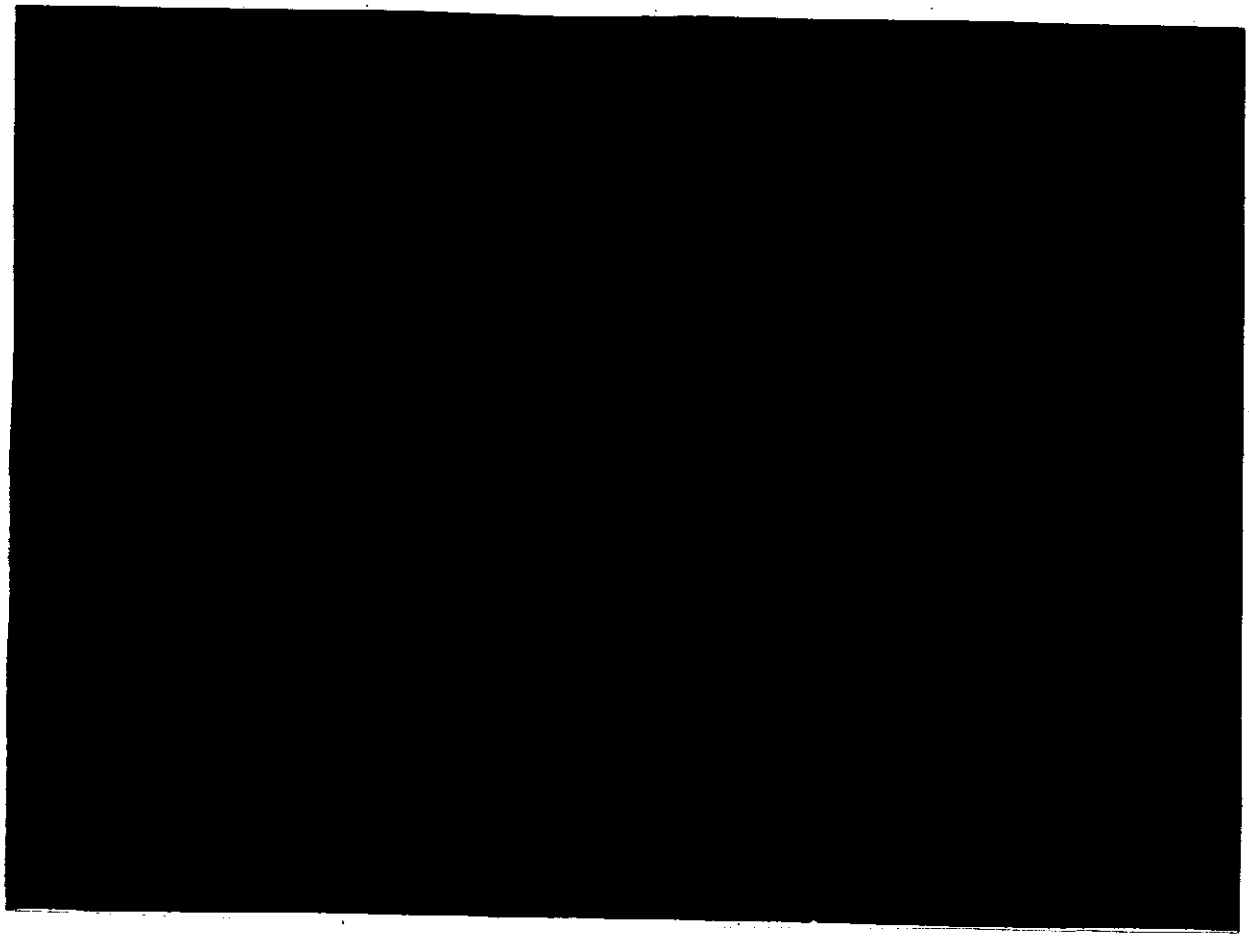

11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

*3 [redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

11/11/18内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価と法の下の平等との関係について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

[redacted]

*1 [redacted]
*2 [redacted]
*3 [redacted]

11/11/18内調内検討済み

[redacted]

11/11/18 内調内検討済み

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

[redacted]

11/11/18 内調内検討済み

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

[redacted]

*3 [redacted]

*4

*5

11/11/18

[redacted]

11/11/18

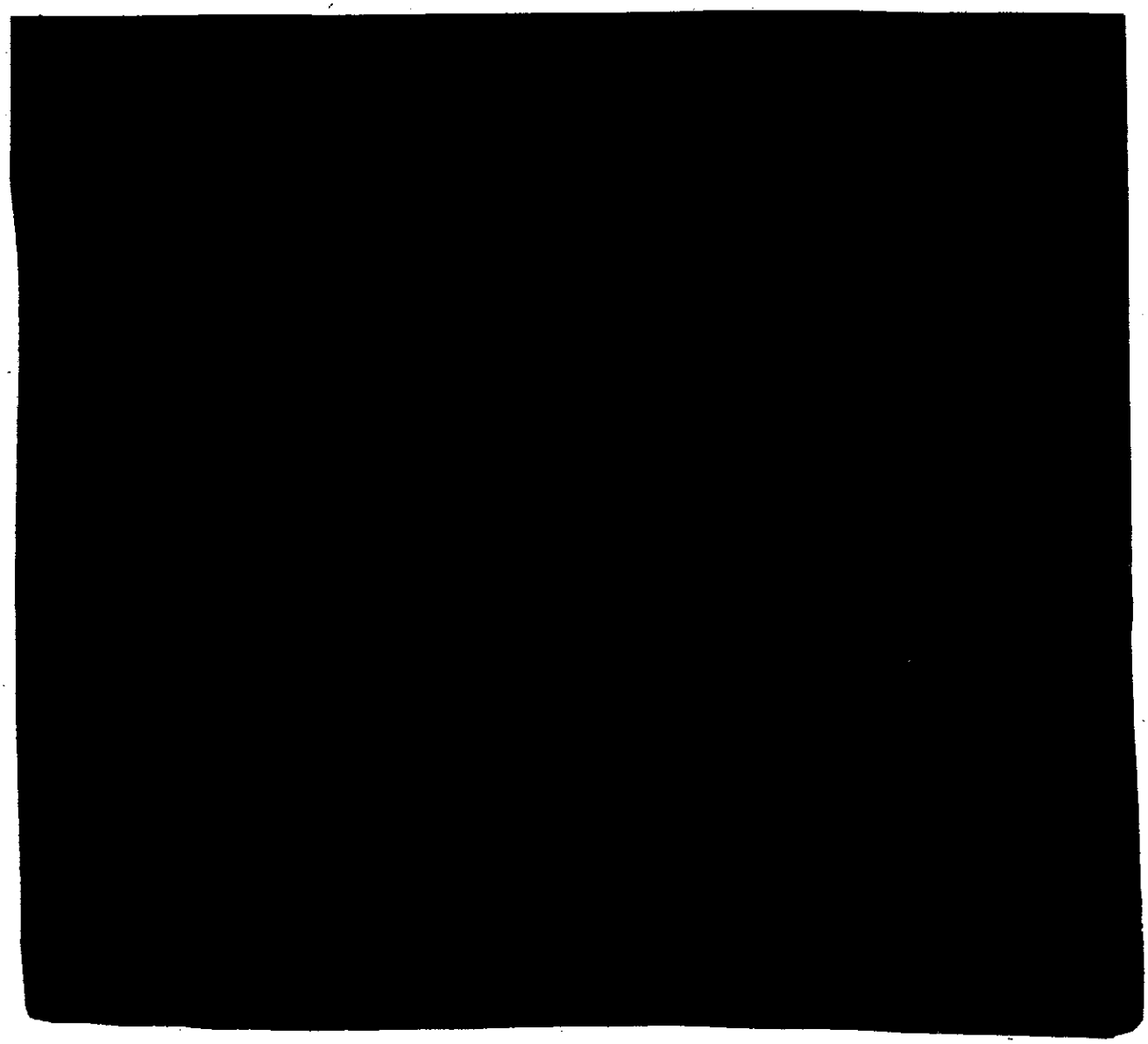

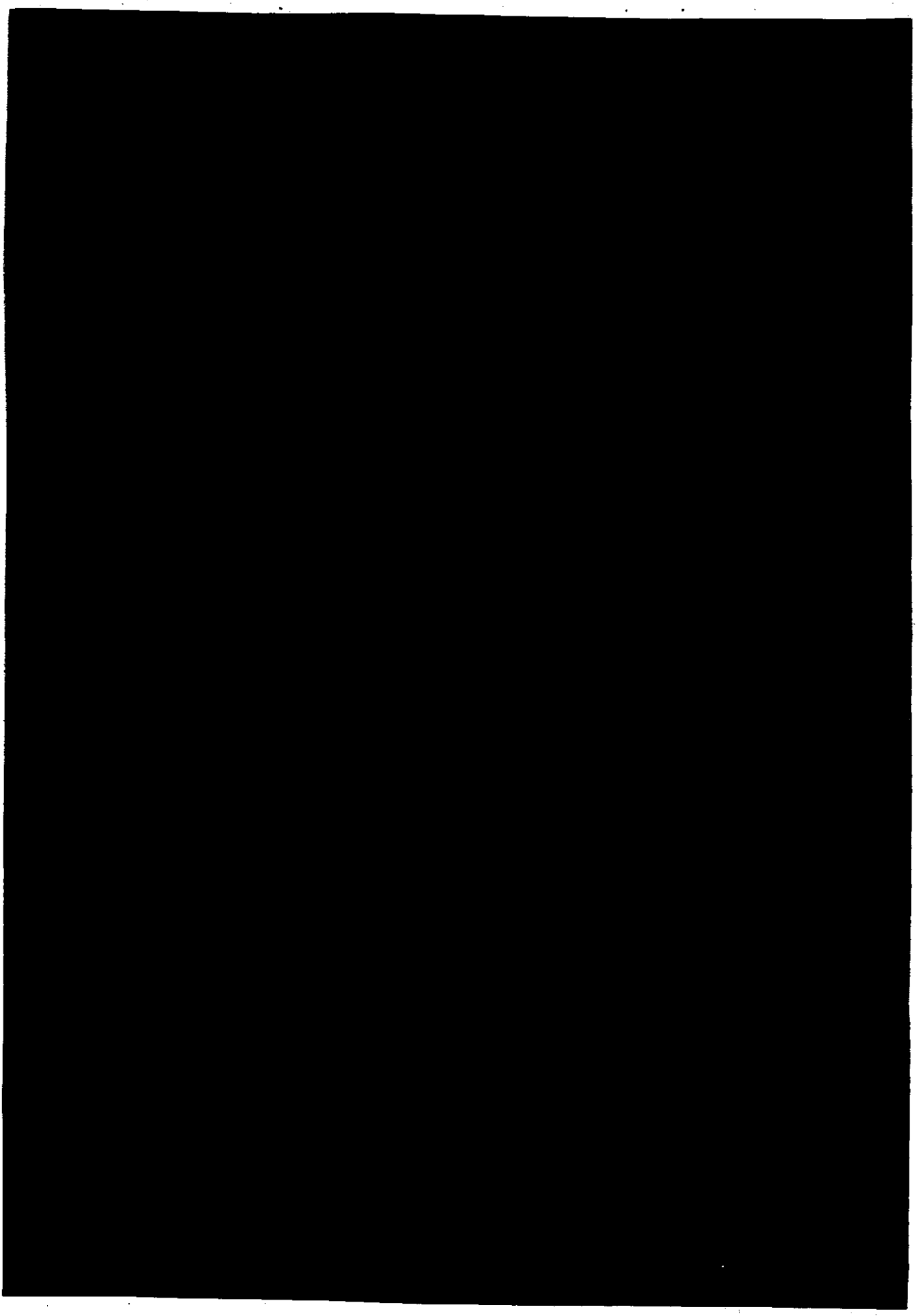

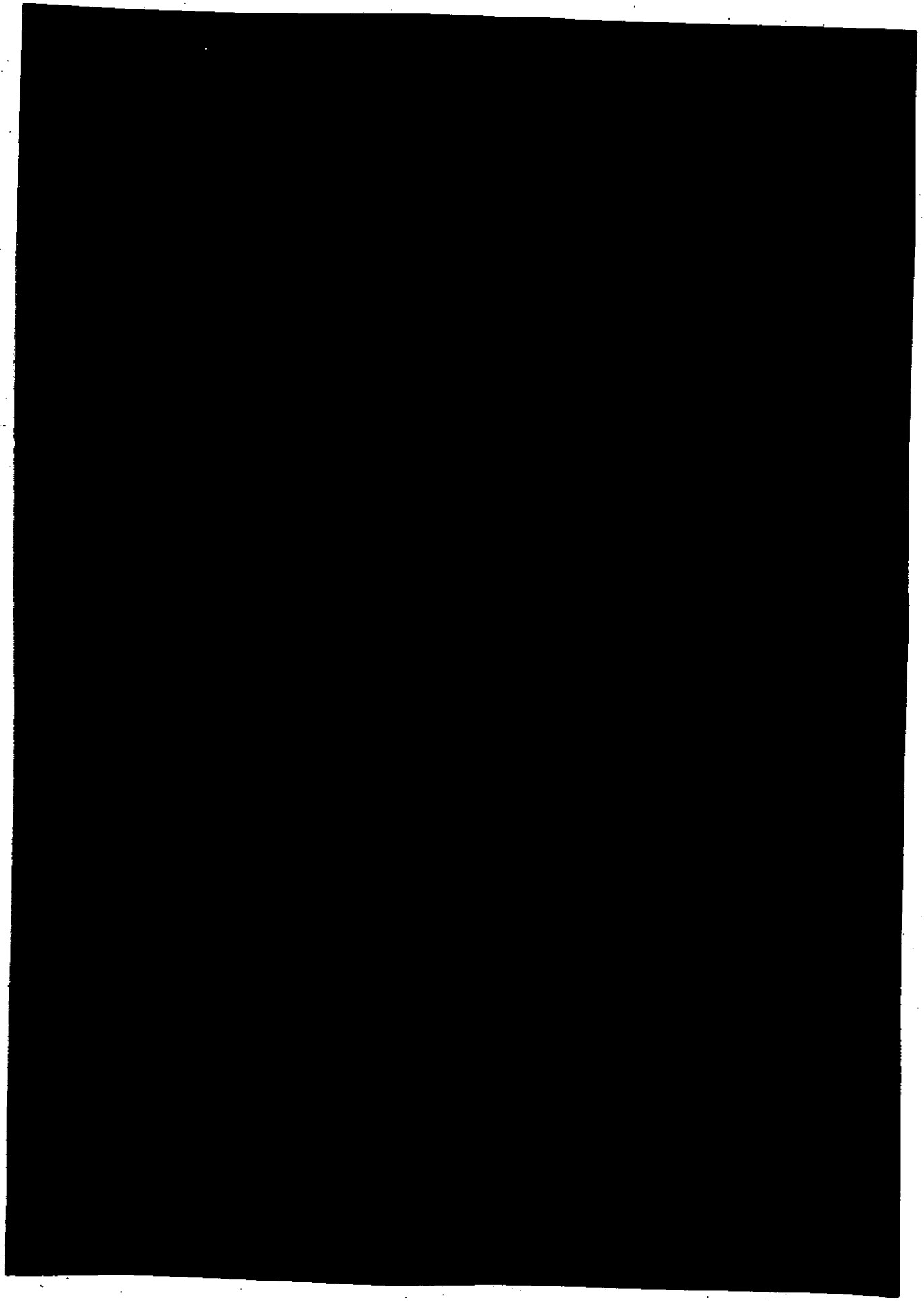

11/11/18

[redacted]

(了)

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月18日 20:20
宛先: 髙岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)
添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (219 KB)

内閣官房副長官補室（内政） 髙岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第５回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回： ９月１５日に法制局に資料持込み、 ９月２０日に法制局との協議
第２回： １０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回： １１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
第４回： １１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 （内線 [redacted]）
[redacted] （直通）
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月18日 20:20
宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)
添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (219 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第５回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回： ９月１５日に法制局に資料持込み、 ９月２０日に法制局との協議
第２回： １０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回： １１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
第４回： １１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月18日 20:20
宛先: 丸山 洋平(安危本室)
添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (219 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第５回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回： ９月１５日に法制局に資料持込み、 ９月２０日に法制局との協議
第２回： １０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回： １１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
第４回： １１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時:　2011年11月18日 20:21
宛先:
添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (219 KB)

警察庁警備局警備企画課　藤原様、　様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第５回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
　第４回：　１１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
　内閣官房内閣情報調査室総務部
　
　Tel　03-5253-2111　(内線
　　(直通)
　Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月18日 20:21
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (219 KB)

法務省　刑事局公安課　角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第５回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
　第４回：　１１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線[redacted])
[redacted]　(直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月18日 20:21
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (219 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第５回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回： ９月１５日に法制局に資料持込み、 ９月２０日に法制局との協議
第２回： １０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回： １１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
第４回： １１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線[redacted])
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月18日 20:21
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (219 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第５回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回： ９月１５日に法制局に資料持込み、 ９月２０日に法制局との協議
第２回： １０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回： １１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
第４回： １１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月18日 20:21
宛先: [redacted]
添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (208 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第５回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
　第４回：　１１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線[redacted])
[redacted]　(直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月18日 20:21
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (219 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第５回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回： ９月１５日に法制局に資料持込み、 ９月２０日に法制局との協議
第２回： １０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回： １１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
第４回： １１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 （内線 [redacted]）
[redacted]（直通）
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月18日 20:22
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (219 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第５回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
　第４回：　１１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　（内線[redacted]）
[redacted]（直通）
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月18日 20:22
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (219 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第５回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
　第４回：　１１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への持込資料(第5回)についての留意事項

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月18日 20:55
宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); [redacted] 高岩 直樹(副長官補室); 岩浅 太一(副長官補本室); [redacted] 丸山 洋平(安危本室); [redacted]

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りした法制局持込資料（第５回）について、

①「適性評価調査票」については、一つの文書の中に複数シートで作成しております。

②外務省作成ペーパー「[redacted]」については、当該別表事項が条文素案に反映されていないことを踏まえ、各省配布資料には含めておりません。

以上の２点につきまして、ご留意をお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

第4回法制局持持ち込み資料＆質問の回答に対する再質問について

[redacted]
送信日時: 2011年11月21日 19:35
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 質問・意見取りまとめ.jtd (27 KB) ; 再質問.jtd (23 KB)

内調
[redacted] 様

お世話になっております。
警察庁の[redacted]です。

第４回の法制局持ち込み資料＆質問の回答に対する再質問について、
添付のとおり質問等を提出いたしますので、よろしくお願い致します。
お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。

[redacted] 拝

-----作成者: [redacted] -----
宛先: [redacted]
送信者: [redacted]
日付: 2011/11/18 08:21PM
件名: 【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第５回）

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第５回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回： ９月１５日に法制局に資料持込み、 ９月２０日に法制局との協議
第２回： １０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回： １１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
第４回： １１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted]
[redacted](直通)
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

[添付ファイル "警察庁送付資料.ZIP"は [redacted]_Ｐ１１００００ＴＪ/警察庁 によって削除されました]

内閣官房内閣情報調査室担当官　殿

事　務　連　絡
平成23年11月21日
警　　察　　庁

平成23年11月11日付け秘密保全法制法制局持込み資料について

みだしの件について、下記のとおり質問及び意見を提出致しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

[redacted]

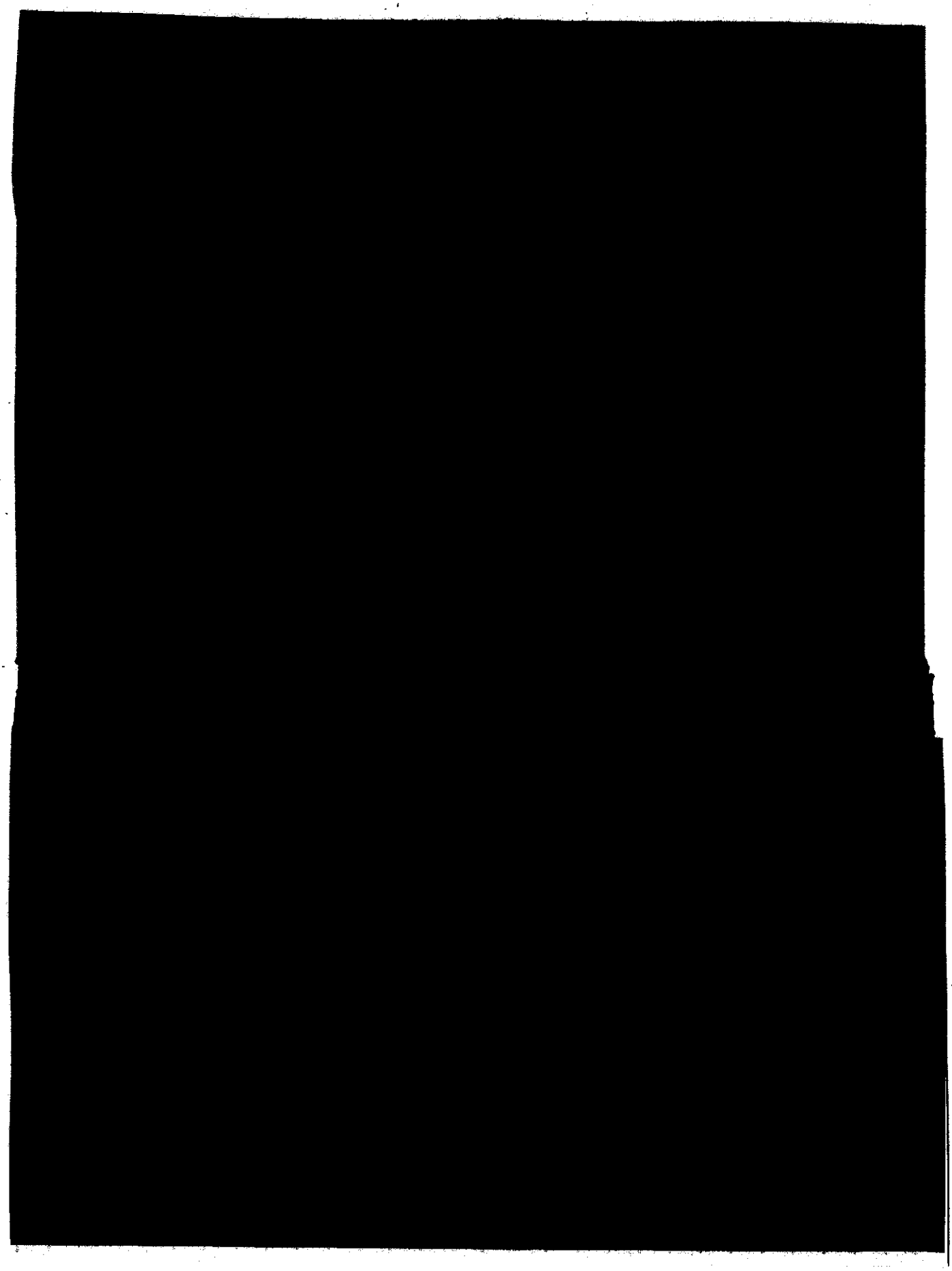



内閣情報調査室担当官殿

事　務　連　絡
平成23年11月21日
警　　察　　庁

警察庁質問に対する回答（平成23年11月14日付け内閣情報調査室事務連絡）について

みだしの件について、下記のとおり質問を提出致しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

[redacted]

安危からの質問に対する回答

内調職員061（内閣情報調査室...　　アクション

宛先:　丸山 洋平（安危本室）

添付ファイル:　回答（送付版）.doc (22 KB)

2011年11月22日 20:36

内閣官房副長官補（安危） 丸山様

いつもお世話になっております。秘密保全法案につきまして、先般よりご質問がございました件についての回答になります。

どうぞよろしくお願いします。

.....

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線:[redacted]）
E-Mail:[redacted]

.....

メール

予定表

連絡先

タスク

[redacted]

2011/11/24

※各省庁の質問に対する回答（11/22メール回答）

事　務　連　絡
平成23年11月22日

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理）担当官　殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月17日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

[redacted]

外務省からの質問に対する回答

内調職員061（内閣情報調査室...　　アクション

宛先: [redacted]

CC: [redacted]

添付ファイル: すべての添付ファイルをダウンロード
回答（送付版）外務省11.7.jtd（30 KB）； 回答（送付版）外務省11.9.jtd（32 KB）；
回答（送付版）外務省11.16.jtd（26 KB）

2011年11月22日 20:37

外務省 [redacted] 様
（CC [redacted] 様）

いつもお世話になっております。秘密保全法案につきまして、先般よりご質問がございました件についての回答になります。

どうぞよろしくお願いします。

.....
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]）
E-Mail: [redacted]
.....

メール

予定表

連絡先

タスク

[redacted]

2011/11/24

事　務　連　絡
平成23年11月22日

外務省　担当官　殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月7日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

[redacted]

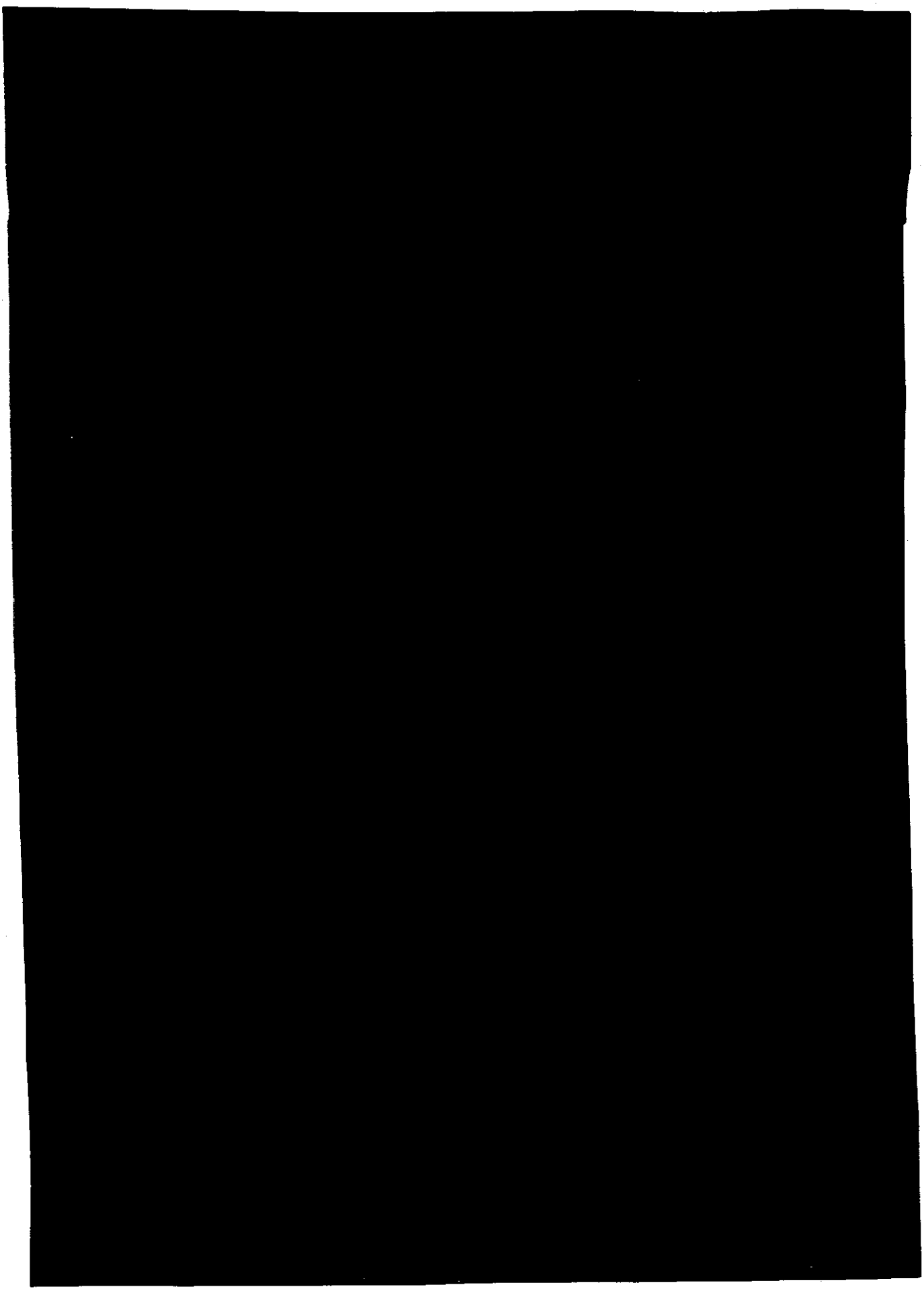

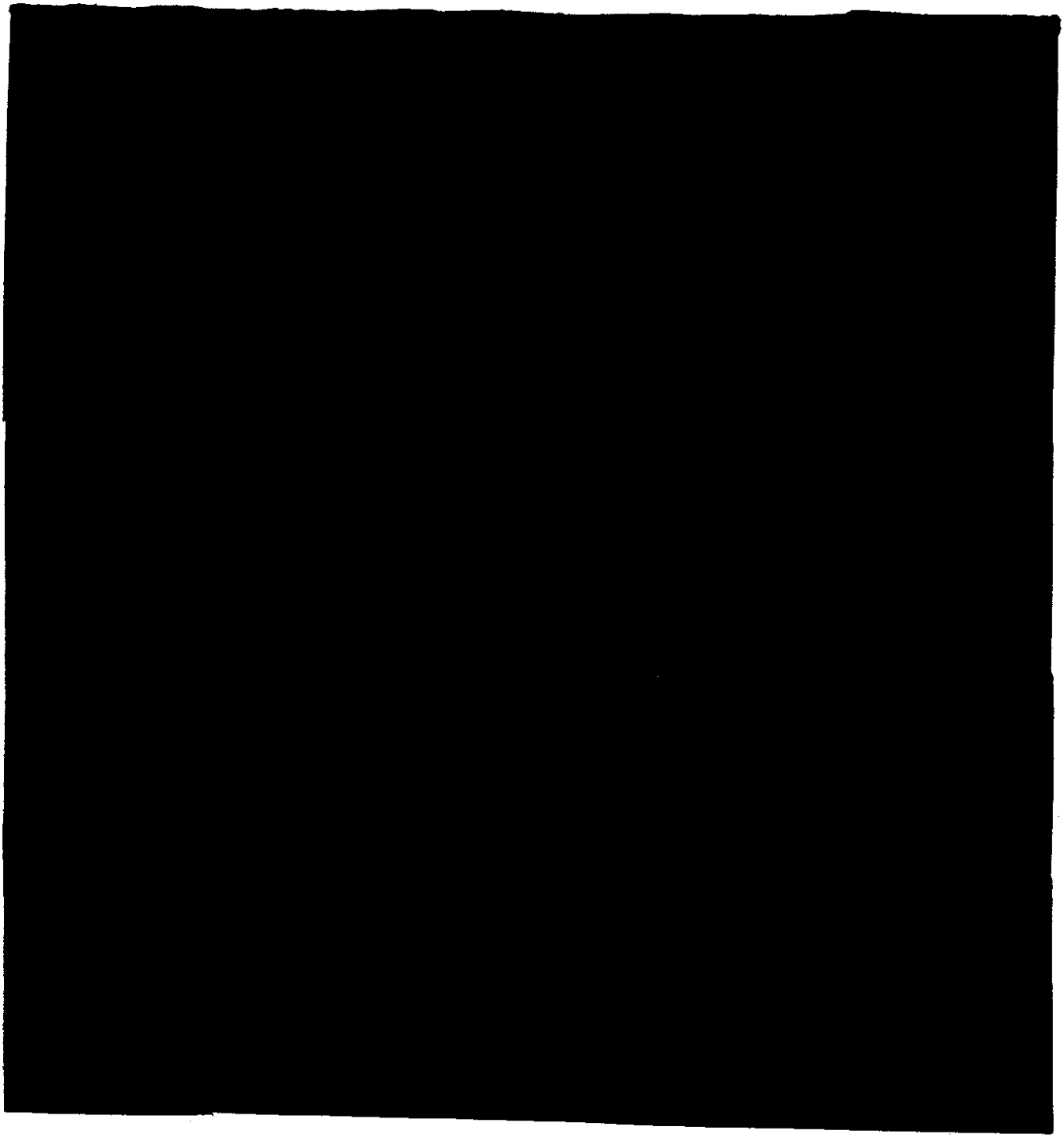

事　務　連　絡
平成23年11月22日

外務省　担当官　殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月9日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

[redacted]

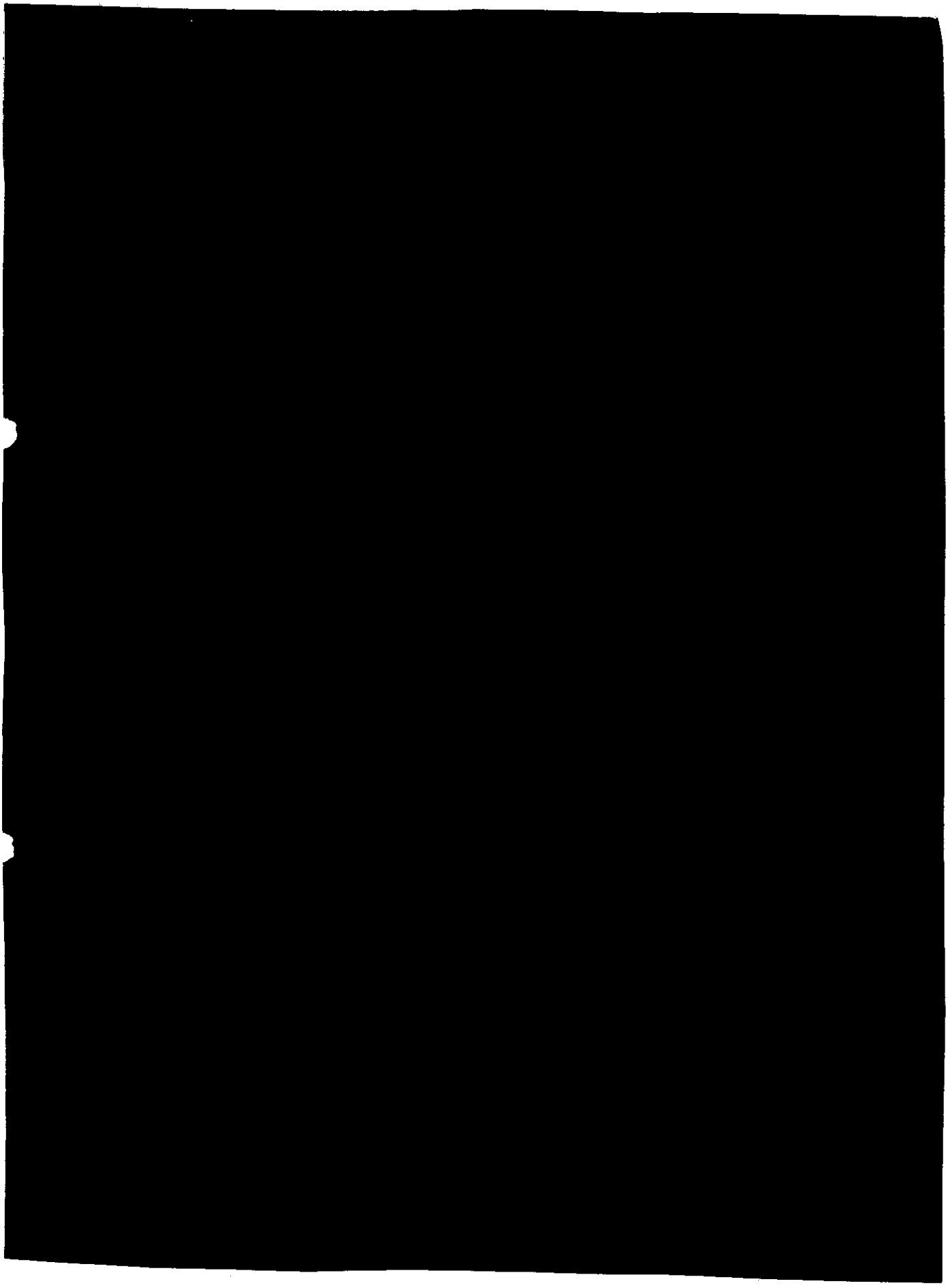

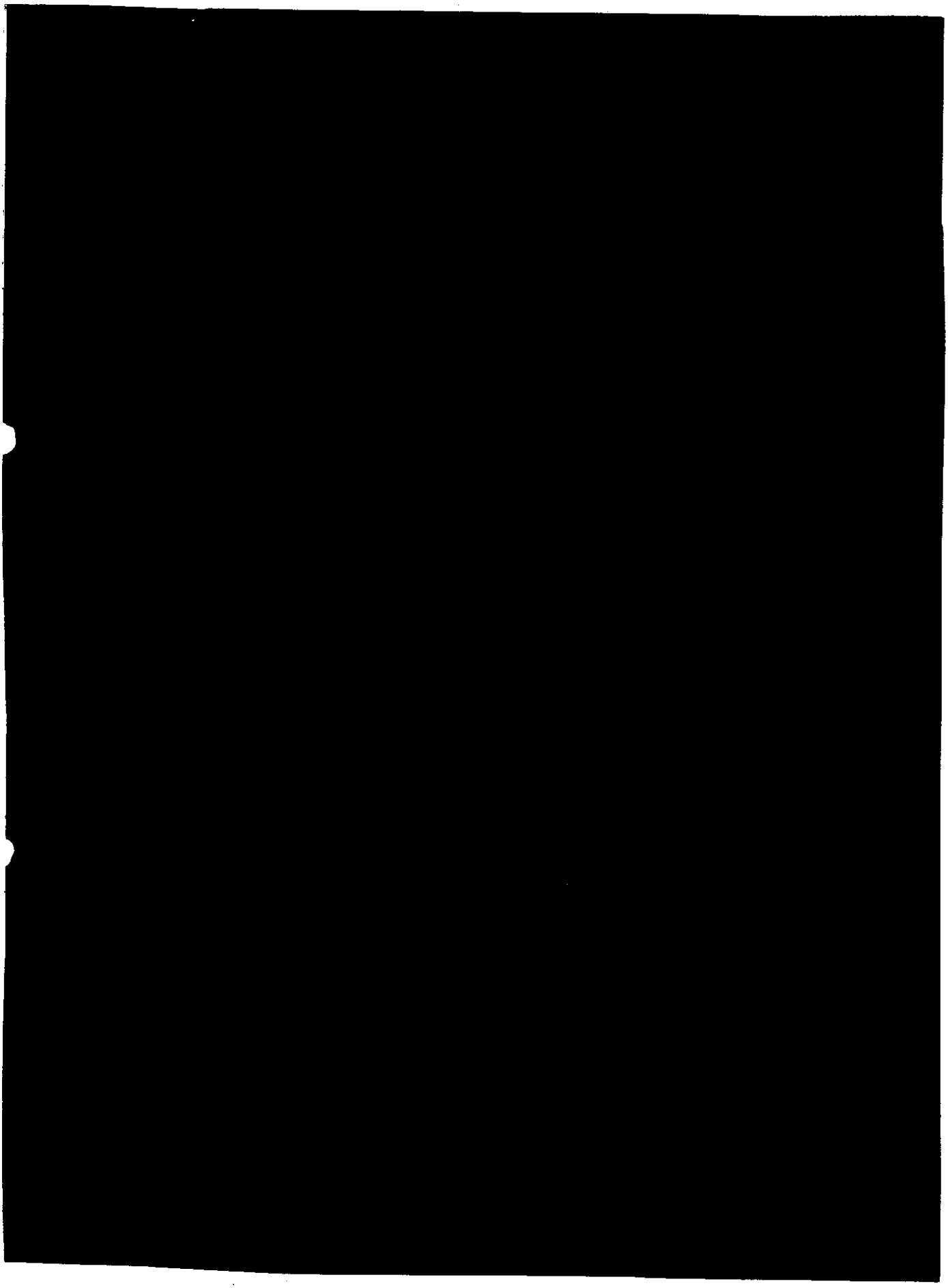

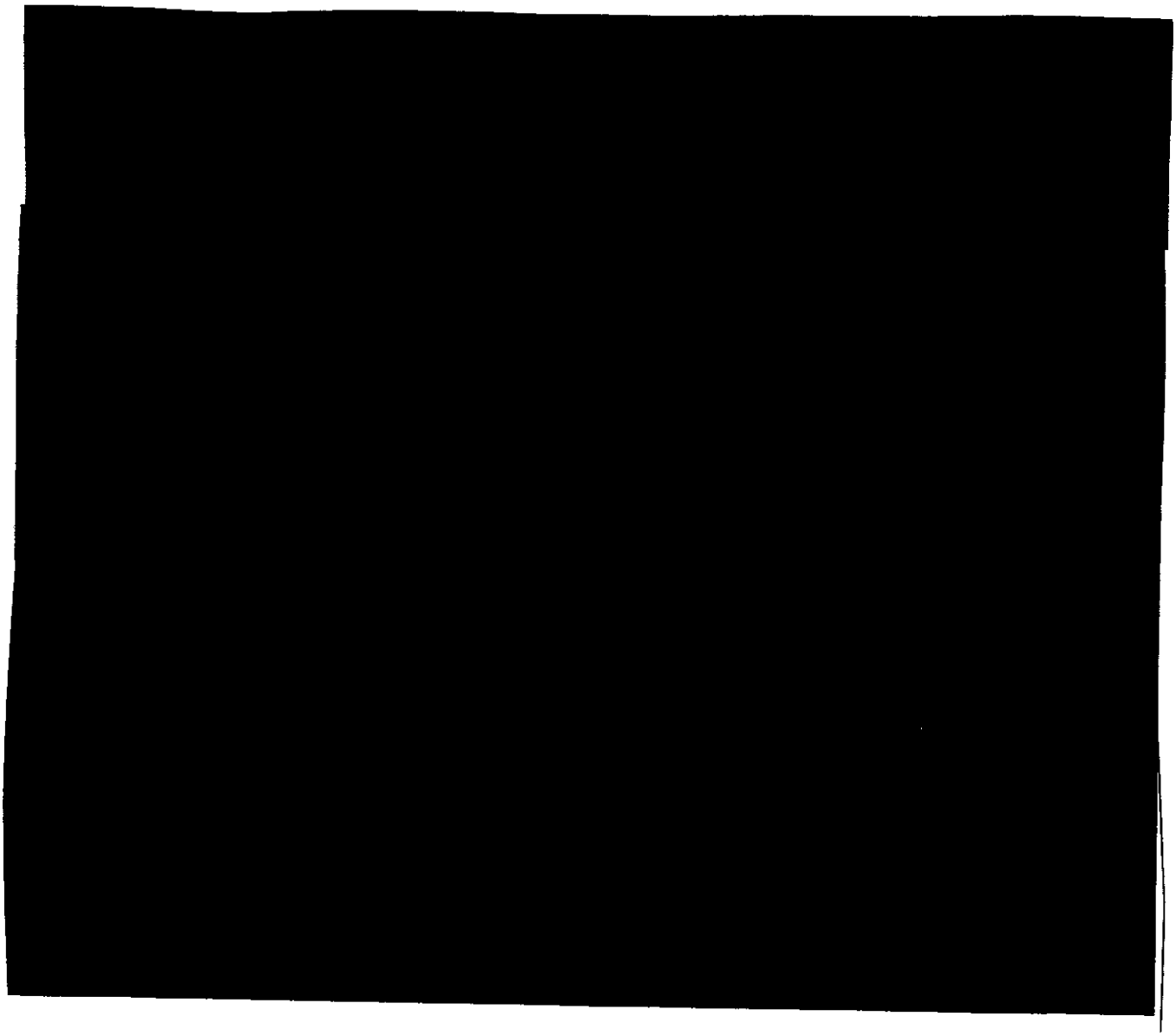

事　務　連　絡
平成23年11月22日

外務省　担当官　殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月16日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

[redacted]

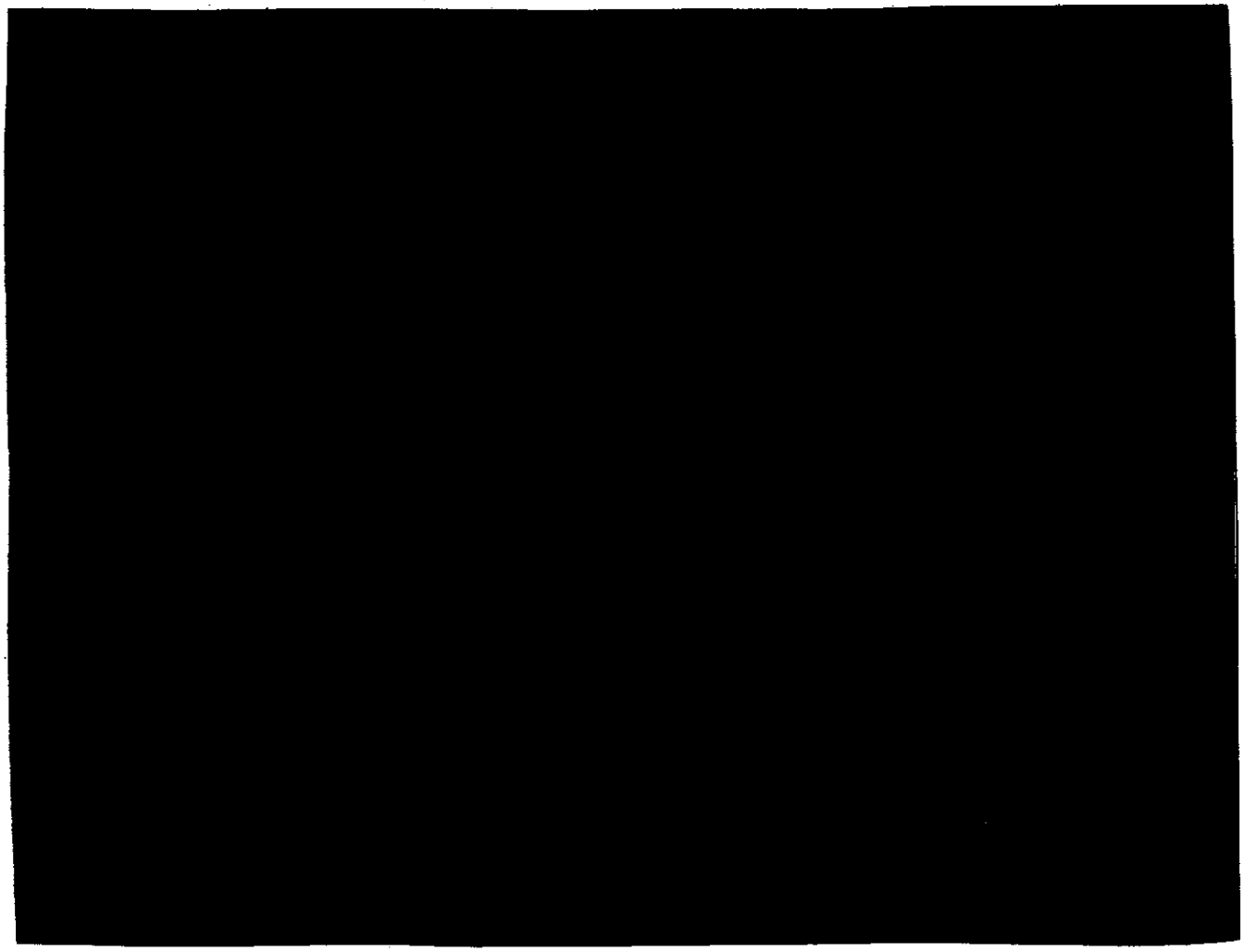

警察庁からの質問に対する回答

内調職員061（内閣情報調査室…

アクション

宛先: [redacted]

添付ファイル: (4) すべての添付ファイルをダウンロード
回答（送付版）補佐級 jtd (26 KB); 【別添資料】各国司法手続における秘密保護（補佐級）jts (21 KB) [Web ページとして開く]; 【別添資料】各国司法手続メモ（補佐級）jtd (36 KB); 回答（送付版）小野（警察庁）1 (4 jtd (29 KB)

2011年11月22日 20:39

警察庁警備局警備企画課 [redacted]様

いつもお世話になっております。秘密保全法案につきまして、先般よりご質問がございました件についての回答になります。

どうぞよろしくお願いします。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線:[redacted]）
E-Mail:[redacted]

メール

予定表

連絡先

タスク

[redacted]

2011/11/24

事　務　連　絡
平成23年11月22日

警察庁　担当官　殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月14日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

[redacted]

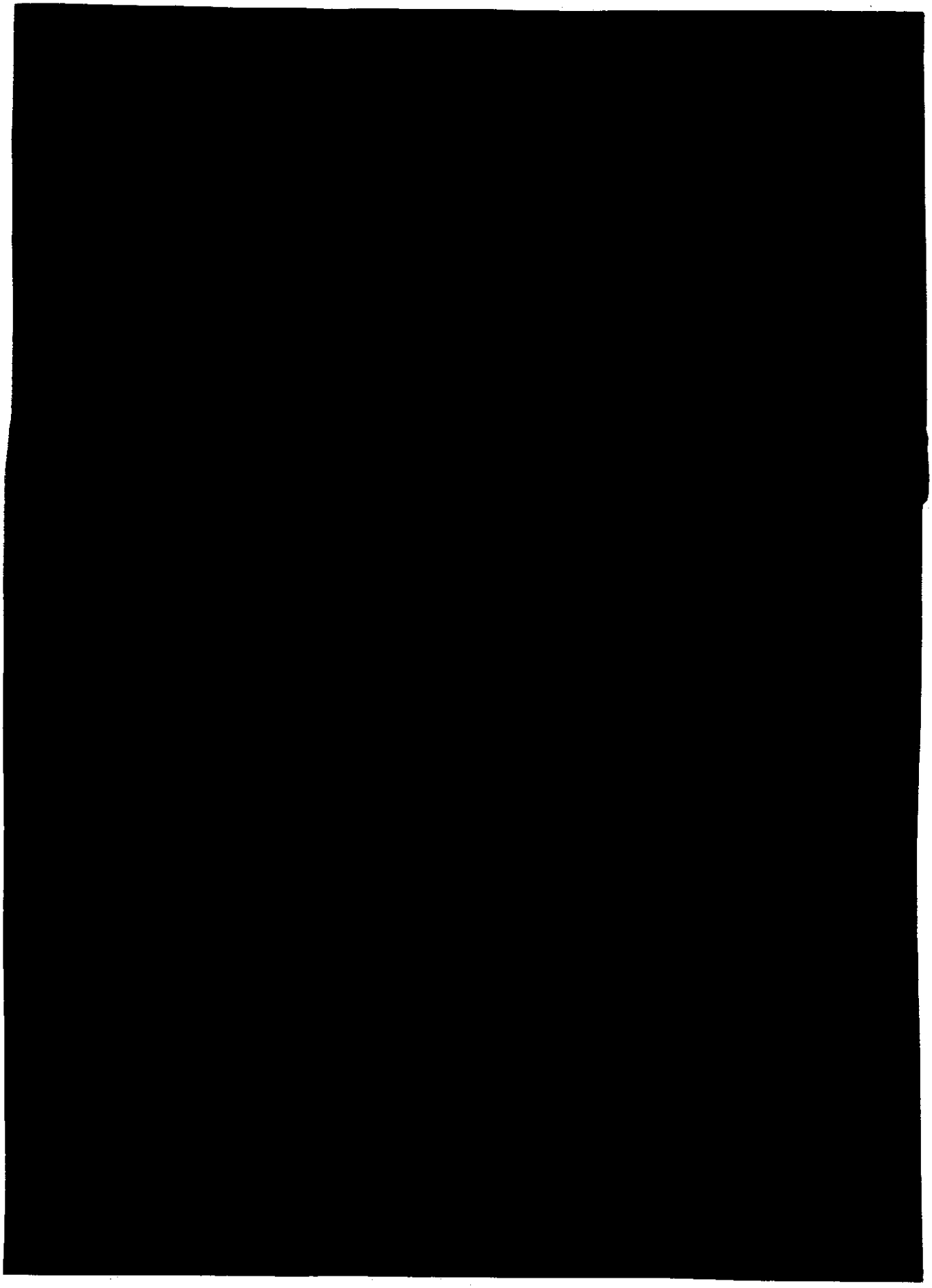

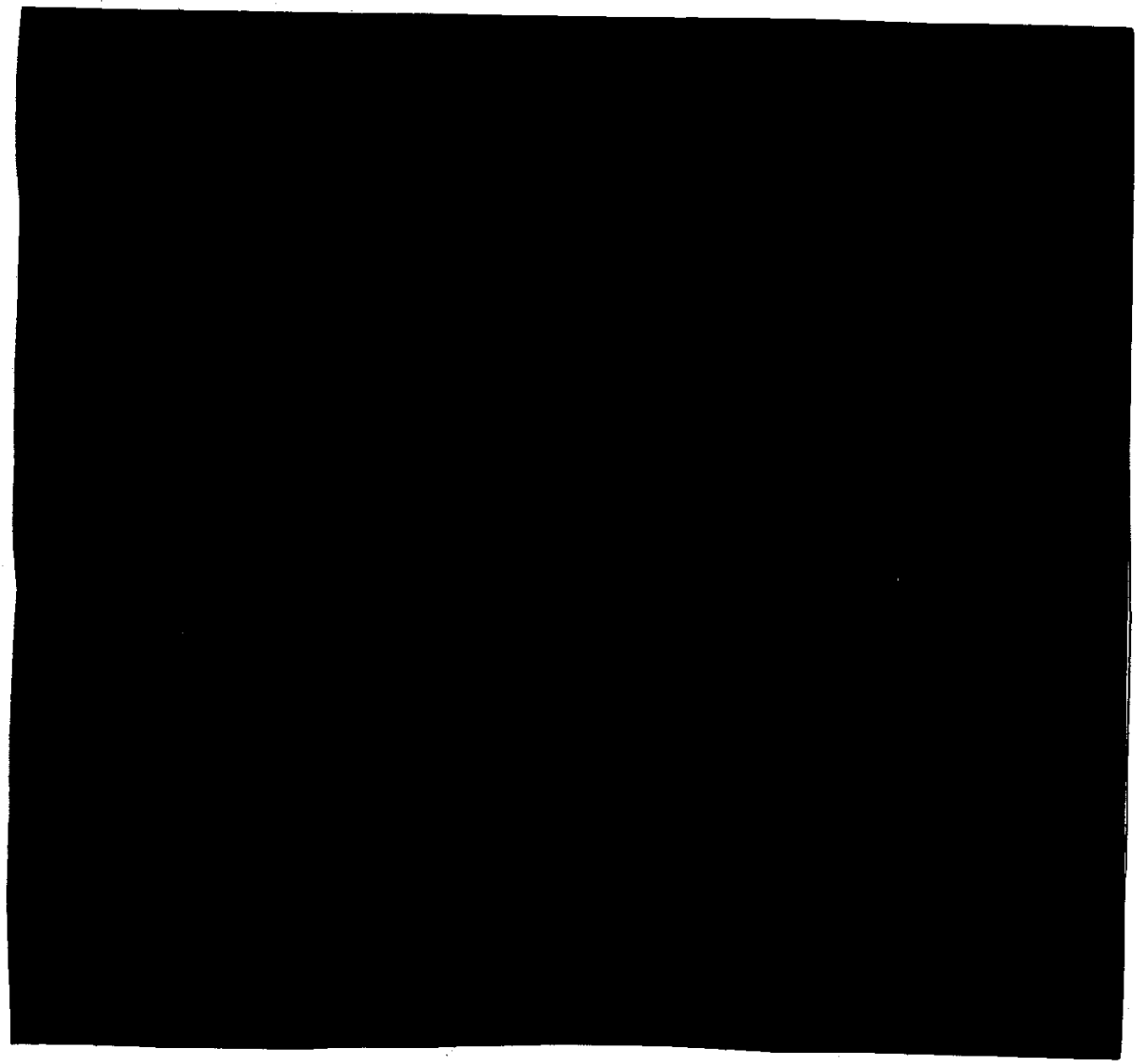

事　務　連　絡
平成23年11月22日

警察庁　担当官　殿

内閣情報調査室

補佐級説明会（11月4日）に対する質問について（回答）

標記について、貴庁からの11月14日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

[redacted]

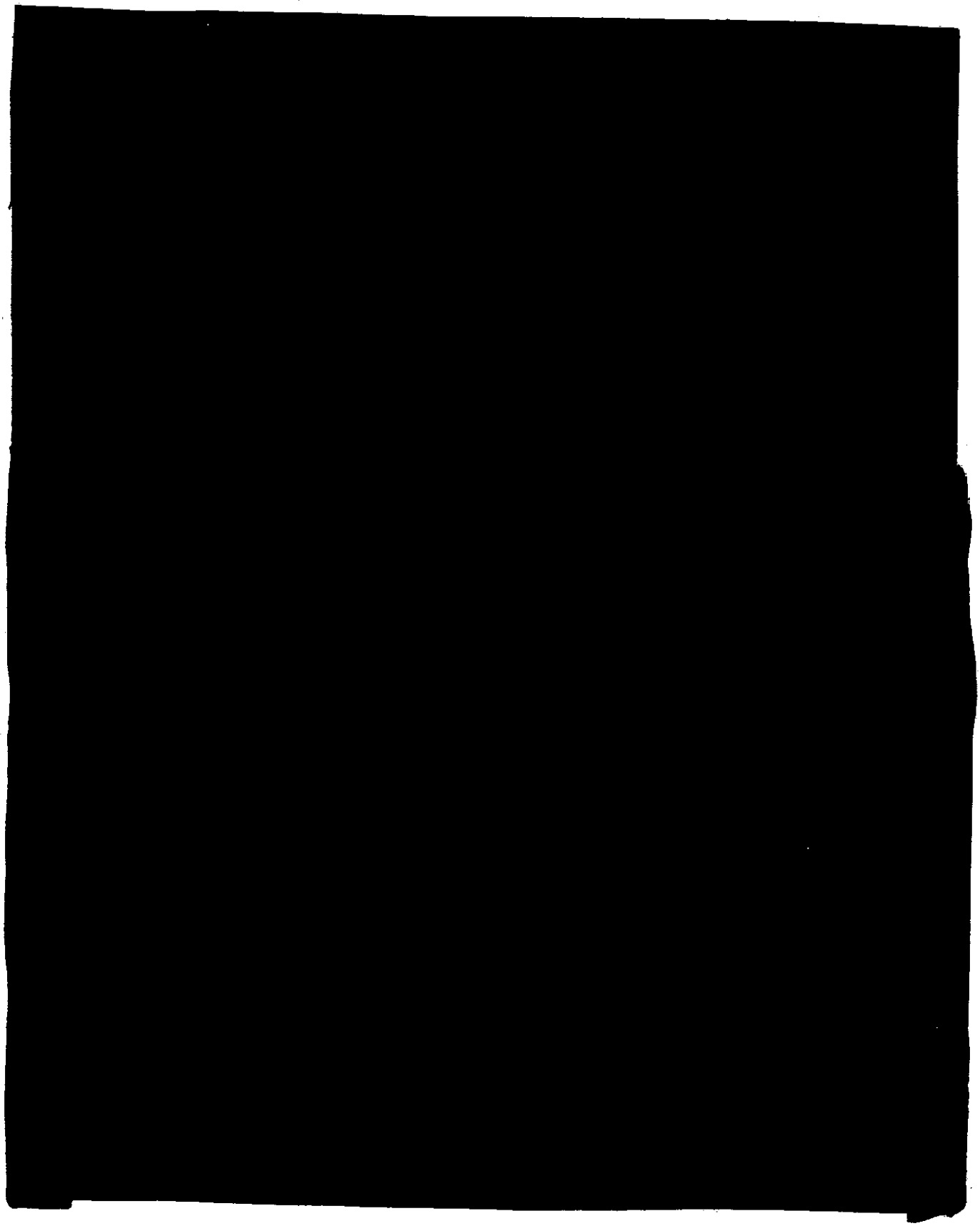

刑事司法手続における秘密の保護

取扱注意

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
完全公開類型 検察官：○（秘密知得） 裁判官：○（秘密知得） 弁護人：○（秘密知得） 傍聴人：○（秘密知得）	○ 秘密が広く流出した事案		○ 秘密が広く流出した事案		（法的にはあり得るが、実施例は聞かない）
公開停止類型 検察官：○（秘密知得） 裁判官：○（秘密知得） 弁護人：○（秘密知得） 傍聴人：×（秘密不知）	○ ・ Silent Witness Rule（書面等により秘密の内容を証拠提出するが、公判廷では呼称を使用するなどして秘密の内容を傍聴人に知られないようにする） ・ 公開停止も法的には可能だが、秘密漏洩事件への適用の可否は不明	○ ・ 証拠や文書が明らかになることが国家の安全を損ねるおそれのある場合には傍聴人を排除	○ ・ 裁判手続の一部非公開 ・ 証拠の朗読の省略 ・ 大きな声で朗読しない		△ ・ 公開停止（裁判官の全員一致で、公の秩序を害する虞があると決した場合） ただし、実施例は未把握。 ・ 不正競争防止法改正案（営業秘密侵害罪の公判において、書証等には秘密が記載されるも、呼称を使用するなどして営業秘密特定事項を傍聴人から秘匿）
インカメラ類型 検察官：○（秘密知得） 裁判官：○（秘密知得） 弁護人：×（秘密不知） 傍聴人：×（秘密不知）					
外形立証類型 検察官：○（秘密知得） 裁判官：×（秘密不知） 弁護人：×（秘密不知） 傍聴人：×（秘密不知）	○ ・ 文書の編集(redaction)や事実の代替(substitution)により、証拠から秘密内容を削除 ・ 起訴状には秘密の内容を曖昧に書く	△ ・ 秘密自体を立証せず、外形的事実を立証することで秘密漏洩事実を立証することも可能。ただし、実例はなさそう。			○ ・ いわゆる外形立証
（秘密保全徹底類型） 検察官：×（秘密不知） 裁判官：×（秘密不知） 弁護人：×（秘密不知） 傍聴人：×（秘密不知）				○ ・ 警察のみ秘密を把握 ・ 裁判では、国防秘密の漏えい等の外形的な事実のみを立証	
備考		・ 秘密漏洩事件である以上、被告人・弁護人は既に秘密を知っており、これらの者に秘密を隠す必要はないとの考えがある。	・ 一件記録は裁判所に提出される。弁護人はその全部を閲覧可能。	・ 根拠は公電のみ。	

秘密保護法違反事件の刑事司法手続における秘密保護制度

取扱注意

○ イギリス

[redacted]

・ 1989 年国家機密法違反の罪（ただし同法 8 条(1)(4)(5)を除く）に関する公判については、同法 11 条(4)により、1920 年国家機密法 8 条(4)を準用し、証拠や文書が明らかになることが国家の安全を損ねるおそれのある場合、検察官の申請により、公衆を除外して審理を行うことができる（いわゆるインカメラ手続）。ただし、判決言渡しは公開しなければならない。手続は刑事訴訟規則 16.10 による。

※ 1989 年国家機密法 11 条(4)

「1920 年国家機密法 8 条(4)（国の安全を理由とする傍聴人の排除）の規定は、同項が引用する犯罪が、本法の 8 条(1)、(4)及び(5)を除く規定を引用しているものとして、効力を有する。」

※ 1920 年国家機密法 8 条(4)

「裁判所が訴訟手続から傍聴人を排除できる既存の権限を害することなく、これに付加して、1911 年国家機密法又は本法上の罪を犯した者に対する訴訟手続又は上訴手続、あるいは 1911 年国家機密法又は本法上の軽罪ないし重罪を犯した被告人に対する公判手続において、検察官が、手続の過程における証拠の開示又は陳述が国の安全を害するとの理由で、傍聴人の全部又は一部が審問手続のいずれかの部分から排除されるべきとの申請をしたときは、裁判所はその旨の命令をすることができる。ただし、刑の言渡しは公開法廷でしなければならない。」

[redacted]

○　ドイツ　　取扱注意

[redacted]

※　ドイツ刑事訴訟法第96条

「当局又は公務員により公的に保管されているファイルその他の書面は、当該当局等の最高責任者が、当該ファイル又は文書の公表が連邦又はドイツ州の福祉にとって有害である旨を宣言した場合には、その提出又は交付を要求され得ない。第一文は、連邦議会議員若しくは州議会議員又は連邦若しくは州の議会の会派の職員が保管しているファイルその他の文書に関し、証言を許可する権限を有する部門が同様の宣言をした場合について準用する。」

[redacted]

※　ドイツ刑事訴訟法第172条

「裁判所は、以下の場合には、審問手続の全部又は一部につき傍聴人を排除することができる。

1　国の安全、公共の秩序又は公共のモラルが害されるおそれがある場合

1a　証人その他の者の生命、身体又は自由が害されるおそれがある場合

2　重要な事業、貿易、発明又は租税の秘密に言及があり、公開の場で討論すれば保護に値する最も重要な利益が害される場合

3　私的な秘密が問題となっているところ、証人又は鑑定人によるその無権限の開示が犯罪を構成する場合

4　18歳未満の者が尋問される場合」

※　ドイツ刑事訴訟法第171b条

「(1)　手続の参加者、証人又は不法行為（刑法第5番11条(1)）の被害者の私的な事情に言及がある場合であって、その公開の場での議論が保護に値する利益を害する場合には、傍聴人を排除することができる。ただし、かかる事実の公開での議論を優先すべき利益がある場合を除く。私的な事情に影響を受ける当事者が審問手続における傍聴人の排除に異議を述べる場合には本項は適用されない。

(2)　(1)の第一文に規定する前提条件が存在し、私的な事情に影響を受ける当事者が請求した場合には、傍聴人は排除される。

(3)　(1)又は(2)に基づく決定には異議申立てができない。」

[redacted]

○ フランス

取扱注意

[redacted]

○ アメリカ

[redacted]

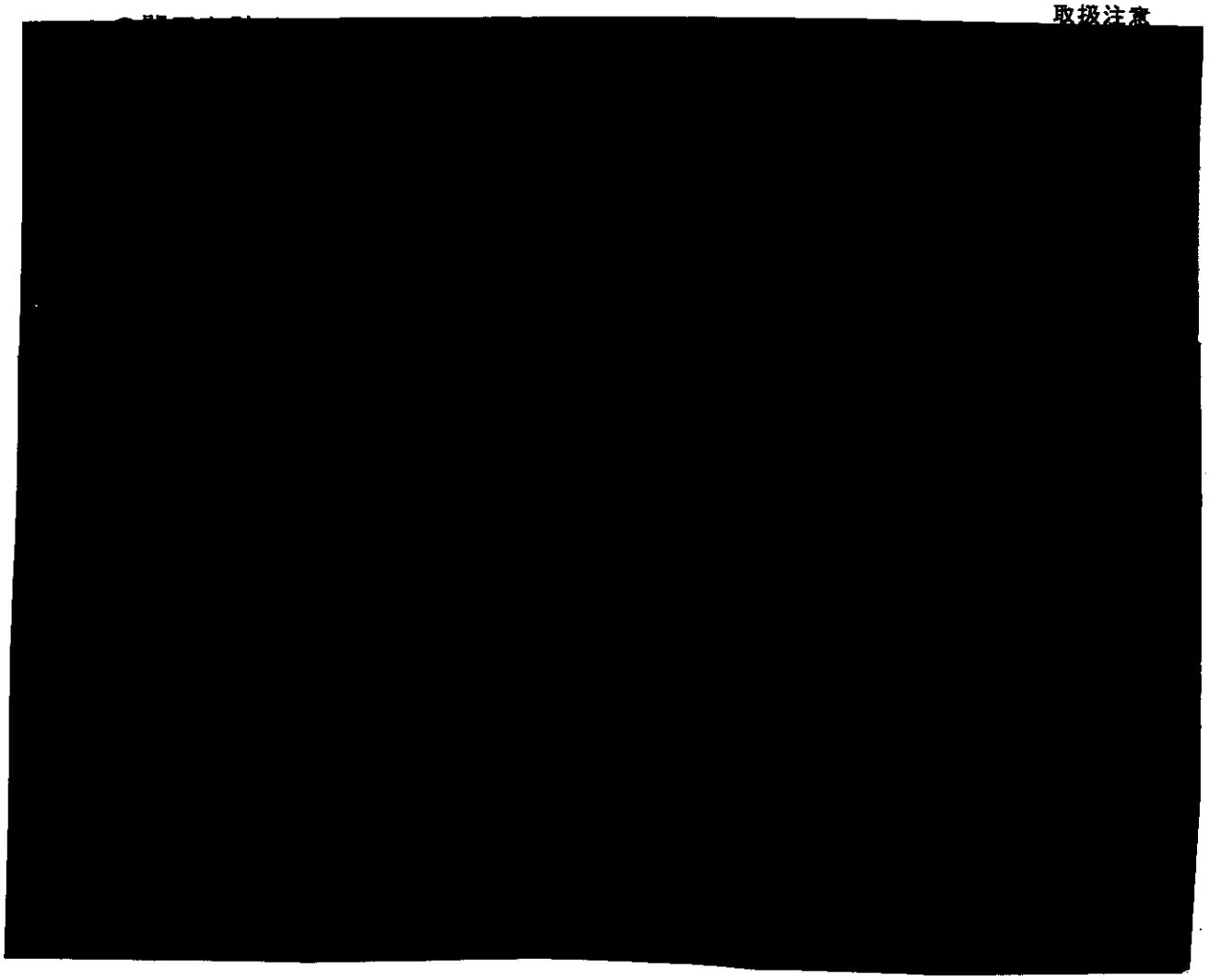

「　連邦議会は、秘密情報を開示するかそれとも起訴を断念するかというジレンマを解消し、また迅速な裁判を保障することで被告人の利益をはかるという目的で、一九八〇年秘密指定情報訴訟手続法(Classified Information Procedure Act)を成立させ、従来の原則に若干の修正を加えている。この法律の概要は、次のとおりである。

刑事裁判における被告人が、自己の弁護のため秘密指定情報を開示することになると予測する場合には、事前に検察官と裁判所に対して文書による告知をしなければならない。この告知を怠った場合、裁判所はその開示を阻止し、又はそれに関係する立証を禁止することができる(五条(a)(b)項)。この告知があった場合、政府側は当該秘密情報の利用の可否を決定する審理を裁判所に求めることができ、その場合、秘密指定情報そのものを提出するかわりにサマリーを提出することが認められる。この審理は非公開(in camera)で行われ、政府側の申立てが拒否された場合であっても、当該情報の開示が合衆国の安全にとって identifiable な損害を生じるとの司法長官の宣誓供述書が提出された場合には、裁判所は被告人に開示禁止を命じる。ただし、被告人が開示を阻止された場合は、正義に反すると裁判所が決定する場合を除き、起訴を却下するものとする(六条(a)、(c)-(e)項)。秘

密指定情報の開示を認める旨の決定に対しては、政府側に中間訴訟(interlocutory appeal)の提起が許され、その場合、本案の審理は停止される（七条)。」（右崎正博「アメリカの国家秘密保護法制・上」法律時報 59 巻 5 号 49 頁以下(昭和 62 年)）

※　このほか、秘密指定情報訴訟手続法には以下のような規定がある。

・　裁判所は、検察官が被告人に開示した証拠の第三者への開示を禁ずる保護命令(protective order)を発することができる（3 条)。

・　裁判所は、検察官が十分な理由を示す場合には、検察官から被告人への開示証拠から秘密情報の特定の事項を消去すること、秘密文書の情報の抄録を代わりに開示すること、又は当該秘密情報により立証しようとする事実の存在を認める文書を代わりに開示することを認めることができる（4 条)。

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２３年１１月２５日

１　条文案等

○　条文素案

○　読替表

○　「[redacted]」に係る条文イメージ

２　論点ペーパー（内調内検討済み・他省庁協議未了）

○　他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）

＊法制局にいったん提出後、同局参事官の指摘を受けて修正したもの

３　二部長説明時資料

○　件名・要旨（現時点で検討中のもの）

○　一枚紙「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）」

○　論点ペーパー「秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について（案）」

※　その他候補として考えられる論点ペーパー

○　刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（１１月２日持込み資料）

○　（適性評価関係）＊別紙リストのとおり

○　（別表関係）

（別　紙）

二部長説明時資料として考えられる論点ペーパーリスト（適性評価関係）

◎：必要と考えられるもの
○：必ずしも必要とは考えられないもの

◎　適性評価制度の法制化について
○　「適性」という語を用いることについて
◎　適性評価の対象外とする者について
◎　実施権者について
○　行政機関の長等が自らの適性を評価する制度設計の合理性について
◎　特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について
◎　調査事項について
○　公私の団体への照会について
◎　同意の取得について
◎　結果の通知について
○　[redacted]
○　適性評価の見直し時期について
○　適性評価の実施以外の目的での個人情報の利用・提供の制限について
◎　適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について
◎　適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
◎　適性評価と法の下の平等との関係について

11/11/25

[redacted]

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

11/11/25

[redacted]

11/11/25

[redacted]

11/11/25

[redacted]

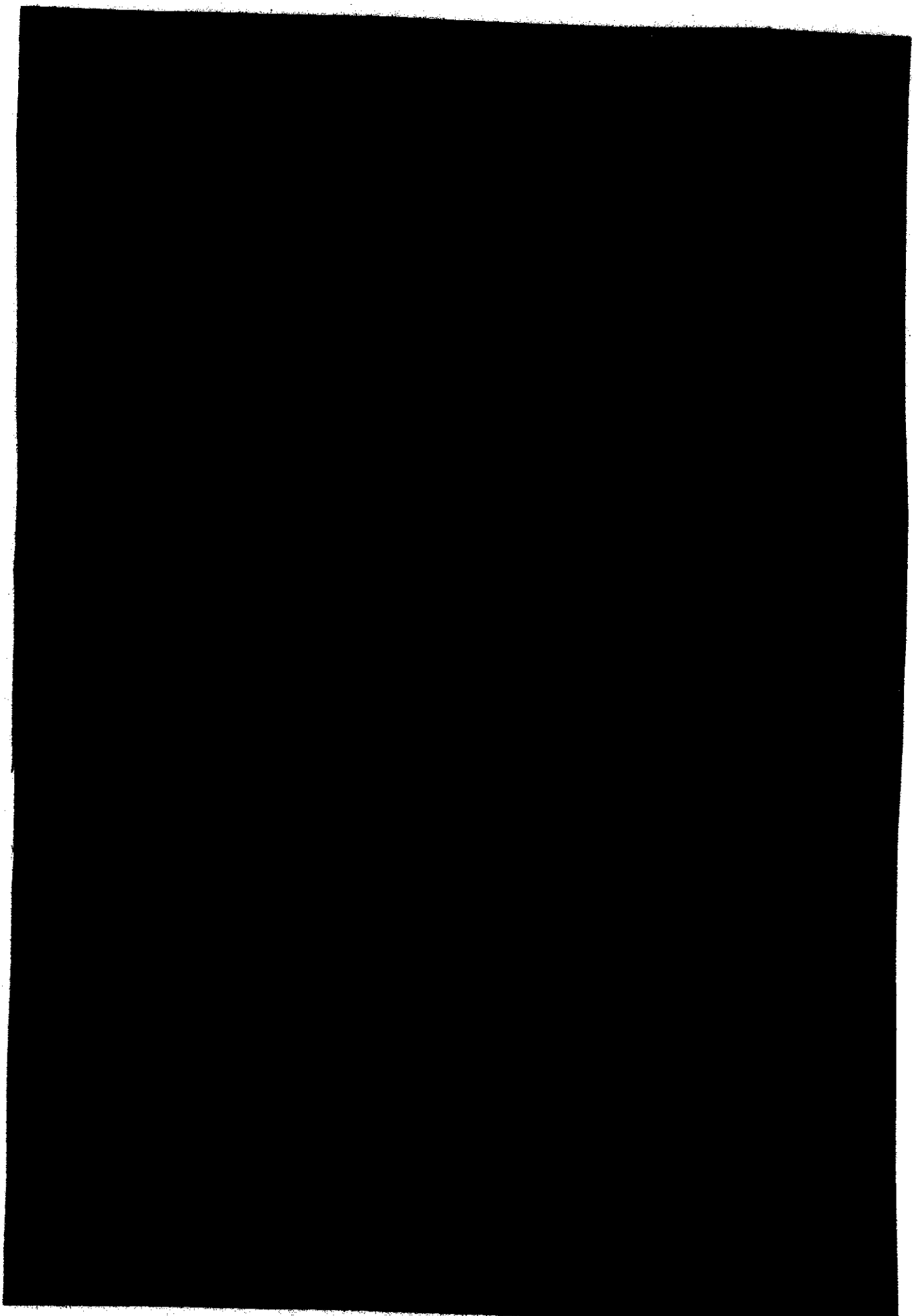

11/11/25

[redacted]

[redacted]

11/11/25

[redacted]

11/11/25

[redacted]

[redacted]

11/11/25

[redacted]

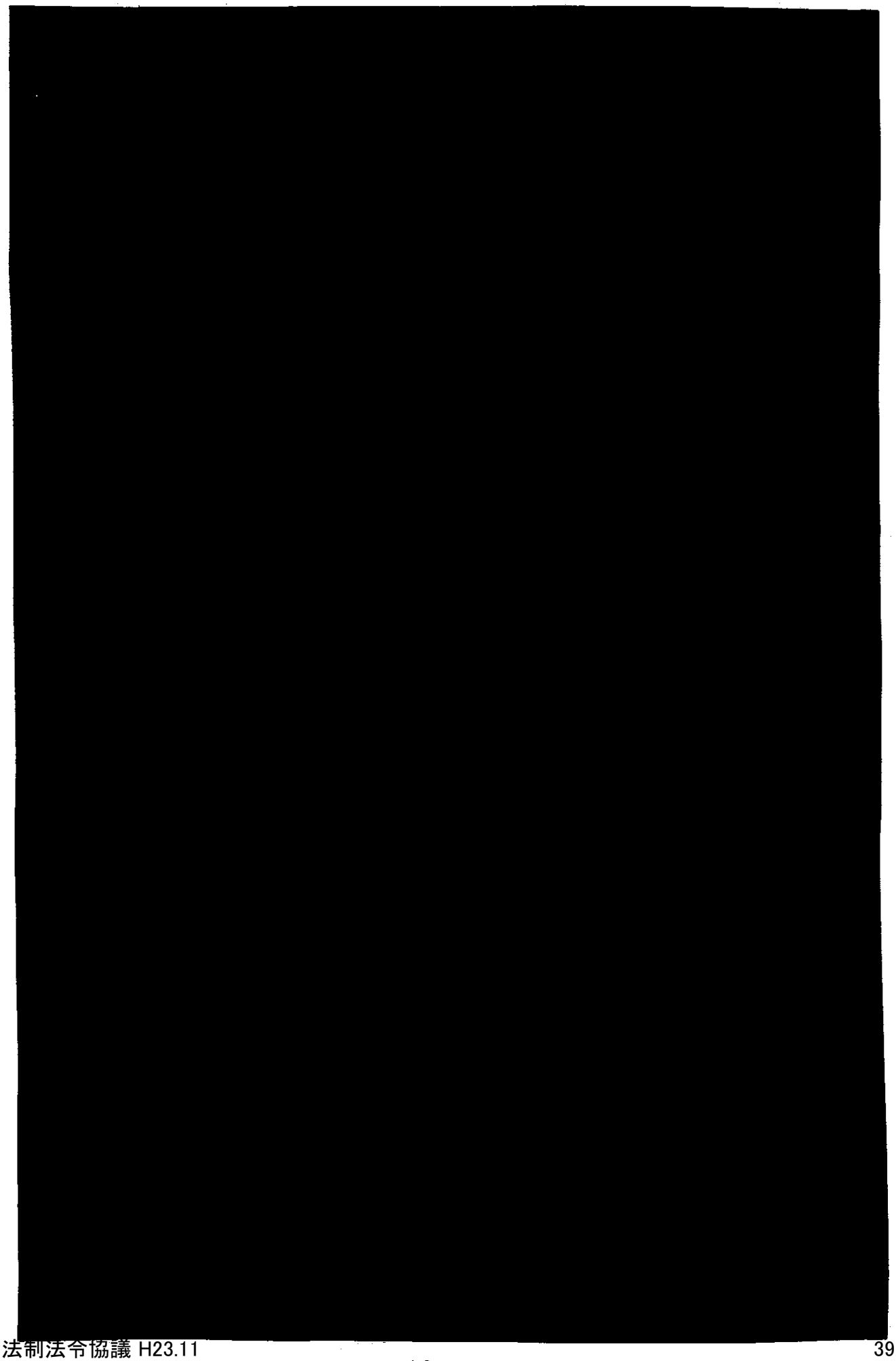

11/11/25

[redacted]

11/11/25

[redacted]

11/11/25

[redacted]

11/11/25



[redacted]適性評価

[redacted]（読替え前）

[redacted]

[redacted]（読替え後）

[redacted]

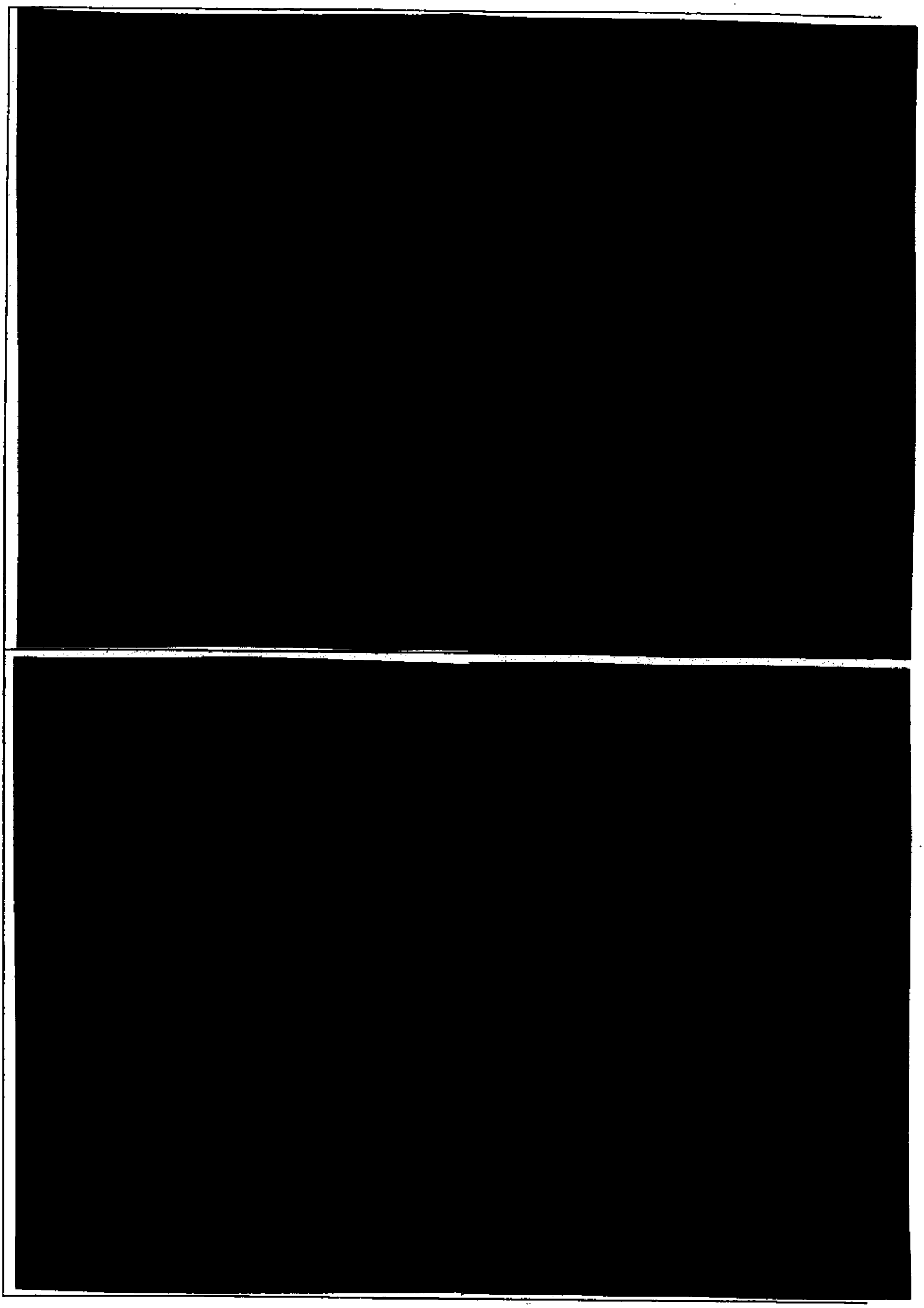

[redacted]適性評価

[redacted]（読替え前）

[redacted]

[redacted]（読替え後）

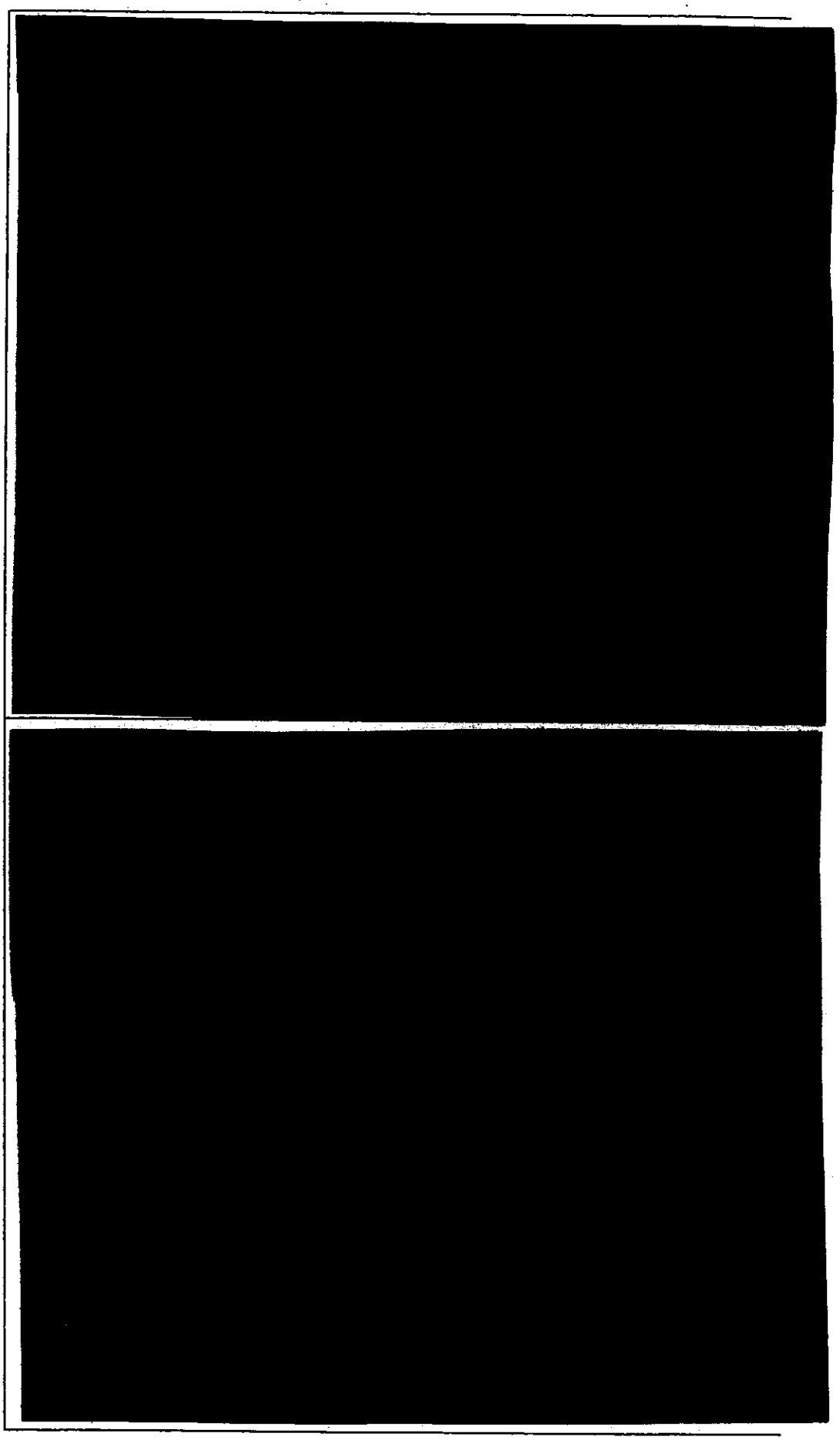

11/11/25 内調内検討済み

「[redacted]」に係る条文イメージ

[redacted]

11/11/25 内調内検討済み

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

11/11/25 内調内検討済み

[redacted]

11/11/25 内調内検討済み

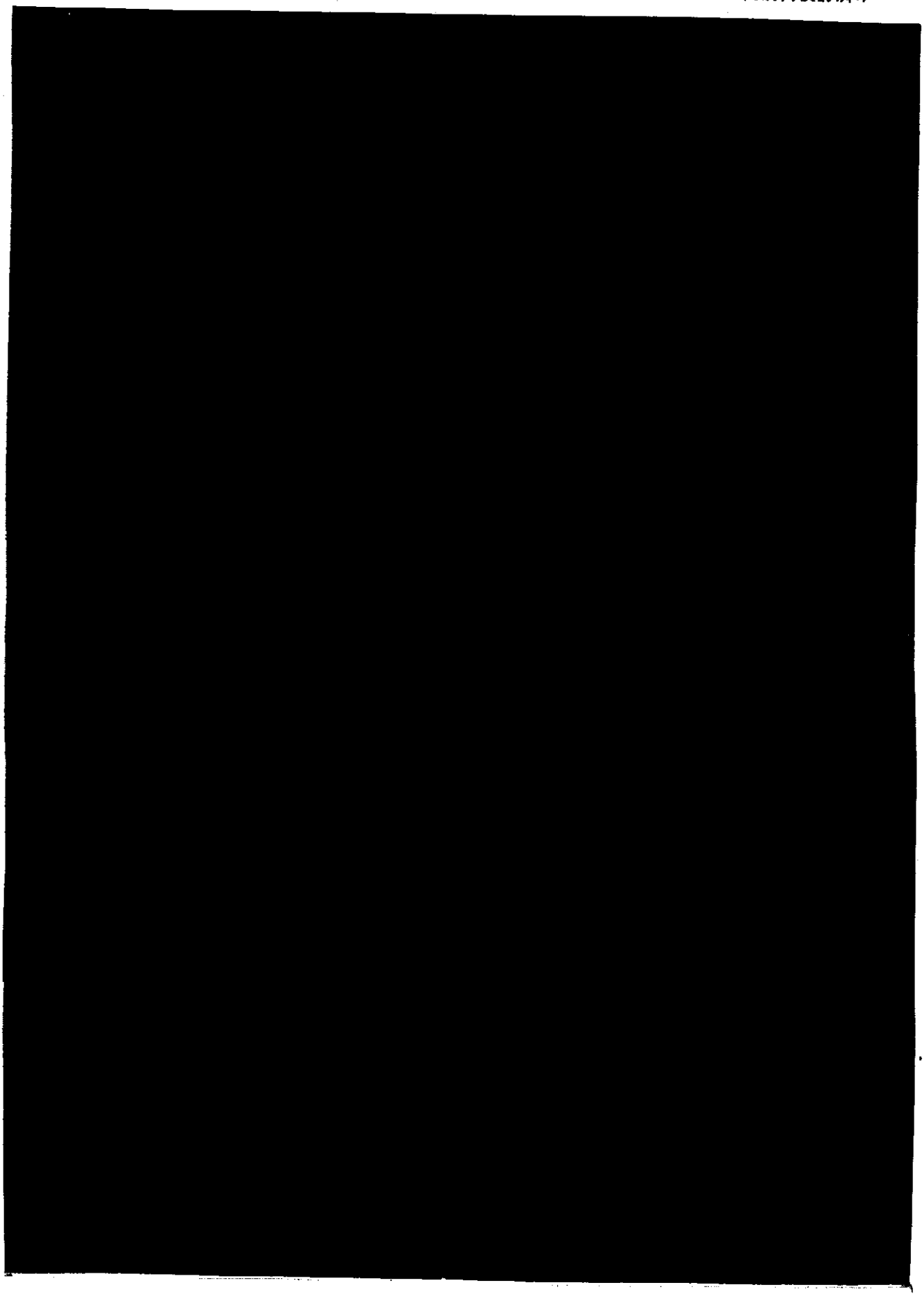

11/11/25 内閣内検討済み

[redacted]

11/11/25 内調内検討済み

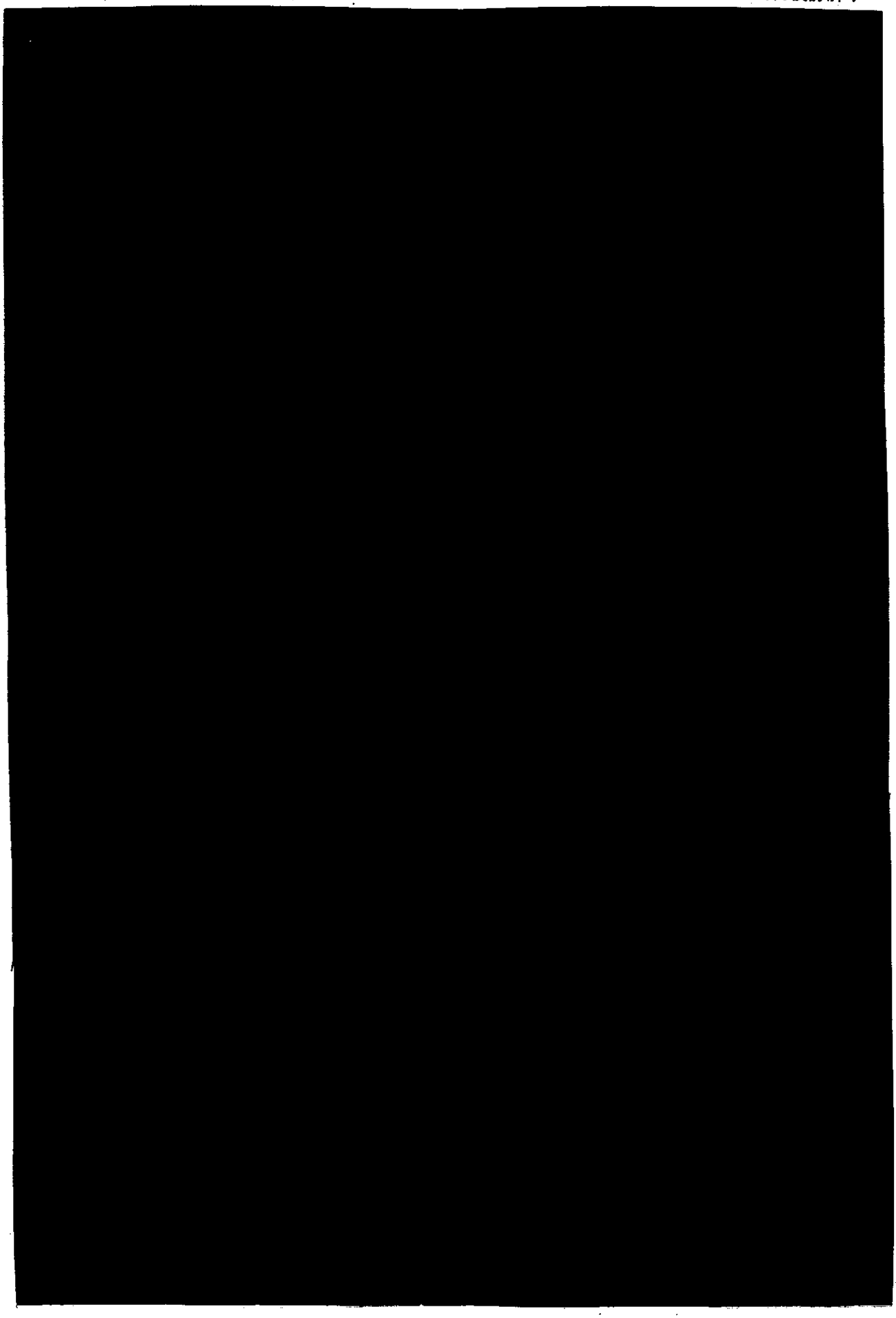

11/11/25 内調内検討済み

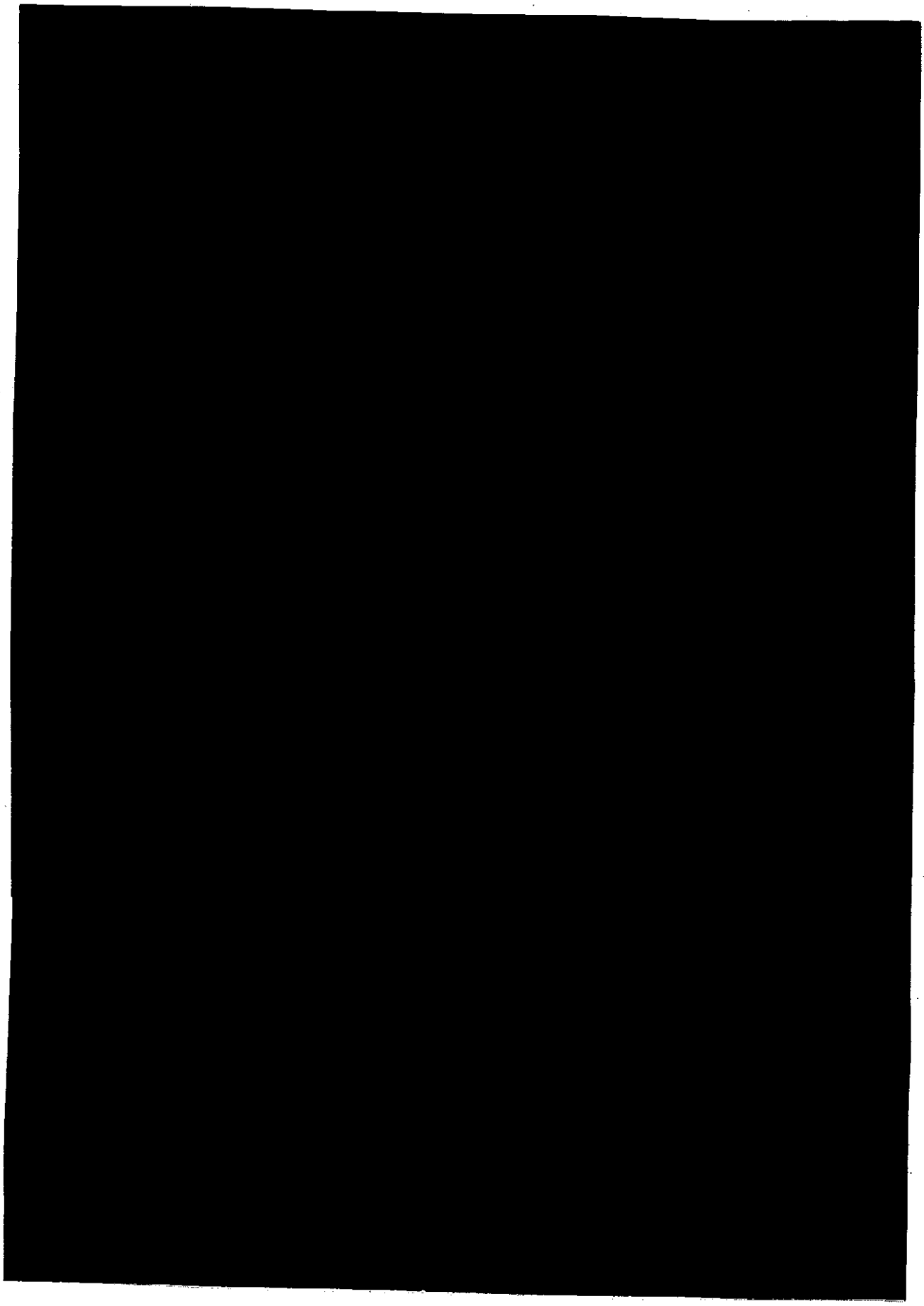

11/11/25 内調内検討済み

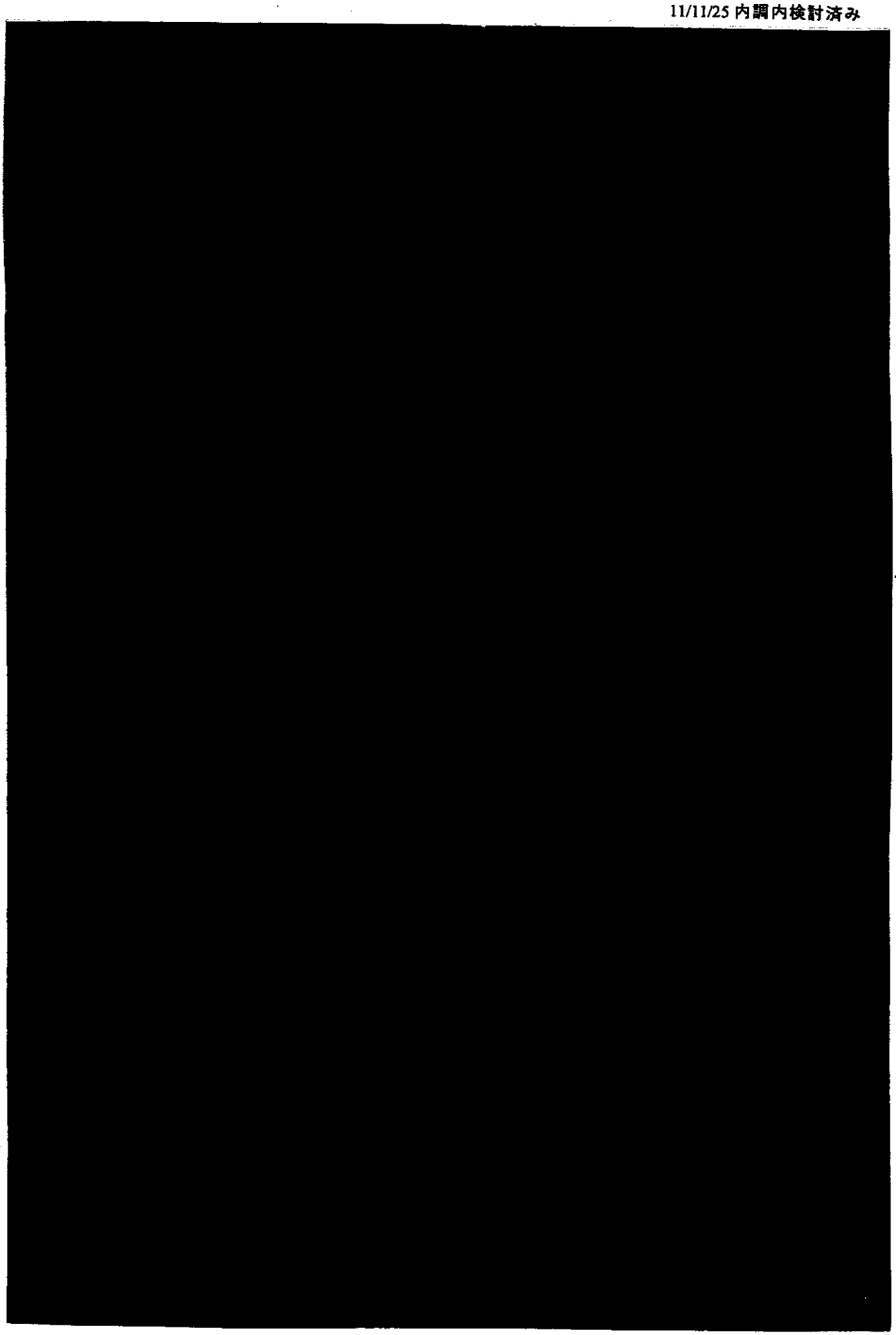

11/11/25 内調内検討済み

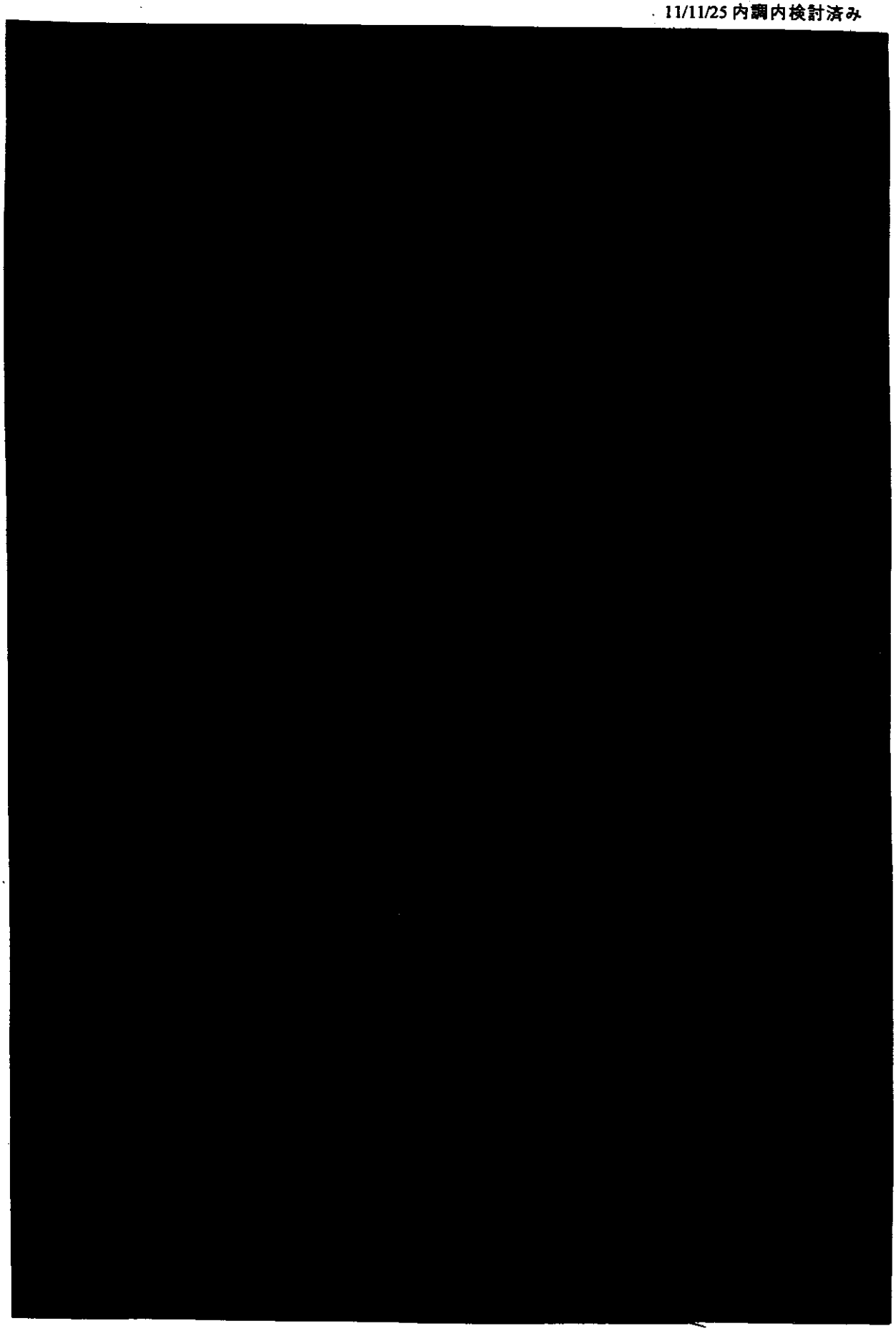

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

第１　骨子

[redacted]

第２　留意事項

[redacted]

（現時点で検討中のもの）

様式１

次期通常国会提出予定法案

内閣官房　　総計　件（うち※　件、その他　件）

予算関連	件　名	要　旨	備　考
	特別秘密の保護に関する法律（仮称）	我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。	

（注）１　検討中のものは、紙を別にし、表題にその旨を記載

２　備考欄には、次の事項に該当がある場合に記載

・日切れ、日切れ扱い、期限切れの場合は、その旨（期限切れはその時期も記載）
・補正予算関連又は条約関連の場合は、その旨
・一括審議希望の場合は、該当法案を括弧でくくり、一括審議希望と記載
・共同提出の府省がある場合は、○○府省と共同提出と記載
・参議院先議を希望する場合は、その旨
・条約については、署名済、採択済、交渉中等の別

３　予算関連法案については、「予算関連法案」の欄に※を記載してください。

11/11/25 内調内検討済み

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について（案）

[redacted]

11/11/25 内調内検討済み

[redacted]

11/11/25 内調内検討済み

[redacted]

11/11/25 内調内検討済み

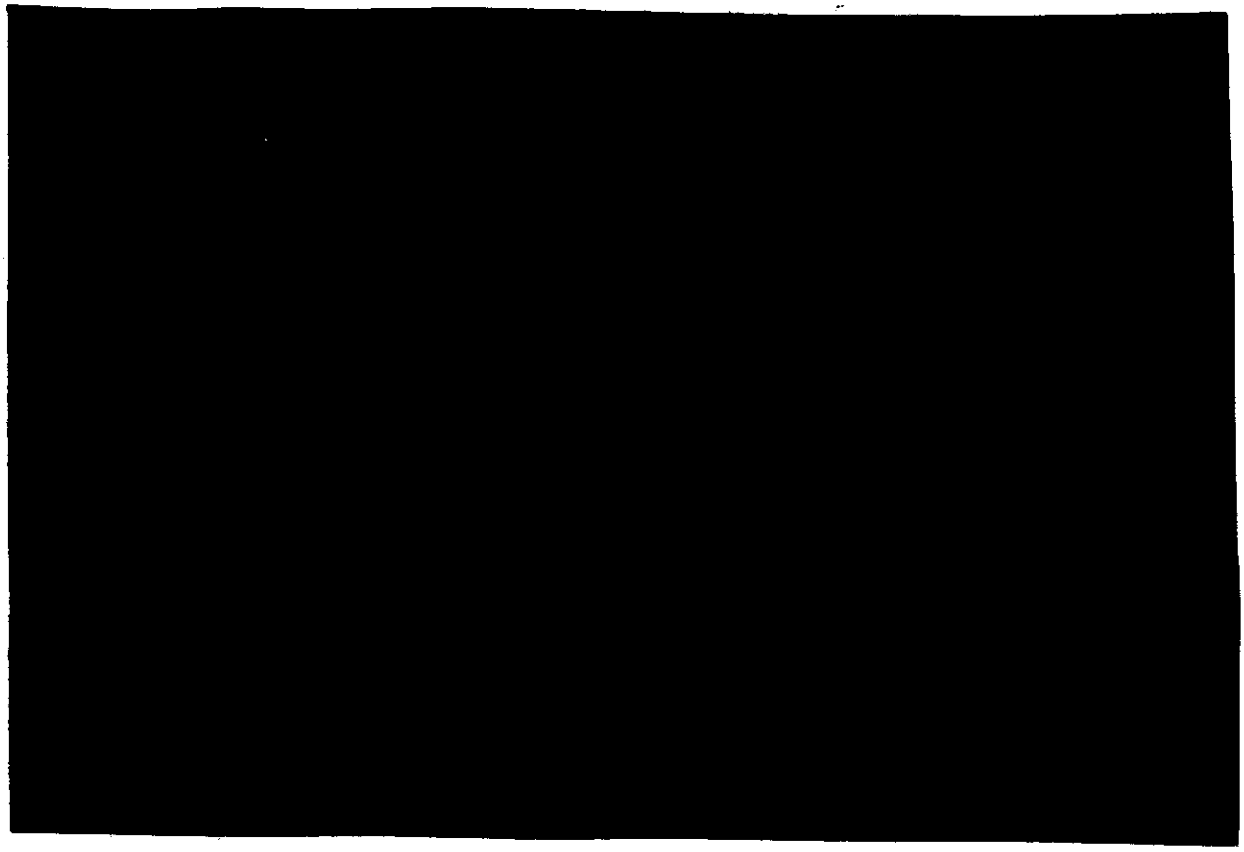

【別紙１】主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの	○ 自衛隊法違反 （懲役10か月） ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	○ ＭＤＡ秘密保護法違反 （起訴猶予処分）
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪 （起訴猶予処分）
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官３名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	○ ＭＤＡ秘密保護法違反 （２年６か月猶予４年） ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	○ 国家公務員法違反 収賄 （起訴猶予処分） ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	○ 国家公務員法違反 （起訴猶予処分） ○ 停職12か月 （辞職）
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

【別紙２】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成 23 年７月	・　国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのＩＤ及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計 886 名分の個人情報が流出したおそれがある。 ・　衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 ・　防衛大臣（当時）を含む参議院議員７人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 ・　総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成 23 年８月	・　三菱重工業の約 80 台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10 月 24 日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 ・　防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成 23 年９月	・　ＩＨＩ、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 ・　９月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター１台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成 23 年 10 月	・　複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 ・　国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、ＩＤとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時:　2011年11月25日 18:03
宛先:　高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)
添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (93 KB)

内閣官房副長官補室（内政）　高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第６回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
　第４回：　１１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
　第５回：　１１月１８日に法制局に資料持込み、１１月２１日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月25日 18:04
宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)
添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (94 KB)

内閣官房副長官補室（外政） 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第６回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回： ９月１５日に法制局に資料持込み、 ９月２０日に法制局との協議
第２回： １０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回： １１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
第４回： １１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
第５回： １１月１８日に法制局に資料持込み、１１月２１日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 （内線 [redacted]）
[redacted] （直通）
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時:　2011年11月25日 18:04
宛先:　丸山 洋平(安危本室)
添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (94 KB)

内閣官房副長官補室（安危）　丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第６回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
　第４回：　１１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
　第５回：　１１月１８日に法制局に資料持込み、１１月２１日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted]　(直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時:　2011年11月25日 18:05
宛先:
添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (94 KB)

警察庁警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第６回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
　第４回：　１１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
　第５回：　１１月１８日に法制局に資料持込み、１１月２１日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線[redacted])
[redacted]　(直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月25日 18:06
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (94 KB)

法務省　刑事局公安課　角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第６回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
　第４回：　１１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
　第５回：　１１月１８日に法制局に資料持込み、１１月２１日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線[redacted]
[redacted]　(直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月25日 18:05
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (94 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室　[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第６回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
　第４回：　１１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
　第５回：　１１月１８日に法制局に資料持込み、１１月２１日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月25日 18:07
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (94 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第６回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回： ９月１５日に法制局に資料持込み、 ９月２０日に法制局との協議
第２回： １０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回： １１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
第４回： １１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
第５回： １１月１８日に法制局に資料持込み、１１月２１日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 （内線 [redacted]）
[redacted] （直通）
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月25日 18:07
宛先: [redacted]
添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (89 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第６回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
第４回：　１１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
第５回：　１１月１８日に法制局に資料持込み、１１月２１日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線[redacted])
[redacted]　(直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時:　2011年11月25日 18:08
宛先:
添付ファイル:防衛省送付資料.ZIP (94 KB)

防衛省　防衛政策局調査課　様、　様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第６回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
　第４回：　１１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
　第５回：　１１月１８日に法制局に資料持込み、１１月２１日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel　03-5253-2111　(内線
　　(直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時:　2011年11月25日 18:08
宛先:
添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (94 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第６回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
　第４回：　１１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
　第５回：　１１月１８日に法制局に資料持込み、１１月２１日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
Tel　03-5253-2111　（内線
（直通）
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月25日 18:09
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (94 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第６回）を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、
　第１回：　９月１５日に法制局に資料持込み、　９月２０日に法制局との協議
　第２回：　１０月１３日に法制局に資料持込み、１０月１８日に法制局との協議
　第３回：　１１月２日に法制局に資料持込み、１１月７、８日に法制局との協議
　第４回：　１１月１１日に法制局に資料持込み、１１月１５日に法制局との協議
　第５回：　１１月１８日に法制局に資料持込み、１１月２１日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【質問】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

[redacted]

送信日時: 2011年11月28日 14:36
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 111128質問.jtd (25 KB)

内調
[redacted] 様

お世話になっております。
警察庁の[redacted]です。

標記について、添付のとおり意見を提出致しますので、よろしくお取り計らい下さい。

[redacted] 拝

【質問】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第5回）

[redacted]

送信日時:　2011年11月28日 14:45
宛先:　内調職員107（内閣情報調査室）
添付ファイル: 111128質問.jtd (25 KB)

内調
[redacted] 様

お世話になっております。
警察庁の[redacted]です。

先ほどお送り致しました質問に一部訂正箇所がございましたので、訂正版をお送り致します。

[redacted] 拝

内閣情報調査室担当官　殿

事　務　連　絡
平成23年11月28日
警　　察　　庁

第５回法制局持ち込み資料に係る特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について

標記について、下記のとおり質問を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。なお、第７条関係については質問・意見の提出を留保することを申し添えます。

記

[redacted]

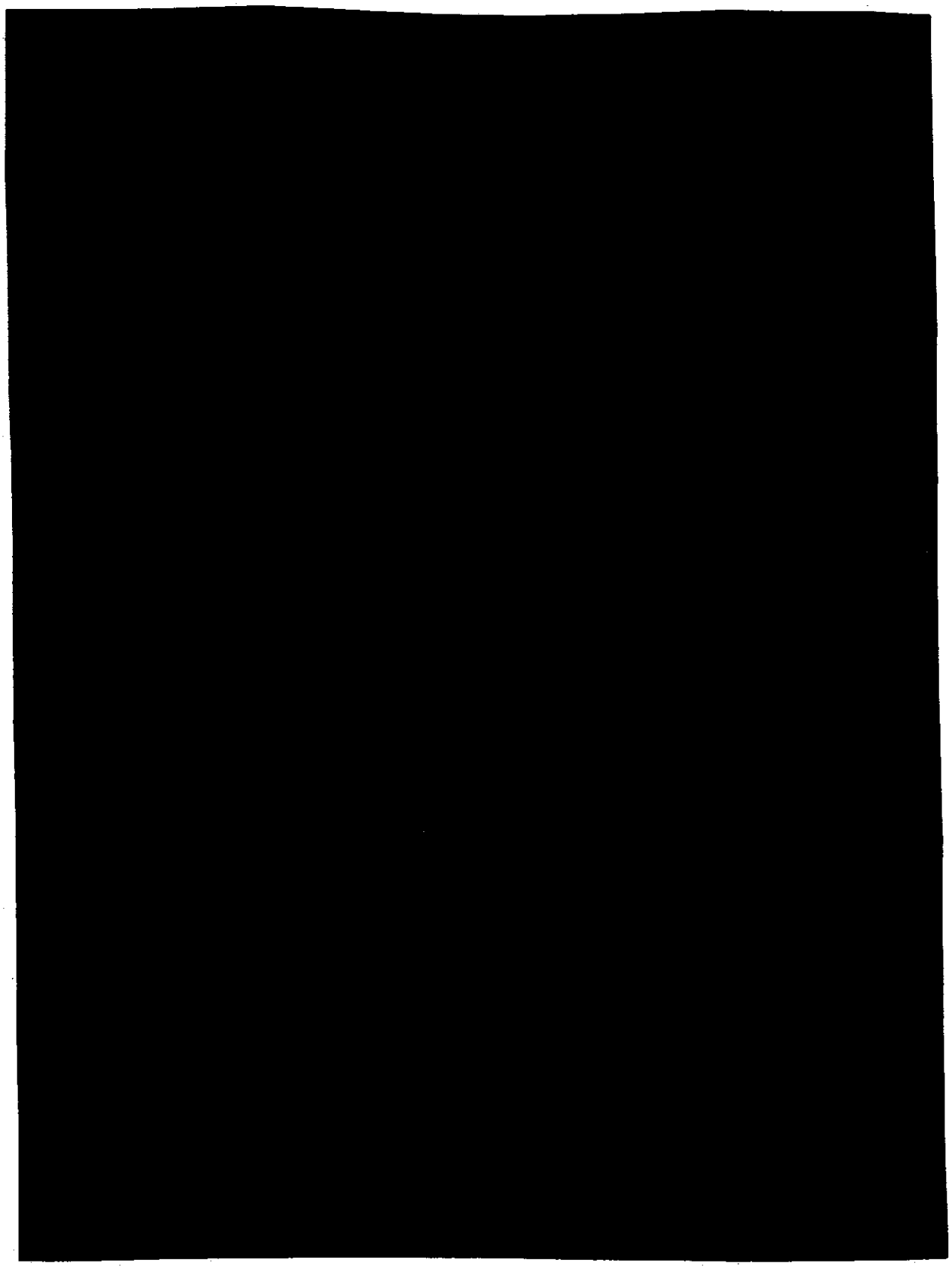

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２３年１１月３０日

１　条文案等
- ○　条文素案
- ○　読替表
- ○　適性評価調査票（イメージ）

２　論点ペーパー（内調内検討済み・他省庁協議未了）
- ○　他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）

＊法制局にいったん提出後、同局参事官の指摘を受けて修正したもの

３　二部長説明時資料としての論点ペーパー（案）※一覧は別紙リストのとおり

(1)　人的管理に関するもの
- ○　適性評価制度の法制化について
- ○　適性評価の対象外とする者について
- ○　実施権者について
- ○　特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について
- ○　調査事項について
- ○　結果の通知について
- ○ [redacted]
- ○　適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について
- ○　適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
- ○　適性評価と法の下の平等との関係について

(2)　それ以外のもの
- ○　秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について
- ○ [redacted]
- ○　指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について
- ○　漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について*

＊法制局に初めて提出するもの

４　参考資料等
- ○　内閣法の一部改正について（メモ）
- ○　現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

（別　紙）

二部長説明時資料として用いる論点ペーパーリスト

1　総論

○　秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について
○　[redacted]

2　人的管理に関するもの

○　適性評価制度の法制化について
○　適性評価の対象外とする者について
○　実施権者について
○　特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について
○　調査事項について
○　同意の取得について
○　結果の通知について
○　[redacted]
○　適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について
○　適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
○　適性評価と法の下の平等との関係について

3　秘密の指定に関するもの

○　指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について

4　罰則に関するもの

○　刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について
○　漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について

[redacted]

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

[redacted]

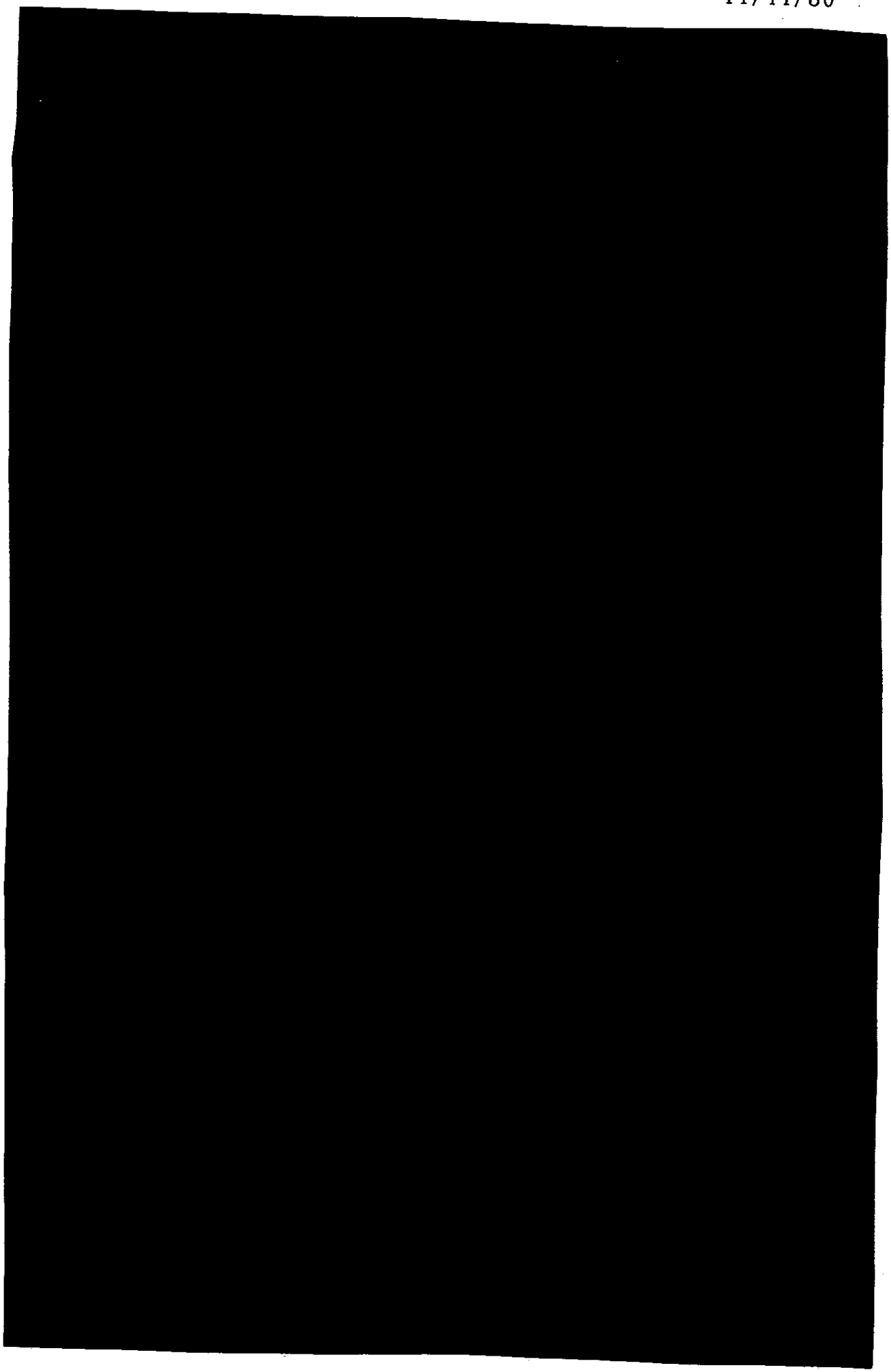

11/11/30

[redacted]

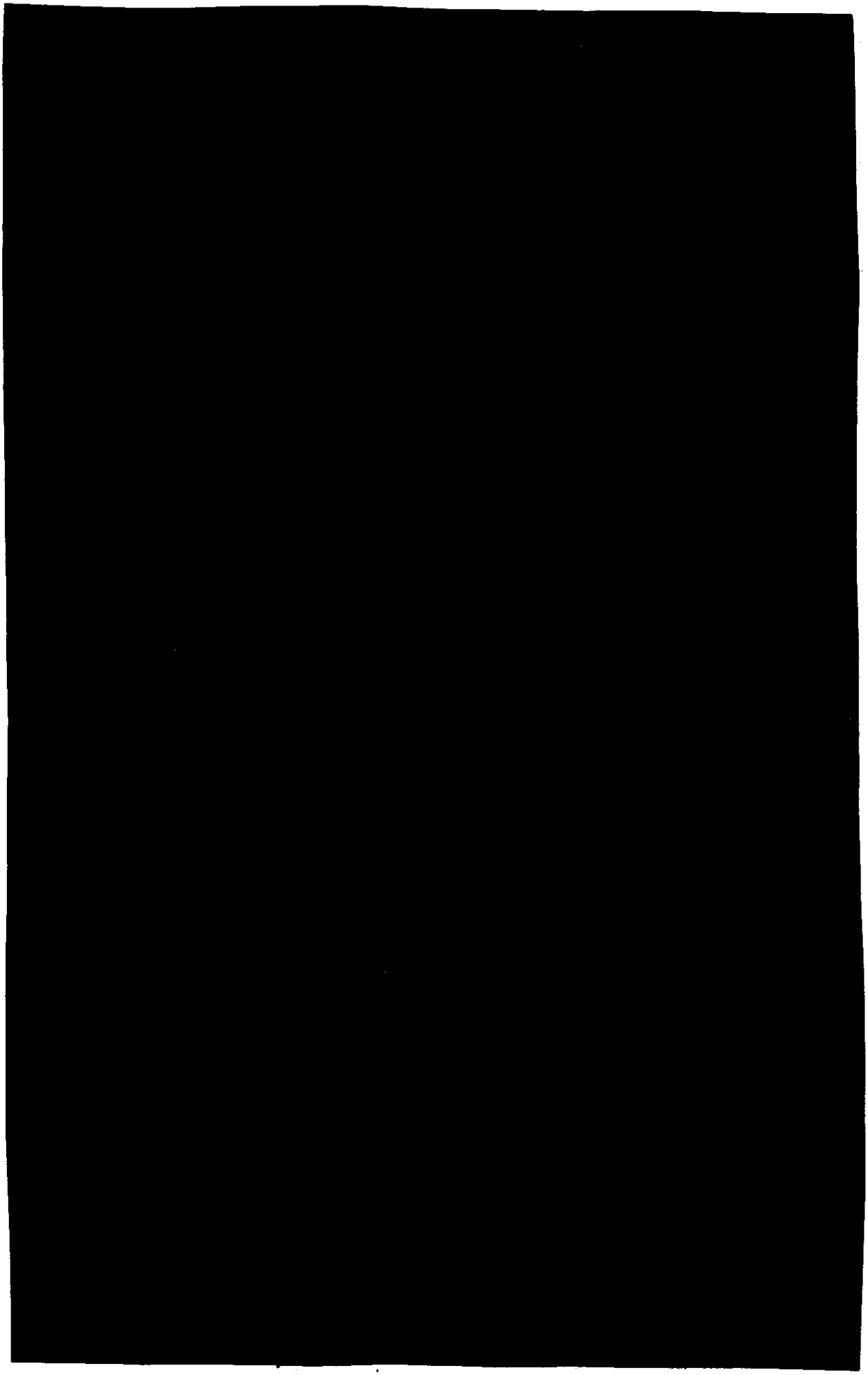

[redacted]

11/11/30

[redacted]

11/11/30

[redacted]

[redacted]

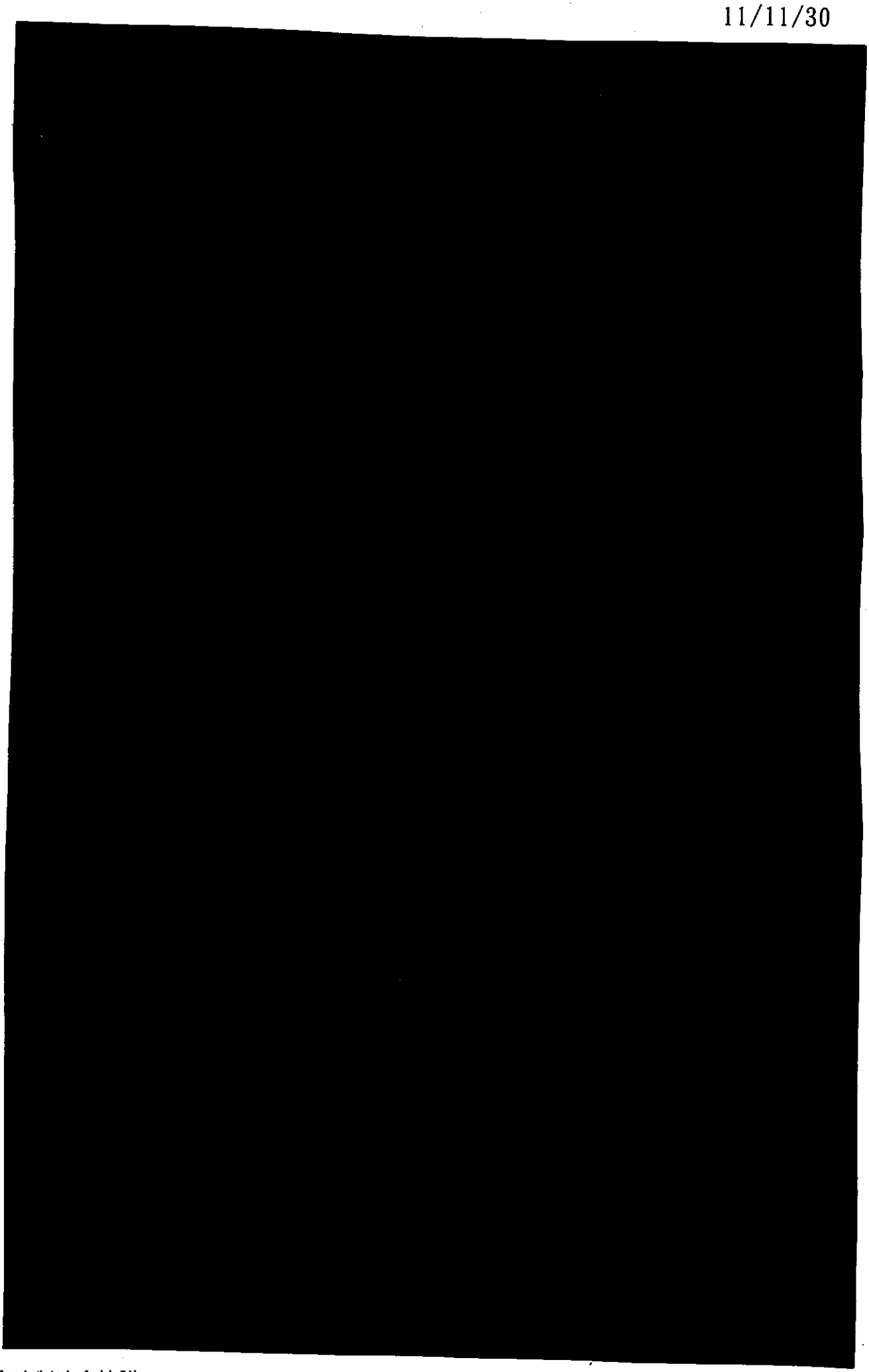

[redacted]

[redacted]

11/11/30

[redacted]

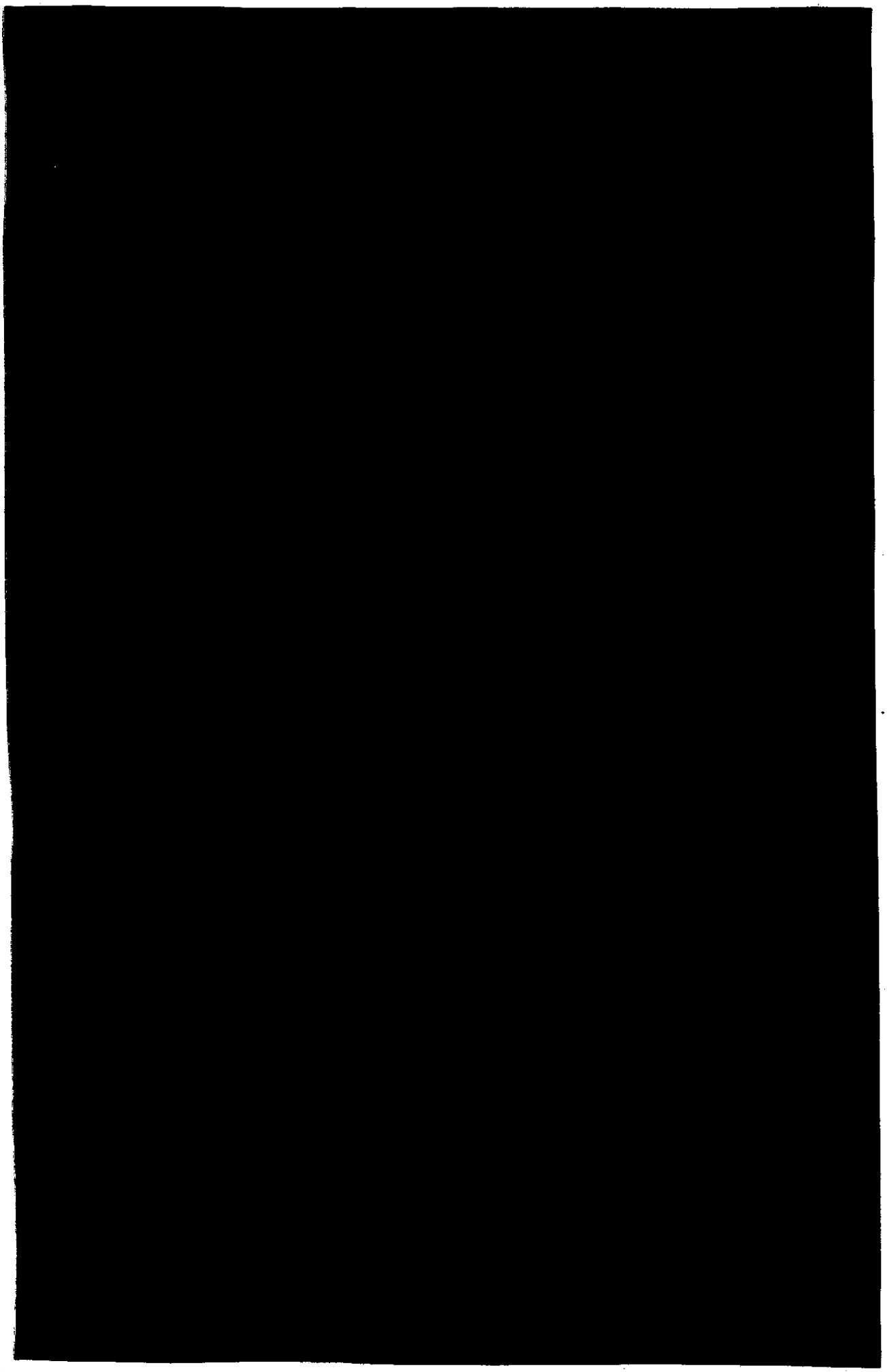

[redacted]

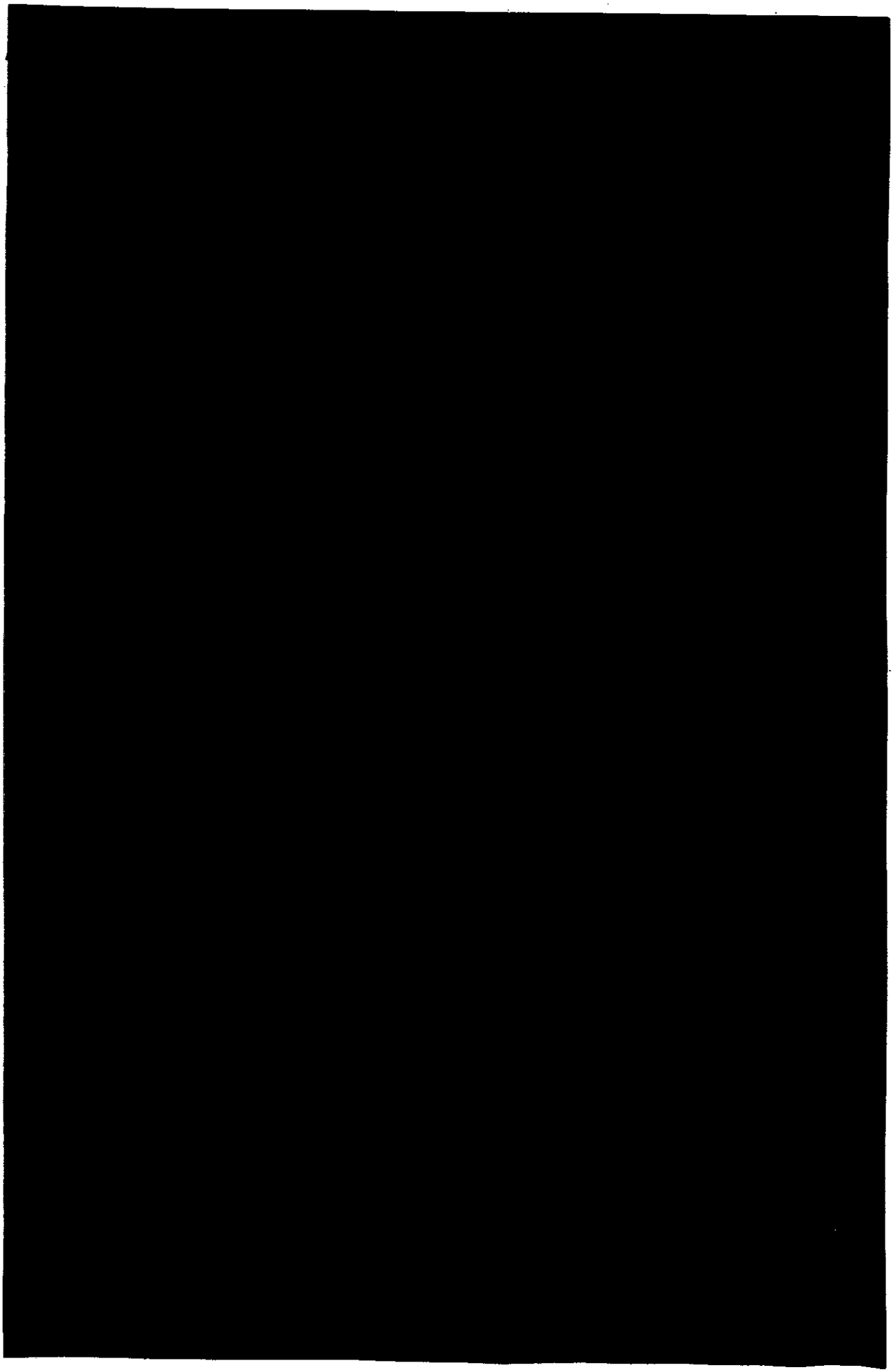

11/11/30

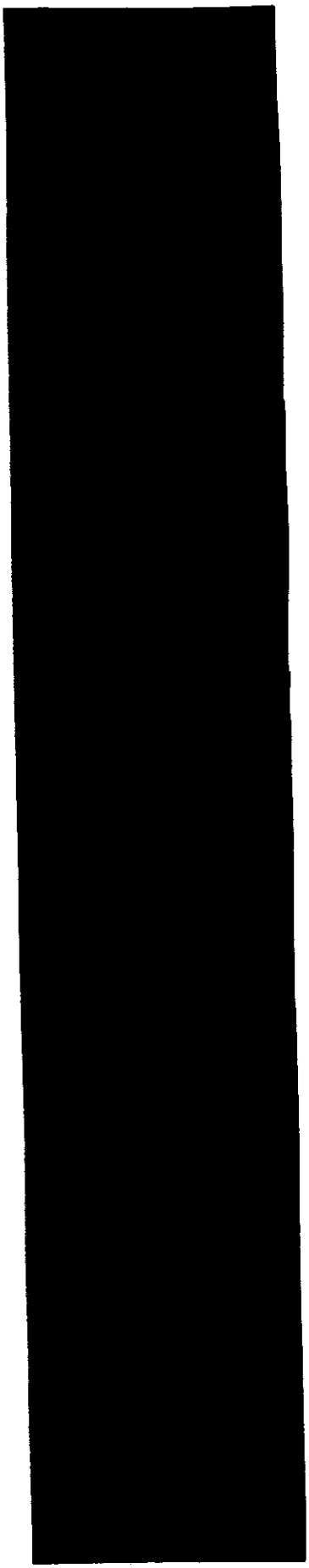

[redacted]

適性評価

[redacted]（読替え前）

[redacted]

[redacted]（読替え後）

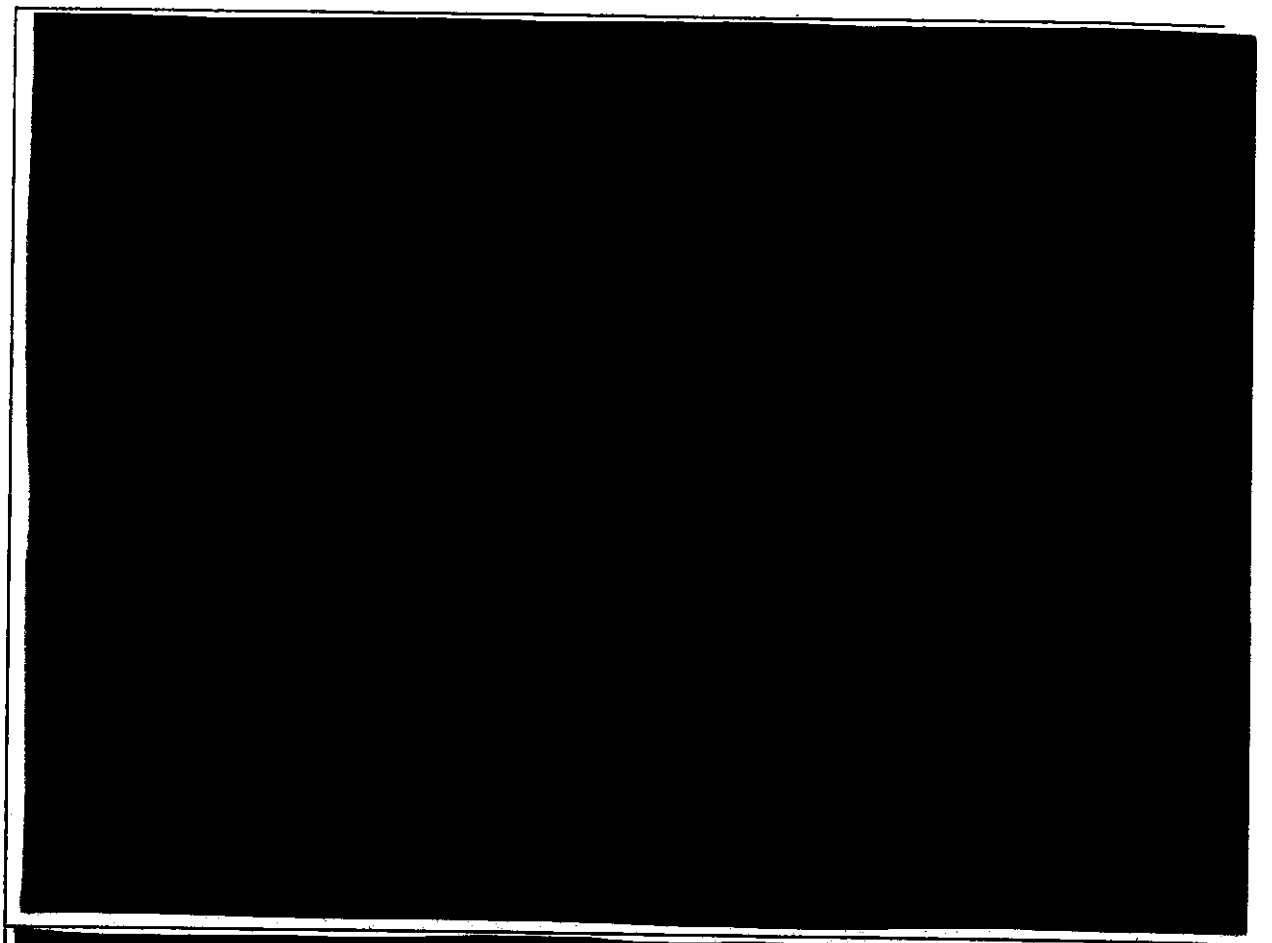

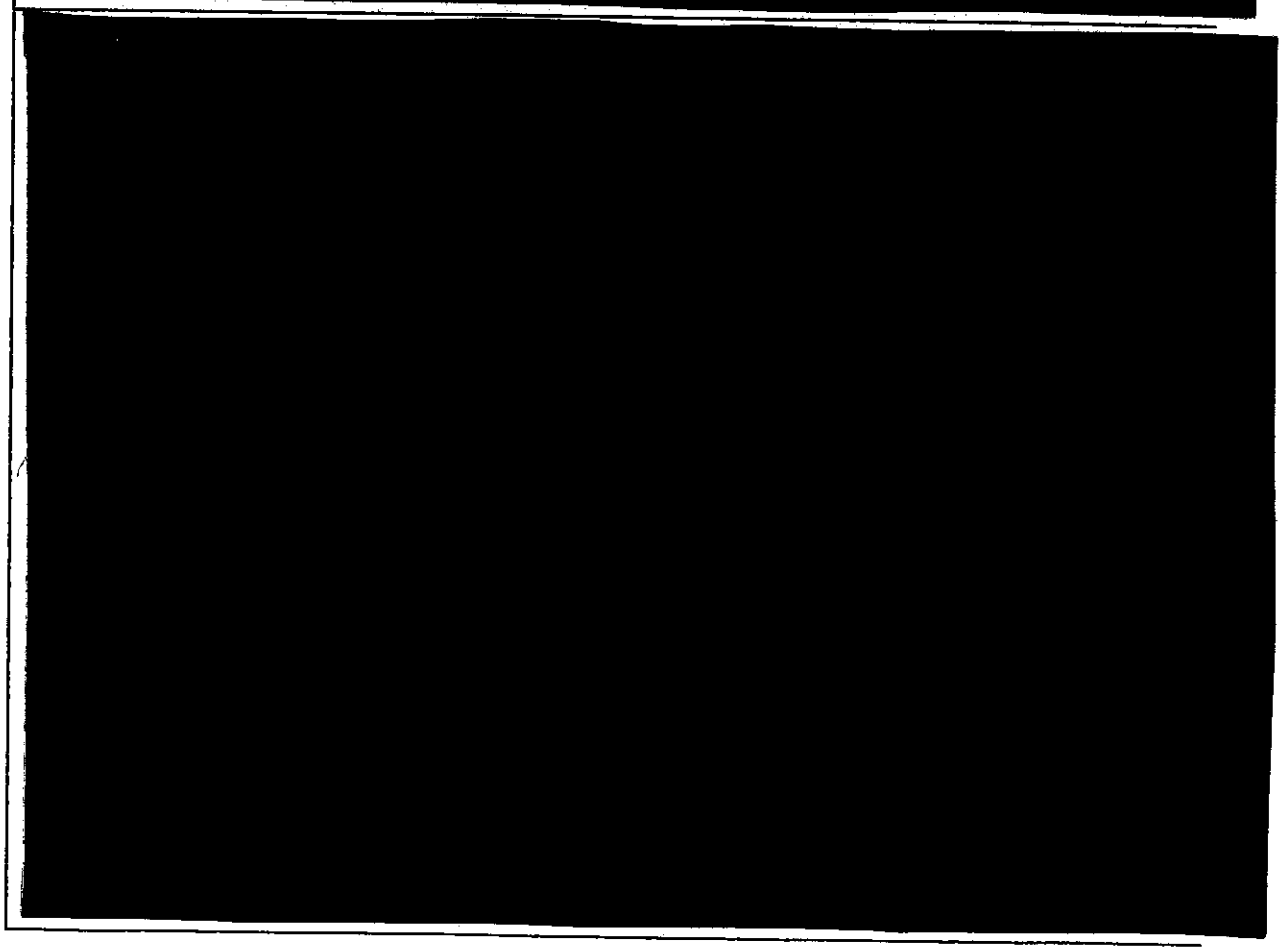

[redacted]

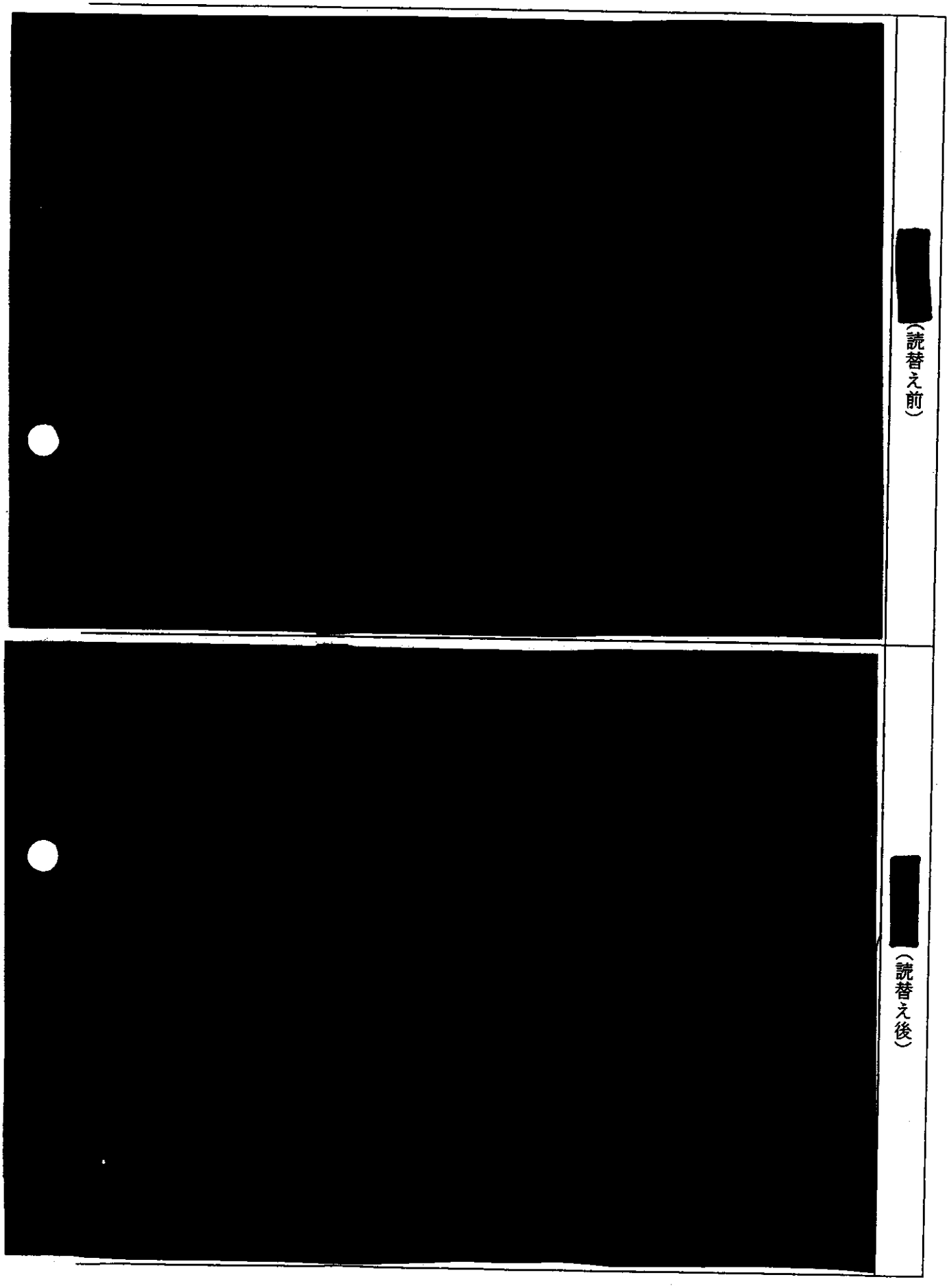

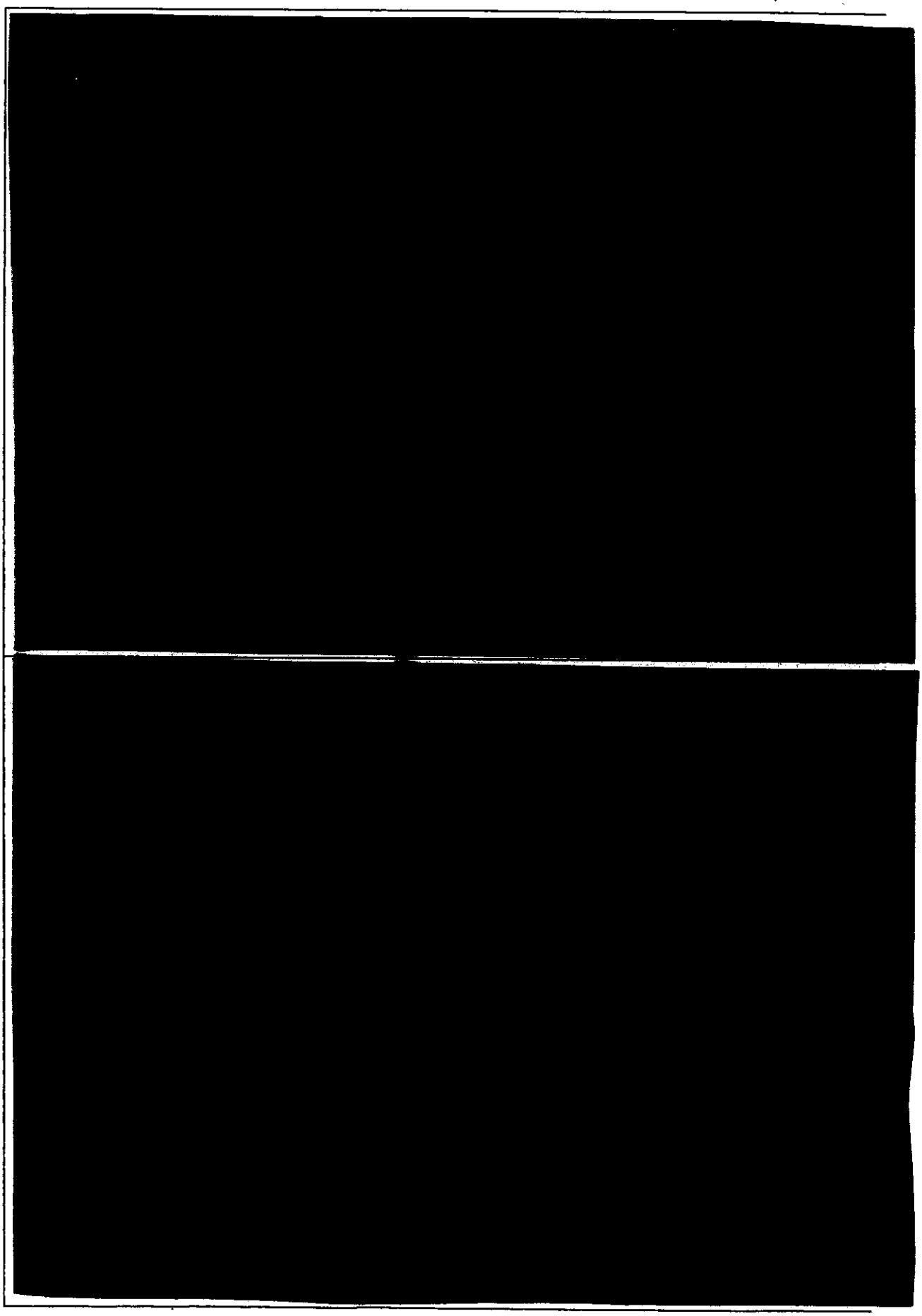

特別秘密の保護に関する法律（仮称）第○条第○項に基づく
適性評価調査票（イメージ）

○　○　省

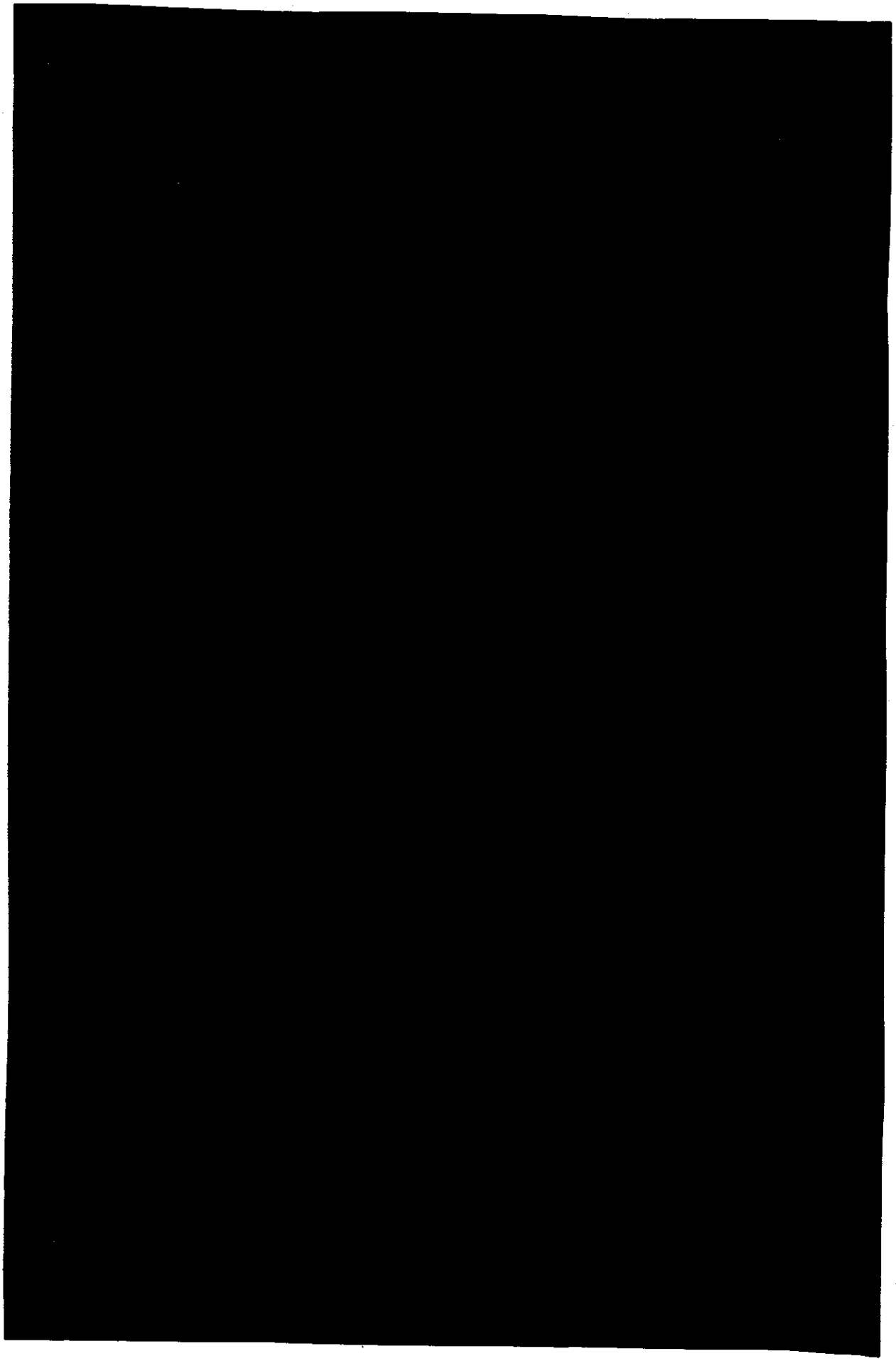

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

調　査　票　（イメージ）

[redacted]

別紙

[redacted]

11/11/30 内調内検討済み

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

11/11/30 内調内検討済み

[redacted]

11/11/30 内調内検討済み

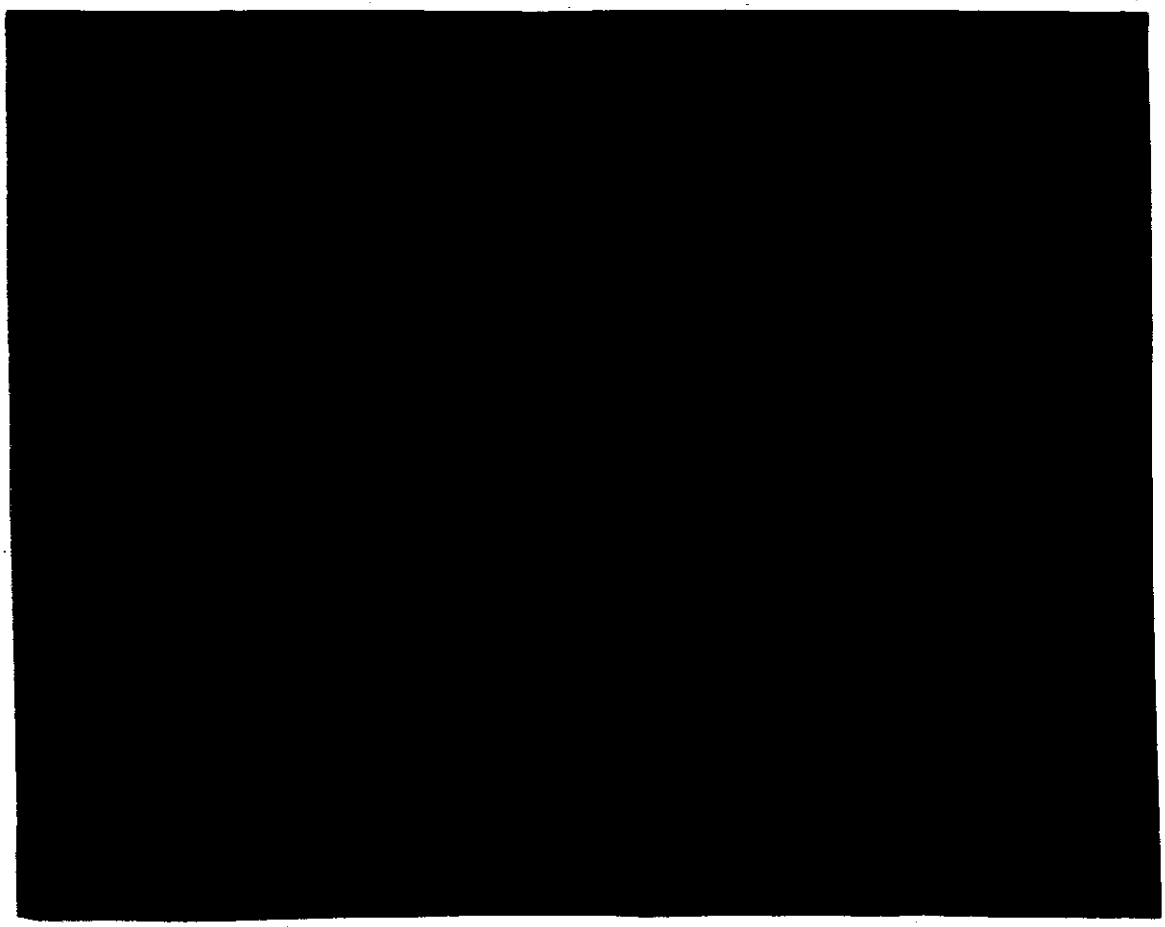

（別　紙）

11/11/30 内調内検討済み

[redacted]

（別　紙）

11/11/30 内調内検討済み

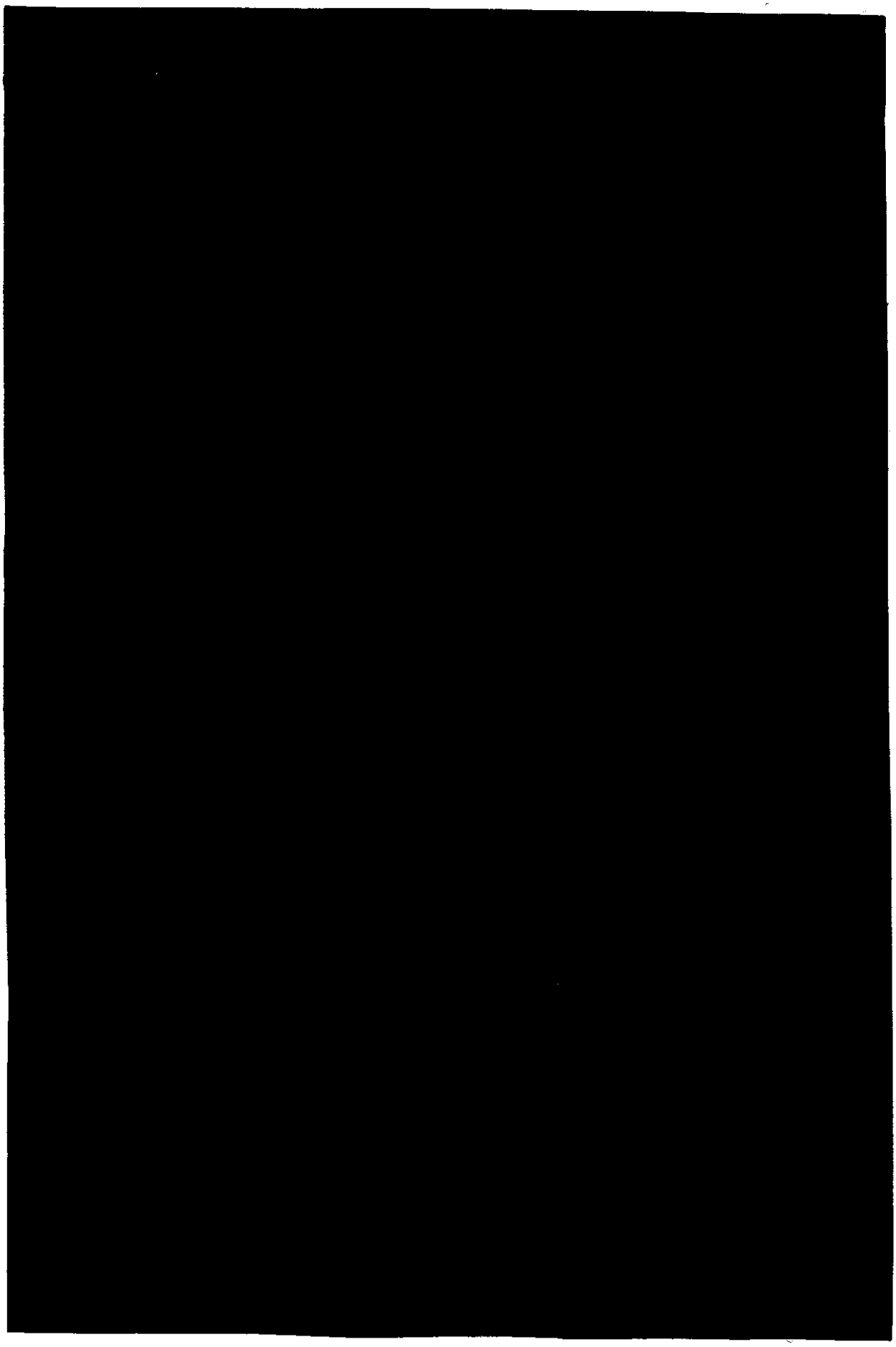

（別　紙）

11/11/30 内調内検討済み

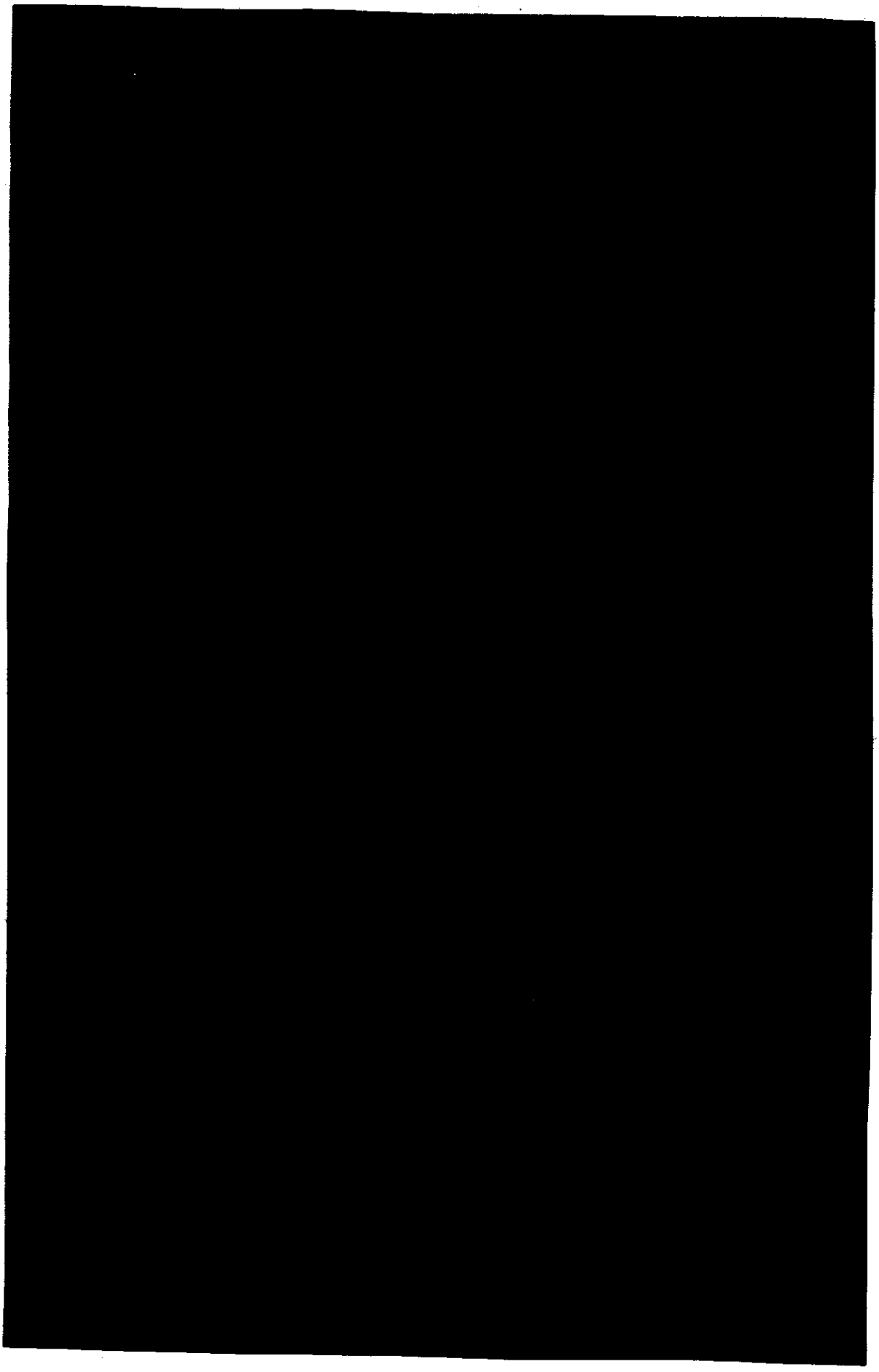

（別　紙）

11/11/30 内調内検討済み

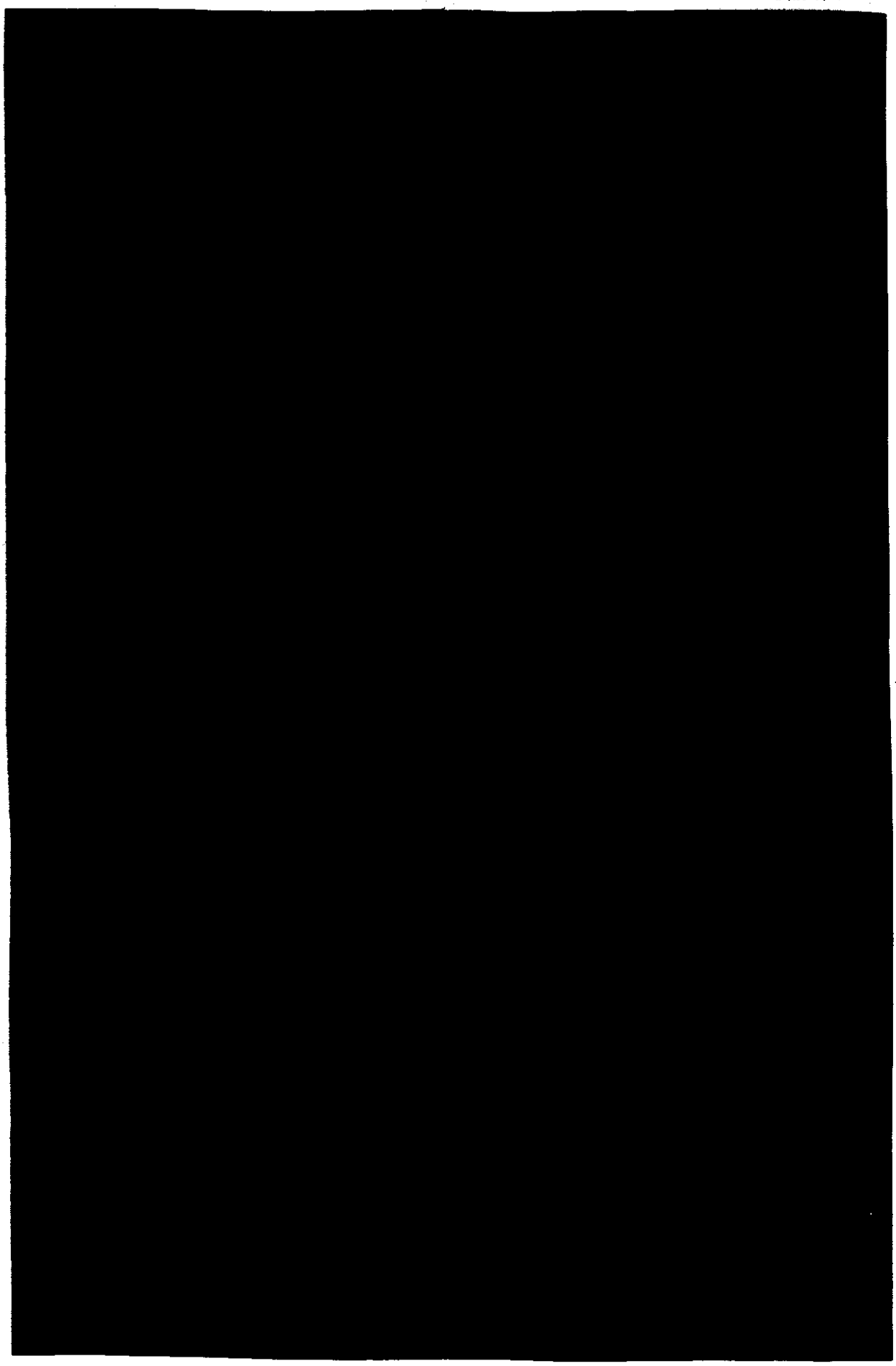

（別　紙）

11/11/30 内調内検討済み

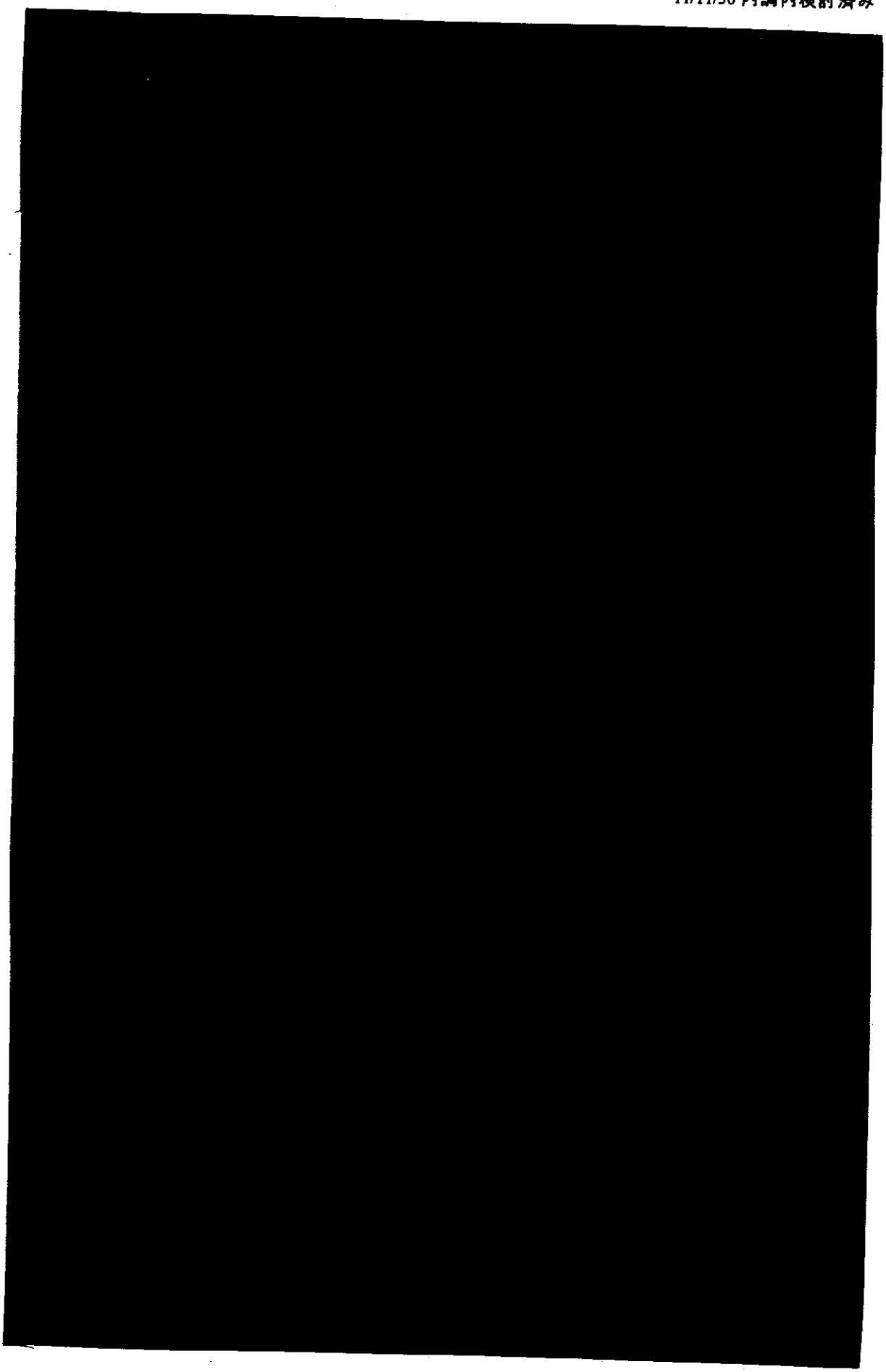

（別　紙）

11/11/30 内調内検討済み

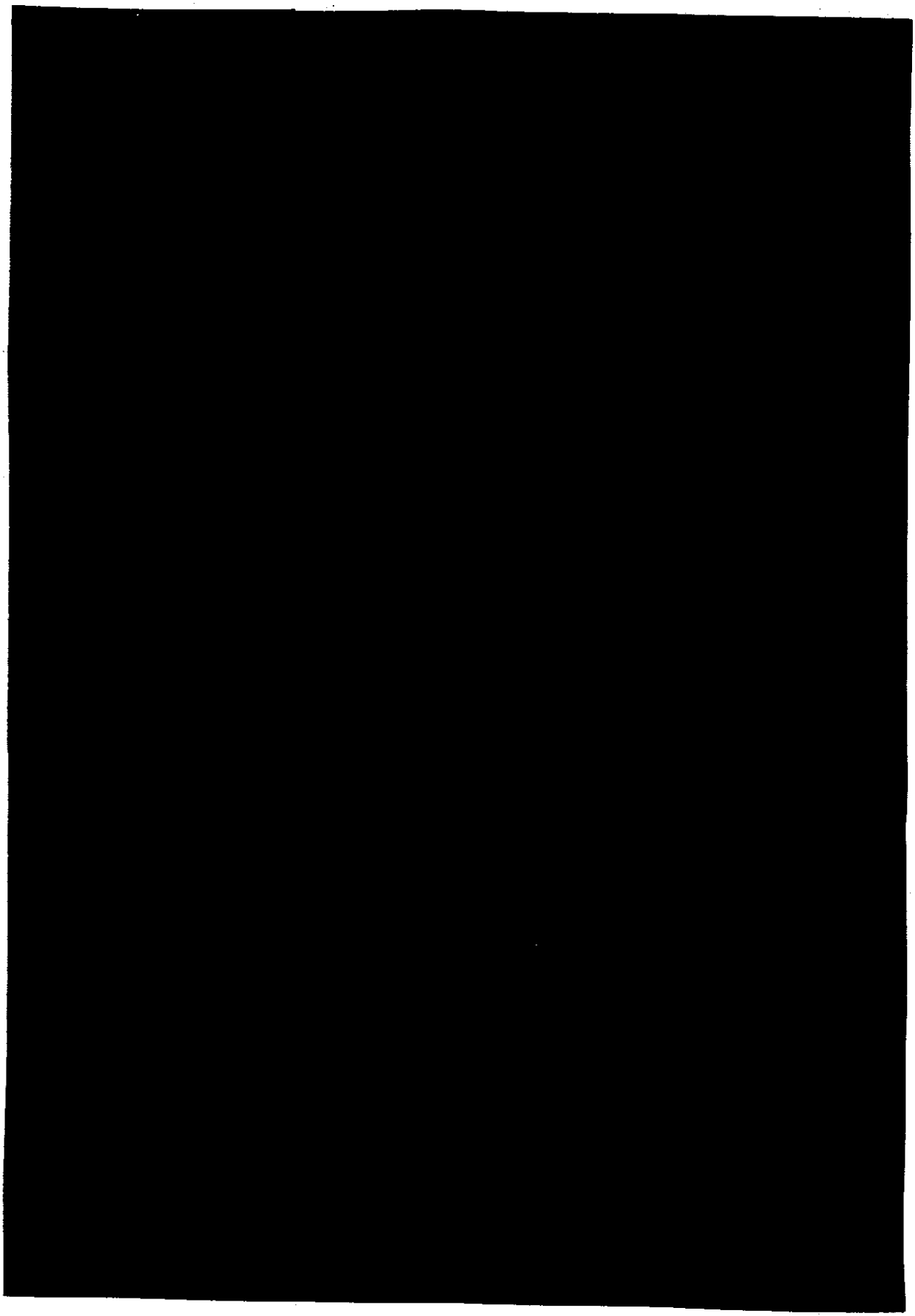

（別　紙）

11/11/30 内調内検討済み

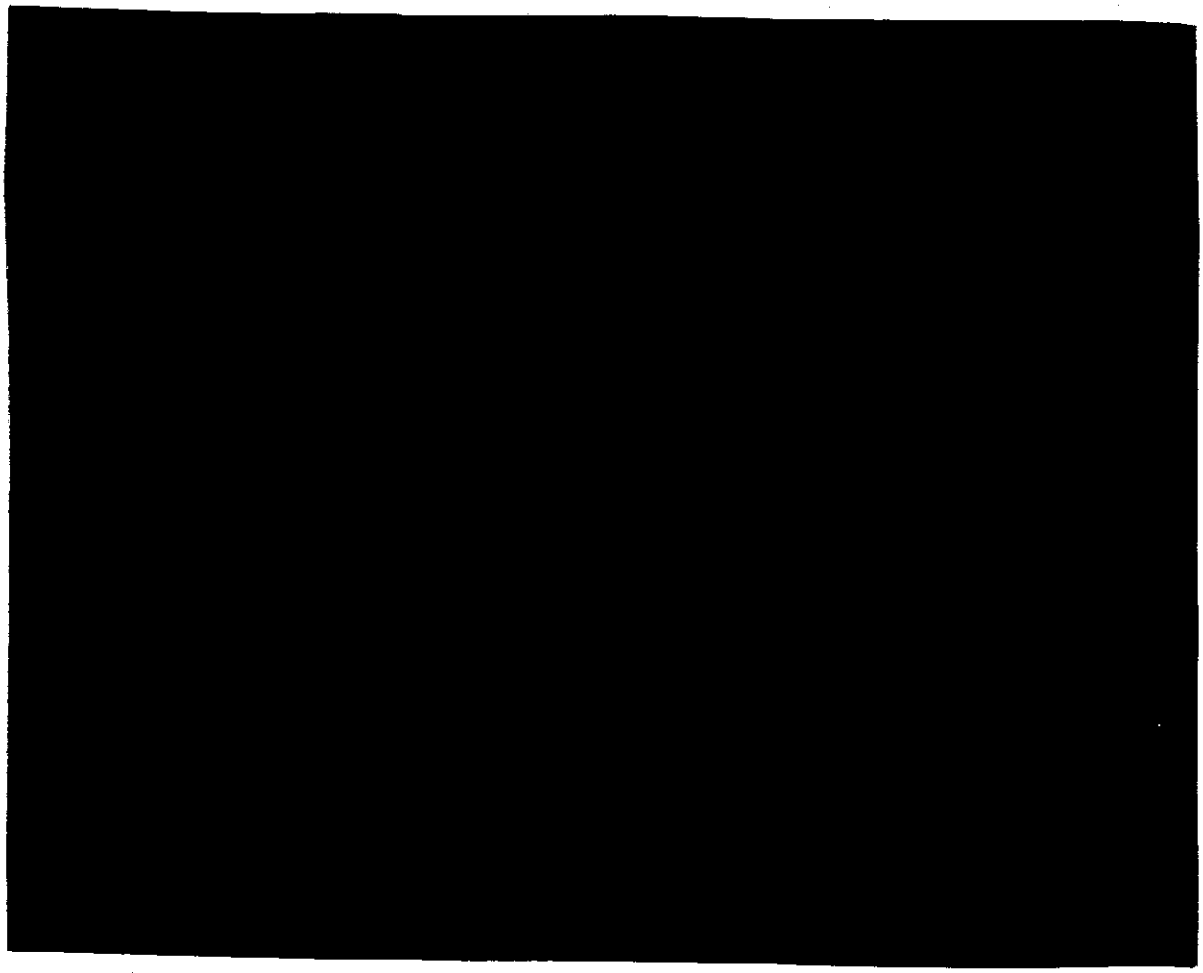

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価制度の法制化について（案）

[redacted]

11/11/30内調内検討済み

[redacted]

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価の対象外とする者について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

11/11/30内調内検討済み

[redacted]

11/11/30内調内検討済み

[redacted]

11/11/30内調内検討済み

[redacted]

11/11/30内調内検討済み

[redacted]

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

実施権者について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

11/11/30内調内検討済み

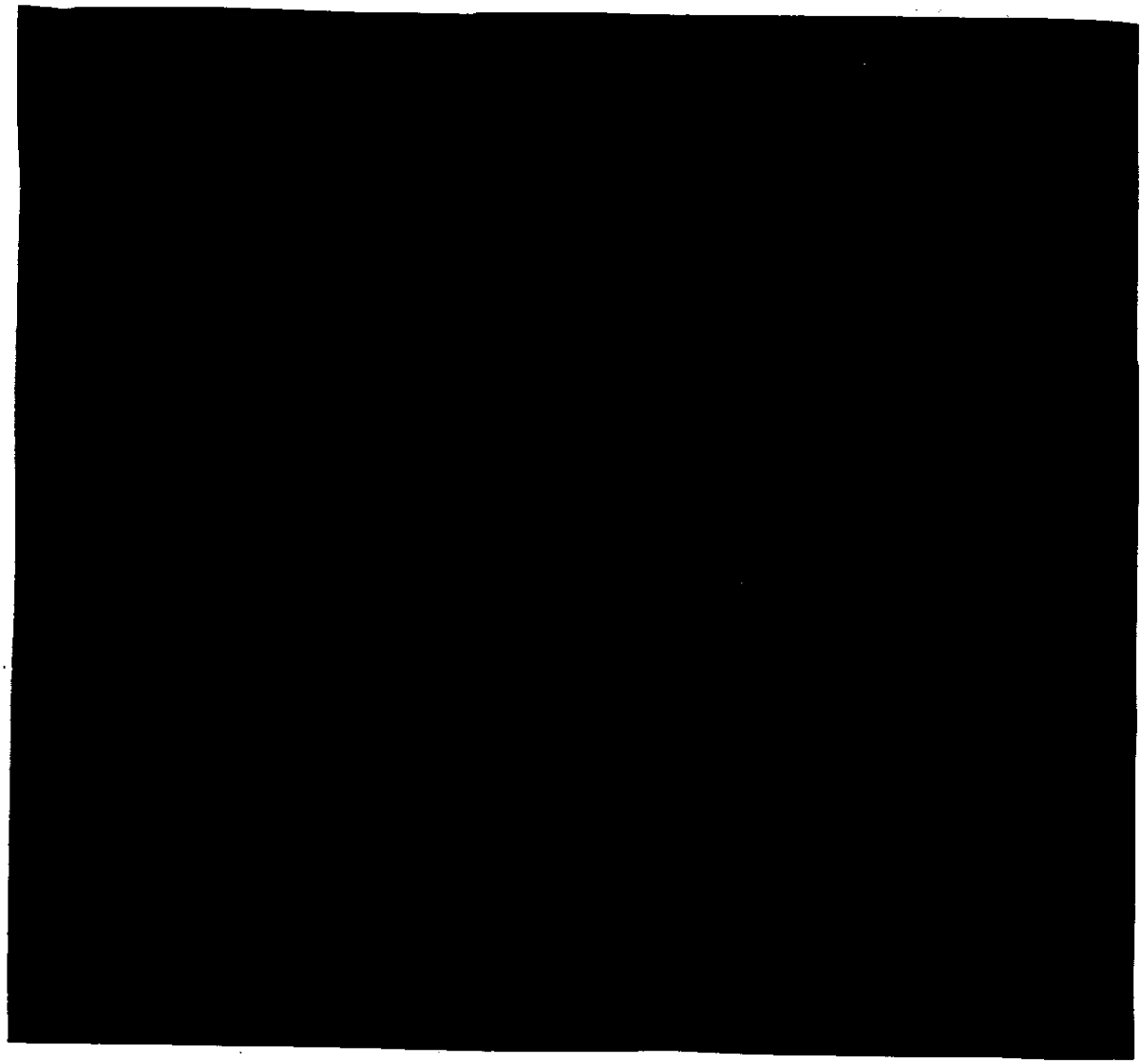

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について(案)

[redacted]

*1 [redacted]

11/11/30内調内検討済み

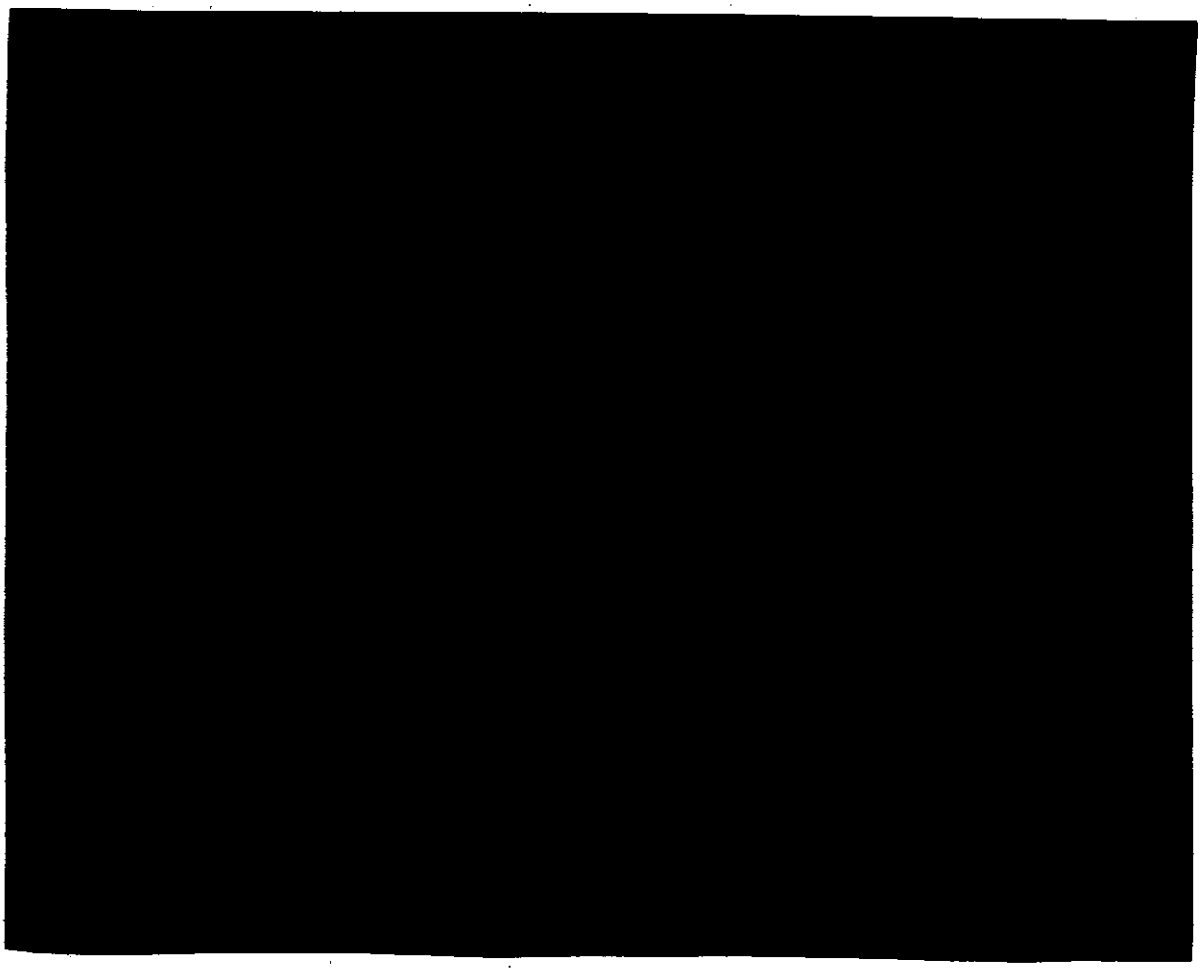

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

調査事項について（案）

[redacted]

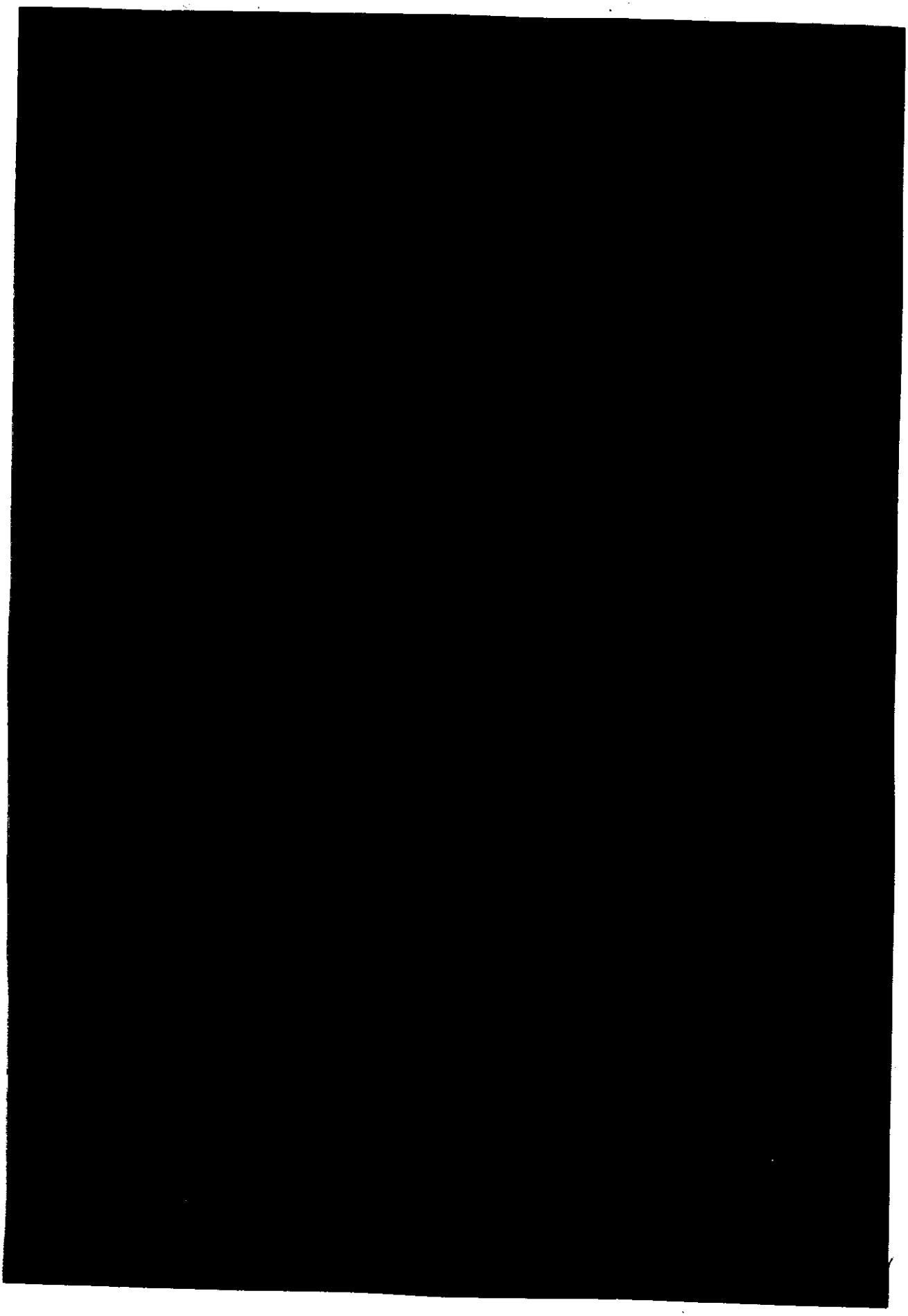

[redacted]

*1 [redacted]

11/11/30内調内検討済み

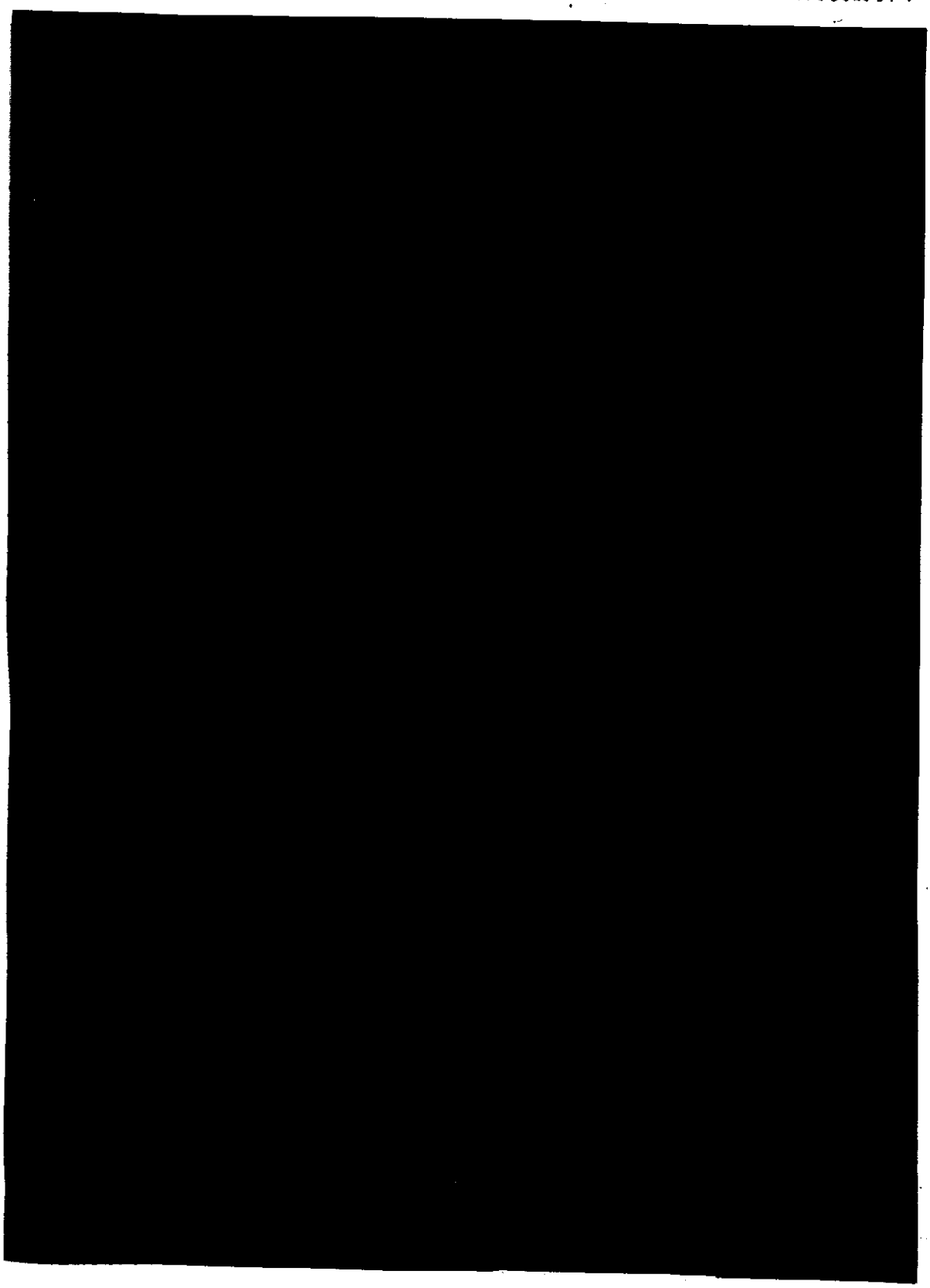

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

結果の通知について（案）

[redacted]

11/11/30内調内検討済み

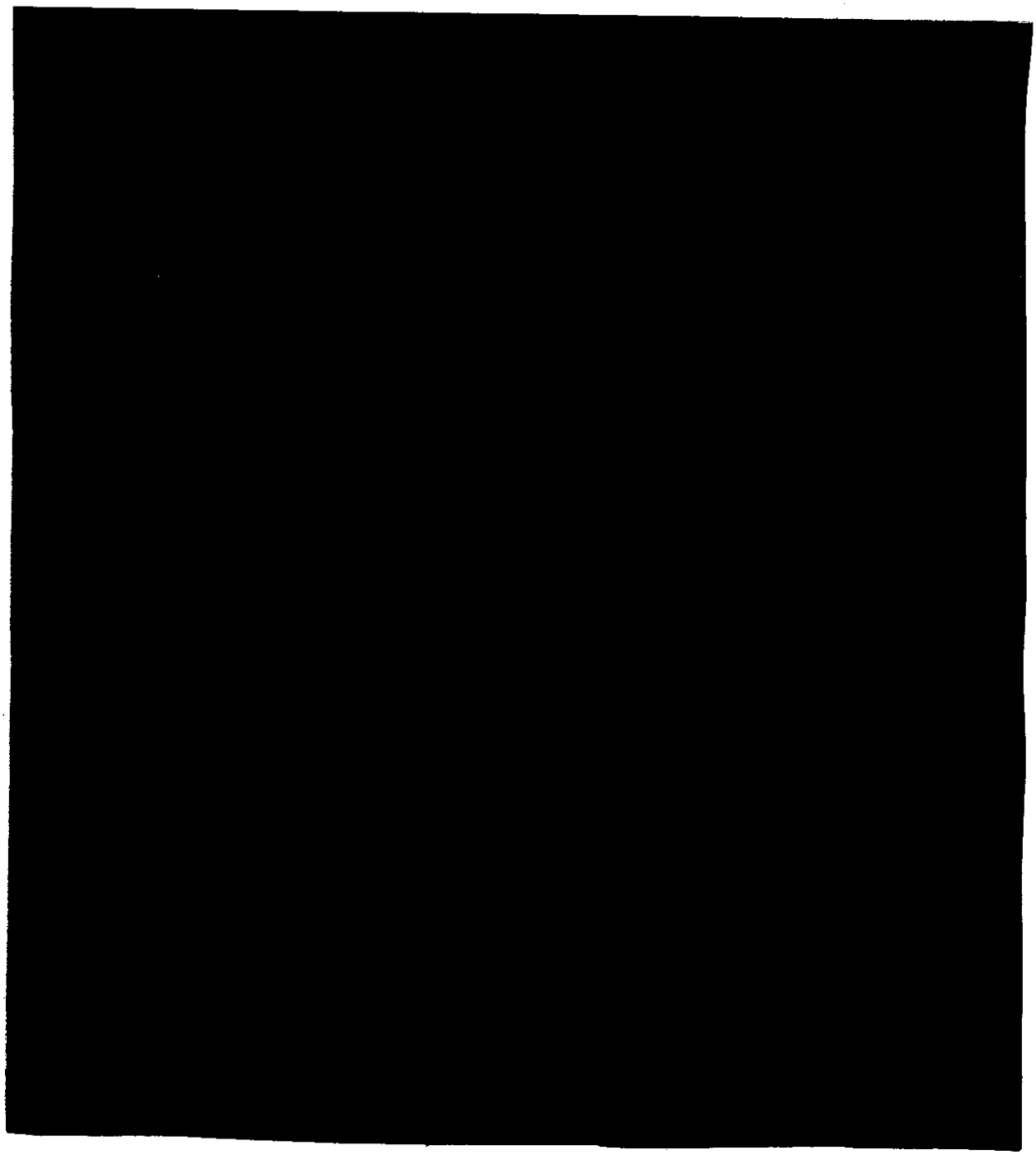

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

[redacted]

[redacted]

11/11/30内調内検討済み

[redacted]

11/11/30内調内検討済み

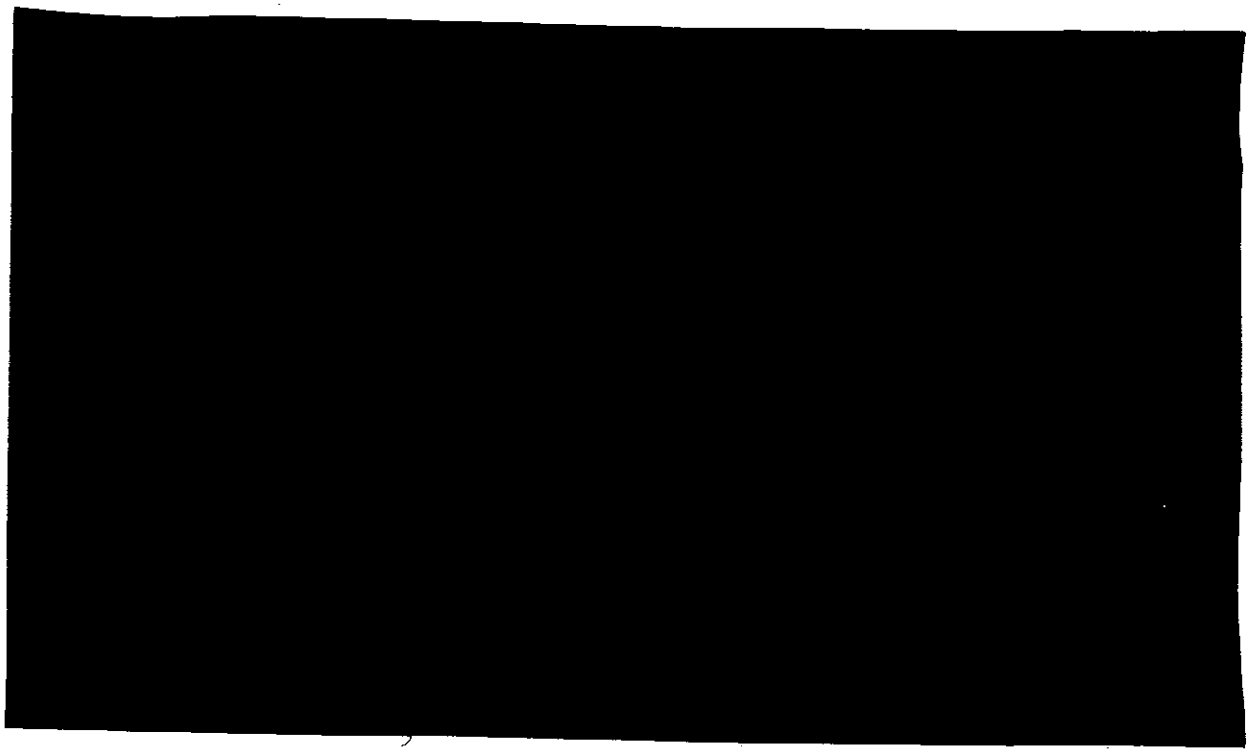

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について（案）

[redacted]

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

*3 [redacted]

11/11/30内調内検討済み

[redacted]

[redacted]

*1 [redacted]

[redacted]

*1 [redacted]

11/11/30内調内検討済み

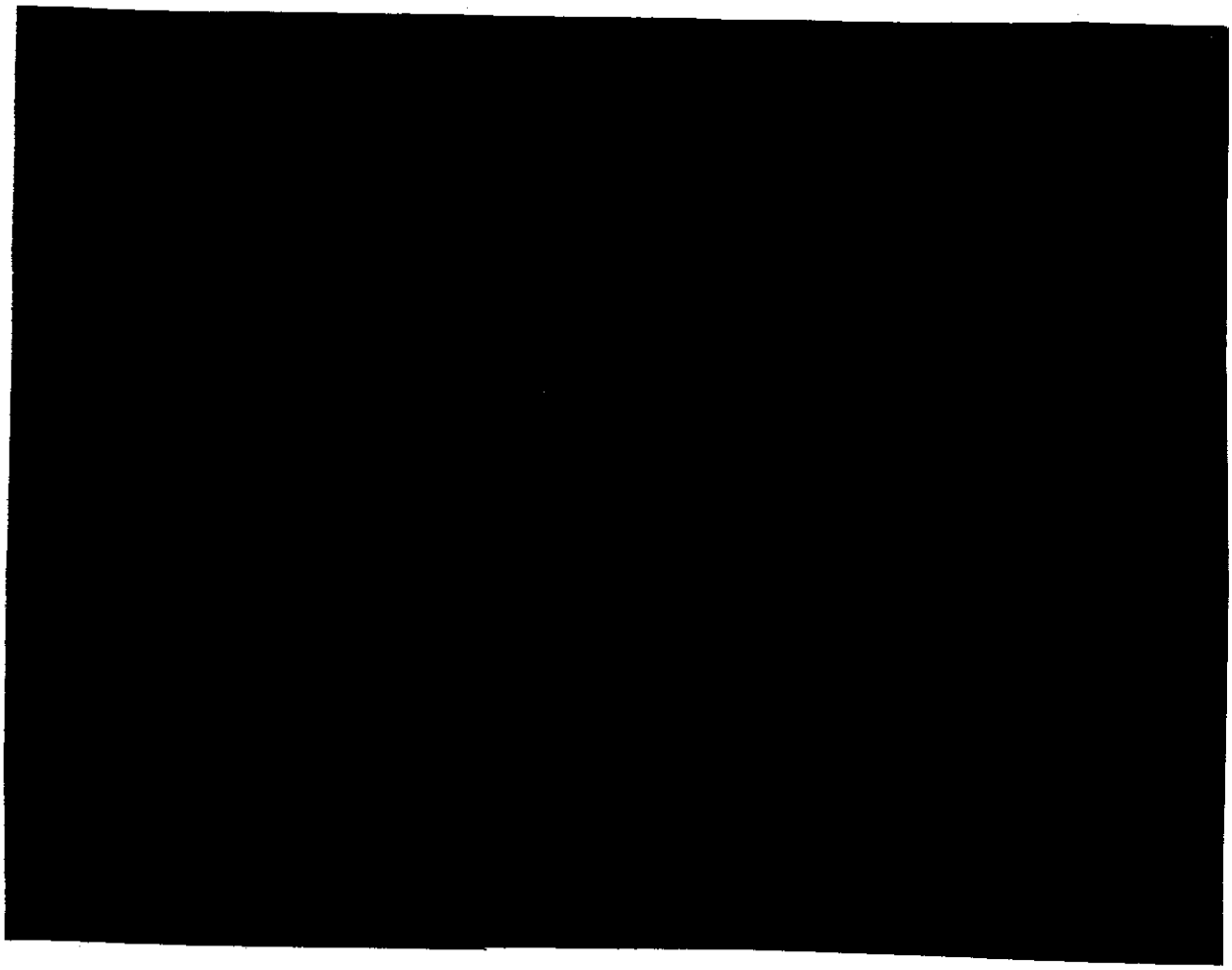

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

*3 [redacted]

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

11/11/30内調内検討済み

平成23年11月　日
内閣情報調査室

適性評価と法の下の平等との関係について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

*3 [redacted]

11/11/30内調内検討済み

[redacted]

11/11/30 内調内検討済み

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について（案）

[redacted]

11/11/30 内調内検討済み

[redacted]

[redacted]

11/11/30 内調内検討済み

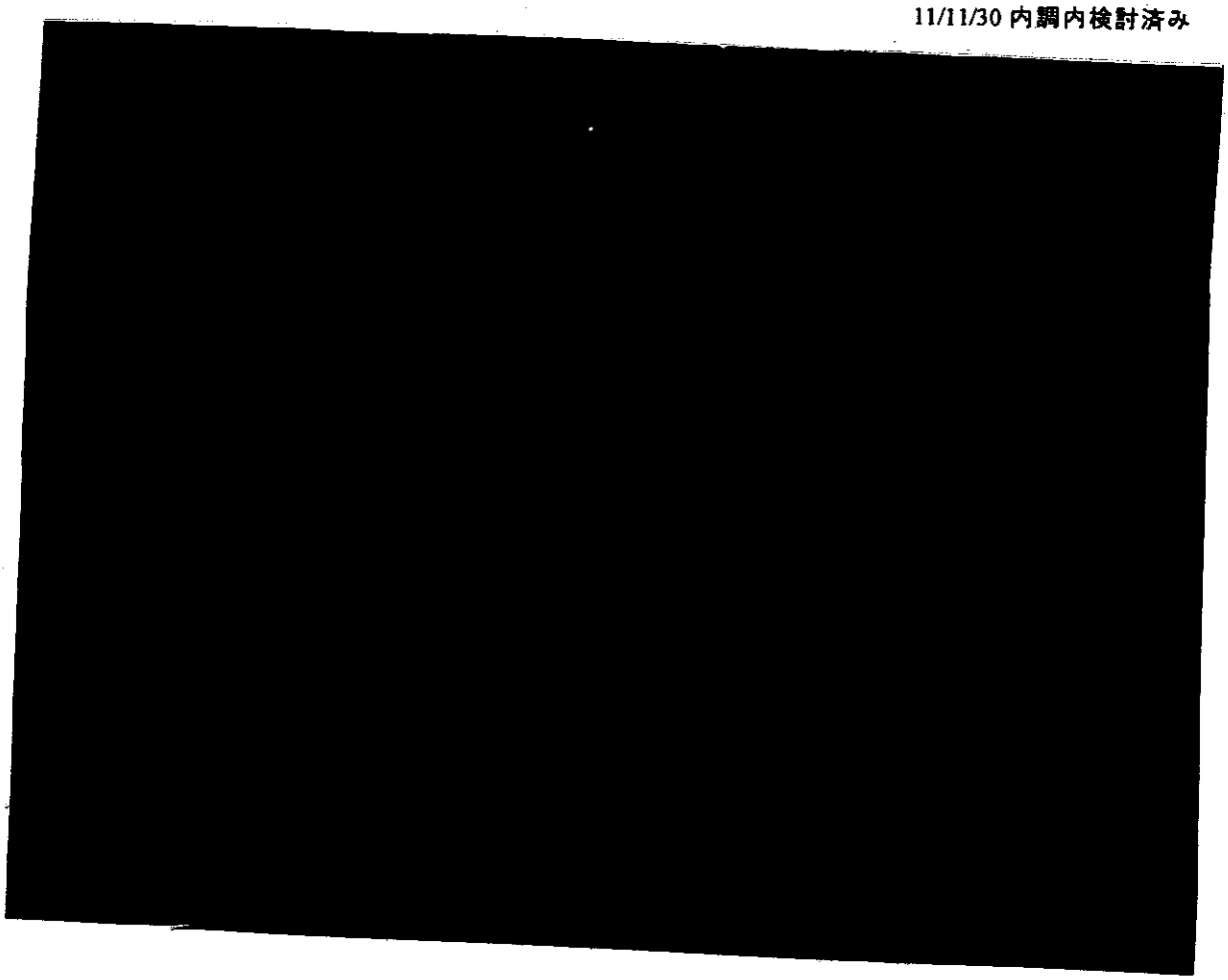

【別紙１】主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの	○ 自衛隊法違反 （懲役10か月） ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	○ ＭＤＡ秘密保護法違反 （起訴猶予処分）
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪 （起訴猶予処分）
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官３名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	○ ＭＤＡ秘密保護法違反 （２年６か月猶予４年） ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	○ 国家公務員法違反 収賄 （起訴猶予処分） ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	○ 国家公務員法違反 （起訴猶予処分） ○ 停職12か月 （辞職）
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

【別紙２】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成23年７月	・　国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのＩＤ及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報が流出したおそれがある。 ・　衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 ・　防衛大臣（当時）を含む参議院議員７人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 ・　総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成23年８月	・　三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 ・　防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成23年９月	・　ＩＨＩ、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 ・　９月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター１台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成23年10月	・　複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 ・　国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、ＩＤとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

【別紙３】取扱業務者と業務知得者の区別

１　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（ＭＤＡ秘密保護法）における区別

ＭＤＡ秘密保護法は、取扱業務者と業務知得者の概念を初めて採用し、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき両者の間で法定刑に差を設けているところ、両者の意義及び法定刑に差を設ける理由は以下のとおりである（町田充「防衛秘密保護法解説」４９頁）。

「広く『業務』といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」

２　自衛隊法における区別

(1)　自衛隊法も、取扱業務者と業務知得者の概念を採用した上で、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき取扱業務者のみを処罰の対象としているところ、その意義は以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」７１頁）。

「『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。『業務』とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

この『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には、防衛秘密を取り扱う①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者が該当するものとされる。」

なお、自衛隊法第９６条の２第３項は、上記②③の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定するところ、これは「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたもの」（上記「防衛秘密制度の解説」５４頁）である。

(2)　他方、業務知得者は処罰の対象とならないところ、その意義は以下のとおりである（上記「防衛秘密制度の解説」７１頁）。

「なお、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員については、それを取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することとなった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」

11/11/30 内調内検討済み

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

[redacted]

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

[redacted]

*3 [redacted]

*4 [redacted]

*5 [redacted]

（別　紙）

2011/11/30内調内検討済み

○立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則では院内の懲罰規定が整備されている（同規則第236条）が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
		国会職員法第19条		
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手続が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。（平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。
		官吏服務紀律第4条		
	裁判所職員	○	○	
		裁判所職員臨時措置法		

11/11/30 内調内検討済み

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

[redacted]

11/11/30 内調内検討済み

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

[redacted]

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

[redacted]

*3 [redacted]

*4 [redacted]

*5 [redacted]

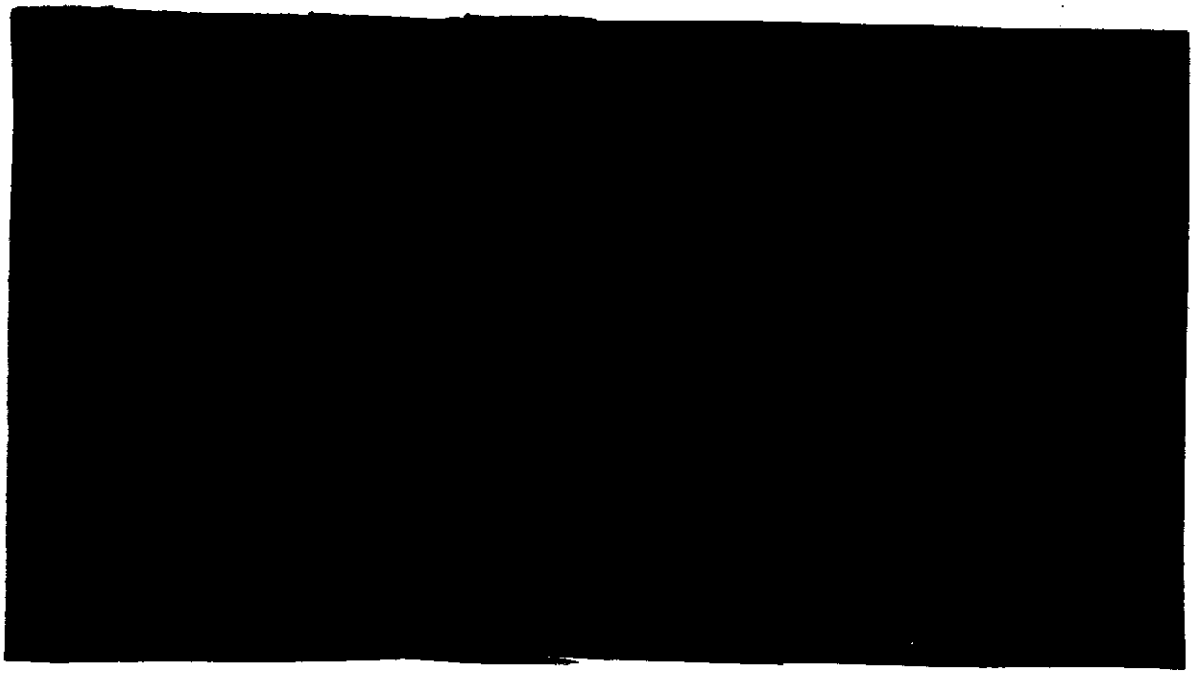

11/11/30 内調内検討済み

平成２３年１１月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

*2 [redacted]

11/11/30 内調内検討済み

[redacted]

内閣法の一部改正について（メモ）

[redacted]

*1 [redacted]

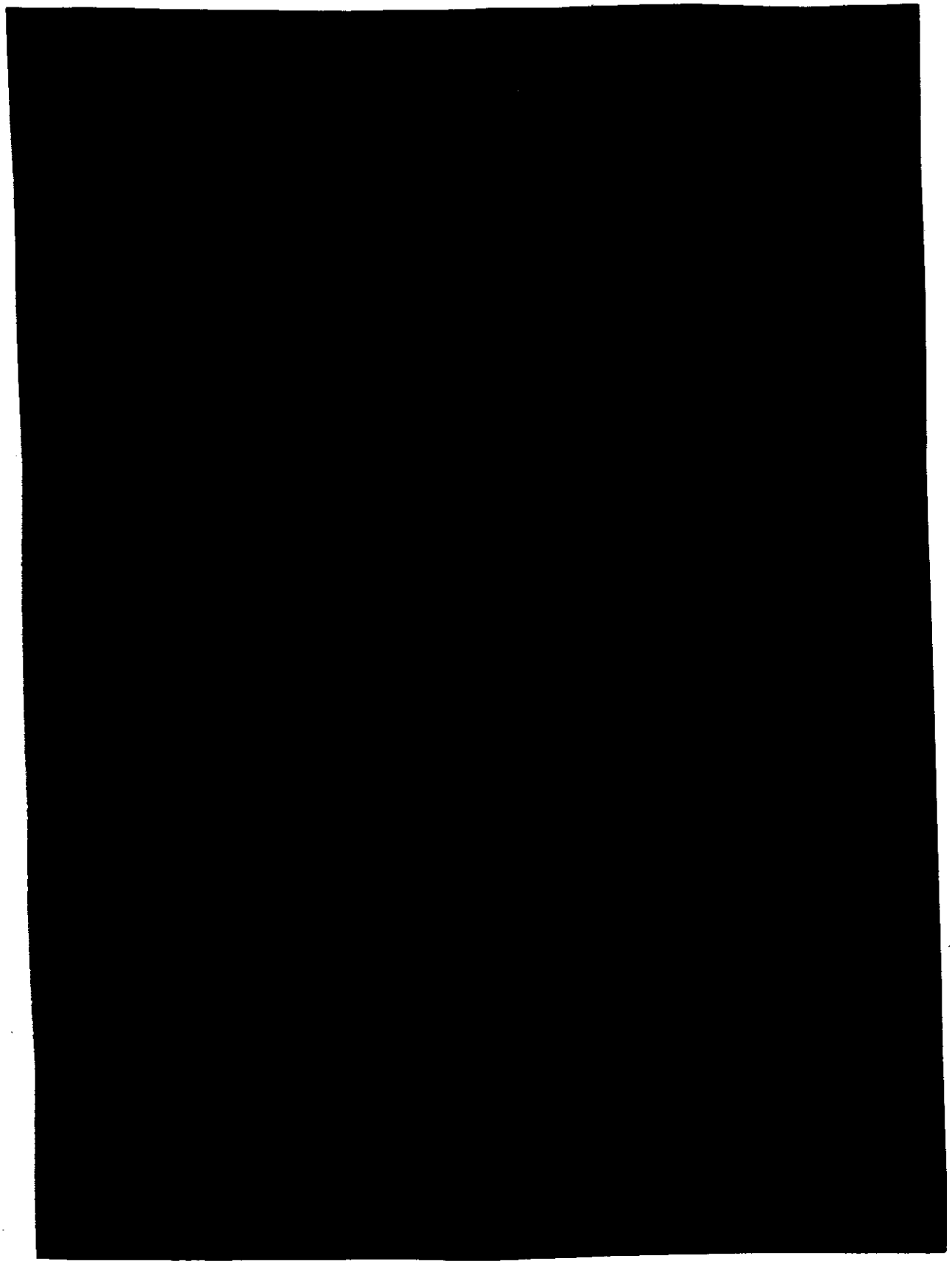

○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

種別		根拠法	条文	法定刑
一般職国家公務員		国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
1．特別職国家公務員 【守秘義務】：有り 【罰則】：有り	特命全権大使	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全権公使	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特派大使	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全権委員	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	防衛省職員（自衛隊員）	自衛隊法	118条1項1号、59条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法、国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号、国家公務員法109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	69条の2、54条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法	20条、11条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	18条、4条8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律	145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3　8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	26条の7、19条の32　7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2．特別職国家公務員 【守秘義務】：有り 【罰則】：無し	内閣総理大臣	官吏服務紀律、国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項、規範1(8)	（規定なし）
	国務大臣	官吏服務紀律、国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項、規範1(8)	（規定なし）
	内閣官房副長官	官吏服務紀律、国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項、規範1(8)	（規定なし）
	副大臣	官吏服務紀律、国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項、規範1(8)	（規定なし）
	大臣政務官	官吏服務紀律、国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項、規範1(8)	（規定なし）
	内閣法制局長官	官吏服務紀律	4条1項	（規定なし）
	人事院総裁、人事官	国家公務員法	6条2項、100条1項	（規定なし）
	会計検査院長、検査官	官吏服務紀律	4条1項	（規定なし）
	宮内庁長官	官吏服務紀律	4条1項	（規定なし）
	侍従長	官吏服務紀律	4条1項	（規定なし）
	侍従	官吏服務紀律	4条1項	（規定なし）
	東宮大夫	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	（規定なし）
	式部官長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	（規定なし）
	侍従次長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	（規定なし）
	宮務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	（規定なし）
	皇室医務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	（規定なし）
	女官長及び女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	（規定なし）
	侍医長及び侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	（規定なし）
	東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	（規定なし）
	東宮女官長及び東宮女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	（規定なし）
	東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	（規定なし）
	宮務官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	（規定なし）
	侍女長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	（規定なし）
	裁判官	官吏服務紀律	4条1項	（規定なし）
	内閣危機管理監	内閣法、国家公務員法	内閣法15条4項、国家公務員法100条1項	（規定なし）
	内閣官房副長官補	内閣法、国家公務員法	内閣法16条3項、15条4項、国家公務員法100条1項	（規定なし）
	内閣広報官	内閣法、国家公務員法	内閣法17条3項、15条4項、国家公務員法100条1項	（規定なし）

種別		根拠法	条文	法定刑
	内閣情報官	内閣法、国家公務員法	内閣法18条3項、15条4項、国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣総理大臣補佐官	内閣法、国家公務員法	内閣法19条4項、15条4項、国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣総理大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	国務大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	人事院総裁秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	会計検査院院長秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	内閣法制局長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	宮内庁長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	国家公安委員会委員	警察法、国家公務員法	警察法10条1項、国家公務員法100条1項	(規定なし)
	原子力委員会の委員長及び委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	10条	(規定なし)
	宇宙開発委員会の委員長及び委員	文部科学省設置法	14条	(規定なし)
	原子力安全委員会委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	22条、10条	(規定なし)
	国会職員	国会職員法	19条	(規定なし)
	運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法	12条1項	(規定なし)
	総合科学技術会議議員	内閣府設置法	33条1項	(規定なし)
	再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法	106条の12　1項	(規定なし)
	証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法	16条1項	(規定なし)
	公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法	37条の6　1項	(規定なし)
	食品安全委員会委員	食品安全基本法	32条1項	(規定なし)
	公益認定等委員会委員	公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	39条1項	(規定なし)
	国地方係争処理委員会委員	地方自治法	250条の9　13項	(規定なし)
	電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法	150条　1項	(規定なし)
	運輸審議会委員	国土交通省設置法	21条1項	(規定なし)
	土地鑑定委員会委員	地価公示法	18条1項	(規定なし)
	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法	6条7項	(規定なし)
	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律	15条8項	(規定なし)
	電波監理審議会委員	電波法、国家公務員法	電波法99条の4、国家公務員法100条1項	(規定なし)
3. 特別職国家公務員 【守秘義務】:無し 【罰則】:無し	中央更正保護審査会委員長、委員	更正保護法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	地方財政審議会委員	総務省設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央社会保健医療協議会委員	社会保険医療協議会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央選挙管理会委員	公職選挙法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本ユネスコ国内委員会会長、副会長及び委員	ユネスコ活動に関する法律	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学士院会員	日本学士院法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学術会議会員	日本学術会議法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	国会議員の秘書	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
4. その他	国会議員	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	(一般職)地方公務員	地方公務員法	60条2号、34条第1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	地方公共団体の長、議会議長、議員等	地方自治法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都知事秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都議会議長秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)

官吏服務紀律(明治20年勅令第39号)
国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範(平成13年1月6日閣議決定)

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:　丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル:　安危送付資料.ZIP (257 KB)

2011年11月30日 23:18

内閣官房副長官室(安危)　丸山様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、
　第1回:　9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
　第2回:10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
　第3回:11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
　第4回:11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
　第5回:11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
　第6回:11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

.....
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100−8968
東京都千代田区永田町1−6−1
TEL:03−5253−2111(内線:[redacted]
E-Mail:[redacted]
.....

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第7回）

内調職員061（内閣情報調査室）

アクション

宛先: [redacted]

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (257 KB)

2011年11月30日 23:18

警察庁警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第7回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、
第1回：　9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
第2回：10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
第3回：11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
第4回：11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
第5回：11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
第6回：11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております）

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線:[redacted]）
E-Mail:[redacted]

サインアウト　内調職員061（内閣情報調査室）

メール　送信済みアイテム 212 アイテム　ユーザー検索　オプション

お気に入り
　受信トレイ

新規作成　削除　移動　フィルター　表示

メールボックス全体の検索

内調職員061（内閣情報調査
　受信トレイ
　下書き
　送信済みアイテム
　削除済みアイテム
　メモ
　迷惑メール

日付 のスレッド　新しい日付が上

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第7回）
丸山 洋平（安危本室）　23:18

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第7回）
[redacted]　23:18

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第7回）
[redacted]　23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第7回）

内調職員061（内閣情報調査室）　アクション

宛先: [redacted]

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (257 KB)

2011年11月30日 23:17

法務省　刑事局公安課　角田様、伊勢様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第7回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、
　第1回：　9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
　第2回：10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
　第3回：11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
　第4回：11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
　第5回：11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
　第6回：11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております）

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線:[redacted]
E-Mail:[redacted]

メール
予定表
連絡先
タスク

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第7回）

内調職員061（内閣情報調査室）

アクション

宛先: [redacted]

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (257 KB)

2011年11月30日 23:17

公安調査庁　総務部総務課審理室 [redacted]様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第7回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、
第1回：9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
第2回：10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
第3回：11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
第4回：11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
第5回：11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
第6回：11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております）

.....

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]）
E-Mail：[redacted]

.....

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [redacted]

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (257 KB)

2011年11月30日 23:16

外務省　大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、
第1回:　9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
第2回:10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
第3回:11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
第4回:11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
第5回:11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
第6回:11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted])
〒100−8968
東京都千代田区永田町1−6−1
TEL:03−5253−2111(内線:[redacted]
E-Mail:[redacted]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [redacted]

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (268 KB)

2011年11月30日 23:16

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、
第1回:　9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
第2回:10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
第3回:11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
第4回:11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
第5回:11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
第6回:11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100−8968
東京都千代田区永田町1−6−1
TEL:03−5253−2111(内線:[redacted])
E-Mail:[redacted]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)　アクション

宛先: [redacted]

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (257 KB)

2011年11月30日 23:15

防衛省　防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、
第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

.....

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100−8968
東京都千代田区永田町1−6−1
TEL:03−5253−2111(内線:[redacted]
E-Mail:[redacted]

.....

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [redacted]

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (257 KB)

2011年11月30日 23:15

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、
第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100−8968
東京都千代田区永田町1−6−1
TEL:03−5253−2111(内線:[redacted]
E-Mail:[redacted]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第7回）

内調職員061（内閣情報調査室）

アクション

宛先: [redacted]

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (257 KB)

2011年11月30日 23:14

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　斉藤様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第7回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、
第1回：　9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
第2回：10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
第3回：11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
第4回：11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
第5回：11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
第6回：11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております）

.....
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]
.....

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第7回）

内調職員061（内閣情報調査室）

アクション

宛先:　八幡 浩紀（官邸・副長官補室）
添付ファイル:　外政送付資料.ZIP (257 KB)

2011年11月30日 22:53

内閣官房副長官室（外政） 八幡様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料（第7回）を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、
第1回： 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
第2回：10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
第3回：11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
第4回：11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
第5回：11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
第6回：11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております）

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]

サインアウト　内調職員061(内閣情報調査室)

メール　送信済みアイテム 212 アイテム　ユーザー検索　オプション

お気に入り
　受信トレイ

新規作成　削除　移動　フィルター　表示

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査
　受信トレイ
　下書き
　送信済みアイテム
　削除済みアイテム
　メモ
　迷惑メール

日付 のスレッド　新しい日付が上

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)
丸山 洋平(安危本室)　23:18

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)
[redacted]　23:18

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)
[redacted]　23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:　高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)
添付ファイル:　内政送付資料.ZIP (257 KB)

2011年11月30日 22:52

内閣官房副長官室(内政)　高岩様、岩浅様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、
　第1回:　9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
　第2回:10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
　第3回:11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
　第4回:11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
　第5回:11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
　第6回:11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

.....
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100−8968
東京都千代田区永田町1−6−1
TEL:03−5253−2111(内線:[redacted])
E-Mail:[redacted]
.....

メール
予定表
連絡先
タスク